

在籍中保存

2020

(令和2年度)入学生用

大学院研究科便覧

法学研究科
経営学研究科
経済学研究科
理工学研究科
農学研究科
薬学研究科
都市情報学研究科
人間学研究科
総合学術研究科

名城大学

こんなときは？

内容		取扱窓口			参考頁
		天白	ドーム前	八事	
通学	通学定期券の購入について	学務センター (教務)	事務室 (各学部事務窓口)	事務室	51
	暴風警報・災害時の対応	学務センター (学部窓口)	事務室 (各学部事務窓口)		21
身上	現住所の変更、保証人変更・保証人住所の変更	学務センター (教務)	事務室 (各学部事務窓口)		11
	休学・退学・復学の願い出、除籍・復籍	学務センター (学部窓口)	事務室 (各学部事務窓口)		10
証明書	学生旅客運賃割引証（学割証）	学務センター (証明書)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		51
	成績証明書・卒業見込証明書など各種証明書	学務センター (証明書)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		50
	学生証の紛失・再発行について	学務センター (教務)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		51
授業	履修登録、単位・履修相談	学務センター (学部窓口または教職・学芸員)	事務室 (各学部事務窓口)		19
	休講・補講について	学務センター (学部窓口または教職・学芸員)	事務室 (各学部事務窓口)		19
経済	学費振込依頼書の紛失	学務センター (学部窓口)	事務室 (各学部事務窓口)		12
	授業料等の納期延期の相談・申請	学務センター (学部窓口)	事務室 (各学部事務窓口)		12
	奨学金の相談、申請	学務センター (生活支援)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		52
資格	公務員試験対策講座、各種資格講座	キャリアセンター (エクステンショングループ)	キャリアセンター (ドーム前)		45
生活	アルバイト	学務センター (生活支援)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		
	落とし物	学務センター (学生活動)	事務室 (学生支援・キャンパス庶務窓口)		
進路	就職（就職活動）相談	キャリアセンター	キャリアセンター (ドーム前)	45	
相談	学生相談室	保健センター	保健室	保健室	44
	ハラスメントについて				199
その他	インターンシップについて	キャリアセンター	キャリアセンター (ドーム前)	事務室	45
	留学について	国際化推進センター	事務室 (各学部事務窓口)		46

※取扱窓口には、直接出向いて手続きや質問をしてください。

1

INDEX

全研究科共通事項

I. 名城大学の概要	1	IV. 教職課程・学芸員課程	23
1. 名城大学立学の精神	2	1. 教職課程【大学院】	24
2. 学歌	2	2. 学芸員課程【大学院】	35
3. 教育組織	3	V. 科目等履修生・特別聴講生・研究生・特別研究生	37
4. 沿革	4	1. 制度の種類	38
II. 学籍	7	2. 各種制度の概要	38
1. 学生証	8	VI. 学生ポータルサイト、事務の取扱い、各種制度、マナー	39
2. 学籍番号	9	1. 学生ポータルサイト	40
3. 学籍上の氏名	9	2. 事務内容	41
4. 修業年限と在学年限	9	3. 学生への連絡など	49
5. 学籍異動及び懲戒	9	4. 各種証明書の発行	50
6. その他の願・届出	11	5. 奨学金制度	52
7. 学費等	12	6. 定期健康診断の実施	52
III. 教務事項	17	7. 学生教育研究災害傷害保険・医療費補助	53
1. 学期	18	8. 学内で守るべきマナーについて	53
2. 単位制度	18	9. 自動車通学の全面禁止について	53
3. 授業	18	10. 自転車通学（ナゴヤドーム前キャンパス）について	53
4. 履修登録	19	11. バイクや自転車の自己管理について	54
5. 他研究科履修	19	12. 貴重品の盗難防止について	54
6. 単位認定	19	13. ソーシャル・ネットワーキングサービスへの投稿について	54
7. 学業成績	20	14. 学内全面禁煙について	54
8. 学位論文	20	15. 名城大学の環境保全に関わる取り組みについて	54
9. 研究活動における不正行為の防止	20		
10. 暴風警報・災害時の授業	21		
11. 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合	22		
12. 交通機関がストライキを実施している場合の授業	22		

2

研究科事項

法学研究科	59
経営学研究科	67
経済学研究科	75
理工学研究科	83
農学研究科	139
薬学研究科	147
都市情報学研究科	155
人間学研究科	163
総合学術研究科	169

3

学則および関連規程等

1. 名城大学大学院学則（抜粋）	181
2. 名城大学学則（抜粋）	184
3. 教務規程	186
4. 名城大学学位規程	187
5. 大学院科目等履修生要項	189
6. 大学院特別聴講生要項	190
7. 大学院研究生要項	191
8. 大学院特別研究生要項	191
9. 大学院研修生要項	192
10. 学校法人名城大学の設置する 学校の学費等に関する規則 （抜粋）	192
11. 奨学生規程（抜粋）	193
12. その他奨学生	195
13. 学生懲戒規程	197
14. 暴風警報、災害等に伴う授業 及び試験の取扱内規	198
15. 交通機関のストライキ等の 場合の授業及び試験の取扱 内規	198
16. 大規模地震に関する注意情報 の発表及び警戒宣言が発令さ れた場合の授業及び試験の取 扱内規	198
17. 災害に対する心得	198
18. ハラスメントの防止等に 関するガイドライン	199

4

校舎配置図

天白キャンパス	
タワー75	203
共通講義棟南	206
共通講義棟北	208
共通講義棟東	211
研究実験棟Ⅰ	213
研究実験棟Ⅱ	215
研究実験棟Ⅲ	217
天白2号館	219
天白3号館	221
天白4号館	222
天白9号館	224
天白11号館	225
天白12号館	227
天白13号館	228
八事キャンパス	
八事新1号館	229
八事新2号館	232
八事新3号館	235
八事7号館	238
八事学生会館城薬ホール	241
ナゴヤドーム前キャンパス	
ドーム前北館・東館	242
ドーム前西館	244
ドーム前南館	246
春日井（鷹来）キャンパス	
附属農場圃場概略図	248
教育研究館	249

1

全研究科共通事項

I. 名城大学の概要

- 1 名城大学立学の精神
- 2 学歌
- 3 教育組織
- 4 沿革
 - (1) 大学の沿革
 - (2) 大学院の沿革

1 名城大学立学の精神

「穏健中正で実行力に富み、国家、 社会の信頼に値する人材を育成する」

名城大学の礎は、大正15年に開設された名古屋高等理工科講習所に遡り、歴史と伝統を有する総合大学です。昭和42年3月には、産学官各界の支援を得て、学生、父母、教員各位の理解と協力の下、「立学の精神」として本学の設置の意義と目的を改めて明確にし、学内外に公表しました。

「立学の精神」の骨格は『穏健中正』『実行力』『信頼』です。すなわち、『謙虚にものごとの本質をつかみ、節度をわきまえ、豊かな包容力と平衡感覚をもち、実行力も抜群で、誰からも信頼される』そのような人材の育成こそ、本学の目指すところです。

「穏健中正」は、次のように解釈されています。

「**穏**」—— 平和であたたかく、穏やかであること。

「**健**」—— 秩序と調和と確実さをもって、支障なく、力強く前進すること。

「**中**」—— 謙虚にものごとの核心をつかみ、包容力ある立場にあること。

「**正**」—— ものごとに、折り目、けじめをつけ、順逆をわきまえて筋を通すこと。

学校法人名城大学の基本戦略MS-26

本学では、開学100周年（2026年）を目標年とする新たな戦略プラン「Meijo Strategy-2026（通称：MS-26）」を策定し、「学びのコミュニティ」を常に提供し続ける大学を目指します。

〔共有する価値観〕

「生涯学びを楽しむ（Enjoy Learning for Life）」

全ての学生が本学の教育によって「学ぶ楽しさ」に気づき、多様なコミュニティの中で、様々な人や文化と出会い、人生を楽しみながら生涯学び続けて欲しいという願いを込めた言葉です。

〔2026年にめざす将来像〕

「多様な経験を通して、学生が大きく羽ばたく『学びのコミュニティ』を創り広げる」

この将来像は、例えばディバートで仲間と激しい議論を交わしたり、海外からの留学生の意識の高さに驚いたり、昼夜を忘れて共に学ぶ仲間たちと研究に没頭したりする等、キャンパス内外で、様々な人や文化と出会い、お互いに刺激し、大学の学びがますます楽しくなる。そのような多様な経験のできる「学びのコミュニティ」を常に提供し続ける大学を目指します。

2 学歌

河合 逸 治 作詞
信 時 潔 作曲

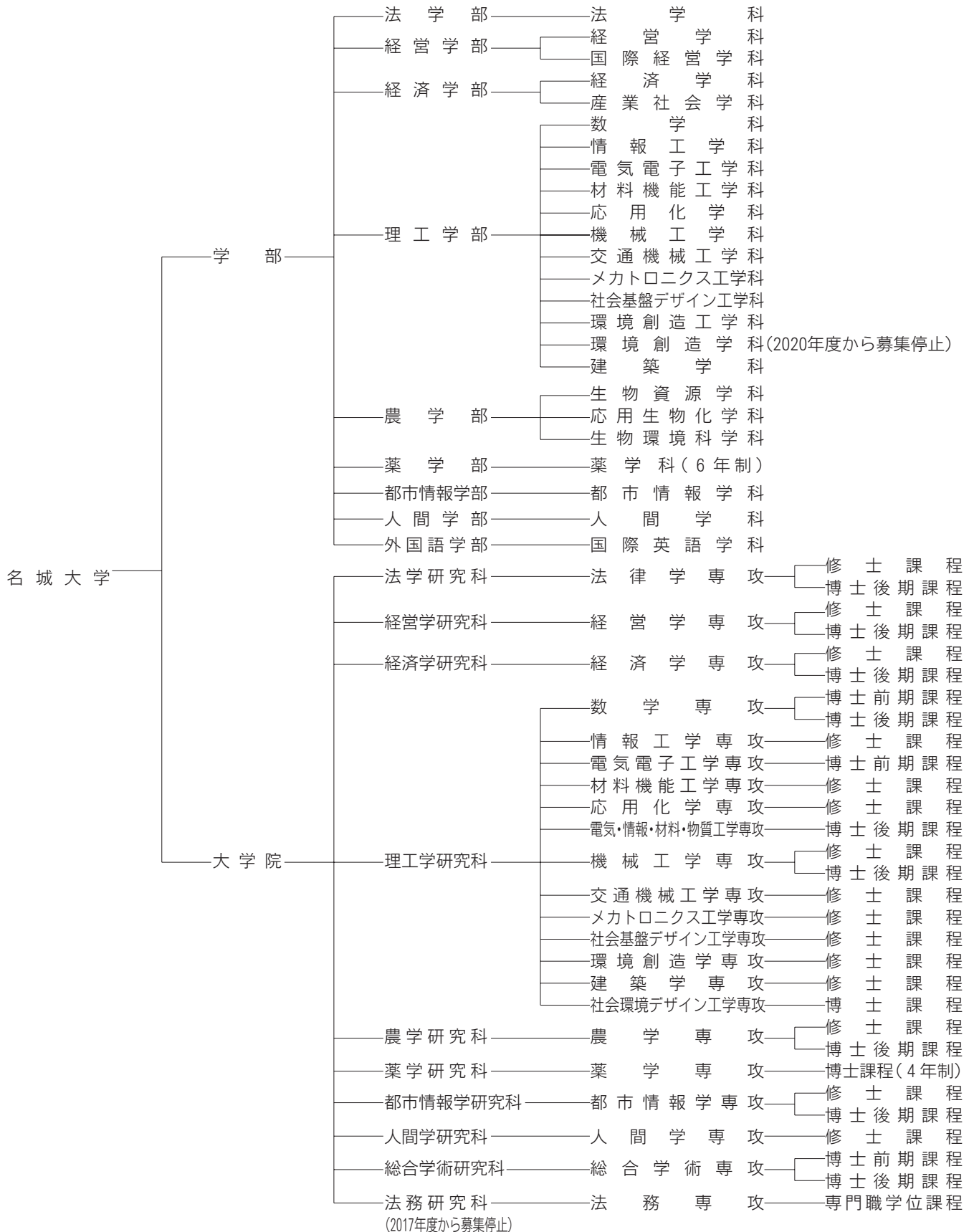
学歌

朝日に白ふ鈴鹿嶺
希望に燃ゆる若人が
学理の泉湧むところ
次代を築く榮になふ
名城 名城 自由の学府
お、名城

力と技を競ひつゝ、
こゝろ理想花と咲く
其の意業天を衝えところ
獅子の王座は我にあり
名城 名城 自由の学府
お、名城

歴史に尚き名城の
文化の精華言ひ経て
真理の道そ踏みとこら
健児の行手先あり
名城 名城 自由の学府
お、名城

3 教育組織



4 沿革

(1) 大学の沿革

大正 15 年 (1926) 5 月	名古屋高等理工科講習所を中区御器所町に開設
昭和 3 年 (1928) 4 月	名古屋高等理工科講習所が、名古屋高等理工科学校〔夜間〕(電気科, 数学科, 物理科, 化学科)として認可, 中区新栄町(東新町校舎)で開校
昭和 8 年 (1933) 1 月	名古屋高等理工科学校に〔夜間〕中等科を設置
昭和 12 年 (1937) 3 月	中区不二見町に校舎移転 名古屋高等理工科学校に中等科〔昼間〕電気工学科・機械工学科,〔夜間〕電気工学科, 機械工学科, 応用化学科高等科の夜間を設置
昭和 17 年 (1942) 4 月	中村区新富町に校舎新設
昭和 21 年 (1946) 10 月	「財団法人名古屋高等理工科学園」を設立
昭和 22 年 (1947) 9 月	名古屋専門学校を設置 (9 月 22 日開校)
昭和 23 年 (1948) 3 月	名古屋専門学校の学則変更により応用物理学科を第一部応用物理学科 (電気分科, 機械分科, 土木分科, 建築分科), 第二部応用物理学科 (電気分科, 機械分科, 土木分科, 建築分科)に変更 第一部数学科, 法政科, 商科, 第二部数学科, 法政科, 商科を設置
昭和 24 年 (1949) 4 月	名城大学開学 商学部第一部, 商学部第二部を設置
昭和 25 年 (1950) 4 月	法商学部第一部 (法学科, 商学科), 法商学部第二部 (法学科, 商学科), 理工学部第一部 (数学科, 電気工学科, 機械工学科, 建設工学科), 理工学部第二部 (数学科, 電気工学科, 機械工学科, 建設工学科), 農学部 (農学科)を設置 (商学部第一部, 商学部第二部は廃止) 短期大学部 (商経科第一部, 商経科第二部)を設置
昭和 26 年 (1951) 3 月	組織変更により「学校法人名城大学」を設立
4 月	教職課程部を設置
昭和 29 年 (1954) 2 月	薬学部薬学科を設置
3 月	短期大学部に電気科第一部, 機械科第一部を設置
昭和 30 年 (1955) 12 月	薬学部を駒方校舎から八事校舎に移転
昭和 40 年 (1965) 4 月	薬学部に製薬学科, 理工学部一部に交通機械学科を設置
12 月	大学本部, 第一法商学部, 大学院商学研究科, 短期大学部商経科第一部を駒方校舎から天白校舎に移転
昭和 42 年 (1967) 4 月	法学部一部法学科, 法学部二部法学科, 商学部一部商学科, 商学部二部商学科を設置 (第一法商学部, 第二法商学部は廃止)
昭和 43 年 (1968) 12 月	農学部が鷹来校舎から天白校舎に移転
昭和 44 年 (1969) 3 月	短期大学部電気科, 機械科第一部・第二部を廃止
昭和 47 年 (1972) 4 月	農学部に農芸化学科を設置
昭和 48 年 (1973) 4 月	理工学部一部に土木工学科, 建築学科, 理工学部二部に交通機械学科, 土木工学科, 建築学科を設置 (理工学部一部建設工学科, 理工学部二部建設工学科は募集停止)
昭和 51 年 (1976) 3 月	商学部一部に経済学科を設置, 短期大学部商経科第二部を廃止
昭和 52 年 (1977) 4 月	商学部第二部が中村校舎から天白校舎へ移転
昭和 61 年 (1986) 2 月	理工学部一部・二部電気工学科の名称を理工学部一部・二部電気電子工学科に変更
平成 7 年 (1995) 4 月	岐阜県可児市に可児キャンパスを開設, 都市情報学部都市情報学科を設置
平成 8 年 (1996) 4 月	薬学部医療薬学科, 薬学科を設置 (薬学部薬学科・製薬学科は募集停止)
平成 11 年 (1999) 4 月	法学部法学科, 応用実務法学科を設置 (法学部一部法学科・法学部二部法学科は募集停止) 農学部生物資源学科, 応用生物化学科を設置 (農学部農学科・農芸化学科は募集停止) 商学部一部・理工学部一部に昼夜開講制導入による収容定員増 (商学部二部商学科・理工学部二部数学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 交通機械学科, 土木工学科, 建築学科は募集停止) 商学部一部・理工学部一部の名称を商学部・理工学部に変更
平成 12 年 (2000) 4 月	経営学部経営学科, 国際経営学科及び経済学部経済学科, 産業社会学科を設置 (商学部商学科, 経済学科は募集停止) 理工学部数学科, 情報科学科, 電気電子工学科, 材料機能工学科, 機械システム工学科, 交通科学科, 建設システム工学科, 環境創造学科, 建築学科を設置 (理工学部機械工学科, 交通機械学科, 土木工学科は募集停止) 短期大学部情報国際科を設置 (短期大学部商経科は募集停止)
平成 15 年 (2003) 4 月	人間学部人間学科を設置 (短期大学部情報国際科は募集停止)
5 月	薬学部薬学科及び製薬学科を廃止
平成 16 年 (2004) 4 月	理工学部情報工学科設置 (理工学部情報科学科は募集停止)
平成 17 年 (2005) 4 月	農学部生物環境科学科を設置
7 月	短期大学部を廃止
平成 18 年 (2006) 4 月	薬学部薬学科 (6 年制) を設置 (薬学部医療薬学科, 薬学科 (4 年制) は募集停止)
5 月	商学部二部商学科, 理工学部一部数学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 交通機械学科, 土木工学科, 建築学科, 農学部農学科, 農芸化学科を廃止
11 月	商学部商学科及び経済学科を廃止
平成 19 年 (2007) 5 月	法学部二部法学科, 理工学部二部数学科, 電気電子工学科, 機械工学科, 交通機械学科, 土木工学科, 建築学科を廃止
平成 20 年 (2008) 4 月	商学部一部商学科及び経済学科を廃止
6 月	法学部一部法学科を廃止
平成 23 年 (2011) 4 月	理工学部交通科学科を交通機械工学科に名称変更
5 月	理工学部情報科学科を廃止

平成 24 年 (2012) 5 月	薬学部医療薬学科・薬学科 (4 年制) を廃止
平成 25 年 (2013) 4 月	理工学部応用化学科及びメカトロニクス工学科を設置 理工学部機械システム工学科を機械工学科に、理工学部建設システム工学科を社会基盤デザイン工学科に名称変更
平成 28 年 (2016) 4 月	東区にナゴヤドーム前キャンパスを開設、外国語学部国際英語学科を設置 法学部応用実務法学科を募集停止
平成 29 年 (2017) 4 月	人間学部人間学科を天白キャンパスからナゴヤドーム前キャンパスに移転 都市情報学部都市情報学科を可児キャンパスからナゴヤドーム前キャンパスに移転
令和 2 年 (2020) 4 月	理工学部環境創造工学科を設置 (理工学部環境創造学科は募集停止)

(2) 大学院の沿革

昭和 29 年 (1954) 4 月	商学研究科商学専攻修士課程を設置
昭和 41 年 (1966) 4 月	薬学研究科薬学専攻修士課程を設置
昭和 42 年 (1967) 4 月	法学研究科法律学専攻修士課程を設置
昭和 44 年 (1969) 4 月	法学研究科法律学専攻に博士後期課程を設置
昭和 46 年 (1971) 4 月	薬学研究科薬学専攻に博士後期課程を設置
昭和 48 年 (1973) 4 月	農学研究科農学専攻修士課程を設置
昭和 51 年 (1976) 4 月	農学研究科農学専攻に博士後期課程を設置
昭和 52 年 (1977) 4 月	工学研究科電気工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻修士課程を設置
昭和 61 年 (1986) 4 月	工学研究科電気工学専攻を工学研究科電気電子工学専攻に名称変更
平成 2 年 (1990) 4 月	工学研究科に機械工学専攻修士課程を設置
平成 4 年 (1992) 4 月	工学研究科機械工学専攻に博士後期課程、工学研究科に建設工学専攻博士課程を設置
平成 5 年 (1993) 4 月	工学研究科電気電子工学専攻に博士後期課程、工学研究科に数学専攻修士課程を設置 工学研究科を大学院理工学研究科に名称変更
平成 7 年 (1995) 4 月	商学研究科商学専攻に博士後期課程、理工学研究科数学専攻に博士後期課程を設置
平成 8 年 (1996) 4 月	薬学研究科医療薬学専攻修士課程、薬学専攻博士前期課程を設置 (薬学専攻修士課程は募集停止)
平成 11 年 (1999) 4 月	都市情報学研究科都市情報学専攻修士課程を設置
平成 12 年 (2000) 4 月	経済学研究科経済学専攻修士課程を設置
平成 13 年 (2001) 4 月	経営学研究科経営学専攻修士課程を設置 (商学研究科商学専攻修士課程は募集停止) 都市情報学研究科都市情報学専攻に博士後期課程を設置
平成 14 年 (2002) 4 月	総合学術研究科総合学術専攻博士前期課程、後期課程を設置 理工学研究科数学専攻、電気電子工学専攻博士前期課程及び情報科学専攻、材料機能工学専攻、機械システム工学専攻、交通科学専攻、建設システム工学専攻、環境創造学専攻、建築学専攻修士課程を設置 (理工学研究科数学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻、建築学専攻修士課程は募集停止) 経済学研究科経済学専攻博士後期課程を設置
平成 15 年 (2003) 4 月	経営学研究科経営学専攻博士後期課程を設置 (商学研究科商学専攻博士後期課程は募集停止) 薬学研究科臨床薬学専攻修士課程及び生命薬学専攻修士課程を設置 (薬学研究科医療薬学専攻修士課程及び薬学専攻博士前期課程は募集停止)
平成 16 年 (2004) 4 月	法務研究科法務専攻専門職学位課程を設置 理工学研究科電気電子工学専攻博士後期課程を理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻博士後期課程に、理工学研究科建設工学専攻博士課程を理工学研究科社会環境デザイン工学専攻博士課程に名称変更 7 月 薬学研究科医療薬学専攻修士課程及び薬学専攻博士前期課程を廃止
平成 17 年 (2005) 5 月	理工学研究科数学専攻、電気電子工学専攻、機械工学専攻、土木工学専攻及び建築学専攻修士課程を廃止
平成 18 年 (2006) 4 月	大学・学校づくり研究科修士課程を設置
平成 19 年 (2007) 12 月	商学研究科商学専攻修士課程及び博士後期課程を廃止
平成 20 年 (2008) 4 月	理工学研究科情報科学専攻修士課程を情報工学専攻修士課程に名称変更
平成 22 年 (2010) 4 月	薬学研究科臨床薬学専攻修士課程及び生命薬学専攻修士課程を募集停止
平成 23 年 (2011) 4 月	人間学研究科人間学専攻修士課程を設置
5 月	薬学研究科臨床薬学専攻修士課程及び生命薬学専攻修士課程を廃止
平成 24 年 (2012) 4 月	薬学研究科薬学専攻博士課程 (4 年制課程) を設置 (薬学研究科薬学専攻博士後期課程は募集停止)
平成 27 年 (2015) 1 月	薬学研究科薬学専攻博士後期課程を廃止
4 月	理工学研究科交通科学専攻修士課程を理工学研究科交通機械工学専攻修士課程に名称変更
平成 28 年 (2016) 4 月	大学・学校づくり研究科修士課程を募集停止
平成 29 年 (2017) 3 月	大学・学校づくり研究科修士課程を廃止
4 月	理工学研究科応用化学専攻修士課程、メカトロニクス工学専攻修士課程を設置 理工学研究科機械システム工学専攻修士課程を理工学研究科機械工学専攻修士課程に、理工学研究科建設システム工学専攻修士課程を理工学研究科社会基盤デザイン工学専攻修士課程に名称変更 人間学研究科人間学専攻修士課程を天白キャンパスからナゴヤドーム前キャンパスに移転 都市情報学研究科都市情報学専攻修士課程及び博士後期課程を可児キャンパスからナゴヤドーム前キャンパスに移転 法務研究科法務専攻専門職学位課程を募集停止
平成 31 年 (2019) 4 月	理工学研究科電気電子・情報・材料工学専攻博士後期課程を理工学研究科電気・情報・材料・物質工学専攻博士後期課程に名称変更

Ⅱ. 学 籍

1 学生証

- (1) 更新
- (2) 学生証の提示
- (3) 記載事項の変更
- (4) 学生証の返還
- (5) その他

2 学籍番号

3 学籍上の氏名

4 修業年限と在学年限

5 学籍異動及び懲戒

- (1) 学籍異動の種類とその手続きなど
【休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍】
- (2) 休学時の上級年次への進級（年次進行）について
- (3) 懲戒

6 その他の願・届出

7 学費等

- (1) 振込用紙の送付
- (2) 授業料等の納入方法
- (3) 授業料等の納入期限
- (4) 授業料等の納入期限の延期措置
- (5) 授業料等の納入と試験の関係
- (6) 学費等の額
- (7) 休学者の在籍料
- (8) 復籍
- (9) 再入学

Ⅱ 学 籍

1 学生証

学生証は本学学生としての身分を証明する大切なものです。修了、退学、除籍により本学学生の身分を離れるまで、継続して使用します。紛失、盗難、汚損などがないように取り扱いには細心の注意を払うとともに次の事項に留意し、常に携帯してください。学生証はICカードです。

(1) 更新

裏面に「更新確認シール」が貼付されていない学生証は無効です。毎年度新しいシールを在学生ガイダンスで交付しますので、学生証裏面に貼付してください（有効期限1年間、毎年度3月末まで有効）。

(2) 学生証の提示

次の場合は、必ず提示しなければなりません。

- 1) 試験を受けるとき。
- 2) 図書館に入館するとき、また図書を借りるとき。（ナゴヤドーム前キャンパス図書館は退館時も提示が必要です）
- 3) 情報処理教室等、学内施設を利用するとき。
- 4) 各種証明書、通学証明書、学生旅客運賃割引証（学割証）等の発行を求めるとき。また、それらを使用して乗車・乗船した際に係員から提示を求められたとき。
- 5) 学生貸出し物品の貸出しを受けるとき。
- 6) 本大学教職員から提示を求められたとき。

(3) 記載事項の変更

氏名、住所など記載事項に変更が生じた場合は、許可なく抹消したり改めたりせず、学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）に届け出てください。

(4) 学生証の返還

次の事項のいずれかに該当する場合は、直ちに返還しなければなりません。

- 1) 修了、退学、除籍により本学学生の身分を離れたとき。
- 2) 再交付後に、旧学生証が見つかったとき。あるいはカード不良による無料交換のとき（旧学生証を返還）。

(5) その他

- 1) 紛失した場合または盗難にあった場合は、直ちに最寄りの警察へ届け出るとともに、学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）で再交付の手続きをしてください（51ページ（2）参照）。
- 2) 裏面の更新確認シールは、端がめくれれたり、カードからはみ出していたりすると、機械読み取り時にトラブルが発生します。状態不良のシールは取り替えますので学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）に申し出てください。
- 3) 他人に貸与または、譲渡してはなりません。

学 生 証
(おもて)



(うら：更新確認シール)

学籍番号							
フリガナ							
氏名						学年	年次
住所							
通学区間	～			～			
通学定期発行控	発行年月日	期間	発行駅	発行年月日	期間	発行駅	
		ヵ月			ヵ月		
		ヵ月			ヵ月		
期限	令和3年3月31日まで有効						

2 学籍番号

入学時に、各人に学籍番号（9ケタ）が付与されます。この学籍番号は、学籍異動がない限り、在籍中はもとより修了後も不変の本人固有の番号です。履修登録、試験および各種の提出書類などは、この学籍番号によって識別のうえ処理されますので、正確に記憶してください。学籍番号は次のような構成になっています。

(例)

法学研究科法律学専攻 2020年度（令和2年度）入学 個人番号1番の学生

入学年度	研究科等	専攻	個人番号
西暦の下2桁	00 所属なし	00 識別不要	3 桁
	31 法学研究科	01 法律学専攻	
	32 経営学研究科	11 経営学専攻	
	33 経済学研究科	21 経済学専攻	
	34 理工学研究科	25 数学専攻 26 情報工学専攻 27 電気電子工学専攻 28 材料機能工学専攻 29 応用化学専攻 30 機械工学専攻 31 交通機械工学専攻 32 メカトロニクス工学専攻 33 社会基盤デザイン工学専攻 34 環境創造学専攻 35 建築学専攻 41 電気・情報・材料・物質工学専攻 43 社会環境デザイン工学専攻 51 数学専攻 53 機械工学専攻	
	35 農学研究科	61 農学専攻	
	43 薬学研究科	31 薬学専攻（4年制）	
	37 都市情報学研究科	81 都市情報学専攻	
	38 総合学術研究科	91 総合学術専攻	
	42 人間学研究科	20 人間学専攻	

3 学籍上の氏名

学籍上の氏名は、入学手続きに本人が届け出たもの（住民票記載事項証明書に記載された戸籍上の氏名、外国籍の学生は住民票記載事項証明書や在留カードに記載された本名または通称名の一方）とします。なお、電算処理の関係上、表示不可能な漢字がありますので、ご了承ください。

本大学が交付する書類はこれに基づき取り扱いますので、届け出後に変更が生じた場合は、学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）に届け出てください。

※外国人留学生：カナ氏名で登録します。各種証明書は英字氏名で発行します。学位記については、修了年次に本人の届出をもとに在留カードやパスポートなどで確認し、漢字氏名または英字氏名等で発行します。

4 修業年限と在学年限

修士課程（博士前期課程）の標準修業年限は2年とし、4年を超えて在学することはできません。

博士後期課程・専門職学位課程の標準修業年限は3年とし、6年を超えて在学することはできません。ただし、薬学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、8年を超えて在学することはできません。

5 学籍異動及び懲戒

学籍異動については、学則第7章および教務規程第5章に規定されており、これらの願出の条件・手続方法などに関しては、次のとおりです。

(1) 学籍異動の種類とその手続きなど【休学・復学・退学・再入学・除籍・復籍】

種類	願い出の条件・手続きなどに関する所要事項		備 考
休学	要 旨	病気、その他やむを得ない理由により、3ヶ月以上出席することが困難となり、許可を得て一時的に就学の状態から離れることをいいます。	1 休学中は在籍料を必要とします。 2 在籍料を納入しない者は、除籍対象者として措置します。 3 在籍料については、後述の『休学者の在籍料』(16ページ)を参照してください。
	休学期間	①願い出の日から、1年以内としています。ただし、特別の理由がある場合は、更に引き続き1年を限度として休学することができます(連続は2年を限度)。 ②休学期間は、通算して修士(博士前期)課程は2年、博士(博士後期)課程・専門職学位課程は3年を超えることはできません。ただし、薬学研究科博士課程においては、4年を超えることができません。 ③休学期間は、修業年限および在学年限に算入しません。	
	手 続 き	①休学しようとする場合は、その理由が生じたときから1ヶ月以内に所定の 休学願 に理由を具体的かつ明確に記入し、本人・保証人連署のうえ、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで願い出てください(宛名は研究科長)。なお、病気・けがの場合は、医師の診断書等を添付してください。 ②休学期間の延長の許可を受ける場合は、あらためて 休学願 を提出してください。 ※研究科によっては、 休学願 を提出する前に指導教員またはクラス担任との面談を課しているところがあります。	
	手続き期限	前期は7月10日、後期は12月10日までとします。	
	添付書類等	医師の診断書 ※病気・けがによる休学の場合のみ	
復学	要 旨	休学期間内において、休学の理由がなくなった者または休学期間を経過した者が、許可を得て、再度、就学の状態に復することをいいます。	
	手 続 き	①復学しようとする場合は、所定の 復学願 にその理由を具体的かつ明確に記入し、本人・保証人連署のうえ、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで願い出てください(宛名は研究科長)。 ②病気・けがによって休学していた場合は、復学しても支障ない旨の医師の診断書を添付してください。 ※研究科によっては、 復学願 を提出する前に指導教員またはクラス担任との面談を課しているところがあります。	
	復学の時期	各学期(前期または後期)の始めからとします。	
	添付書類等	復学しても支障ない旨の医師の診断書 ※病気・けがによる休学の場合のみ	
退学	要 旨	病気、その他やむを得ない理由により、就学の継続が困難となった者または就学の意思がなくなった者が、許可を得て就学の状態から全く離れることをいいます。	1 大学院学則第37条に規定する懲戒処分による退学者は、この限りではありません。 2 学生証を返還してください。
	手 続 き	退学しようとする場合は、所定の 退学願 にその理由を具体的かつ明確に記入し、本人・保証人連署のうえ、学生証を添付して、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで願い出てください(宛名は学長)。 ※研究科によっては、 退学願 を提出する前に指導教員またはクラス担任との面談を課しているところがあります。	
	退学日付	既納の授業料等の有効期間内で、所属研究科委員会が指定する日とします。	
	手続き期限	前期は7月10日、後期は12月10日までとします。	
	添付書類等	医師の診断書 ※病気・けがによる退学の場合のみ	
再入学	要 旨	病気、その他やむを得ない理由により本大学を退学した者が、許可を得て、再度、就学の状態に復することをいいます。ただし、再入学の理由が正当と認められ、定員に余裕がある場合に限り許可されます。	1 対象者は、学則第35条により退学した者に限ります。 2 退学時に在学年限を満たしていた場合は、受け付けできません。 3 再入学者の入学金については、後述の『再入学』(16ページ)を参照してください。
	出願期間	退学した翌日から退学した日の5年後の日の属する年度の末日までとする。	
	手 続 き	①再入学しようとする場合は、所定の 再入学願 にその理由を具体的かつ明確に記入し、本人・保証人連署のうえ、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで願い出てください(宛名は学長)。 ②病気・けがによって退学した場合は、再入学しても支障ない旨の医師の診断書を添付してください。	
	再入学の時期	翌年度の始めからとします。	
	入学金等	再入学が許可された者は、入学金および授業料等を本学が指定する期日までに納入しなければなりません。	
添付書類等	再入学しても支障ない旨の医師の診断書 ※病気・けがによる退学の場合のみ		
除籍	要 旨	次の各号に該当する者を、所属研究科委員会の議を経て、学籍から除くことをいいます。	1 ④の理由で除籍になった者のうち入学手続完了者で年度始めに学生証を受領しない者の除籍の日付は、4月30日とします。 2 学生証を返還してください。
	対象項目	①所定の在学年限(修士(博士前期)課程4年、博士後期課程・専門職学位課程6年、薬学研究科博士課程8年)を超えた者 〔前年度3月31日付〕 ②休学期間を超えてなお修学できない者 〔前年度3月31日付〕 〔9月13日付〕 ③学費等を納入しない者 ・前期分授業料等未納者 〔前年度3月31日付〕 〔9月13日付〕 ・後期分授業料等未納者 〔前年度3月31日付〕 〔9月13日付〕 ④その他成業の見込みがないと認められる者 〔前年度3月31日付〕	
	除籍日付	既納の授業料等の有効期間内で、所属研究科委員会が指定する日としますが、おむね、上記〔 〕内の日付になります。	

種類	願い出の条件・手続きなどに関する所要事項		備 考
復籍	要 旨	除籍措置になった者が、許可を得て、学籍を復活し、再び就学の状態に復することをいいます。ただし、復籍の理由が正当と認められ、定員に余裕がある場合に限り許可されます。	1 除籍になった理由によっては、復籍できないことがあります。詳しくは、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。 2 復籍料については、後述の『復籍』(16ページ)を参照してください。 3 除籍時に在学年限を満たしていた場合は受け付けできません。
	出 願 期 間	除籍された日の翌日から除籍された日の5年後の日の属する年度の末日までとする。	
	手 続 き	復籍しようとする場合は、所定の「復籍願」にその理由を具体的かつ明確に記入し、本人・保証人連署のうえ、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで願い出てください(宛名は学長)。	
	復 籍 の 時 期	翌年度の始めからとします。	
	復 籍 料 等	復籍が許可された者は、復籍料および授業料等を本学が指定する期日までに納入しなければなりません。	

※1. 既納の学費等の有効期間とは、次のとおりです。

- ・前期分 4月1日から9月13日まで
- ・後期分 9月14日から翌年3月31日まで

※2. 休学、復学、退学、再入学または復籍が許可された者、あるいは、除籍措置(学生証未受領および死亡除籍の場合を除く)に付された者には、その旨を本人または保証人宛てに文書で通知します。

※3. 経済的事情などによって、やむを得ず退学しなければならないときは、援助ができる場合もありますので、手続きを開始する前に、まず、学務センター【生活支援】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。

(2) 休学時の上級年次への進級(年次進行)について

進級する基準に、「同一年次を通算で1年間(2学期分)在学」があります。

ただし、本大学院学則では「本大学院の学年・学期及び休業日は、本大学学則第12条、第13条及び第14条の規定を準用する」(第10条)こととし、本大学学則第12条には「学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。」と定められていますので、進級時期は4月1日のみとなります。

このため、過去の休学により、前期末時点で「同一年次を通算で1年間(2学期分)在学」の基準を満たしていても、翌年4月1日にならないと進級できませんのでご注意ください。

退学・除籍後の再入学・復籍者についても、同様に取り扱いをいたします。

なお、秋季入学者については、学年は後期開始日に始まっているため、進級時期は後期開始日のみとなります。

(3) 懲戒

本大学には、教育研究環境を良好に保ち、学内の秩序を維持するために必要最小限のきまりとして学則をはじめとする種々の規則があります。本学学生がこれらの規則に違反、または学生としての本分に反する行為を行った場合は、別に定めるところにより、所属研究科委員会の議を経て、学長が懲戒することになります。懲戒の種類は、退学、停学および訓告の3種類となっており、懲戒退学は、次の2項目のいずれかに該当する者に対して行い、再入学はできないことになっています。

- 1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 2) 本大学の秩序を乱し、その他、学生としての本分に著しく反した者

なお、試験時における不正行為者に対しても厳重に処分されます。

6 その他の願・届出

教務に関係した願または届出には、おおむね、下記のものがあり、理由が生じたときは、必要な書類などを添付して、速やかに願または届出などをしてください。

なお、休学、復学、退学、再入学、復籍など学籍異動に伴う手続き方法等に関しては、前述の『学籍異動の種類とその手続き』(10~11ページ)を参照するとともに、詳しくは学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。

願・届出の種類	添付書類など	提出先
授業料等納期延期願	納期延期の理由を証する書類(災害などの場合は公的機関発行の罹災証明書、病気・けがの場合は医師の診断書)。	学務センター【研究科窓口】 (八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)
変更届 1. 現住所・電話番号 2. 保証人・学費負担者 3. 本籍(国籍) 4. 氏名	氏名の変更の場合は戸籍抄本。 本籍(国籍)の変更の場合は、住民票記載事項証明書等。	学務センター【教務】 (八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)

※所定の願または届出の用紙(変更届を除く)は、それぞれ学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で交付します。

※学生生活または課外活動に伴う願・届出に関しては、学務センター【学生活動】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)にお問い合わせください。

7 学費等

授業料等は、毎年次、前期・後期の学期ごとに納めてください。

(1) 振込用紙の送付

新入学生の後期分学費振込依頼書は、**7月末まで**に送付します。**2年目以降は、毎年4月上旬に前期分・後期分を年に1回まとめて送付**します。

※学費振込依頼書が届かない、または紛失をした場合は、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)まで申し出てください。

(2) 授業料等の納入方法

- 1) 金融機関(銀行・信用金庫・信用組合・農協・ゆうちょ銀行)からお振込みください。
- 2) 「学費振込金(兼手数料)受取書」は、振込金融機関の出納印をもって本学領収書に代えますので、大切に保管してください。
- 3) 振込手数料は各自ご負担ください(学費から差し引かないでください)。

※前期分と後期分は一括で納入できます。後期分を後日に納入される場合は、学費振込依頼書を大切に保管してください。

(3) 授業料等の納入期限

- ・前期分 5月10日
- ・後期分 10月10日

(4) 授業料等の納入期限の延期措置

学費負担者が不慮の事故または災害等に遭うなどの状態が発生し、やむを得ない経済的事情により期限内に授業料等の納入ができないときは、その納入期限を延期することが認められる場合があります。詳しくは学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。

- 1) 授業料等の納入期限の延期は、原則として、1ヶ月以内とします。
- 2) 納入期限の延期を認められた者の納入期限は、延期を認められた日までとします。

※授業料等を期限までに納入しなかった者で「授業料等納期延期願」の手続きをとらなかった場合は、除籍対象者として措置します。除籍になりますと、少なくとも翌年度まで復籍することができませんので注意してください。

(5) 授業料等の納入と試験の関係

授業料等を納入期限までに納入しなかった者は、試験を受けることができません(教務規程第10条)。
また、受験した場合は、試験が無効となりますので注意してください(学費等に関する規則第12条)。

(6) 学費等の額 (2020年度入学生)

留年した場合の学費の額は、該当年度の授業料・実験実習費・施設費相当額です。

修士 (博士前期) 課程

(単位: 円)

学 年	納 入 期 限	学 費	法学研究科	理工学研究科	農学研究科	都市情報学研究科	人間学研究科	総合学術研究科
			経営学研究科 経済学研究科					
1 年 次	入 学 手 続 時 後 期	入 学 金	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
		授 業 料	265,000	320,000	310,000	345,000	290,000	350,000
		実 験 実 習 費	—	60,000	60,000	—	—	—
		施 設 費	40,000	50,000	50,000	50,000	40,000	50,000
		小 計	435,000	560,000	550,000	525,000	460,000	530,000
		授 業 料	265,000	320,000	310,000	345,000	290,000	350,000
		実 験 実 習 費	—	60,000	60,000	—	—	—
施 設 費	40,000	50,000	50,000	50,000	40,000	50,000		
小 計	305,000	430,000	420,000	395,000	330,000	400,000		
年額合計			740,000	990,000	970,000	920,000	790,000	930,000
2 年 次	前 期 後 期	授 業 料	265,000	320,000	310,000	345,000	290,000	350,000
		実 験 実 習 費	—	60,000	60,000	—	—	—
		施 設 費	40,000	50,000	50,000	50,000	40,000	50,000
		小 計	305,000	430,000	420,000	395,000	330,000	400,000
		授 業 料	265,000	320,000	310,000	345,000	290,000	350,000
		実 験 実 習 費	—	60,000	60,000	—	—	—
		施 設 費	40,000	50,000	50,000	50,000	40,000	50,000
小 計	305,000	430,000	420,000	395,000	330,000	400,000		
年額合計			610,000	860,000	840,000	790,000	660,000	800,000
2年間合計			1,350,000	1,850,000	1,810,000	1,710,000	1,450,000	1,730,000

修士 (博士前期) 課程の社会人で長期履修制度の申請が承認された学生用

(単位: 円)

学 年	納 入 期 限	学 費	法学研究科		理工学研究科		農学研究科		都市情報学研究科		人間学研究科		総合学術研究科			
			経営学研究科	経済学研究科	3年修了	4年修了	3年修了	4年修了	3年修了	4年修了	3年修了	4年修了	3年修了	4年修了	3年修了	4年修了
1 年 次	入 学 手 続 時 後 期	入 学 金	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000		
		授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—	—		
		施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000		
		小 計	350,000	307,500	433,000	369,500	426,500	365,000	410,000	352,500	366,500	320,000	413,000	354,500		
		授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—	—		
施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000				
小 計	220,000	177,500	303,000	239,500	296,500	235,000	280,000	222,500	236,500	190,000	283,000	224,500				
年額合計			570,000	485,000	736,000	609,000	723,000	600,000	690,000	575,000	603,000	510,000	696,000	579,000		
2 年 次	前 期 後 期	授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—			
		施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000		
		小 計	220,000	177,500	303,000	239,500	296,500	235,000	280,000	222,500	236,500	190,000	283,000	224,500		
		授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—	—		
		施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000		
小 計	220,000	177,500	303,000	239,500	296,500	235,000	280,000	222,500	236,500	190,000	283,000	224,500				
年額合計			440,000	355,000	606,000	479,000	593,000	470,000	560,000	445,000	473,000	380,000	566,000	449,000		
3 年 次	前 期 後 期	授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—			
		施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000		
		小 計	220,000	177,500	303,000	239,500	296,500	235,000	280,000	222,500	236,500	190,000	283,000	224,500		
		授 業 料	190,000	152,500	223,000	174,500	216,500	170,000	242,000	190,500	206,500	165,000	245,000	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	42,000	33,000	42,000	33,000	—	—	—	—	—	—		
		施 設 費	30,000	25,000	38,000	32,000	38,000	32,000	38,000	32,000	30,000	25,000	38,000	32,000		
小 計	220,000	177,500	303,000	239,500	296,500	235,000	280,000	222,500	236,500	190,000	283,000	224,500				
年額合計			440,000	355,000	606,000	479,000	593,000	470,000	560,000	445,000	473,000	380,000	566,000	449,000		
4 年 次	前 期 後 期	授 業 料	—	152,500	—	174,500	—	170,000	—	190,500	—	165,000	—	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	—	33,000	—	33,000	—	—	—	—	—			
		施 設 費	—	25,000	—	32,000	—	32,000	—	32,000	—	25,000	—	32,000		
		小 計	—	177,500	—	239,500	—	235,000	—	222,500	—	190,000	—	224,500		
		授 業 料	—	152,500	—	174,500	—	170,000	—	190,500	—	165,000	—	192,500		
		実 験 実 習 費	—	—	—	33,000	—	33,000	—	—	—	—	—			
		施 設 費	—	25,000	—	32,000	—	32,000	—	32,000	—	25,000	—	32,000		
小 計	—	177,500	—	239,500	—	235,000	—	222,500	—	190,000	—	224,500				
年額合計			—	355,000	—	479,000	—	470,000	—	445,000	—	380,000	—	449,000		
合 計			1,450,000	1,550,000	1,948,000	2,046,000	1,909,000	2,010,000	1,810,000	1,910,000	1,549,000	1,650,000	1,828,000	1,926,000		

(注) 在学期間を短縮した場合は、短縮した年数の学費総額との差額を納入してください。

学 年	納入 期限	学 費	法学研究科 経営学研究科 経済学研究科	理工学研究科	農学研究科	都市情報学研究科	薬学研究科	総合学術研究科	
1 年次	入学 手続時	入学 手続締切日	入学金	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000	130,000
			授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000	350,000
			実験実習費	—	60,000	60,000	—	60,000	—
			施設費	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
			小計	435,000	560,000	550,000	525,000	560,000	530,000
	後 期	10 月10 日	授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000	350,000
			実験実習費	—	60,000	60,000	—	60,000	—
			施設費	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
			小計	305,000	430,000	420,000	395,000	430,000	400,000
	年額合計			740,000	990,000	970,000	920,000	990,000	930,000
2 年次	前 期	5 月10 日	授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000	350,000
			実験実習費	—	60,000	60,000	—	60,000	—
			施設費	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
			小計	305,000	430,000	420,000	395,000	430,000	400,000
	後 期	10 月10 日	授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000	350,000
			実験実習費	—	60,000	60,000	—	60,000	—
			施設費	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
			小計	305,000	430,000	420,000	395,000	430,000	400,000
	年額合計			610,000	860,000	840,000	790,000	860,000	800,000
	3 年次	前 期	5 月10 日	授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000
実験実習費				—	60,000	60,000	—	60,000	—
施設費				40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
小計				305,000	430,000	420,000	395,000	430,000	400,000
後 期		10 月10 日	授業料	265,000	320,000	310,000	345,000	320,000	350,000
			実験実習費	—	60,000	60,000	—	60,000	—
			施設費	40,000	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
			小計	305,000	430,000	420,000	395,000	430,000	400,000
年額合計			610,000	860,000	840,000	790,000	860,000	800,000	
4 年次		前 期	5 月10 日	授業料					320,000
	実験実習費							60,000	
	施設費							50,000	
	小計							430,000	
	後 期	10 月10 日	授業料					320,000	
			実験実習費					60,000	
			施設費					50,000	
			小計					430,000	
	年額合計							860,000	
	3年間 （薬学研究科は4年間） 合計			1,960,000	2,710,000	2,650,000	2,500,000	3,570,000	2,530,000

(7) 休学者の在籍料

休学が許可された者は、在籍料を納入しなければなりません。学費振込依頼書を送付しますので、納入期限までにお振込みください。ただし、入学直後の休学（4月1日付け入学の場合は前期終了時まで）については、学費を返金しませんので在籍料の納入は必要ありません。

在籍料（半期）	30,000円
---------	---------

※在籍料の減額措置

経済的事情により在籍料の納入が極度に困難である者に対しては、在籍料の減額が認められる場合がありますので、学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）で相談してください。

『経済的事情により、納入が極度に困難であると認められる者』とは、次に該当する事情が発生し、経済的に困窮している者に限ります。

- 1) 地震その他不慮の事故により、世帯主が死亡または負傷により長期療養が必要であるとき。
- 2) 地震その他不慮の事故により、家屋等に被害を受け、その復旧が必要であるとき。
- 3) 事業所の破産等で、世帯主がその生計を維持するための所得が得られなくなり、他にそれに代わる所得が得られる見込みがないとき。
- 4) 本人または生計を共にする者が、疾病または負傷により長期療養が必要であるとき。

願書に添付する証明書のうち、「罹災証明書」は公の機関（居住する地域の役所など）で発行されたもの、「長期療養証明書」は医師が発行した診断書に限ります。

減額が認められた者の在籍料（半期）	10,000円
-------------------	---------

(8) 復籍

復籍料は、復籍する年度の正規の1年次生が納入すべき入学金の2分の1の額とします。

2020年度の場合

復籍料	65,000円
-----	---------

(9) 再入学

1) 再入学者の入学金は、再入学する年度の正規の1年次生の入学金の額とし、授業料等は再入学を許可した研究科の相当学年次の正規の学生と同じ額とします。

2) 特別奨学生（本学卒業等補助奨学生）の対象になります。入学後、入学金の額を奨学金として給付します。（P.195奨学生規程参照）

Ⅲ. 教務事項

1 学期

2 単位制度

3 授業

- (1) 授業時間
- (2) 休講
- (3) 補講
- (4) 授業出席の重要性
- (5) セメスター制度

4 履修登録

- (1) 履修科目を決める際の注意事項
- (2) 履修登録の手順

5 他研究科履修

6 単位認定

7 学業成績

8 学位論文

- (1) 修士論文（修士課程・博士前期課程）
- (2) 博士論文（博士課程・博士後期課程）

9 研究活動における不正行為の防止

- (1) 大学院生として研究活動に取り組む上で、遵守すべき研究倫理
- (2) 研究活動の不正行為
- (3) 参考情報

10 暴風警報・災害時の授業

- (1) 暴風警報の場合
- (2) 災害の場合

11 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合

- (1) 東海地震に関する注意情報が発表された場合の対応
- (2) 東海地震に関する注意情報が発表された後、警戒宣言が発令されなかった場合の対応
- (3) 警戒宣言が発令された場合の対応

12 交通機関がストライキを実施している場合の授業

Ⅲ 教務事項

1 学期

本学の授業は1年を2学期に分けて行われ、それぞれを前期、後期と呼び、前期は4月1日から9月13日まで、後期は9月14日から3月31日までです。

授業には前・後期通して行われるもの（通年開講科目）と前期（前期開講科目）、後期（後期開講科目）で完結するものがあります。また、研究科によっては、通年開講科目を2年間に亘って開講する授業、期間を定めて行われる授業（前期集中科目、後期集中科目）もあります。

2 単位制度

単位制とは、授業科目を所定の時間履修し、試験に合格することによって、それぞれの授業科目に付与されている単位を修得していくことです。その単位の合計が一定の要件を満たした者に対して修了が認定されます。

なお、単位とは、学修の量を表わしたもので、1単位は標準4.5時間の学修を要する教育内容をもって構成されています。

授業科目は、前期または後期の1.5週をもって終了するものと、通年（3.0週）をもって終了するものがあります。

単位は授業方法により、次の基準により与えられます。

① 講義・演習の場合

1単位を得るためには、1.5時間から3.0時間までの授業を履修し、試験に合格しなければなりません。

② 実験・実習・実技の場合

1単位を得るためには、3.0時間から4.5時間までの授業を履修し、試験に合格しなければなりません。

その他、研究科によっては、特別研究・修士論文等の学修の成果を評価して単位が与えられることもあります。

単位の基準

授業の方法	授業時間数	自学自習時間数	合計時間数
講義	1.5時間	3.0時間	4.5時間
演習	3.0時間	1.5時間	4.5時間
実験・実習・実技	4.5時間	0時間	4.5時間

3 授業

(1) 授業時間

1) 昼夜開講制について

本学は昼夜開講制により、月曜日から土曜日まで1時限から7時限まで授業が設定されています。これにより多様な履修形態が可能になります。昼夜開講制を導入している研究科は、理工学研究科です。

2) 授業時間帯（昼夜開講制の授業時間帯）

	1時限	2時限	3時限	4時限	5時限	6時限	7時限
	9:10~10:40	10:50~12:20	13:10~14:40	14:50~16:20	16:30~18:00	18:10~19:40	19:50~21:20
平日	昼間						
土曜日	夜間						

3) 時間割表の見方

時間割表の1つのコマの中に書かれている内容は、次のとおりです。

[例] 2 4 1 0 0 1	統治機構研究	山田	T-901
↑	↑	↑	↑
時間割番号	科目名	担当者名	教室番号

4) 教室番号の見方

時間割表上の教室番号の表示は、次のとおりです。

[例] T - 9 0 1	……	タワー75	901演習室
↑	↑		
建物	階数		

太白キャンパス

S：共通講義棟南 N：共通講義棟北 E：研究実験棟Ⅰ T：タワー75 11：太白11号館 K：研究実験棟Ⅱ

H：共通講義棟東 R3：研究実験棟Ⅲ

ナゴヤドーム前キャンパス

DN：北館 DW：西館 DS：南館

建物・教室の配置については、校舎配置図（201ページへ）を参照してください。

(2) 休講

大学または各授業担当者にやむを得ない事情が発生した場合には、授業を休講する場合があります。休講は、大学として決定または授業科目担当者からの届出があり次第、各研究科の掲示板に掲示します。

なお、休講の掲示がないにもかかわらず、始業時刻後30分以上経過しても授業科目担当者が入室しない場合は、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)へ連絡し、その指示に従ってください。

※交通機関の事故などで、特に臨時休講の必要があると判断された場合は、直ちに掲示します。

※台風の接近が予想される場合、大規模地震の注意情報が発令された場合、および交通機関のストライキが行われた場合の休講措置については、21～22ページを参照してください。

(3) 補講

休講等により授業の進行が予定より遅れた場合に、臨時的授業を行うことがあり、これを補講といいます。補講は、あらかじめ定められている補講期間内に行う場合と、担当教員が直接指示し、随時行う場合がありますが、いずれの場合も掲示によって連絡しますので、日時・教室などを確かめてください。

(4) 授業出席の重要性

授業は、学生と教員が直接人間的なふれあいを通じて学問を探究する場であり、学生生活の基本となるものです。従って授業への出席は重要であり、自主的な学問への探究心なくして、その成果を期待することはできません。病気などによって1ヶ月以上欠席しなければならない場合は、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。

(5) セメスター制度

本学では、前期、後期それぞれの講義期間内15回または30回で講義が完結するセメスター制を基本としていますが、授業科目によっては、通年(前期・後期)をもって終了するものもあります。

4 履修登録

履修登録とは、授業科目について履修する(授業を受ける)との意思表示をすることです。指定した期間内に、その手続きをとらなければなりません。

なお、履修登録の方法、登録上の注意事項、登録単位数の制限、履修届の記入のしかたなどについては、後述の『研究科事項』欄を参照するとともに、オリエンテーション・ガイダンスなどで詳しく説明します。慎重に検討したうえで、各自の学習計画に基づき、履修する科目を決めてください。

(1) 履修科目を決める際の注意事項

1) 分類の説明

専攻：各研究科における研究分野の体系

分野：授業科目群の名称

専修科目：指導教授が担当する授業科目(必修科目)

2) 履修登録禁止事項

- ① 重複登録……同一曜日・時限においては、1科目しか登録できません。
- ② 修得済科目……前年度までに単位を修得した科目は登録できません。
- ③ 上級年次開講科目……上級年次開講の科目は登録できません。

(2) 履修登録の手順

オリエンテーション・ガイダンス等で詳しく説明します。

5 他研究科履修

本学では、所属する研究科以外に設置された科目を履修できる「他研究科履修制度」を導入しています。履修者の興味、教育の幅を広げることに対応するため、全研究科で実施しています。開講時期、履修方法等の詳細については、学務センター【研究科窓口】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で確認してください。

6 単位認定

単位の認定は、単位論文、試験、レポート、平常点等で認定されます。各研究科開講科目によって異なりますので、詳細は、後述の研究科事項を参照してください。

7 学業成績

学業成績は、100点満点の60点以上を合格とし、授業科目所定の単位が与えられます。
その評価と点数の関係は次のとおりです。

	点 数	評 価
合 格	100～80点	A
	79～70点	B
	69～60点	C
認 定		N
不 合 格	59点以下	F

※合格した授業科目については、単位の取消しおよび再履修ならびに再受験はできません。

※成績発表方法

学生ポータルサイトから「試験成績一覧表」をダウンロードすることにより成績を確認することができます。

発表日については学生ポータルサイトおよび掲示でお知らせします。

学生ポータルサイトはインターネットから利用できます。

なお、現住所を変更する場合は、必ず学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）に変更届を提出してください。変更申請がない場合は、試験成績一覧表が届かず不利益を被る場合があります。

8 学位論文

(1) 修士論文（修士課程・博士前期課程）

大学院修士課程・博士前期課程の総仕上げとして修士論文が課せられます。研究科によって取り扱いが異なりますので、各研究科事項を参照してください。

(2) 博士論文（博士課程・博士後期課程）

大学院博士後期課程の総仕上げとして博士論文が課せられます。研究科によって取り扱いが異なりますので、各研究科事項を参照してください。

9 研究活動における不正行為の防止

(1) 大学院生として研究活動に取り組む上で、遵守すべき研究倫理

研究活動における不正行為の事案が後を絶たず、昨今、これらの不正行為が社会的に大きく取り上げられる事態となっていることを背景に、文部科学省は、平成26年8月に「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」を制定しました。

名城大学においても、「研究活動の不正行為に関する規程」を制定し、学部長及び研究科長等を「倫理教育責任者」と位置付け、研究者の倫理向上の取り組みを推進し、特に大学院生の皆さんには、指導教員等を通じて、研究倫理教育を実施しています。

以下に、文部科学省のガイドラインに準拠した「研究活動の不正行為」の事例を示しますので、研究活動に取り組む上では、このようなことを絶対に行わないことを遵守してください。

(2) 研究活動の不正行為

①研究活動における特定不正行為

- 1) 捏造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること
- 2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正ではないものに加工すること
- 3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること

②その他の研究活動における不正行為

- 1) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること
- 2) 不適切なオーサーシップ 論文著作者が適正に公表されないこと
- 3) 研究成果の漏えい 非公開の他人の研究成果、文章又は知的財産を、当該研究者等の知ることなく外部に公表又は漏らすこと

③研究費の不正使用 架空取引による預け金・カラ出張・カラ謝金等

④前各項に掲げる行為の証拠隠滅又は立証妨害

(3) 参考情報

■文部科学省のホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/jinzai/fusei/index.htm

■日本学術振興会のホームページ

<https://www.jsps.go.jp/>

■科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－

<https://www.jsps.go.jp/j-kousei/rinri.html>

■名城大学環境方針

<https://www.meijo-u.ac.jp/about/action/environment.html>

■名城大学研究倫理

<https://www.meijo-u.ac.jp/research/proper/>

■化学物質排出把握管理法促進（PRTR制度）

https://www.meti.go.jp/policy/chemical_management/law/index.html

■有機溶剤中毒予防規則

<http://www.jaish.gr.jp/anken/hor/hombun/hor1-2/hor1-2-21-m-0.htm>

■研究倫理e-learning〔eL CoRE（※）〕のWebサイト

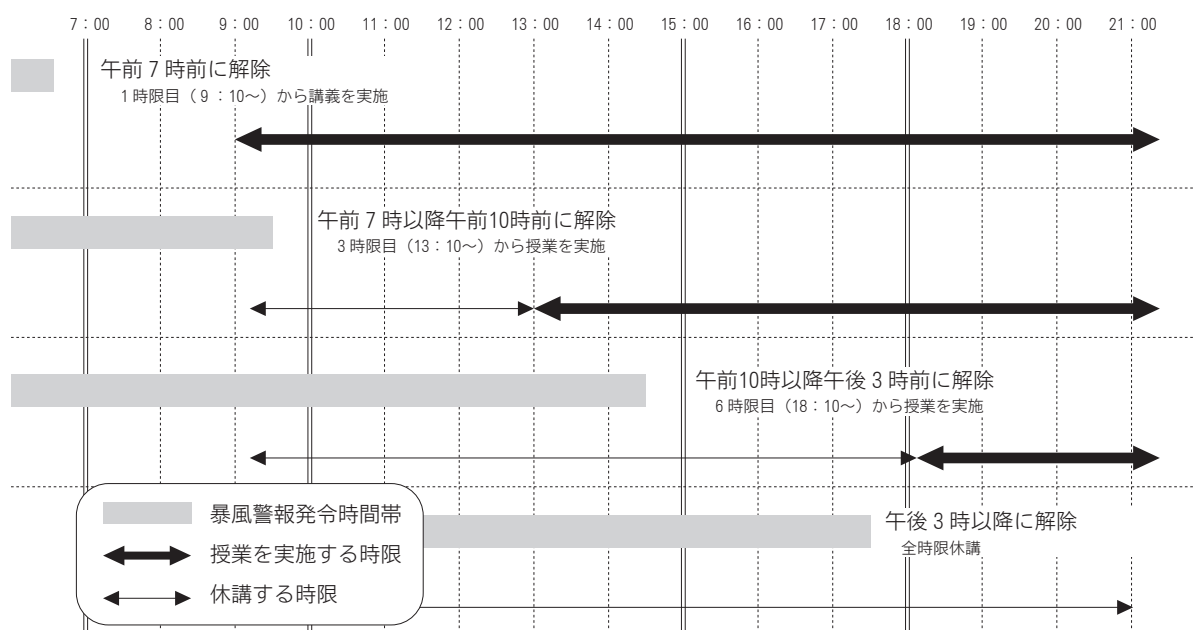
※日本学術振興会「科学の健全な発展のために－誠実な科学の心得－」を時間と場所を選ばず、研究倫理を学修できるように作成したe-ラーニング教材

<https://elcore.jsps.go.jp/top.aspx>

10 暴風警報・災害時の授業

天白キャンパス・八事キャンパスおよびナゴヤドーム前キャンパスにおいては名古屋市に、附属農場においては春日井市または名古屋市に暴風警報が発令された場合やその他の災害時の場合の授業は、次のように取り扱います。

(1) 暴風警報の場合



※午前7時以降に発令した場合は、直ちに休講

(2) 災害の場合

災害等（地震、風水害、雪害、広域停電および落雷）の緊急事態が発生し、授業に支障があると判断した場合は、その都度、学生ポータルサイトや本学ウェブサイトにて掲載しますので、これに従ってください。

11 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合

(1) 東海地震に関する注意情報が発表された場合の対応

- 1) 注意情報が発表された場合は、休講とします。
- 2) 大学内にいる場合は速やかに帰宅してください。自宅にいる場合は待機してください。
- 3) 交通機関の不通等で帰宅が困難な場合は、大学で待機し、大学からの情報に基づき行動してください。

(2) 東海地震に関する注意情報が発表された後、警戒宣言が発令されなかった場合の対応

- 1) 警戒宣言が発令されなかった場合は、翌日から授業を行います。
- 2) 警戒宣言が発令されなかったことを確認してから登校してください。

(3) 警戒宣言が発令された場合の対応

- 1) 警戒宣言が発令された場合は、休講とします。
- 2) 警戒解除宣言が発せられた場合は、翌日から授業を行います。
- 3) 警戒解除宣言が発せられたことを確認してから登校してください。

12 交通機関がストライキを実施している場合の授業

交通機関のストライキとは、通学圏内の交通機関が全面運休、またはこれに近い状態であることをいいます。この場合の授業は、次のように取扱います。

JR東海（東海道線・中央線・関西線）・近鉄・名鉄・名古屋市の交通機関（市バス・地下鉄）のうち、いずれかがストライキを実施している場合の授業は次のように取扱います。

解除時刻	授業開始時限
午前7時前に解除	1時限目から実施
午前7時以後午前10時前に解除	3時限目から実施
午前10時以後午後2時前に解除	6時限目から実施
午後2時以後に解除	全時限休講

IV. 教職課程・学芸員課程

1 教職課程【大学院】

- (1) 取得できる免許状の種類
- (2) 専修免許状の取得について
- (3) 一種免許状の取得について
- (4) 教育職員免許法の定めについて
- (5) 教員免許状を取得するための要件について

2 学芸員課程【大学院】

- (1) 大学院生の履修について

IV 教職課程・学芸員課程

1 教職課程【大学院】

(1) 取得できる免許状の種類

学 部	学 科	校種と免許教科 ※					
		中学校教諭		高等学校教諭			
		一種免許状	専修免許状	一種免許状	専修免許状		
大 学 院	法学研究科	法 律 学 専 攻	—	社 会	—	公 民	
	経営学研究科	経 営 学 専 攻	—	—	—	商 業	
	経済学研究科	経 済 学 専 攻	—	社 会	—	公 民	
	修 士 課 程 ・ 博 士 前 期 課 程	理 工 学 研 究 科	数 学 専 攻	—	数 学	—	数 学
			情 報 工 学 専 攻	—	—	—	—
			電 気 電 子 工 学 専 攻	—	—	—	工 業
			材 料 機 能 工 学 専 攻	—	—	—	—
			応 用 化 学 専 攻	—	理 科	—	理 科
			機 械 工 学 専 攻	—	—	—	—
			交 通 機 械 工 学 専 攻	—	—	—	—
			メカトロニクス工学専攻	—	—	—	工 業
			社会基盤デザイン工学専攻	—	—	—	—
			環境創造学専攻	—	—	—	—
	建 築 学 専 攻	—	—	—	—		
	農学研究科	農 学 専 攻	—	理 科	—	理科・農業	

※免許状の正式名称は「中学校教諭一種免許状（教科名）」、「中学校教諭専修免許状（教科名）」、「高等学校教諭一種免許状（教科名）」、「高等学校教諭専修免許状（教科名）」です。
例：中学校教諭一種免許状（社会）・高等学校教諭一種免許状（地理歴史）

(2) 専修免許状の取得について

専修免許状の取得要件は次のとおりです。

- 1) 学部卒業時に当該免許教科の一種免許状を取得していること。又は取得要件を満たしていること。(P25参照)
- 2) 所属専攻において「専修免許状の取得に必要な単位」(P26～P34参照)を24単位修得すること。
修了要件を満たすだけでは教員免許状に必要な単位が不足する場合がありますので、注意してください。
- 3) 基礎資格として修士の学位を取得すること。
専修免許状の取得を希望する時は、教職履修登録などの手続きは必要ありません。
ただし、修了時に免許状を取得するには、修士課程修了年度の9月上旬に教員免許状一括申請の手続きを開始する必要があります。
教職センター【教職・学芸員】の掲示に従ってください。

(3) 一種免許状の取得について

- 1) 本学学部在学中に教職課程登録をし、一種免許状取得に必要な単位を取り残して卒業した人が、本学大学院進学後に不足する科目を履修して、一種免許状を取得する場合は、次の手続きによる履修が認められます。

履修方法

- ① 4月、入学後1週間以内に、教職センター【教職・学芸員】で履修指導を受け、科目等履修生としての手続きが必要です。
- ② 手続きには、次の書類等が必要です。
 - ・所属研究科指導教員の承諾書：『大学院生教職登録者（科目等履修生扱い）学部開講科目・教職課程開講科目履修申込書兼承諾書』（指定様式）
 - ※大学院在学中に履修予定の科目を全て記入し、大学院の研究に支障ないと承諾印を貰うこと。
 - ※その年度の履修申請科目を時間割表で確認しながら記入すること。
 - ・学部の「卒業証明書」「成績証明書」
 - ・写真1枚（科目等履修生としての身分証明書用です。）
 - ・教職課程履修費（大学院生・26,400円）
- ③ 履修が許可された科目の履修登録をしますので、科目等履修生の身分で履修してください。
- 2) 大学院で一種免許状取得のための新規登録は認められません。
この場合は、『名城大学科目等履修生要項』による手続きで必要な科目を履修することができます。
ただし、所定の1単位あたりの履修料が必要となります。

(4) 教育職員免許法の定めについて

教育職員免許状を取得するために必要な基準、要件等は、「教育職員免許法」、「教育職員免許法施行規則」等に、免許状の種類ごとに定められています。

希望する教育職員免許状を取得するためには、これらの法律に定められている、基準、要件、修得が必要な科目及び単位数等を充足する必要があります。

(5) 教員免許状を取得するための要件について

①基礎資格及び取得が必要な単位数について：教育職員免許法第5条

第1欄	免許状の種類	中学校教諭		高等学校教諭	
		専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
第2欄	基礎資格	修士の学位	学士の学位	修士の学位	学士の学位
第3欄	大学において修得することが必要とする単位数	83	59	83	59

※専修免許状に係る第4欄に定める単位数のうち一種免許状に係る同欄に定める科目の単位数を差し引いた単位数については、大学院の課程において修得するものとする。

②大学で取得が必要な単位数について：教育職員免許法施行規則第4条及び第5条

第1欄	教科及び教職に関する科目	各科目に含めることが必要な事項	中学校教諭 (第4条)		高等学校教諭 (第5条)	
			専修免許状	一種免許状	専修免許状	一種免許状
第2欄	教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項				
		各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）	8	28	4	24
第3欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	10	10
		教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む。）				
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
		教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。)				
第4欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	10	10	8	8
		総合的な学習の時間の指導法				
		特別活動の指導法				
		教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。)				
		生徒指導の理論及び方法				
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法				
		教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法				
第5欄	教育実践に関する科目	教育実習	5	5	3	3
		教職実践演習	2	2	2	2
第6欄	大学が独自に設定する科目		28	4	36	12
		法令上の必要単位数	83	59	83	59

大学院における『専修免許状』取得に必要な単位の履修方法
 大学が独自に設定する科目（教科及び教科の指導法に関する科目表）

法学研究科 法律学専攻 対象

中学校専修（社会）／高等学校専修（公民）

専修免許状取得に必要な単位の履修方法				大学が独自に設定する科目						
該当授業科目				該当授業科目						
専修分野	授業科目名	単位数	中専修社会	高専修公民	専修分野	授業科目名	単位数	中専修社会	高専修公民	
法学研究科 法律学専攻 開講科目	憲法学	憲法Ⅰ（統治機構）	2	*	*	国際私法学	国際私法Ⅰ（国際民事手続法）	2	*	*
		憲法Ⅱ（人権保障）	2	*	*		国際私法Ⅱ（準拠法）	2	*	*
		憲法Ⅲ（憲法訴訟）	2	*	*	企業法学	企業法Ⅰ（企業組織法）	2	*	*
		憲法Ⅳ（比較憲法）	2	*	*		企業法Ⅱ（金融・有価証券法）	2	*	*
		憲法Ⅴ（多文化共生）	2	*	*		企業法Ⅲ（企業取引法）	2	*	*
	行政法学	行政法Ⅰ（一般理論）	2	*	*		企業法Ⅳ（知的財産法）	2	*	*
		行政法Ⅱ（行政作用法）	2	*	*		企業法Ⅴ（企業取引と税務）	2	*	*
		行政法Ⅲ（地方自治法）	2	*	*	民事手続法学	民事手続法Ⅰ（民事訴訟法）	2	*	*
		行政法Ⅳ（行政救済法）	2	*	*		民事手続法Ⅱ（民事執行・保全法）	2	*	*
		行政法Ⅴ（行政組織法）	2	*	*		民事手続法Ⅲ（倒産法）	2	*	*
	租税法	租税法Ⅰ（総論）	2	*	*		民事手続法Ⅳ（裁判外紛争処理制度）	2	*	*
		租税法Ⅱ（租税争訟法・手続法）	2	*	*	社会法学	労働法Ⅰ（個別的労働関係法）	2	*	*
		租税法Ⅲ（所得税）	2	*	*		労働法Ⅱ（集団的労働関係法）	2	*	*
		租税法Ⅳ（法人税）	2	*	*		経済法Ⅰ（総論）	2	*	*
		租税法Ⅴ（相続税）	2	*	*	経済法Ⅱ（各論）	2	*	*	
		租税法Ⅵ（消費税）	2	*	*	法哲学	法哲学Ⅰ（法理論）	2	*	*
	国際法学	国際法Ⅰ（総論）	2	*	*		法哲学Ⅱ（正義論）	2	*	*
		国際法Ⅱ（各論）	2	*	*		法社会学Ⅰ（総論）	2	*	*
		国際法Ⅲ（組織）	2	*	*		法社会学Ⅱ（各論）	2	*	*
	刑事法学	刑事法Ⅰ（刑法理論）	2	*	*	法制史学	法制史Ⅰ（日本法制史）	2	*	*
		刑事法Ⅱ（刑法判例）	2	*	*		法制史Ⅱ（日本法制史史料解題）	2	*	*
		刑事法Ⅲ（刑事訴訟法）	2	*	*		法制史Ⅲ（西洋法制史）	2	*	*
		刑事法Ⅳ（刑事政策）	2	*	*		法制史Ⅳ（西洋法制史史料解題）	2	*	*
	民法学	民法Ⅰ（総則）	2	*	*	政治学	政治学Ⅰ（政治理論・思想）	2	*	*
		民法Ⅱ（債権総論）	2	*	*		政治学Ⅱ（行政学）	2	*	*
		民法Ⅲ（債権各論）	2	*	*		政治学Ⅲ（国際政治学）	2	*	*
		民法Ⅳ（物権）	2	*	*		政治学Ⅳ（政治過程論）	2	*	*
民法Ⅴ（親族）		2	*	*	関連分野	外国法Ⅰ（英米法）英語	2	*	*	
民法Ⅵ（相続）		2	*	*		外国法Ⅱ（大陸法）独語	2	*	*	
				外国法Ⅱ（大陸法）独語						
最低修得単位数								24 単位		

○は必修科目、○は選択必修、*は選択科目を表す。

経営学研究科 経営学専攻 対象
高等学校専修（商業）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 商業	
経営学	経営管理研究	2	*	
	労務管理研究	2	*	
	情報産業組織研究	2	*	
	経営組織研究	2	*	
	国際経営研究	2	*	
	経営史研究	2	*	
	国際産業集積研究	2	*	
	コーポレート・ガバナンス研究	2	*	
	マーケティング研究	2	*	
	実践情報システム設計	2	*	
	グローバル経営戦略研究	2	*	
	実践コスト・マネジメント研究	2	*	
	実践起業研究	2	*	
	アジア企業研究	2	*	
	ヨーロッパ企業研究	2	*	
	労使関係研究	2	*	
	労務監査研究	2	*	
	経営情報システム研究	2	*	
	環境マネジメント研究	2	*	
	経営学外国文献研究	2	*	
会計学	財務会計研究	2	*	
	制度会計研究	2	*	
	会計監査研究	2	*	
	管理会計研究	2	*	
	コスト・マネジメント研究	2	*	
	国際会計研究	2	*	
	税務会計研究	2	*	
	環境会計研究	2	*	
	非営利組織体会計研究	2	*	
	コーポレート・ファイナンス研究	2	*	
	インベストメント・マネジメント研究	2	*	
	金融機関経営研究	2	*	
	会計学・ファイナンス外国文献研究	2	*	
最低修得単位数			24単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

経済学研究科 経済学専攻 対象
中学校専修（社会）／高等学校専修（公民）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が独自 に設定する 科目
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 社会	高専修 公民
理論経済・経済史	マクロ経済学研究	4	*	*
	ミクロ経済学研究	4	*	*
	情報の経済学研究	4	*	*
	経済理論研究	4	*	*
	経済思想研究	4	*	*
	経済統計学研究	4	*	*
	西洋経済史研究	4	*	*
	日本経済史研究	4	*	*
	地方財政論研究	4	*	*
	金融論研究	4	*	*
経済学専攻 開講科目	労働経済論研究	4	*	*
	アジア経済論研究	4	*	*
	中国経済論研究	4	*	*
	国際経済論研究	4	*	*
	環境経済論研究	4	*	*
	工業経済論研究	4	*	*
	交通経済学研究	4	*	*
	農業経済論研究	4	*	*
	現代企業論研究	4	*	*
	地域産業論研究	4	*	*
現代産業構造	経済地理学研究	4	*	*
	フロンティア産業研究	4	*	*
	最低修得単位数			24単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 数学専攻 対象

中学校専修（数学）／高等学校専修（数学）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 数学 高専修 数学	
代数学	代数的整数論特論Ⅰ	2	*	
	代数的整数論特論Ⅱ	2	*	
	環論特論Ⅰ	2	*	
	環論特論Ⅱ	2	*	
	代数学講究Ⅰ A	4	*	
	代数学講究Ⅰ B	4	*	
	代数学講究Ⅱ A	4	*	
	代数学講究Ⅱ B	4	*	
	現代代数学特論	2	*	
	幾何学	微分幾何学特論Ⅰ	2	*
微分幾何学特論Ⅱ		2	*	
解析幾何学特論Ⅰ		2	*	
解析幾何学特論Ⅱ		2	*	
幾何学講究Ⅰ A		4	*	
幾何学講究Ⅰ B		4	*	
幾何学講究Ⅱ A		4	*	
幾何学講究Ⅱ B		4	*	
応用幾何学特論		2	*	
関数解析学		関数方程式特論Ⅰ	2	*
	関数方程式特論Ⅱ	2	*	
	複素解析学特論Ⅰ	2	*	
	複素解析学特論Ⅱ	2	*	
	関数解析学講究Ⅰ A	4	*	
	関数解析学講究Ⅰ B	4	*	
	関数解析学講究Ⅱ A	4	*	
	関数解析学講究Ⅱ B	4	*	
	現代解析学特論	2	*	
	大域解析学	大域解析学特論Ⅰ	2	*
大域解析学特論Ⅱ		2	*	
大域空間解析学特論Ⅰ		2	*	
大域空間解析学特論Ⅱ		2	*	
大域解析学講究Ⅰ A		4	*	
大域解析学講究Ⅰ B		4	*	
大域解析学講究Ⅱ A		4	*	
大域解析学講究Ⅱ B		4	*	
情報数学	確率及び量子情報論特論Ⅰ	2	*	
	確率及び量子情報論特論Ⅱ	2	*	
	確率過程論特論Ⅰ	2	*	
	確率過程論特論Ⅱ	2	*	
	数論的確率論特論Ⅰ	2	*	
	数論的確率論特論Ⅱ	2	*	
	確率及び量子情報論講究Ⅰ A	4	*	
	確率及び量子情報論講究Ⅰ B	4	*	
	確率及び量子情報論講究Ⅱ A	4	*	
	確率及び量子情報論講究Ⅱ B	4	*	
	統計数理学特論	2	*	
	無限次元解析特論	2	*	
	計算機数学特論	2	*	
	非線形数理学特論	2	*	
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 情報工学専攻 対象

高等学校専修（工業）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目	
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 数学 高専修 工業		
情報デバイス	計算機工学特論	2	*		
	ヒューマンマシンシステム特論	2	*		
	知的信号処理特論	2	*		
	知的制御システム特論	2	*		
情報処理	画像情報システム特論	2	*		
	アルゴリズム特論	2	*		
	パターン情報処理特論	2	*		
	人工知能特論	2	*		
情報メディア	知的データ分析特論	2	*		
	音声・音響情報処理特論	2	*		
	視覚・色彩情報処理特論	2	*		
	コンピュータグラフィックス特論	2	*		
情報通信	言語処理特論	2	*		
	バーチャルリアリティ特論	2	*		
	ネットワーク特論	2	*		
	無線通信工学特論	2	*		
			情報セキュリティ特論	2	*
			情報理論特論	2	*
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 電気電子工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める科目区分				大学が独自に設定する科目	
該当授業科目				高専修工業	
専修分野	授業科目名	単位数			
エネルギー環境工学	電気エネルギー工学特論 A	2	*		
	電気エネルギー工学特論 B	2	*		
	エネルギー環境材料工学特論 I	2	*		
	エネルギー環境材料工学特論 II	2	*		
	エネルギー環境システム工学特論 A	2	*		
	エネルギー環境システム工学特論 B	2	*		
	エネルギー変換工学特論 A	2	*		
	エネルギー変換工学特論 B	2	*		
電子物性デバイス工学	電子デバイス特論 A	2	*		
	電子デバイス特論 B	2	*		
	電子物性特論 A	2	*		
	電子物性特論 B	2	*		
	真空デバイス特論 A	2	*		
	真空デバイス特論 B	2	*		
システム情報通信工学	制御システム工学特論 A	2	*		
	制御システム工学特論 B	2	*		
	情報通信システム特論 A	2	*		
	情報通信システム特論 B	2	*		
	情報通信工学特論 A	2	*		
	情報通信工学特論 B	2	*		
	制御情報システム特論 A	2	*		
	制御情報システム特論 B	2	*		
電子生命情報工学	電子生命情報工学特論 A	2	*		
	電子生命情報工学特論 B	2	*		
	電子生命情報応用工学特論 A	2	*		
	電子生命情報応用工学特論 B	2	*		
	電子生命情報計測工学特論 A	2	*		
	電子生命情報計測工学特論 B	2	*		
	電子光学特論 A	2	*		
	電子光学特論 B	2	*		
	電子デバイスプロセス特論 A	2	*		
	電子デバイスプロセス特論 B	2	*		
	システム工学特論 A	2	*		
	システム工学特論 B	2	*		
	最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 材料機能工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める科目区分				大学が独自に設定する科目	
該当授業科目				高専修工業	
専修分野	授業科目名	単位数			
理工学研究科 材料機能工学専攻 開講科目	ナノ・インテリジェント材料	インテリジェント材料特論 I	2	*	
		インテリジェント材料特論 II	2	*	
		ナノ電子材料特論 I	2	*	
		ナノ電子材料特論 II	2	*	
		ナノ分析特論 I	2	*	
		ナノ分析特論 II	2	*	
		量子光エレクトロニクス特論 I	2	*	
		量子光エレクトロニクス特論 II	2	*	
	エレクトロニクス材料	エネルギー環境材料特論 I	2	*	
		エネルギー環境材料特論 II	2	*	
		エレクトロニクス材料特論 I	2	*	
		エレクトロニクス材料特論 II	2	*	
		エレクトロニクスデバイス特論 I	2	*	
		エレクトロニクスデバイス特論 II	2	*	
コンポジット材料	半導体デバイス特論 I	2	*		
	半導体デバイス特論 II	2	*		
	光・量子エレクトロニクス特論 I	2	*		
	光・量子エレクトロニクス特論 II	2	*		
	コンポジット材料特論 I	2	*		
	コンポジット材料特論 II	2	*		
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 応用化学専攻 対象
中学校専修（理科）／高等学校専修（理科）

免許法施行規則に定める科目区分				大学が独自に設定する科目	
該当授業科目					
専修分野	授業科目名	単位数	中専修 理科 高専修 理科		
理工学研究科 応用化学専攻 開講科目	生命有機化学	応用有機化学特論	2	*	
		応用生命分子科学特論	2	*	
		先端超分子化学特論	2	*	
		ソフトマター特論	2	*	
		機能性高分子材料特論	2	*	
		バイオマテリアル特論	2	*	
		ナノ構造科学特論	2	*	
	物質物理化学	機能ナノマテリアル特論	2	*	
		応用物性化学特論	2	*	
		応用磁気化学特論	2	*	
		物質機能物理化学特論	2	*	
	環境・エネルギー科学	環境化学特論	2	*	
		グリーンケミストリー特論	2	*	
		機能性エネルギー材料特論	2	*	
		無機材料科学特論	2	*	
		導電材料特論	2	*	
		低温物性特論	2	*	
		固体表面化学特論	2	*	
		生命エネルギーデバイス特論	2	*	
	応用分析化学科目	組成分析化学	1	*	
		構造機器分析化学	1	*	
		生命有機分析化学	1	*	
		無機物質分析化学	1	*	
	最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 機械工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める科目区分				大学が独自に設定する科目	
該当授業科目					
専修分野	授業科目名	単位数	高専修 工業		
理工学研究科 機械工学専攻 開講科目	熱・流体	熱工学特論Ⅰ	2	*	
		熱工学特論Ⅱ	2	*	
		高温気体力学特論Ⅰ	2	*	
		高温気体力学特論Ⅱ	2	*	
		粘性流体工学特論Ⅰ	2	*	
		粘性流体工学特論Ⅱ	2	*	
		流体工学特論Ⅰ	2	*	
		流体工学特論Ⅱ	2	*	
		数値流体工学特論	2	*	
		燃焼工学特論	2	*	
		伝熱工学特論	2	*	
		材料・強度	材料強度応用工学特論Ⅰ	2	*
			材料強度応用工学特論Ⅱ	2	*
	材料システム工学特論Ⅰ		2	*	
	材料システム工学特論Ⅱ		2	*	
	先進材料評価学特論Ⅰ		2	*	
	先進材料評価学特論Ⅱ		2	*	
	設計・生産	マイクロマシニング特論Ⅰ	2	*	
		マイクロマシニング特論Ⅱ	2	*	
		生産加工システム工学特論Ⅰ	2	*	
		生産加工システム工学特論Ⅱ	2	*	
		創造設計工学特論Ⅰ	2	*	
	創造設計工学特論Ⅱ	2	*		
	運動力学・制御	機械機能工学特論Ⅰ	2	*	
		機械機能工学特論Ⅱ	2	*	
		生体工学特論Ⅰ	2	*	
		生体工学特論Ⅱ	2	*	
		知的制御工学特論Ⅰ	2	*	
知的制御工学特論Ⅱ	2	*			
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 交通機械工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目	
該当授業科目					
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業		
理工学研究科 交通機械工学専攻 開講科目	エネルギー・ 流体工学	エネルギー科学特論Ⅰ	2	*	
		エネルギー科学特論Ⅱ	2	*	
		推進工学特論Ⅰ	2	*	
		推進工学特論Ⅱ	2	*	
		流体科学特論Ⅰ	2	*	
		流体科学特論Ⅱ	2	*	
		流体システム特論Ⅰ	2	*	
		流体システム特論Ⅱ	2	*	
		計算力学特論	2	*	
		計算科学特論	2	*	
		材料・ 構造科学	材料科学特論Ⅰ	2	*
			材料科学特論Ⅱ	2	*
構造力学特論Ⅰ	2		*		
構造力学特論Ⅱ	2		*		
軽量構造学特論Ⅰ	2		*		
軽量構造学特論Ⅱ	2		*		
適応構造システム学特論Ⅰ	2		*		
適応構造システム学特論Ⅱ	2		*		
制御・ システム工学	マンマシンシステム学特論Ⅰ	2	*		
	マンマシンシステム学特論Ⅱ	2	*		
	知的制御特論Ⅰ	2	*		
	知的制御特論Ⅱ	2	*		
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 メカトロニクス工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

免許法施行規則に定める 科目区分				大学が 独自に 設定す る科目
該当授業科目				
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業	
理工学研究科 メカトロニクス工学専攻 開講科目	システム デバイス学	知能計測システム学特論	2	*
		情報システム制御工学特論	2	*
		応用電磁気学特論	2	*
		電子デバイス学特論	2	*
		計測システム学特論	2	*
		制御システム学特論	2	*
		先端信号処理学特論	2	*
		センシング システム学	ロボットシステムデザイン学特論	2
	知能ロボット学特論	2	*	
	機能 システム 構築学	知能システム制御工学特論	2	*
		制御工学特論	2	*
		機械情報システム学特論	2	*
知能機械学特論		2	*	
機能システム構築学特論		2	*	
機能システム制御特論		2	*	
マルチ スケール メカトロ ニクス学	移動システム学特論	2	*	
	強度解析モデリング特論	2	*	
	ナノ・マイクロシステム制御特論	2	*	
	ナノ・マイクロ知能システム特論	2	*	
	マイクロロボット学特論	2	*	
	ナノ・マイクロ制御システム特論	2	*	
最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 社会基盤デザイン工学専攻 対象
高等学校専修（工業）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業	
構造工学	構造解析学特論Ⅰ	2	*	
	構造解析学特論Ⅱ	2	*	
	構造設計学特論Ⅰ	2	*	
	構造設計学特論Ⅱ	2	*	
水工学	水文学特論Ⅰ	2	*	
	水文学特論Ⅱ	2	*	
	土砂水理学特論Ⅰ	2	*	
	土砂水理学特論Ⅱ	2	*	
河川工学	河川工学特論Ⅰ	2	*	
	河川工学特論Ⅱ	2	*	
	地盤工学特論Ⅰ	2	*	
地盤工学	地盤工学特論Ⅱ	2	*	
	地盤解析学特論Ⅰ	2	*	
	地盤解析学特論Ⅱ	2	*	
都市・交通計画学	都市システム工学特論Ⅰ	2	*	
	都市システム工学特論Ⅱ	2	*	
	交通システム工学特論Ⅰ	2	*	
	交通システム工学特論Ⅱ	2	*	
建設材料学	建設材料学特論Ⅰ	2	*	
	建設材料学特論Ⅱ	2	*	
	建設材料力学特論Ⅰ	2	*	
	建設材料力学特論Ⅱ	2	*	
最低修得単位数			24	単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 環境創造学専攻 対象
高等学校専修（工業）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業	
大気水環境学	大気組成変動学特論Ⅰ	2	*	
	大気組成変動学特論Ⅱ	2	*	
	水環境工学特論Ⅰ	2	*	
	水環境工学特論Ⅱ	2	*	
	水圏生態工学特論	2	*	
	生態工学特論	2	*	
	水処理工学特論	2	*	
地圏環境学	地盤数値解析学特論	2	*	
	地盤シミュレーション特論	2	*	
	環境変動解析学特論	2	*	
都市基盤環境学	環境変遷学特論	2	*	
	環境材料学特論	2	*	
	資源循環学特論	2	*	
	基礎都市基盤維持管理学特論	2	*	
住環境学	応用都市基盤維持管理学特論	2	*	
	構造性能学特論	2	*	
	人間工学特論	2	*	
	省エネルギー特論	2	*	
	居住環境設計学特論Ⅰ	2	*	
居住環境設計学特論Ⅱ	2	*		
環境デザイン特論	2	*		
循環型居住環境設計特論	2	*		
最低修得単位数			24	単位

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

理工学研究科 建築学専攻 対象
高等学校専修（工業）

該当授業科目			免許法施行規則に定める 科目区分	大学が 独自に 設定す る科目	
専修 分野	授業科目名	単位数	高専修 工業		
理工学研究科 建築学専攻 開講科目	建築 スペース デザイン	建築・地域デザイン特論Ⅰ	2	*	
		建築・地域デザイン特論Ⅱ	2	*	
		建築計画特論	2	*	
		建築スペースデザイン特論	2	*	
		建築歴史意匠特論	2	*	
		建築空間特論	2	*	
		建築史特論	2	*	
		建築設計総合特論	2	*	
	建築 環境 デザイン	建築環境デザイン特論	2	*	
		建築環境計画特論	2	*	
		建築環境工学特論 A	2	*	
		建築環境工学特論 B	2	*	
	建築 材料 デザイン	建築材料・生産特論	2	*	
		コンクリート工学特論 A	2	*	
		コンクリート工学特論 B	2	*	
	建築 構造 工学	建築構造工学特論Ⅰ	2	*	
		建築構造工学特論Ⅱ	2	*	
		建築構造解析特論Ⅰ	2	*	
		建築構造解析特論Ⅱ	2	*	
		建築応用力学特論Ⅰ	2	*	
		建築応用力学特論Ⅱ	2	*	
		建築構造デザイン特論Ⅰ	2	*	
		建築構造デザイン特論Ⅱ	2	*	
	共通	建築実践特論	2	*	
	最低修得単位数			24 単位	

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

農学研究科 農学専攻 対象

中学校専修（理科）／高等学校専修（理科）

高等学校専修（農業）

免許法施行規則に定める 科目区分			大学が独自 に設定する 科目		
該当授業科目			該当授業科目		
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 理科	高専修 理科	
遺伝学	分子育種学特論	2	*	*	
	植物分子遺伝学特論	2	*	*	
保護学	昆虫学特論	2	*	*	
	植物病理学特論	2	*	*	
生命科学	分子微生物学特論	2	*	*	
	生化学特論	2	*	*	
	分子細胞生物学特論	2	*	*	
分子化学	物理化学特論	2	*	*	
	有機化学特論	2	*	*	
	分析化学特論	2	*	*	
環境生物学	植物保全生態学特論	2	*	*	
	動物保全生態学特論	2	*	*	
	環境生理学特論	2	*	*	
環境修復 ・応答学	地球環境修復学特論	2	*	*	
	植物環境応答学特論	2	*	*	
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

免許法施行規則に定める 科目区分			大学が独自 に設定する 科目		
該当授業科目			該当授業科目		
専修 分野	授業科目名	単位数	中専修 理科	高専修 理科	高専修 農業
栽培植物生産学	作物生産学特論	2	*	*	
	作物生理学特論	2	*	*	
	園芸生産学特論	2	*	*	
	園芸生理学特論	2	*	*	
生物資源 経済学	生物生産経営学特論	4	*	*	
	生物資源経済学特論	4	*	*	
食品科学	食品栄養科学特論Ⅰ	2	*	*	
	食品栄養科学特論Ⅱ	2	*	*	
	食品製造科学特論	2	*	*	
	食品機能学特論	2	*	*	
生物 制御学	生物制御科学特論Ⅰ	2	*	*	
	生物制御科学特論Ⅱ	2	*	*	
物質動態学	養分動態学特論	2	*	*	
	土壌学特論	2	*	*	
	環境汚染科学特論	2	*	*	
ランドスケープ デザイン学	ランドスケープ・デザイン学特論	2	*	*	
	緑地学特論	2	*	*	
フィールド サイエンス	フィールド生産学特論	2	*	*	
	フィールドサイエンス特論	2	*	*	
最低修得単位数			24 単位		

◎は必修、○は選択必修、*は選択を表す。

2 学芸員課程【大学院】

学芸員とは、博物館（動植物園・水族館・科学館・美術館・資料館等を含む）において、資料の収集・管理、調査研究、展示、普及教育などの専門的事項を担当するために博物館に置くことが義務付けられている専門職の資格です。

（1）大学院生の履修について

本学学部において学芸員資格に必要な単位を取得できずに卒業し、継続して本学大学院へ進学した場合、大学院在学中に学芸員資格のために必要な授業科目の履修が認められます。

この場合は、学芸員履修費（30,000円）納入および科目等履修生としての登録手続きが必要となります。

また、指導教員の承諾書等が必要です。詳細は、教職センター【教職・学芸員】で説明を受けてください。

大学院生で学芸員資格のための新規登録は認められません。

V. 科目等履修生・特別聴講生・研究生・特別研究生

- 1 制度の種類
- 2 各種制度の概要
 - (1) 科目等履修生について
 - (2) 特別聴講生について
 - (3) 研究生について
 - (4) 特別研究生について

※在学中は、原則特別聴講生・特別研究生以外の制度を利用することはできません。修了後等の参考にしてください。

1 制度の種類

- (1) 科目等履修生…正規の学生以外として特定の授業科目について履修することができる制度です。
- (2) 特別聴講生…本学大学院の一部の研究科在学生が協定する他大学大学院研究科の授業科目を履修できる制度です。
【大学院在学生対象】
- (3) 研究生…大学や大学院を卒業・修了後、正規の学生以外として特定の専門事項について研究することが認められる制度です。
- (4) 特別研究生…本学大学院の一部の研究科在学生が協定する他大学大学院研究科の研究指導を受けることができる制度です。
【大学院在学生対象】

2 各種制度の概要

(1) 科目等履修生について

<出願の資格>

- 1) 学部については特に資格の制限はありません。
- 2) 研究科については修業年限4年以上の大学を卒業した者、または本大学院においてそれと同等以上の学力があると認められた者に限ります。
- 3) 教育職員免許法に基づく教育職員免許状の取得を目的とする者または学芸員課程その他国家試験等の資格取得を目的とする者は、そのために必要な基礎資格を備えた者とします。また、受け入れにあたり、学部によっては、本大学卒業生に限る場合があります。
- 4) 本学大学院生が教職課程履修を目的とする場合(24~25ページ)に限り、大学院在籍中でも、この制度を利用して教職課程を履修することができます。

<出願上の注意事項など>

- 1) 科目等履修生が、1年間(年度内)に履修できる単位数は、学部は30単位以内、研究科は12単位以内です。
- 2) 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された日からその年度の末日までとします。ただし、教育職員免許状を取得することを目的とする者で、履修科目が2年度に渡って開講される場合(教育実習指導)に限り、1年間を限度として継続することができますが、その際には、所定の手続きが必要です。
- 3) 科目等履修生には、身分証を交付します。
- 4) 科目等履修生には、本人の求めにより履修期間終了後に、「単位修得証明書」等(有料)を発行します。
- 5) 科目等履修生には、学割、通学証明書は適用されません。
- 6) 科目等履修生は、出願後、定員等の関係で、受講制限および受け入れができない授業科目が出ることがあります。事前に履修を希望する授業科目を学務センター【教務】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)または、教職センター【教職・学芸員】で相談することをお勧めします。また、正規生の履修者数等によっては、開講しない場合もありますので、ご承知ください。

(2) 特別聴講生について

<出願の資格>

本学大学院の一部の研究科が協定する他大学大学院研究科の学生に限ります。

<入学検定料・聴講料>

特別聴講生の入学検定料・特別聴講料は徴収しません。ただし、教材費等実費が必要となります。

(3) 研究生について

<出願の資格>

専門事項について研究を希望する者で、次のいずれかに該当する者

- 1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者(大学院研究生においては修業年限2年以上の大学院を修了した者)
- 2) 本大学において、修業年限4年以上の大学を卒業した者(大学院研究生においては修業年限2年以上の大学院を修了した者)と同等の学力があると認められた者

<出願上の注意事項など>

- 1) 研究生については、本学に支障がない場合に限り、受け入れを許可することになっておりますが、出願前にあらかじめ指導を希望する教員の承諾を得ておく必要があります。
なお、学部・研究科によっては出願前に予備審査を行いますので、学務センター【教務】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で確認してください。
- 2) 研究生の研究期間は、原則として1年です。ただし、後期入学者については、後期の期間(9月14日~3月31日)のみも可能です。なお、引き続き研究の必要がある場合に限り、更に1年以内を限度として研究期間を延長することができます。
- 3) 研究生には、身分証を交付します。
- 4) 研究生は、研究期間の終了に際して、「研究報告書」の提出が義務付けられています。
- 5) 研究生は、「研究内容証明書」等(有料)を求めることができます。
- 6) 研究生には、学割・通学証明書は適用されません。
- 7) その他、詳しくは学務センター【教務】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で相談してください。

(4) 特別研究生について

<出願の資格>

本学大学院の一部の研究科が協定する他大学大学院研究科の学生に限ります。

<出願上の注意事項など>

特別研究生の受入期間は原則として1年とします。ただし、研究の必要がある場合は、引き続き1年を限度として延長することができます。

VI. 学生ポータルサイト, 事務の取扱い, 各種制度, マナー

1 学生ポータルサイト

2 事務内容（学生関係の主要事務）

- (1) 学務センター・薬学部事務室・ナゴヤドーム前キャンパス事務室
- (2) 保健センター・学生相談室
- (3) キャリアセンター
- (4) 国際化推進センター
- (5) 附属図書館
- (6) グローバルプラザ
- (7) ラーニングcommons

3 学生への連絡など

- (1) 掲示
- (2) 郵便物
- (3) 電話
- (4) 学生ポータルサイト, 名城大学Gmail

4 各種証明書の発行

- (1) 各種証明書の交付要領
- (2) 学生証再発行
- (3) 修了後の各種証明書発行について
- (4) 通学証明書（通学定期券）
- (5) 学生旅客運賃割引証（学割証）
- (6) 学生団体旅行証明書

5 奨学金制度

- (1) 名城大学 学内奨学生
- (2) 日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学生
- (3) 都道府県・市町村・民間奨学団体奨学生

6 定期健康診断の実施

7 学生教育研究災害傷害保険・医療費補助

- (1) 学生教育研究災害傷害保険
- (2) 医療費補助

8 学内で守るべきマナーについて

- (1) キャンパス内で守ること
- (2) 授業に際して教室で守ること

9 自動車通学の全面禁止について

10 自転車通学（ナゴヤドーム前キャンパス）について

11 バイクや自転車の自己管理について

12 貴重品の盗難防止について

13 ソーシャル・ネットワークサービスへの投稿について

14 学内全面禁煙について

15 名城大学の環境保全に関わる取り組みについて

- (1) 本学の環境対策
- (2) 名城大学環境方針
- (3) 取り組み目的・目標および行動
- (4) 問い合わせ

VI 学生ポータルサイト, 事務の取扱い, 各種制度, マナー

1 学生ポータルサイト

(1) 学生ポータルサイトとは

名城大学では、学生がより良いキャンパスライフを送るためのサポートとして、様々な情報をパソコンや携帯電話を利用して受信するシステムを導入しています。

システムでは、教室にあるカードリーダーによる出席状況を照会できたり、修得した成績を照会できたりなど学生ひとりひとりの個人情報を提供しているほか、講義担当者からの次回講義における連絡事項や休講・補講案内等、個人の履修登録、就職の手引きなどの情報も提供しています。

また、就職ガイダンスの開催通知や試験時間割表・試験座席表発表などの掲示板がわりの機能もあります。

機能や利用方法などを理解し、学生ポータルサイトを有効に利用することで、より有意義なキャンパスライフを送ってください。

(2) 学生ポータルサイトへのログイン

本学ウェブサイト「統合ポータルサイト」からログインできます。

ユーザIDとパスワードを入力して、ログインし「学務システム」を押すと学生ポータルサイトのトップページが開きます。



(3) パスワードについて

統合ポータルサイトのパスワードは、入学時に大学から初期パスワードが配付されます。このパスワードは情報処理教室パソコン（天白キャンパス）・マルチメディア教室パソコン（八事キャンパス）・コンピュータ教室パソコン（ナゴヤドーム前キャンパス）のログイン、学生ポータルサイトのログイン時に使用するほかに、証明書発行機で証明書を発行する際にも使用します。

パスワードの変更は、統合ポータルサイトから簡単にできますが、変更したパスワードについては大学側では把握できないシステムになっていますので、個人の責任で管理するようにしてください。

万一、パスワードを忘れてしまった場合は、学務センター【教務】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）、情報センターヘルプデスク窓口（タワー75・6階）に相談してください。新たなパスワードを発行します。パスワードを変更する際に利用できる文字は下記のとおりです。

- ・アルファベット（a～z, A～Z）、数字（0～9）、記号（! \$ % = + - ?）の3種類をすべて組み合わせる（すべて半角です）
- ・長さは8文字～16文字
- ・ユーザIDを含めることはできません

(4) 学生ポータルサイトの学務システム

学生ポータルサイト（月～土、7:00～22:30）では、次のような機能が利用できます。

Campusmate - J

コミュニティ | 学内システム | 履修・成績 | 健康診断 | 学生支援 | 出席 | シラバス | スケジュール

①

②

③

④

⑤

⑥

⑦

⑧

①メッセージ受信一覧, メッセージ転送設定, キャビネット一覧

②教務掲示一覧, My時間割

③履修登録, PDFダウンロード

④健康診断結果照会

⑤アンケート回答, 新規申請, 申請状況照会

⑥出席確認

⑦シラバス検索, 教員から検索, カリキュラムから検索, キーワード検索

⑧スケジュール登録, 名城大学カレンダー

2 事務内容（学生関係の主要事務）

大学は、学生の皆さんが充実した学生生活等を送ることができる環境を整えています。このため学務センター（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）を設け、日常的に支えるだけでなく、キャリアセンターなど多くの部局で学生生活を支えるために業務を行っています。

各窓口取り扱いに関する共通の注意事項

1. 日曜、国民の祝日に関する法律による休日（授業が実施される日を除く）、および入試期間は、窓口事務取扱いは行いません。
2. 夏季・年末年始休業期間中には、一斉休業日がありますので掲示に注意してください。
3. 学務センター（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）およびその他の部局への電話による問い合わせなどには、一切対応しません。疑義が生じた場合は、自身が直接出向いて確認してください。
4. 学生のカウンター内への立入りは、許可された場合を除き禁止していますので、用件は、全てカウンター窓口を利用してください。

（1）学務センター・薬学部事務室・ナゴヤドーム前キャンパス事務室

開室時間（行事等により、変更になる場合があります。）

キャンパス	建物	階	部署	窓口	曜日	時間
天白	タワー75	3	学務センター	各学部・研究科	月～金	8:50～18:30※1
				教務	土	8:50～17:20※2
			教職センター	証明書	月～金	8:50～18:30※3
				教職・学芸員	土	8:50～17:20
		4	学務センター	学生活動・生活支援	月～金	8:50～18:30※1
					土	8:50～17:20
八事	新1号館	1	薬学部・研究科事務室		月～金	8:50～17:20
ドーム前	西館	1	事務室	各学部・研究科	月～金	8:50～17:20
				証明書		
				学生支援・キャンパス庶務		

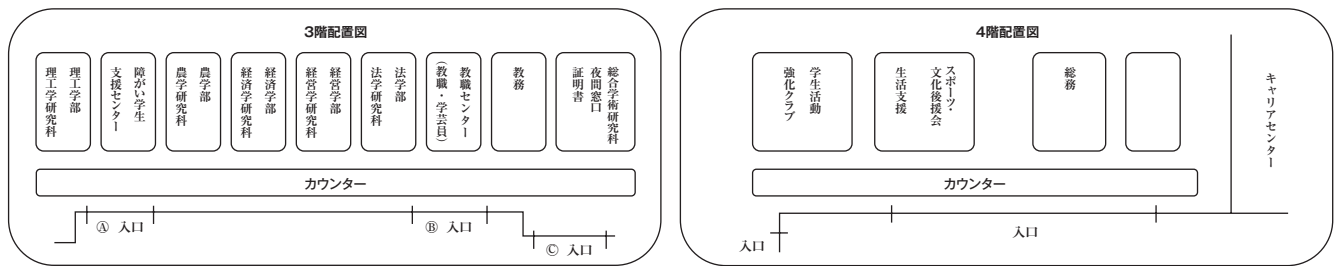
各学部・研究科の履修・授業・成績に関する教務事項は月～金の17:20までをお願いします。

※1 授業、試験期間以外は8:50～17:20の取扱いになります。

※2 授業、試験期間以外は開室していません。

※3 時期によって変更する場合があります。

《配置図(天白)》



主な業務内容は次の通りです。大学院関連業務は天白キャンパスでは学務センター（タワー75・3階または4階）、八事キャンパスでは事務室で行います。なお【 】内は学務センターの各窓口を示します。

タワー75・3階

【各研究科】

- ① 身分（休学・退学・復学）に関すること
- ② 学費の延納手続きに関すること
- ③ 試験（単位論文）に関すること
- ④ 成績に関すること
- ⑤ 単位に関すること
- ⑥ 履修相談・登録に関すること
- ⑦ 授業（休講・補講）に関すること
- ⑧ 学位論文に関すること
- ⑨ 便覧に関すること
- ⑩ シラバスに関すること
- ⑪ 教材印刷に関すること
- ⑫ 大学院の教育課程（カリキュラム）に関すること
- ⑬ 時間割に関すること

【各学部】

- ① 学部に関すること

【教職・学芸員】

- ① 教職課程の免許状に関すること
- ② 学芸員課程に関すること
- ③ 教職・学芸員課程の履修に関すること

【教務】

- ① 身分（入学・修了）に関すること
- ② 学生証・身分証に関すること
- ③ 住所・氏名・本籍・保証人等に関すること
- ④ 科目等履修生に関すること
- ⑤ 研究生に関すること

【証明書】

- ① 証明書・学割証に関すること
- ② TOEIC IPテストに関すること

タワー75・4階

【学生活動】

- ① 課外活動，課外活動団体に関すること
- ② 課外活動団体の援助に関すること
- ③ スポーツ用具等の貸出しなどに関すること
- ④ 学生相談に関すること
- ⑤ 学生の拾得物，遺失物に関すること
- ⑥ 学生の事故，災害対策及び連絡に関すること
- ⑦ 学生の賞罰に関すること
- ⑧ 学生の補導に関すること
- ⑨ 学生教育研究災害傷害保険に関すること

【生活支援】

- ① 通学証明書に関すること
- ② 奨学金に関すること
- ③ 厚生施設の利用に関すること
- ④ 学生のアルバイト・アパートなどの紹介に関すること

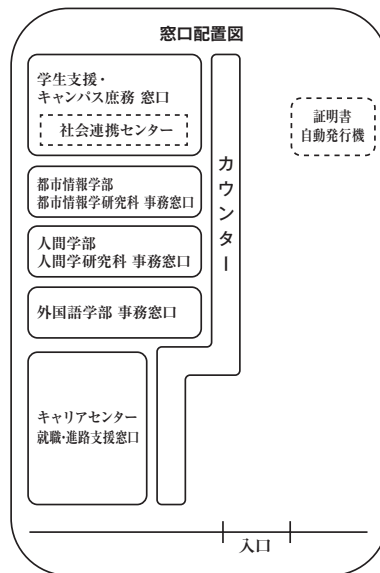
【強化クラブ】

- ① 特別強化・強化・準強化クラブに関すること

【総務】

- ① 学内施設の管理および学外諸団体への貸出しに関すること
- ② 講義室のAV機器に関すること

《配置図（ドーム前）》



ナゴヤドーム前キャンパス事務室の主な業務内容は次の通りです。なお、【 】内は各窓口を示します。

西館・1階

【各学部】

- ①試験・成績に関すること
- ②単位認定・進級判定・卒業判定に関すること
- ③履修相談・登録に関すること
- ④授業（休講・補講）・時間割に関すること
- ⑤卒業論文に関すること
- ⑥学籍異動（休学・復学・退学・再入学等）に関すること
- ⑦学費の延納手続きに関すること
- ⑧住所・氏名・本籍・保証人等に関すること
- ⑨学生証・身分証に関すること
- ⑩科目等履修生・研究生に関すること

【各研究科】

- ①各研究科に関すること

【学生支援】

- ①課外活動・課外活動団体に関すること
- ②体育施設に関すること
- ③各種証明書・学割証に関すること
- ④学生の拾得物・遺失物に関すること
- ⑤学生の事故・災害対策及び保険に関すること
- ⑥学内のインターネットICT環境（コンピュータ教室等）及びサービスに関すること
- ⑦学生の賞罰に関すること
- ⑧奨学金に関すること
- ⑨学生のアルバイトなどの紹介に関すること

【キャンパス庶務】

- ①施設貸出しに関すること
- ②施設運用管理に関すること
- ③その他庶務・渉外に関すること

【就職・進路支援】

- ①就職・進路に関すること
- ②インターンシップに関すること
- ③エクステンション講座に関すること
- ④M-CAPIに関すること

【社会連携センター】

社会連携センターは地域の皆様、産業界の皆様と大学とをつなぐ窓口です。お気軽にご相談・お問い合わせください。

(2) 保健センター・学生相談室

1) 保健センター

保健センター（ナゴヤドーム前キャンパスは保健室）は、各キャンパスに設置され、皆さんが健全な学生生活を送るための支援をしています。

開室時間（行事等により、変更となる場合があります。）

場所			曜日	時間
天白	本部棟	1階	月～金	8:50～21:00
			土	8:50～17:20
八事	新1号館		月～金	8:50～17:20
ドーム前	東館			8:50～18:00

①定期健康診断

毎年4月頃、全学生を対象に実施しています。異常が認められた場合には再検査を行い、校医による適切な指導・助言が受けられます。自分の健康状態を知るために、毎年必ず受診し、診断結果を確認してください。

※定期健康診断は学校保健安全法で義務づけられています。

②健康診断証明書の発行

修了年次生で、定期健康診断受診者は、4月下旬より証明書学内発行機、コンビニエンスストアにて発行することができます（1通500円）。ただし、大学での定期健康診断を毎年受診していない場合は、証明書の発行が遅くなります。

③応急処置

体調を崩したり、ケガなどしたときは、看護師が対応します。気分が悪い時は保健センター・保健室で休養できます。

④校医

校医による診察・健康相談を無料で行っています。

場所			曜日	時間
天白	本部棟	1階	水	10:00～17:00
八事	新1号館		木	15:00～17:00
ドーム前	東館		火	10:00～12:00

⑤健康相談・こころの相談

健康上の心配事について、看護師や校医が相談にのります。その他困っていることや悩んでいることを専門のカウンセラーや精神科医に相談することができます。（精神科医は天白保健センターのみで1回/週 診察、日時は問い合わせしてください）

2) 学生相談室

学生時代には、人間関係、将来の進路や目的、自分の性格のことなど、学生生活における様々な問題について悩んだり迷ったりすることがあると思います。そんな時は、一人で悩まないで、気軽に学生相談室を利用してください。

学生相談室では、カウンセラーがあなたの気持ちを大切に、快適な学生生活が送れるようにお手伝いします。また、必要であれば学内で精神科医による相談が受けられます。

学生相談は、予約制になっています。各キャンパス保健センター保健室の窓口で予約の手続きをしてください。

3) フレンドリーサロン

心が落ち着く場所、リラックスできる“居場所”としてフレンドリーサロンが開設されています。雑誌等も用意してあるので、誰もがゆっくりと過ごすことができます。また、昼の休憩時間にはカウンセラーが常駐していますので、皆さんと一緒に日常のちょっとした悩みや疑問等を話題にしたり、おしゃべりをしたい時の話し相手になってくれます。

フレンドリーサロンをあなたの“居場所”の一つに加えてみませんか。

場所・時間等については保健センターにお問い合わせください。

(3) キャリアセンター

1) 就職支援グループ

就職支援グループでは、学生の皆さんの就職や進路に関する相談を行っています。

資料コーナーには、就職関連の各種書籍などが常設してありますので、自由に閲覧できます。また、インターネットで求人票の検索・閲覧や各企業等の情報が収集できるようにパソコンを設置していますので、活用してください。

開室時間 (諸事情により、変更となる場合があります。)

場所				曜日	時間
天白	タワー75	4階	キャリアセンター (就職支援グループ)	月～金	8:50～17:20 (相談受付は17:00まで)
八事	新1号館	1階	事務室		8:50～17:20
ドーム前	西館		キャリアセンター (就職・進路支援窓口)		8:50～17:20 (相談受付は17:00まで)

① インターンシップ

インターンシップとは、在学中に企業・公的機関・法律事務所等で実際の就業(仕事)を体験する制度です。これは卒業後の進路を決定するにあたり、自分の適性を見極める有効な手段のひとつです。実施機関のプログラムを確認のうえ、各自の目的に合ったプログラムに参加してください。

② 就職支援行事 (3年生・大学院修士(博士前期)課程1年生対象)

2019年度実施行事

行事名	内容
就職ガイダンス	就職活動の心得や進め方について具体的に説明
Uターンガイダンス	Uターン就職の留意点などについての説明、情報収集の方法、4年生Uターン就職内定者による就職活動報告
就職試験対策講座	筆記試験対策講座
	時事・一般常識・英語の模擬試験
	履歴書(自己紹介書)の添削(自宅受験)、 履歴書・エントリーシートの書き方講座
面接対策講座	実践的な面接対策(グループ面接講座、グループディスカッション講座)
業界研究セミナー	業界の代表企業から、その業界の仕事内容を知る
学内企業研究セミナー	学内で開催される会社説明会(ブース方式)
その他の講座	女子学生対象ビジネスメイクアップ講座、外国人留学生就職ガイダンス及び支援コース、就職アドバイザー(卒業生、内定者)訪問会 他

※諸事情により行事を変更・中止する場合があります。

※本学ウェブサイト「就職・資格」において詳細を閲覧できます。

2) エクステンショングループ

エクステンショングループでは、本学の学生支援の一環として、公務員試験対策講座・各種資格講座を開設しています。

大学キャンパス内で各種講座を開講することで、皆さんが専門学校へ通学する場合の時間と費用負担の軽減を図ると共に、充実した公務員・資格試験対策の学習機会を提供しています。

※本学ウェブサイト「就職・資格」において詳細を閲覧できます。

開室時間 (行事等により、変更となる場合があります。)

場所				曜日	時間
天白	タワー75	5階	キャリアセンター (エクステンショングループ)	月～金	9:30～18:00 (夜間講座がある日は19:00まで)
				土	9:00～17:30
ドーム前	西館	1階	キャリアセンター (就職・進路支援窓口)	月～金	8:50～17:20

※ナゴヤドーム前キャンパス及び八事キャンパスについては、問い合わせ・相談内容によっては、天白キャンパスのエクステンショングループへの取次が必要な場合がありますので、あらかじめご了承ください。

①開設講座（有料）

高難度な資格講座から就職活動に役立つ講座まで、多種多様な講座を開設しています。自身の将来進路等を踏まえて受講してはいかがでしょうか。

開設講座分野		
公務員対策	法律系資格	経営・会計系資格
情報処理系資格	語学系資格	技術系資格
実務系資格	その他の資格	就職対策

講座内容の詳細は、エクステンション講座『資格・公務員講座案内』パンフレットで確認してください。

②エクステンション講座関連のガイダンス

毎年4月上旬（予定）（4月以外にも講座の開講に合わせ随時説明会実施）

総合ガイダンス、公務員ガイダンスおよび各講座のガイダンスを行います。

※詳しい日時、場所は学内掲示等で案内します。

③受講手続方法

本学ウェブサイト「就職・資格」→「Meijoキャリアナビ」から登録し、申込書を提出してください。各種講座の受講受付時に受講証を配付します。詳細はエクステンション講座『資格・公務員講座案内』パンフレットで確認してください。

④公務員受験相談コーナー（無料）

太白：不定期で、専門学校担当者による個別相談（要事前予約）。電話予約可（tel 052-838-2041）。

ドーム前：不定期で、ドーム前エクステンション公務員講座講師による個別相談（要事前予約）。

※詳しい日時・場所は学内掲示等で案内します。

（4）国際化推進センター

開室時間（行事等により、変更となる場合があります。）

場所				曜日	時間
太白	タワー75	5階	国際化推進センター	月～金	8:50～17:20

※ナゴヤドーム前キャンパス、八事キャンパスについては各学部事務室にて対応もしくは国際化推進センターへの取次が可能な場合がありますので、ご相談ください。

大学の国際化に対応するため、外国の教育・研究機関などと相互理解と交流を図り、本学の教育・研究活動の向上に資することを目的として設置されています。

1）外国の教育・研究機関との学術交流協定等

2019年5月現在、88の海外の大学・研究機関と協定を締結しています。

2）海外協定校等における研修

①海外英語研修

海外の協定校又は名城大学が認定する学校において行う、2週間～5週間程度の語学研修プログラムです。夏期（8月～9月）・春期（1月～3月）の長期休暇を利用して実施するため、休学することなく留学することができます。

また、本プログラムを対象とした奨学金制度があり、採用されると最大20万円もしくは5万円の奨学金が支給されます。

海外英語研修は、年度により、渡航期間、渡航先が異なりますので、内容の詳細は国際化推進センターで確認してください。例年、前期、後期の始めあたりに、参加者募集説明会を実施しています。海外英語研修参加希望者は説明会への参加が必須となりますので、興味がある場合は、説明会開催の掲示に注意し、必ず参加するようにしてください。

また、本研修に参加することにより、各学部において単位認定がなされることがあります。

②海外研修奨学生

本学の大学間学術交流協定に基づく海外研修修了者で、研修期間が7日以上の方が所定の手続きを行った場合には、1人5万円の奨学金が支給されます（ただし、海外英語研修は除く）。

3）海外留学の相談・情報提供

海外留学を希望する学生の相談に応じたり、情報提供を行います。

4）外国人留学生の受入れおよび相談

外国人留学生入学試験の出願資格確認、ビザ更新等の申請取次、ガイダンス、奨学金、住宅保証人制度、留学生寮の運営管理など留学生の学生生活を支援します。

5) 外国人留学生の諸行事の実施

フィールドトリップや日本文化研修等を開催します。

6) スチューデントアシスタント制度の運営

スチューデントアシスタント (SA) は、一般学生が名城大学に在籍する外国人留学生の学業や学生生活などの支援を行うことを目的として発足した団体です。日本語学習支援や、日本文化体験を始めとする国際交流イベントの企画・運営を通じて、互いの交友の輪を広げながら、留学生が安心して充実した学生生活を送れるようサポートします。SAとして活動するためには登録が必要となります。募集説明会は春と秋の年2回行います。国際化推進センターの掲示板を確認してください。

(5) 附属図書館

開室時間

場所		曜日	時間
天白 ドーム前	本館 ナゴヤドーム前キャンパス図書館	月～金 授業のある祝日【月～金】	9:00～22:00
		土 授業のある祝日【土】	9:00～21:00
		日 授業のない祝日	10:00～17:00
八事	薬学部分館	月～金 授業のある祝日【月～金】	9:00～22:00
		土 授業のある祝日【土】	9:00～21:00
		日 授業のない祝日	休館

※夏季及び冬季休業期間、行事等により、開館日や開館時間が変更となる場合があります。
事前に本学ウェブサイトや館内掲示等でお知らせします。

(6) グローバルプラザ

グローバルプラザは、“いつでも英語に触れられる環境”を整備することを目的に2016年4月に開設されました。語学学習に活用できる様々な教材や施設が整備されているほか、英会話を行ったり、語学学習に関するアドバイスを受けることができます。季節に応じたイベントやTOEIC対策やプレゼンテーションなど様々なテーマのワークショップも開催され、自由に参加することができます。グローバルプラザの利用は無料です。

グローバルプラザウェブサイト：<https://www.meijo-u.ac.jp/globalplaza/>

開室時間

場所		曜日	時間
天白 ドーム前	共通講義棟北地下1階 ナゴヤドーム前キャンパス北館2階	月～金	10:00～18:00
		土・日・授業のない 祝日・一斉休暇期間	休館

■グローバルプラザの機能と施設

- ソーシャルエリア : ソファでリラックスしながら英語を使ってコミュニケーション力を高めるエリアです
- アドバイジング : プロのアドバイザーが語学学習に関する課題に対してアドバイスやサポートを行います
- マルチパーパスルーム : グループで利用できる多目的室です。プロジェクト学習やプレゼンテーションの練習に最適です
- スピーキングブース : 発音練習やリスニングの練習に活用できる、1～2名用の個室です
- AVブース : グローバルプラザで貸出しているブルーレイディスクやインターネット動画で楽しみながら学習できるブースです
- 多読図書の貸出し : 1人5冊まで借りることができます (貸出し期間は2週間)

(7) ラーニングcommons

天白キャンパスとナゴヤドーム前キャンパスにはラーニングcommonsがあります。ラーニングcommonsは、自律的な学習を支援し、知識の創造を促す空間です。友人と会話しながら学習したり、ホワイトボードや電子黒板を自由に利用することができます。

■天白キャンパス・ラーニングcommons

天白キャンパスのラーニングcommonsは、グローバルプラザの中に設置されていますが、日本語で利用可能です。グローバルプラザウェブサイトからオンライン予約ができます（予約に空きがある場合は当日利用も可能です）。

開室時間

場所		曜日	時間
天白	共通講義棟北地下1階 グローバルプラザ内	月～金	10:00～18:00
		土・日・授業のない 祝日・一斉休暇期間	休館

■ナゴヤドーム前キャンパス・ラーニングcommons「wake」

ナゴヤドーム前キャンパスのラーニングcommons「wake」には各スペースの利用案内、情報機器類の貸出し、予約受付等を行うサポートデスクがあります。

プレゼンテーションスペースや情報機器類の利用予約はこの「wake」サポートデスクで受け付けます。申し込みは利用日の1ヶ月前より可能です。

サポートデスク在席時間

場所		曜日	時間
ドーム前	「wake」カウンター	月～金 授業のある祝日【月～金】	9:00～19:00

※「wake」はサポートデスク在席時間外でも北館の開館時間内であれば利用できます（ただし、情報機器類の貸出しや利用はできません）。

※サポートデスク在席時間は行事等により変更となる場合があります。その場合は掲示等でお知らせします。

3 学生への連絡など

(1) 掲示

大学から学生に連絡事項などの情報を伝える場合、原則として掲示で伝えられます。

常に掲示板の掲示事項には注意を払い、その掲示内容を的確に把握できるように心がけることが大切です。掲示内容に疑問がある場合は、担当部局まで申し出て疑問点を解決しておいてください。掲示を見落とししたり、疑問点を解決しておかなかったことにより不利益を被ることがないように注意してください。

また、一定期間掲示されたものは、学生に周知したものとみなしますので、掲示を見なかったという理由をもって、事後に異議などを申し立てることはできません。

掲示の内容には、主に次のようなものがあります。

1) 学生全員に関する事項

告示、通達、行事日程、施設管理、保健衛生などに関する事項

2) 授業に関する事項

授業時間割、休講、補講、変更、集中講義、講義室の指示、試験時間割、その他授業等に関する事項

3) その他の連絡事項

- ① 一般的連絡事項
- ② 学生の呼び出し事項
- ③ 各種奨学生の募集および通知事項
- ④ 就職のあっせんおよびアルバイトの紹介事務に関する事項

※学外の団体等からの用件は、すべて掲示により連絡します。

※掲示内容に関する、学生からの電話による問い合わせなどには、一切応じません。

※掲示の期間は、特別な場合を除き原則として1週間以内とします。

(2) 郵便物

課外活動団体に対する郵便物は、天白8号館クラブハウス4階学生ラウンジに設置された所定の学生団体専用メールボックスに配布・保管(八事キャンパス：学生係または警備室、ナゴヤドーム前キャンパス：事務室内メールボックスで保管)しますが、学生個人あての私的郵便物については取り扱いませんので、必ず自己の住所に送付するよう、ご家族などに周知しておいてください。

(3) 電話

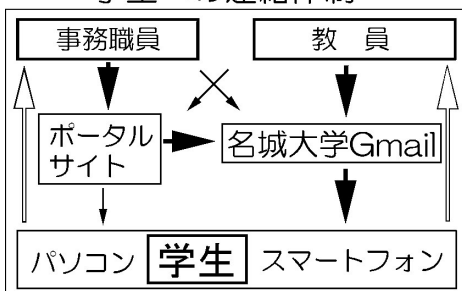
学内外からの学生個人に対する私用電話の呼び出しは、緊急連絡の場合を除き取り扱いませんので、その旨をご家族などに周知しておいてください。

※学生個人のプライバシーに関する事項(氏名・住所・電話番号・生年月日・家族構成など)についての問い合わせには、一切応じません。

(4) 学生ポータルサイト、名城大学Gmail

40ページに記載している「学生ポータルサイト」や、入学時に大学から付与する「名城大学Gmail」(学籍番号@ccmailg.meijo-u.ac.jp)を用いて連絡する場合があります。2020年度(令和2年度)履修登録ガイドの末尾のページに自分のスマートフォン等への転送設定について記載しています。必ず転送設定を行ってください。

学生への連絡体制



4 各種証明書の発行

(1) 各種証明書の交付要領

証明書には、用途に応じて様々な種類があります。各種証明書の交付は下記の要領で行ってください。事前に専用ウェブサイトにて申請することで、コンビニエンスストアまたは学内発行機にて証明書を発行することができます。発行先（コンビニエンスストア・学内発行機）によって発行可能な証明書が異なりますのでご注意ください。なお、本大学以外の指定様式で発行する場合および下記以外の証明書を発行する場合などは、学務センター【証明書】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）で相談してください。発行方法について、具体的な方法は、各種証明書ページ（<https://www.meijo-u.ac.jp/campus/application/certificate.html>）に掲載しています。

証明書交付後は、理由の如何を問わず、証明書発行料や手数料の返還はいたしませんので注意してください。

1) 和文（日本語）

種類	証明書料	交付方法	対象コンビニエンスストア	学内発行機設置場所	発行日数
成績（単位修得）証明書	200円	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストア 学内発行機 	セブン-イレブン ファミリーマート ローソン	<ul style="list-style-type: none"> タワー75 3階（天白） 共通講義棟南3階（天白） 薬学部事務室（八事） ナゴヤドーム前キャンパス事務室（ドーム前） 	即日 ※申請後、発行可能期間は7日間となります。
修了見込証明書 ※修了年次生のみ発行可能	100円				
在学（在籍）証明書	100円				
健康診断証明書 ※修了年次生のみ発行可能	500円				
教育職員免許状取得見込証明書 ※修了年次生のみ発行可能	100円				
学生旅客運賃割引証 ※年間15枚まで	無料	学内発行機		<ul style="list-style-type: none"> 学務センター証明書窓口（天白） 薬学部事務室（八事） ナゴヤドーム前キャンパス事務室（ドーム前） 	
資格取得見込証明書（学芸員） ※修了年次生のみ発行可能	100円	学内発行機より申請書購入のうえ、窓口に応し込んでください。			数日
雑証明書 ※期間入り在学証明書（年金手続に必要な入学年月日入りの証明書）等	200円				数日
学力に関する証明書	200円				1週間

2) 英文（外国文）

種類	証明書料	交付方法	対象コンビニエンスストア	学内発行機設置場所	発行日数
成績（単位修得）証明書	500円	<ul style="list-style-type: none"> コンビニエンスストア 学内発行機 	セブン-イレブン ファミリーマート ローソン	<ul style="list-style-type: none"> タワー75 3階（天白） 共通講義棟南3階（天白） 薬学部事務室（八事） ナゴヤドーム前キャンパス事務室（ドーム前） 	即日 ※申請後、発行可能期間は7日間となります。
修了見込証明書 ※修了年次生のみ発行可能	300円				
在学（在籍）証明書	300円				
雑証明書	500円	学内発行機より申請書購入のうえ、窓口に応し込んでください。		<ul style="list-style-type: none"> 学務センター証明書窓口（天白） 薬学部事務室（八事） ナゴヤドーム前キャンパス事務室（ドーム前） 	数日～1週間

3) 注意事項

- 証明書の発行には、在学生ログインサイトにて登録したメールに送られる印刷予約番号が必要になります。
- 電話・FAX・Eメールでの申込はできません。
- 上記以外の就職に関する証明書等を発行する場合は、キャリアセンターで相談してください。
- 学部時代の証明書等の発行を希望する場合は、卒業生として利用者登録が必要です。

(2) 学生証再発行

学生証を紛失した場合または盗難にあった場合は、直ちに最寄りの警察へ届け出るとともに、学務センター【教務】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で再発行の手続きをしてください。

再発行手続き後(申請書購入後)は、理由の如何を問わず、手数料の返還はいたしませんので注意してください。

種 類	証明書料	交 付 方 法	学内発行機設置場所	発行日数
学生証再交付願	2,500円	・学内発行機 ※再交付願を購入のうえ、 窓口申し込んでください。 裏面シールとともに 交付されます。	・タワー75 3階(天白) ・共通講義棟南3階(天白) ・薬学部事務室(八事) ・ナゴヤドーム前キャンパス事務室(ドーム前) 【学生証交付窓口】 ・学務センター⑧番教務窓口(天白) ・薬学部事務室(八事) ・ナゴヤドーム前キャンパス事務室(ドーム前)	休日(土・日・祝日)を除き、2~4日程度

(3) 修了後の各種証明書発行について

本学ウェブサイトを確認してください。

本学ウェブサイトトップページ→学生生活→各種申請・図書館利用→証明書発行(卒業生)

(4) 通学証明書(通学定期券)

通学定期券は、現住所(学生証に記載した住所)の最寄駅から大学の最寄駅までの区間で、最も経済的なコースで通学する場合に限り購入することができます。アルバイトなど通学以外の目的では購入できません。

※名古屋市交通局の地下鉄・バスについては、通学経路に限らず希望の区間・経路で購入できます。

●通学定期券の購入

学生証(裏面)の「通学区間欄」に乗降駅を記入し、「定期券購入申込書」に必要事項を記載し、各定期券発売所で学生証を提示し購入してください。なお、学生証有効期限内は継続して購入することができます。

※「定期券購入申込書」に学校代表者の証明が必要な場合は、学務センター【生活支援】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)にて学生証を提示のうえ証明を受けてください。

※転居などによって乗車区間が変更となる場合、通学定期発行控欄に余白がなくなった場合は、学務センター【教務】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)に願い出て、更新確認シールを貼りかえ必要事項を記入してください。

学生証(裏面)

学籍番号						
フリガナ						
氏名				学年	年次	
住所						
通学区間	～		～			
通学定期発行控	発行年月日	期間	発行駅	発行年月日	期間	発行駅
		ヵ月			ヵ月	
		ヵ月			ヵ月	
期限	令和3年3月31日まで有効					

(5) 学生旅客運賃割引証(学割証)

JR各社および一部の私鉄等を利用し、乗車船区間が片道100kmを超えて旅行するときは、旅客運賃の割引(2割)を受けることができます。

この割引制度は、修学上の経済的負担を軽減することを目的としていますので、使用できる旅行目的の範囲・発行枚数(1人年間15枚)などが制限されています。ただし、就職または進学のための受験に必要であると認められる場合は、16枚以上の学割証を交付することができます。その場合は、申請者の氏名が記載された就職または進学の試験案内等を持参し、学務センター【証明書】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)で交付を受けてください。

なお、学生旅客運賃割引証(無料)は、在学生ログインサイト上で申請手続き後、学内発行機により交付されます。

学割証の有効期限は3ヶ月(最終学年は卒業式当日まで)です。

また、学割証1枚で往復切符を購入することができますが、次の事項を確認の上、使用してください。

- ・同一経路にて往復する場合であること
- ・営業キロ数によって切符の有効期限が異なること

(6) 学生団体旅行証明書

JR各社を利用し、ゼミ旅行・宿泊・遠征等で、学生8人以上が教職員に引率されて同じ経路により旅行するときは、次の旅客運賃(乗車券のみ)の割引を受けることができます。

学生……………5割引 教職員……………3割引

『団体(グループ)旅行申込書』(各旅行会社、JR各駅備付け)を学務センター【生活支援】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)に提出し、大学の証明を受けて、発売所で購入してください。

5 奨学金制度

奨学金制度には、学業成績や体育技術が優秀な学生に対して人材の育成を目的とするものや、経済的理由により修学が困難な学生に対して学資資金の一部を給付または貸与することで、安心して学生生活を送れるよう支援することを目的とするものがあります。

それぞれの奨学金には学力や家計の経済状況などの出願資格や選考基準・出願期間がありますので、掲示等で確認してください。窓口は学務センター【生活支援】（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室）です。

（1）名城大学 学内奨学生

本学の学生に対し、奨学金を給付することで修学意欲の高揚を図ることを目的としています。奨学生候補者に選出されるものと、希望者が自ら出願できるものがあります。

詳細は巻末の「奨学生規程（抜粋）」をご覧ください。

※なお、今後事情により変更する場合がありますので、ご了承ください。

1) 学業優秀奨学生：学業・人物ともに優秀な学生対象。

種類) 大学院学業優秀奨学生

2) 修学援助奨学生：修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、学業の継続が困難と認められる学生対象。

種類) 修学援助B奨学生、利子補給奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生

3) その他特別奨学生

種類) 私費外国人留学生A奨学生、派遣交換留学奨学生、海外研修奨学生、海外英語研修派遣支援（A・B）奨学生、大学院奨学生、
本学卒業等補助奨学生、校友会奨学生、大学推薦による国費外国人留学生奨学生、赤崎奨学金、法学部中山健男奨学金

（2）日本学生支援機構（JASSO）貸与奨学生

毎年4月に募集。優れた学生であって経済的理由により修学困難な場合に在学中貸与されます。修了後には返還しなければなりません。選考・推薦対象は原則として1年次生が中心です。

採用された学生は、奨学生として自覚を持って、健康に留意し学業に励んでください。奨学金継続願の未提出、学業成績の不振、不正行為等があった場合、奨学生の資格が廃止されます。

なお、すべての伝達事項は掲示板・ポータルサイトでを行いますので、必ず確認してください。

（3）都道府県・市町村・民間奨学団体奨学生

各団体から本学に募集があり次第掲示をします。主に4～5月に募集があります。大学を通さずに、募集している場合もあります。

家計が急変した場合には…

家計を支えている者（学費負担者）が、失職（自己都合除く）・破産・会社の倒産・病気・死亡等又は火災・風水害による被災等により家計が急変した場合に申込みことができる奨学金があります（名城大学修学援助B奨学生、大規模自然災害経済支援奨学生、日本学生支援機構緊急・応急採用奨学金）。申請は、発生したときから1年以内（入学前は除く）である場合に限りです。その他の出願資格、選考基準等がありますので必ず確認してください。

6 定期健康診断の実施

定期健康診断は、学校保健安全法に基づき毎年4月上旬に実施しています。健康診断の主な目的は、健康状態の把握と管理、および集団生活における伝染性疾患の早期発見と予防などにあります。学生の皆さんは、年1回健康診断を受ける権利と義務を有します。最近では、大学生でも多くの生活習慣病予備軍がいるといわれています。健康な身体で学生生活を送るために、必ず毎年健康診断を受診してください。

日時、場所等については、オリエンテーションならびに掲示で連絡します。

※受診しなかった場合には、教育実習・介護等体験・病院実習・就職活動・奨学金などに必要な健康診断証明書を発行できません。やむを得ない理由により健康診断期間中に受診できない場合または受診できなかった場合は、必ず保健センター（八事・ナゴヤドーム前キャンパスは保健室）で相談してください。

7 学生教育研究災害傷害保険・医療費補助

(1) 学生教育研究災害傷害保険

教育研究活動中に被った災害に対して必要な給付を行う補償制度です。保険料は本学が負担し、当該保険制度に全員が加入する措置を講じています。担保対象となる事故の範囲は、下記のとおりです。

詳しくは、入学時に配付した『学生教育研究災害傷害保険加入者のしおり』で確認してください。

※事故が発生したら、**事故発生報告書**を学務センター【学生活動】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)へ速やかに提出してください。

対象となる事故の範囲

支払われる保険金

学生教育研究災害傷害普通保険

- ①正課中
- ②学校行事中
- ③キャンパス内にいる間
- ④課外活動中
- 通学中等傷害危険担保特約
- ①通学中
- ②学校施設等相互間の移動中

担保範囲	死亡保険金	後遺傷害保険金	医療保険金	入院加算金 180日を限度
正課中, 学校行事中	1,200万円	72万円～1,800万円	実治療日数1日以上が対象 3千円～30万円	1日につき 4,000円
通学中・学校施設等相互間の 移動中・学校施設内にいる間	600万円	36万円～900万円	実治療日数4日以上が対象 6千円～30万円	1日につき 4,000円
学校施設内・外を問わず大学 に届け出た課外活動を行っている間	600万円	36万円～900万円	実治療日数14日以上が対象 3万円～30万円	1日につき 4,000円

(2) 医療費補助

上記の学生教育研究災害傷害保険で治療日数不足等により保険金が支払われない場合、治療費の一部を大学が負担します。医療費補助金額は、学務センター【学生活動】にてご確認ください。

※事故が発生したら、**事故発生報告書**を学務センター【学生活動】(八事・ナゴヤドーム前キャンパスは事務室)へ速やかに提出してください。

8 学内で守るべきマナーについて

趣旨

大学生生活を快適に過ごすことができ、また、勉強する上で最適な環境を維持するため全学生に対して最低限度の守るべき「常識事項」を定めています。

(1) キャンパス内で守ること

- 1) 挨拶をすること
- 2) ごみは分別してごみ箱に捨てること。
- 3) 横並び歩きや座り込みにより他人に迷惑をかけること。
- 4) 廊下は静かに歩くこと。
- 5) 学内のコンセントから携帯電話等の充電はしないこと。

(2) 授業に際して教室で守ること

- 1) 授業途中の入退室は原則としてしないこと。
- 2) 私語は慎むこと。
- 3) 携帯電話の電源はOFFにすること。
- 4) 飲食物は机の上に置かないこと。
- 5) 授業終了後の節電(室内灯、冷暖房スイッチのOFF)に協力すること。

9 自動車通学の全面禁止について

自動車通学は禁止です。八事・ナゴヤドーム前キャンパスはバイク(原動機付自転車含む)通学も禁止です。

大学周辺の不法・迷惑駐車に対しては、学則に基づき停学処分等厳しく対処しますので十分に注意してください。

10 自転車通学(ナゴヤドーム前キャンパス)について

ナゴヤドーム前キャンパスへ自転車通学をする場合は、大学の許可が必要です。

自転車通学を希望する場合は、ナゴヤドーム前キャンパス事務室へ必ず申請をしてください。

※申請には安全運転講習の受講と防犯登録番号、自転車損害賠償保険等への加入が必要です。事前に確認をしてください。

11 バイクや自転車の自己管理について

- ・バイクや自転車は、指定の駐輪場に置いてください。八事・ナゴヤドーム前キャンパスはバイク（原動機付自転車含む）通学禁止のため、バイクおよび原動機付自転車の指定駐輪場はありません。
- ・盗難防止対策は、各自で責任をもって管理してください。
- ・長期（約1ヶ月）にわたり放置されているバイク・自転車は、廃棄処分をしますので注意してください。

12 貴重品の盗難防止について

次のことを心がけてください。

- ・所持品は自分の責任で管理する。
- ・貴重品は肌身離さず所持する。
- ・カバンなど置いたままその場を離れない。
- ・狙われるちょっとした「隙」をつくらない。
- ・ゼミ室・実験室等のロッカーには必ず鍵をかける。

13 ソーシャル・ネットワーキングサービスへの投稿について

TwitterやFacebookなどに匿名で、無責任な発言や反社会的な意見を投稿する事は、厳に慎んでください。ともすれば名前が判明し、記録として残るばかりでなく、中傷や誹謗を受ける事にもなりかねません。企業の採用担当者が名前を検索する場合があります。就職活動など、皆さんの将来の為に、くれぐれも軽はずみな投稿は自粛する様に心がけてください。通報等により、不適切な投稿が発覚した場合、処罰の対象となります。

14 学内全面禁煙について

本学では、本学構成員・近隣住民の健康増進ときれいなキャンパス・街作りを目的として「名城大学禁煙宣言」を採択し、全キャンパス敷地内での学内全面禁煙に加え、学外においても禁煙活動を実施しています。大学には未成年者や非喫煙者も通学しており、キャンパス内はもちろんのこと、通学路などの公共の場も原則として全面禁煙であるべきです。学内で喫煙をすると処分の対象になります。一度、喫煙の習慣に染まると、抜け出すことは困難を極めます。タバコに含まれる有害物質や副流煙が、自身や友人・近隣住民の健康に良くないことは明白です。新入生の皆さんは、「吸わない」姿勢を固め、これからの学生生活をスタートしましょう。

名城大学禁煙宣言

喫煙は、喫煙者自身のみならず、受動喫煙等により非喫煙者の健康をも害するものです。

喫煙は各自の自己責任において認められています。しかしながら、本人の意思に反した喫煙、すなわち受動喫煙や、歩きタバコ・吸い殻のポイ捨て等、喫煙者が社会に迷惑をかけることは厳に慎まねばなりません。名城大学は、健康増進法に鑑み、そして何よりも、本学構成員（学生および教職員）が喫煙マナーを遵守し、大学が地域に根差した教育機関であることを強く意識するために、全キャンパス敷地内における本学構成員の喫煙を禁止するとともに、学外においても禁煙の推進・受動喫煙の防止・喫煙マナーの向上に努めます。

我々は、広く学内外の関係者の健康増進を図り、大学人としての自覚を育むべく、ここに大学内における全面禁煙および学外での禁煙活動・喫煙マナー向上活動の実施を宣言します。

名城大学

15 名城大学の環境保全に関わる取り組みについて

(1) 本学の環境対策

本学では、廃棄物を「ごみ」ではなく「資源」として捉え、減量、再使用、再生利用を基本にした廃棄物のゼロ化を目指しています。また、省エネ、省資源活動の推進、騒音・振動の発生抑制、大気汚染、水質汚染の法令の順守など環境全般にわたる取り組みを実施するとともに、快適な教育環境を保障し、地域との共生を目指したキャンパス運営にも取り組んでいます。

(2) 名城大学環境方針

環境理念

名城大学及び名城大学附属高等学校は、環境基本法を始めとする環境法令を順守し、社会から要請される「持続的に発展可能な社会の形成」に応えられる人材の育成と研究に努めます。

環境方針

1. 地球環境の保全と維持向上に係る教育研究活動を充実し、環境を視野に入れた人材を育成します。
2. 環境に係る公開講座などの開催や研究成果の公開を推進し、環境保全に貢献します。
3. 省資源、省エネルギー、グリーン購入の推進及び廃棄物の減量と適正管理に努め、環境負荷の低減に取り組みます。
4. 教育研究をはじめ、総ての活動において、環境関連法規制、協定等を遵守し、汚染の予防に努めます。
5. 環境方針を達成するため、名城大学が独自に策定した環境マネジメントシステム（Meijo-EMS）を構築・運用します。
6. 内部環境監査を実施し、環境マネジメントシステムを含む環境保全活動の継続的な改善を図ります。
7. 環境方針はインターネットホームページで公開します。

2020年4月1日

名城大学学長 小原 章裕

(3) 取り組み目的・目標および行動

環境方針を具体化するための目的、目標及び皆さんに実施していただく行動が次の事項です。

目的	目標	皆さんに実施していただく具体的な行動
省資源活動の推進	コピー用紙購入量の削減	・両面コピー、両面印刷やミスコピー用紙の裏面利用に心掛ける。
	水使用量の削減	・実験に使用する水や手洗い水の節約に努める。 ・漏水を発見したら直ちに事務室に連絡する。
省エネ活動の推進	電気使用量の削減	・最後に教室、実験室、クラブハウス、トイレ等から退出するときは、消灯する。
	冷暖房用燃料の使用量削減	・暖房、冷房使用時は、教室、実験室、クラブハウス等の扉、窓を閉める。 ・最後に教室、実験室、クラブハウス等から退出する時は、エアコンスイッチを切る。
一般廃棄物の適正管理と減量	廃棄物の削減	・廃棄物は、分別区分を確認して廃棄する。
		・紙類は、紙専用ボックスに入れる。
		・自宅等から学内に持ち込んだごみは、持ち帰る。
産業廃棄物の適正管理と減量	環境・安全マニュアルの見直し	・実験廃液は、定められた容器に保管する。
		・実験で発生したがれき類、金属くず、ガラスくず等は、指定された容器場所に保管する。
		・空の薬品ビンは、指定された場所に保管。指定された方法で廃棄する。
		・クラブ活動で発生した廃棄物は、クラブハウス内で保管し、回収日に指定された場所に出す。
環境に係る教育活動の推進	保有薬品リストの作成	・リストに載っている薬品を重複して購入しない。
	環境関連科目の開講	・環境関連科目を積極的に受講する。
	環境意識調査の実施	・意識調査のアンケートに協力する。
	実験実習科目での環境保全指導の徹底	・実験実習では、指導事項を順守する。
	環境関連資格講座の開講	・開講された資格講座には積極的に受講する。
	学生による環境行事への支援	・クリーンアップ大作戦等の清掃活動に積極的に参加する。
環境に係る研究活動の推進及び研究成果の公開	大学祭での廃棄物処理の助言	・大学祭で発生する廃棄物を削減し、廃棄物の分別を推進する。
	公開講演会などの積極的な開催 学外公開講演会、出前講義講師派遣状況の記録	・環境関連の公開講演会には、積極的に参加する。

(4) 問い合わせ

廃棄物、省エネ、大気質、水質等環境に関する問い合わせは下記までお願いいたします。

総務部（総務・環境安全グループ）〔天白キャンパス本部棟4階〕

2

研 究 科 事 項

法学研究科

目 次

〈法学研究科事項〉

法学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	61
1. 主な年間行事	62
2. 法学研究科について	62
(1) 大学院法学研究科の沿革	62
(2) 大学院法学研究科の特色	62
教育課程	62
(3) 名城大学法学会	62
3. 履修要項	63
(1) 修士課程	63
① 授業科目および担当教員一覧	63
② 履修方法	64
③ 修了要件	65
④ 学位授与基準・論文審査基準	65
(2) 博士後期課程	65
① 授業科目および担当教員一覧	65
② 履修方法	65
③ 学位授与基準・論文審査基準	65

法学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

法学研究科は、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

法学研究科修士課程において、2年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、

1. 法学研究者としての基本的能力、または
2. 準法曹としての基本的能力、
3. 高度職業人としての基本的能力、

を身につけた学生に対して、修士(法学)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

法学研究科修士課程の教育課程は、研究者・準法曹・高度職業人としての基本的能力を身につけさせるべく、

1. 指導教授により、一貫かつ継続的で、個別的な指導が受けられること、
2. 院生の専攻に対しては深く、かつ院生の関心に対して幅広く対応できること、

を重点に編成している。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

本研究科修士課程で学ぶためには、法学部卒業程度の法学または政治学の理解を身につけていることが望まれる。

自己の専攻する科目に対して強い知的好奇心をもっていることはもとより、幅広い学問分野に関心をもちつつ、社会に貢献する志をもつ者を歓迎する。

博士後期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

法学研究科博士後期課程において、3年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて、所定の博士論文の審査に合格し、

1. 法学の深奥に自ら踏み込む研究者としての能力、または
2. 法学に対する深い洞察を生かせる実務家としての能力

を身につけた学生に対して博士(法学)の学位を授与します。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

法学研究科博士後期課程の教育課程は、研究者・実務家としての高い能力を身につけさせるべく、

1. 指導教授により、一貫かつ継続的で、個別的な指導が受けられること、
2. 幅広く深い学識を身につけるための専門および周辺領域に関する講義科目、

を重点に編成しています。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

本研究科博士後期課程で学ぶためには、大学院法学研究科修士課程修了程度の法学または政治学の理解を身につけていることが望まれます。

自己の専攻する科目に対して強い知的好奇心をもっていることはもとより、国家及び世界に貢献し、その礎となるような志をもつ者を歓迎します。

1. 主な年間行事

前 期		後 期	
4月	入学式 オリエンテーション 前期授業開始 履修登録 ・他研究科履修申請 健康診断	9月	後期授業開始 開学記念日
		10月	博士学位論文提出及び審査申請
		11月	大学祭
		12月	年内授業終了 学生冬季休業期間 一斉休業期間（窓口閉鎖）
5月	《9月修了》博士学位論文提出及び審査申請	1月	授業再開 補講 後期授業終了 修士学位論文提出 博士学位論文公聴会・最終試験
6月	《9月修了》修士学位論文提出		
7月	補講 前期授業終了 《9月修了》修士学位論文審査 《9月修了》博士学位論文公聴会・最終試験		
8月	夏季休業期間 一斉休業期間（窓口閉鎖）	2月	修士学位論文審査
9月	追加履修登録 《9月修了》修了式	3月	修了式 ガイダンス 健康診断

※詳しい日程は、名城大学カレンダーおよび掲示を参照してください。

2. 法学研究科について

(1) 大学院法学研究科の沿革

大学院法学研究科は、昭和42年4月に修士課程、昭和44年4月に博士後期課程の設置認可を受け、現在に至っています。

修士課程においては、「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の能力を養うこと」、博士後期課程においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、また、その他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うこと」を目的として、教育研究活動を実践しています。

この目的の下に、修士課程においては約900余名、博士後期課程においては、30名（課程博士）の修了生を社会に送り出し、学界、法曹界をはじめ、各種士業、国家・地方の各行政機関など、各界の第一線において着実かつ堅実な活躍をしており、地域社会に大きく貢献しています。

(2) 大学院法学研究科の特色

教育課程

大学院法学研究科では、平成7年度から教育課程を変更し、2セメスター制度（研究指導を除く授業科目を半期開講＝1科目2単位）を採用しています。これは、従来の通年科目では成し得なかった、「学生の研究目的に応じた授業科目を配置することによって、幅広く高度な専門的知識の修得」ができるように配置されたものです。具体的には、「理論研究」、「判例研究」、「比較法研究」という連続性を持った内容を基本的な構成としています。

(3) 名城大学法学会

大学は教育機関であるとともに研究機関でもあります。

名城大学法学会は、研究機関としての名城大学の使命を達成するために、法学部教職員および学生、さらに広く賛助会員をも含めて構成される学内研究組織であり、年4回の研究誌「名城法学」の刊行と、教授の研究業績をまとめた「名城法学叢書」及び「名城大学法学会選書」を随時発行しています。さらにまた研究会・学術講演会を開催するなど各種の事業を営み、学術研究の発展に寄与しています。

このような組織と活動の内容からも明らかのように、名城大学法学会は、法学部それ自体と不即不離の緊密な関係に立つものであり、法学部の発展を支える基礎となっています。

機関誌「名城法学」は法学部の前身である法学科の創設と同時に創刊されて以来、法学部教授陣の学問的業績をひろく学界に発表してきており、既に69巻に及んで、わが国の法学界における学術雑誌のひとつとして高く評価されています。

同誌は会員に無料配付され、配付の時期・場所は、発行の都度、掲示されます。

また、大学院修士課程の修士論文の中で、優秀な論文や、修士論文の要旨、その他各種業績をまとめたものを、名城法学論集（年1回）として刊行しています。

名城大学法学会は、以上の諸事業のほか、学生諸君の自主的な研究成果の発表を期待して、学生研究発表会を開催しています。

3. 履修要項

(1) 修士課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野 (専修科目)	授業科目	単位数		担当教員
		講義	研究指導	
憲法学	憲法Ⅰ(統治機構)	2		植木 淳
	憲法Ⅱ(人権保障)	2		近藤 敦
	憲法Ⅲ(憲法訴訟)	2		河北洋介
	憲法Ⅳ(比較憲法)	2		植木 淳
	憲法Ⅴ(多文化共生)	2		近藤 敦
	公法研究指導Ⅰ		4	近藤 敦・植木 淳・河北洋介
	公法研究指導Ⅱ		4	近藤 敦・植木 淳・河北洋介
行政法学	行政法Ⅰ(一般理論)	2		笹岡克比人
	行政法Ⅱ(行政作用法)	2		北見宏介
	行政法Ⅲ(地方自治法)	2		2020年度は開講せず
	行政法Ⅳ(行政救済法)	2		庄村勇人
	行政法Ⅴ(行政組織法)	2		2020年度は開講せず
	公法研究指導Ⅱ		4	庄村勇人・北見宏介・笹岡克比人
租税法	租税法Ⅰ(総論)	2		伊川正樹
	租税法Ⅱ(租税争訟法・手続法)	2		伊川正樹・(馬場 陽)
	租税法Ⅲ(所得税)	2		伊川正樹
	租税法Ⅳ(法人税)	2		(長谷川敏也)
	租税法Ⅴ(相続税)	2		(鈴木春美)
	租税法Ⅵ(消費税)	2		(加藤久也)
	公法研究指導Ⅰ		4	伊川正樹
	公法研究指導Ⅱ		4	伊川正樹
国際法学	国際法Ⅰ(総論)	2		佐藤一義
	国際法Ⅱ(各論)	2		佐藤一義
	国際法Ⅲ(組織)	2		(水島朋則)
	国際法Ⅳ(人権)	2		2020年度は開講せず
	公法研究指導Ⅰ		4	佐藤一義
	公法研究指導Ⅱ		4	佐藤一義
刑事法学	刑事法Ⅰ(刑法理論)	2		二本柳誠
	刑事法Ⅱ(刑法判例)	2		伊藤亮吉
	刑事法Ⅲ(刑事訴訟法)	2		伊藤博路
	刑事法Ⅳ(刑事政策)	2		萩野貴史
	刑事法Ⅴ(現代刑事法)	2		滝谷英幸
	公法研究指導Ⅰ		4	伊藤亮吉・伊藤博路・二本柳誠・萩野貴史・滝谷英幸
	公法研究指導Ⅱ		4	伊藤亮吉・伊藤博路・二本柳誠・萩野貴史・滝谷英幸
民法	民法Ⅰ(総則)	2		野口大作
	民法Ⅱ(債権総論)	2		野口大作・川元主税
	民法Ⅲ(債権各論)	2		菊地秀典
	民法Ⅳ(物権)	2		杉浦林太郎・仮屋篤子
	民法Ⅴ(親族)	2		柳 勝司
	民法Ⅵ(相続)	2		柳 勝司
	私法研究指導Ⅰ		4	柳 勝司・野口大作・菊地秀典・仮屋篤子・川元主税・杉浦林太郎
	私法研究指導Ⅱ		4	柳 勝司・野口大作・菊地秀典・仮屋篤子・川元主税・杉浦林太郎
国際私法学	国際私法Ⅰ(国際民事手続法)	2		山口敦子
	国際私法Ⅱ(準拠法)	2		山口敦子
	私法研究指導Ⅰ		4	山口敦子
	私法研究指導Ⅱ		4	山口敦子

専修科目 (専修分野)	授業科目	単位数		担当教員
		講義	研究指導	
企業法学	企業法Ⅰ(企業組合法)	2		吉行幾真
	企業法Ⅱ(金融・有価証券法)	2		長谷川乃理
	企業法Ⅲ(企業取引法)	2		山本忠弘
	企業法Ⅳ(知的財産法)	2		2020年度は開講せず
	企業法Ⅴ(企業取引と税務)	2		(黒川通男)
	私法研究指導Ⅰ		4	山本忠弘・吉行幾真・長谷川乃理・松田真治
	私法研究指導Ⅱ		4	山本忠弘・吉行幾真・長谷川乃理・松田真治
民事手続法学	民事手続法Ⅰ(民事訴訟法)	2		前田智彦
	民事手続法Ⅱ(民事執行・保全法)	2		柳沢雄二
	民事手続法Ⅲ(倒産法)	2		日比野泰久
	民事手続法Ⅳ(裁判外紛争処理制度)	2		前田智彦
	私法研究指導Ⅰ		4	前田智彦・日比野泰久・柳沢雄二
	私法研究指導Ⅱ		4	前田智彦・日比野泰久・柳沢雄二
社会法学	労働法Ⅰ(個別的労働関係法)	2		柳澤 武
	労働法Ⅱ(集団的労働関係法)	2		柳澤 武
	経済法Ⅰ(総論)	2		川原勝美
	経済法Ⅱ(各論)	2		川原勝美
	私法研究指導Ⅰ		4	柳澤 武・川原勝美
	私法研究指導Ⅱ		4	柳澤 武・川原勝美
法哲学	法哲学Ⅰ(法理論)	2		平井亮輔
	法哲学Ⅱ(正義論)	2		平井亮輔
	法社会学Ⅰ(総論)	2		前田智彦
	法社会学Ⅱ(各論)	2		2020年度は開講せず
	基礎法学研究指導Ⅰ		4	平井亮輔
	基礎法学研究指導Ⅱ		4	平井亮輔
法制史学	法制史Ⅰ(日本法制史)	2		代田清嗣
	法制史Ⅱ(日本法制史史料解題)	2		代田清嗣
	法制史Ⅲ(西洋法制史)	2		野上博義
	法制史Ⅳ(西洋法制史史料解題)	2		野上博義
	基礎法学研究指導Ⅰ		4	松田恵美子・野上博義・代田清嗣
	基礎法学研究指導Ⅱ		4	松田恵美子・野上博義・代田清嗣
政治学	政治学Ⅰ(政治理論・思想)	2		仁井田崇
	政治学Ⅱ(行政学)	2		高松淳也
	政治学Ⅲ(国際政治学)	2		2020年度は開講せず
	政治学Ⅳ(政治過程論)	2		松本俊太
	政治学研究指導Ⅰ		4	松本俊太・高松淳也・仁井田崇・矢嶋 光
	政治学研究指導Ⅱ		4	松本俊太・高松淳也・仁井田崇・矢嶋 光
関連分野	外国法Ⅰ(英米法)【英語】	2		松田恵美子
	外国法Ⅱ(大陸法)【ドイツ語】	2		2020年度は開講せず
	外国法Ⅱ(大陸法)【フランス語】	2		野上博義
	基礎法特別(東洋法史論)	2		松田恵美子
	政治学特別(政治史)	2		矢嶋 光
	政治学特別(外交史)	2		2020年度は開講せず

() 内は学生対応用

() は兼任

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1部門(研究指導Ⅰ4単位、研究指導Ⅱ4単位)を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、関連科目22単位以上を選択履修しなければなりません。
3. 上記の専修科目は、あらかじめ入学時に選択した部門とします。
4. 専修科目の研究指導を担当する教授を当該学生の指導教授とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
5. 租税法専攻の学生は、「憲法学」「民法学」「企業法学」の授業科目のなかから4単位(2科目)以上を修得することを必修とします。
6. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

研究科目	関連科目22単位以上
研究指導科目	8単位
合計	30単位以上

④ 学位授与基準・論文審査基準

学位授与基準

専修科目8単位（研究指導Ⅰ、Ⅱ）および関連授業科目22単位以上を修得し、かつ修士の論文審査に合格すること。

論文審査基準

論題につき、先行研究を踏まえつつ、論文が適切に構成されるとともに、叙述が論理的に展開されていること。

(2) 博士後期課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数		担当教員
		講義	演習	
憲法学	憲法特殊研究Ⅰ～Ⅴ	2		近藤 敦・植木 淳
	憲法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	近藤 敦・植木 淳
行政法学	行政法特殊研究Ⅰ～Ⅴ	2		伊川正樹・渡邊 互
	行政法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	伊川正樹・渡邊 互
国際法学	国際法特殊研究Ⅰ～Ⅳ	2		佐藤一義
	国際法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	佐藤一義
刑事法学	刑事法特殊研究Ⅰ～Ⅴ	2		伊藤亮吉・伊藤博路
	刑事法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	伊藤亮吉・伊藤博路
民法学	民法特殊研究Ⅰ～Ⅵ	2		柳 勝司・野口大作・菊地秀典
	民法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	柳 勝司・野口大作・菊地秀典
国際私法学	国際私法特殊研究Ⅰ～Ⅳ	2		
	国際私法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	
企業法学	企業法特殊研究Ⅰ～Ⅴ	2		山本忠弘・吉行幾真
	企業法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	山本忠弘・吉行幾真
民事手続法学	民事手続法特殊研究Ⅰ～Ⅳ	2		前田智彦
	民事手続法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	前田智彦
社会法学	労働法特殊研究Ⅰ～Ⅱ	2		柳澤 武
	経済法特殊研究Ⅰ～Ⅱ	2		
	社会法特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	柳澤 武
法哲学	法哲学特殊研究Ⅰ～Ⅱ	2		平井亮輔
	法社会学特殊研究Ⅰ～Ⅱ	2		
	法哲学特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	平井亮輔
法制史学	法制史特殊研究Ⅰ～Ⅳ	2		松田恵美子・野上博義
	法制史特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	松田恵美子・野上博義
政治学	政治学特殊研究Ⅰ～Ⅳ	2		
	政治学特殊研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	

② 履修方法

1. 学生は、3年以上在学し、次に定める方法により16単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1部門（特殊研究指導Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）を選定し、これを学生の専修科目とします。
専修科目のほか、専修科目以外の授業科目の中から4単位以上選択履修しなければなりません。
3. 上記の専修科目は、あらかじめ入学時に選択した部門とします。
4. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
5. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

③ 学位授与基準・論文審査基準

学位授与基準

課程博士の場合、博士後期課程を修了することを要し、課程博士、論文博士とも博士の論文審査に合格すること。

論文審査基準

修士課程論文審査基準に加えて、新たな知見の有無等、学界に貢献するものであること。

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

経営学研究科

目 次

〈経営学研究科事項〉

経営学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	69
1. 主な年間行事	70
2. 経営学研究科について	70
3. 履修要項	71
(1) 修士課程	71
① 授業科目および担当教員一覧	71
② 履修方法	72
③ 修了要件	72
④ 学位授与基準・学位論文審査基準	72
(2) 博士後期課程	72
① 研究指導科目および担当教員一覧	72
② 履修方法	73
③ 修了要件	73
④ 学位授与基準・学位論文審査基準	73

経営学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

経営学研究科は、21世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追求し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

経営学研究科修士課程において2年以上在学し、修了に必要な所定の32単位以上を修得した上で修士論文の審査に合格し、次の素養や能力を身につけた学生に対して修士(経営学)の学位を授与します。

1. 経営学研究者となるのに必要な基礎的素養
2. 企業の現場で発生する実践的課題を解決する能力
3. 経営システムを設計・改善する能力
4. 税理士・会計士等の高度職業会計人として必要とされる基礎的能力

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

経営学研究科修士課程の教育課程は、次の諸点を重点に編成しています。

1. 専門性を体系的に深めるコース制(経営学・ものづくりシステムコース、会計学・ファイナンスコース)
2. 学生の研究テーマに即した2年間の研究指導
3. 第一線で活躍する企業人や実務家を講師に招いた実践的な教育

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

本研究科修士課程で学ぶためには、本研究科修士課程の履修に必要なとされる基本的な能力と次のような熱意や意欲を備えていることが望まれます。

1. すぐれた組織経営の原理の解明や実践の修得への情熱
2. 生きた経営の中に課題を見出し、その課題の解決に挑戦する熱意
3. 現実への高くて深い関心と旺盛な探究心をもち、自己実現の手段として起業などを志すフロンティア精神
4. 会計に明るく、かつ、経営プロセスを重視できる会計人になりたいという意欲

博士後期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

経営学研究科博士後期課程において3年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて所定の博士論文の審査に合格し、経営学の特定の分野においてオリジナリティのある研究成果を生み出すことができる能力を身につけた学生に対して博士(経営学)の学位を授与します。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

経営学研究科博士後期課程の教育課程は、次の諸点を重点に編成しています。

1. 3年間の研究指導と学位論文作成指導を通して、経営学の分野において独創性を有し、かつ論理的思考に基づく研究成果を生み出すことができる能力の向上
2. 3年間に学会・研究会での研究発表や1編以上の査読付き論文の作成を指導し、研究成果を論理的に整理し発表できる能力の向上
3. 上記研究能力の向上を目的として、経営学、会計学、経営財務論の各分野における講義科目による、高度な専門的知識と幅広い学識の修得の組織的な支援

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

本研究科博士後期課程で学ぶためには、大学院修士課程を修めた上で次のような熱意や意欲を身につけていることが望まれます。

1. すぐれた組織経営の原理を解明し、経営学研究の発展に貢献しようとする熱意
2. 現実への高くて深い関心と旺盛な探究心をもち、企業・経営の未解決の課題の解決に取り組む意欲
3. 経営学の分野の未解決の課題に取り組む、新たな理論的地平を切り開こうとする意欲

1. 主な年間行事

前 期		後 期	
4月	入学式 新入生オリエンテーション 前期授業開始 履修登録 学生定期健康診断 《9月修了》修士・博士学位論文提出要領・申請用紙配付	9月	秋季入学生オリエンテーション 後期授業開始
		10月	修士・博士学位論文提出要領・申請用紙配付
		11月	大学祭
6月	《9月修了》博士学位論文提出及び予備審査申請	12月	博士学位論文提出及び予備審査申請 年内授業終了 学生冬季休業期間 一斉休業期間〔窓口閉鎖〕
7月	補講 前期授業終了 《9月修了》修士学位論文提出・面接審査 《9月修了》博士学位論文公聴会・最終試験	1月	授業再開 補講 後期授業終了 修士学位論文提出 博士学位論文公聴会・最終試験
8月	一斉休業期間〔窓口閉鎖〕	3月	卒業式 次年度在学生ガイダンス
9月	追加履修登録 《9月修了》卒業式		

※詳しい日程は、名城大学カレンダーを参照してください。

2. 経営学研究科について

本研究科ではコースを、「経営学・ものづくりシステムコース」、「会計学・ファイナンスコース」に大別しております。

「経営学・ものづくりシステムコース」では、「経営学」の基本に立ち返る視点を基軸とし、特に次の2点を特色とする教育課程を編成しています。

① 基本的な理論や手法とともに、企業経営のグローバル化・情報化の進展に対応しうる現代的・総合的なカリキュラムを設定しています。

② 「日本のものでづくり」に必要な「グローバル化」「経営戦略」「生産システム」「知的財産」「起業」といったキーワードを含めた、「進化するホーリスティック (holistic) な生きたシステム」としての経営学の追求に努めています。

特に、「ものづくりシステム領域」では、従来の大学院教育に欠けていた実務教育を、著名会社の第一線で活躍する企業人や実務家等を講師として数多く招き、課題解決型講義として双方向で展開しています。そして、企業から派遣される社会人学生については、職場に根ざした問題を研究課題とし、その解決策を修士論文にまとめ、職場で発表するなどして、高い評価を得ています。

また、「会計学・ファイナンスコース」では、高度職業会計人（会計士・税理士）養成や、IT技術の発展とともにグローバルに展開され、今後一層重要性を増していくファイナンス領域の諸問題について、理論的・実践的に適切に対応できる人材の育成に努めています。

2つのコースでは、すべての講義科目を半期2単位として構成しており、幅広く高度な専門知識の修得ができるように配慮しています。また、すべての学生は、入学時に確定する指導教員の下で、2年間の個別の研究指導を受けることになります。

そして、社会人学生に対しては、職業と大学院における研究とが両立できるよう、毎週土曜日開講で4週間ごとに完結する講義形態（経営学・ものづくりシステムコース）も採用し、「長期履修学生制度」、「中部地区5大学院単位互換制度」などの各種制度を導入するなど、研究科に集う学生の便宜に配慮しています。

3. 履修要項

(1) 修士課程

① 授業科目および担当教員一覧

コース	授 業 科 目	単位数		開講期	担 当 教 員
		講義	研究指導		
経営学・ものづくりシステムコース	経営管理研究	2		半期	2020年度は開講せず
	労務管理研究	2		半期	橋場俊展
	情報産業組織研究	2		半期	大西幹弘
	経営組織研究	2		半期	2020年度は開講せず
	国際経営研究	2		半期	宮崎信二
	経営史研究	2		半期	宮崎信二
	国際産業集積研究	2		半期	田中武憲
	経営戦略研究	2		半期	2020年度は開講せず
	コーポレート・ガバナンス研究	2		半期	瀬川新一
	マーケティング研究	2		半期	長尾晃宏
	流通研究	2		半期	2020年度は開講せず
	マーケティング情報システム研究	2		半期	2020年度は開講せず
	研究開発マネジメント研究	2		半期	2020年度は開講せず
	生産技術研究	2		半期	澤田慎治
	実践品質管理研究	2		半期	2020年度は開講せず
	実践情報システム設計	2		半期	鳥居弘志
	実践生産システム設計	2		半期	2020年度は開講せず
	プロセス・マネジメント研究	2		半期	2020年度は開講せず
	実践マネジメントシステム設計	2		半期	2020年度は開講せず
	グローバル経営戦略研究	2		集中	2020年度は開講せず
	人材開発マネジメント研究	2		半期	五十畑浩平
	ベンチャー起業論研究	2		半期	2020年度は開講せず
	マーケティング戦略研究	2		半期	2020年度は開講せず
	NPO起業研究	2		半期	2020年度は開講せず
	実践コスト・マネジメント研究	2		集中	2020年度は開講せず
	海外企業移転研究	2		半期	2020年度は開講せず
	実践起業研究	2		半期	西垣鳴人
	アジア企業研究	2		半期	澤田貴之
	ヨーロッパ企業研究	2		半期	山本いづみ
	労使関係研究	2		半期	橋場俊展
	企業内教育研究	2		半期	2020年度は開講せず
	労務監査研究	2		半期	(田村 豊)
経営情報システム研究	2		半期	堀川新吾	
環境マネジメント研究	2		半期	2020年度は開講せず	
経営学外国文献研究	2		半期	2020年度は開講せず	
経営学研究指導Ⅰ		4	通年	大西、澤田(貴)、瀬川、田中、鳥居、長尾、橋場、堀川、宮崎、山本	
経営学研究指導Ⅱ		4	通年	大西、澤田(貴)、瀬川、田中、鳥居、長尾、橋場、堀川、宮崎、山本	
会計学・ファイナンスコース	財務会計研究	2		半期	田代樹彦
	制度会計研究	2		半期	田代樹彦
	会計監査研究	2		半期	(岩崎宏一)
	管理会計研究	2		半期	2020年度は開講せず
	コスト・マネジメント研究	2		半期	相川奈美
	国際会計研究	2		半期	伊藤秀俊
	経営分析研究	2		半期	2020年度は開講せず
	実践経営分析研究	2		半期	2020年度は開講せず
	知的財産研究	2		半期	2020年度は開講せず
	税務会計研究	2		半期	(岩崎宏一)
	環境会計研究	2		半期	2020年度は開講せず
	非営利組織体会計研究	2		半期	柳田純也
	コーポレート・ファイナンス研究	2		半期	田澤宗裕
	インベストメント・マネジメント研究	2		半期	田澤宗裕
	金融システム研究	2		半期	西垣鳴人
	金融機関経営研究	2		半期	高山晃郎
会計学・ファイナンス外国文献研究	2		半期	2020年度は開講せず	
会計学・ファイナンス研究指導Ⅰ		4	通年	伊藤、田澤、田代、西垣、〔東田〕、柳田、相川、高山	
会計学・ファイナンス研究指導Ⅱ		4	通年	伊藤、田澤、田代、西垣、〔東田〕、柳田、相川、高山	
共通	経営学特別講義Ⅰ(考える方法を考える)	2		集中	2020年度は開講せず
	経営学特別講義Ⅱ(企業フィールドワーク)	2		半期	2020年度は開講せず

() は兼任 [] は在外研究員

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、32単位以上を修得しなければなりません。

授業科目の中から1部門 10単位〔指導教員の研究（講義）科目2単位、研究指導科目8単位〕を選定し、これを専修科目とします。専修科目のほか、関連科目（所属コースの研究（講義）科目12単位以上を含む、22単位以上）を修得し、修士論文審査に合格することが必要となります。関連科目22単位には、入学前に大学院において、学修および修得した単位により認定された単位（科目履修生等による修得）を含めることができます。

また、他の研究科の授業を履修する場合は、10単位まで修了に必要な単位として認められます。〔授業科目分類は、「所属コース研究（講義）科目を含む、その他研究（講義）科目」の単位数に含まれます。〕

2. 学生は、研究指導科目を担当する教員を指導教員とし、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

3. 修士論文は、専修科目について提出するものとします。

4. 学生は、年度始めに指導教員の指導を受け、その年度に履修する科目を登録します。

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

コース名	科目別単位数	授業科目分類	修了に必要な単位数	合計単位数
経営学・ものづくりシステムコース	専修科目 10単位	指導教員 研究（講義）科目	2単位	32単位以上
		研究指導科目	8単位	
会計学・ファイナンスコース	関連科目 22単位以上	所属コース 研究（講義）科目	12単位以上	
		所属コース 研究（講義）科目を含む、 その他研究（講義）科目	10単位以上	

④ 学位授与基準・学位論文審査基準

《学位授与基準》

本研究科の修士課程を修了し、所定の審査基準に合格した者に授与する。

本研究科修士課程に在学し、学位を得るに必要な単位（32単位以上）を取得した者および取得見込者に対して、学位規程に基づき学位論文の審査を実施する。

《学位論文審査基準》

①論文テーマの明確化

テーマの設定について、研究の意義および必要性が明確に述べられていること

②研究方法の妥当性

研究課題にふさわしい研究方法および分析が用いられていること

③先行研究との関連性

先行研究を理解したうえで、当該分野の研究動向の中に研究課題・成果を位置づけていること

④論旨の一貫性

研究課題の設定、分析、結果、考察の過程において、論理展開が一貫していること

⑤構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、引用・参考文献の提示など、適切な表現・表記法によって記述されていること

⑥学術的・社会的な貢献

学術的な意義や重要性があり、社会的要請にも応える可能性をもつものであること

(2) 博士後期課程

① 研究指導科目および担当教員一覧

授 業 科 目	単位数		開講期	担 当 教 員
	講義	演習		
経営学研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	通年	大西幹弘、澤田貴之、瀬川新一、田中武憲、鳥居弘志、長尾晃宏、橋場俊展、堀川新吾、宮崎信二
会計学研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	通年	伊藤秀俊、田代樹彦、東田 明、柳田純也
経営財務論研究指導Ⅰ～Ⅲ		4	通年	西垣鳴人、田澤宗裕
学位論文ワークショップ		1	集中	伊藤秀俊、大西幹弘、澤田貴之、瀬川新一、田澤宗裕、田代樹彦、田中武憲、鳥居弘志、長尾晃宏、西垣鳴人、橋場俊展、〔東田 明〕、堀川新吾、宮崎信二、柳田純也
経営学特殊研究Ⅰ～Ⅷ	2		半期	大西幹弘、澤田貴之、瀬川新一、田中武憲、鳥居弘志、長尾晃宏、橋場俊展、堀川新吾、宮崎信二
会計学特殊研究Ⅰ～Ⅷ	2		半期	伊藤秀俊、田代樹彦、〔東田 明〕、柳田純也
経営財務論特殊研究Ⅰ～Ⅷ	2		半期	田澤宗裕、西垣鳴人

〔 〕は在外研究員

② 履修方法

1. 学生は、3年以上在学し、次に定める方法により、21単位以上修得しなければなりません。
2. 研究指導科目の中から1部門（研究指導Ⅰ～Ⅲの合計12単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目の中から9単位以上選択履修しなければなりません。
3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、履修科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
4. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
5. 学生は、年度始めに指導教員の指導を受け、その年度に履修する科目を登録します。

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

科目別単位数	授業科目分類	修了に必要な単位数	合計単位数
専修科目	研究指導科目	12単位	21単位以上
関連科目	学位論文ワークショップ	1単位	
	特殊研究（講義）科目	8単位以上	

④ 学位授与基準・学位論文審査基準

《学位授与基準》

- 本研究科の博士後期課程を修了し、所定の審査基準に合格した者に授与する。
学位申請論文の内容に関連し、「査読付き論文1編以上」を公表もしくは発表決定であること。
学位論文公聴会時の質疑応答、および審査会における研究課題試験の実施。

《学位論文審査基準》

- ① 研究課題設定の明確化
明確な問題意識に基づき、研究の意義および必要性が的確に述べられていること
- ② 研究方法の妥当性
研究課題にふさわしい研究方法および分析が用いられていること
- ③ 先行研究との関連性
先行研究を理解したうえで、当該分野の研究動向の中に研究課題・成果を位置づけていること
- ④ 論旨の一貫性
研究課題の設定、分析、結果、考察の過程において、論理展開が一貫していること
- ⑤ 構成・表現・表記法の適切性
学術論文として体系的に構成されており、引用・参考文献の提示など、適切な表現・表記法によって記述されていること
- ⑥ 学術的・社会的な貢献
学術的な独創性や重要性があり、学術の発展や社会的要請に貢献するものであること

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

経済学研究科

目 次

〈経済学研究科事項〉

経済学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	77
1. 主な年間行事2020年度（令和2年度）	78
2. 経済学研究科について	78
3. 経済学研究科履修要項	79
(1) 修士課程	79
① 授業科目および担当教員一覧	79
② 履修方法	79
③ 修了要件	79
④ 学位授与基準	80
⑤ 学位論文審査基準	80
(2) 博士後期課程	80
① 授業科目および担当教員一覧	80
② 履修方法	81
③ 修了要件	81
④ 学位授与基準	81
⑤ 学位論文審査基準	81

経済学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

経済学研究科は、経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

経済学研究科修士課程において、2年以上在学し、修了に必要な32単位以上を修得したうえで、所定の修士論文の審査に合格し、下記の能力を習得した学生に対して、修士(経済学)の学位を授与する。

1. 経済学に関する専門知識を身につけ、それを経済社会に適用する方法を習得している。
2. 専門領域における独創性を大切に、課題解決力を習得している。
3. 人々に自らの研究成果をアピールできるプレゼンテーション能力と、相互理解を深めるためのコミュニケーション能力を習得している。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

経済学研究科修士課程の教育課程は、専修分野を「理論経済・経済史」「経済政策」「現代産業構造」の3分野に分け、経済学の広範な課題に答え得る自立した人間の育成を目指すために、下記の点を重点に編成している。

1. 専修した学術分野に関する高度な知識や分析手法について、講義・討論・論文作成を通して研究指導する。
2. 指導教員による論文作成指導を2年間にわたって授け、経済学上の未解明の問題に対する研究・調査方法、経済学的思考方法、論理的展開方法を習得させる。
3. 経済学研究科が主催する研究発表会で研究成果を発表させることで、プレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を養う。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

経済学研究科修士課程で学ぶためには、経済学およびその関連分野について学部で培った基礎力および応用能力を持つとともに、企業・研究機関等において、高度な専門職業人および研究者として経済および社会の発展に貢献したいという強い意志と意欲を持つ積極的な学生が望まれる。

具体的には、

1. 理論・歴史・政策の各分野における基礎的素養を有し、さらに経済学上の諸問題の解明と、その適用に情熱を持っていること。
2. 経済と社会に対する深い関心と旺盛な探究心を持ち、自分自身で課題を見出し、その解決に挑戦する意欲を持つことが望まれる。

博士後期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

経済学研究科博士後期課程において3年以上在学し、専修科目について研究指導を受け12単位以上を修得したうえで、所定の博士論文の審査に合格し、下記の条件を満たした学生に対して、博士(経済学)の学位を授与する。

1. 経済学に対する情熱と高度な専門的学識と深い洞察力を有し、研究者としての独創力が認められるもの。
2. 豊かな創造力と実践力を備え、自立した専門家・研究者となる能力を有しているもの。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

経済学研究科博士後期課程の教育課程は、ますます複雑になる現代経済社会に経済学者として対応できるような、自立した専門家・研究者の育成を目指す。上記の目的達成のために、下記の点に重点をおいて教育課程を編成している。

1. 独創的な研究とその研究成果としての学位申請論文の作成指導を通して、研究・調査方法、論理的思考法と思考能力、発展的研究課題の発見とその学問的な設定方法を指導する。
2. 各自の研究成果を国内外の学会で積極的に発表し、学術誌への投稿・掲載を促進するとともに、研究成果発表能力をより高めるように指導する。
3. 理論経済・経済史、経済政策、現代産業構造の各専修分野に講義科目を開設し、専修分野において自由に講義を選択し履修することにより、経済学研究者、高度専門職業人として専修科目に留まらず多角的に経済学の知識を構築する。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

経済学研究科博士後期課程で学ぶためには、経済学とその関連分野について修士課程で培った基礎力および応用能力に加えて、企業・研究機関等において、高度な専門職業人あるいは研究者として経済・社会の発展に貢献したいという強い意志、意欲並びに積極性を持つことが望まれる。

具体的には、

1. 理論・歴史・政策の各分野における経済学上の理論的な諸問題および現実経済の分析的・実証的な諸問題の解明と解決、経済学の社会への適用に情熱を持っていること。
2. 経済社会に対する深い関心と旺盛な探究心を持ち、自分自身で研究課題を見出し、その研究の実践と課題解決に向けて、挑戦する意欲を持っていることが望まれる。

1. 主な年間行事 2020年度（令和2年度）

前 期		後 期	
4月	入学式 新入生オリエンテーション 前期授業開始 履修登録 ・他研究科履修申請 ・履修登録エラー修正 学生定期健康診断	9月	後期授業開始 開学記念日
		10月	修士論文提出要領・申請用紙配付（3月修了）
		11月	大学祭 博士学位論文提出
6月	研究発表会（2年次） 9月修了博士学位論文提出	12月	年内授業終了 学生冬季休業期間 一斉休業期間〔窓口閉鎖〕
7月	補講 前期授業終了 学生夏季休業期間 9月修了修士論文提出 9月修了修士論文審査 9月修了博士学位論文公聴会・最終試験	2021年 1月	授業再開 補講 後期授業終了 修士論文提出 修士論文審査 博士学位論文公聴会・最終試験
9月	博士学位論文提出要領・申請用紙配付（3月修了） 9月修了卒業式	3月	卒業式 次年度在学生ガイダンス

※詳しい日程は、名城大学カレンダーを参照願います。

2. 経済学研究科について

「恒産なきものは恒心なし」といわれるように、豊かな富とそれを生み出す労働が土台であり、それが満たされて初めて心は豊かになります。経済学の父といわれるアダム・スミスの主著が『諸国民の富』であることは、偶然ではありません。経済学は、あまねく人々の間に豊かな富が生み出されるシステムについて研究します。人間関係の豊かさ、物の豊かさ、豊穡な自然、富と貧困など経済学の探求分野は無限にあります。

経済学研究科では、①学部での学習をさらにレベルアップし、将来公務員などになる、②財政、金融を中心に研究し税理士など専門職をめざす、③外国から留学し、将来は、母国で活躍する、④博士後期課程まで進み、研究者を目指すなど、多様な希望にこたえて、豊富なカリキュラムを準備しています。大きくは、経済学の理論と歴史、経済政策、現代産業構造の三つの分野で優れた成果をあげています。現代的、実学的な研究と教育が、教員と大学院生、および大学院生同士の、親密な共同研究により進められます。現代社会における景気、財政、金融などの基本的分野の研究とあわせて、これからのアジア経済、環境経済、東海地域の産業集積など最先端の分野をカバーしているのは大きな特徴です。

3. 経済学研究科履修要項

(1) 修士課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目名	単位数		開講期	担当者名
		講義	演習		
理論経済・経済史	マクロ経済学研究	4		通年	焼田 紗
	ミクロ経済学研究	4		通年	伊藤志のぶ・川森智彦
	情報の経済学研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	経済理論研究	4		通年	松尾秀雄、蓑輪明子
	経済思想研究	4		通年	岸川富士夫、西山徹
	経済統計学研究	4		通年	勝浦正樹
	西洋経済史研究	4		通年	折原卓美、名和洋人
	日本経済史研究	4		後期	大瀧真俊
	理論経済・経済史研究指導 ※		8	通年	焼田 紗、伊藤志のぶ、川森智彦、松尾秀雄、蓑輪明子、岸川富士夫、勝浦正樹、折原卓美、名和洋人、大瀧真俊
経済政策	財政学研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	地方財政論研究	4		通年	山田浩貴
	金融論研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	労働経済論研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	アジア経済論研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	中国経済論研究	4		通年	谷村光浩
	国際経済論研究	4		通年	斎藤智美
	環境経済論研究	4		通年	李秀澈
	経済政策研究指導 ※		8	通年	山田浩貴、谷村光浩、斎藤智美、李秀澈
現代産業構造	工業経済論研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	交通経済学研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	農業経済論研究	4		通年	杉本大三
	現代企業論研究	4		通年	西山賢一
	中小企業論研究	4		通年	太田志乃
	地域産業論研究	4		通年	井内尚樹
	経済地理学研究	4		通年	伊藤健司
		フロンティア産業研究	4		前期
	現代産業構造研究指導 ※		8	通年	杉本大三、西山賢一、太田志乃、井内尚樹、伊藤健司

※ 理論経済・経済史研究指導、経済政策研究指導、現代産業構造研究指導の担当者については変更があり得ます。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により32単位以上履修しなければなりません。
2. 専修科目は、専修分野（入学時に選択した分野）の中の1部門（研究指導科目8単位、講義科目4単位）を選択し、登録してください。登録した専修科目担当教員の授業科目は必ず修得してください（必修）。
また、専修科目担当教員が当該学生の指導教員となり、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、指導を受けます。
3. 研究指導科目は、2年間の履修で8単位を修得します。修了には、専修科目の12単位を含め32単位を修得したうえで、修士論文を提出し、所定の審査に合格することが必要です。
4. 専修科目以外の科目（関連科目）20単位には、入学前に大学院において学修及び修得した単位により認定された単位（科目等履修生による修得）を含めることができます。又、所定の手続きにより修得した他研究科の単位は、入学前修得単位を含め10単位まで認められます。
5. 履修登録は、年度始めに指導教員の確認を受け、その年度に履修する科目を登録してください。

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

科目の分類	修了に必要な単位数	合計単位数
研究（講義）科目	6科目24単位以上	32単位以上
研究指導科目	8単位	

④ 学位授与基準

(修士課程)

(1) 学位論文提出有資格の確認

修了に必要な単位を既に修得しているか修得見込であること

- ・研究指導科目8単位を除く講義科目（専修科目を含む）について6科目24単位以上を既に修得しているか、本年度修得見込であること

(2) 学位授与の条件

本大学大学院修士課程に所定の期間在学し、学位論文提出有資格の確認のうえ、その修了年度の定められた時期に論文を提出して審査に合格したものに修士（経済学）の学位を授与する。

⑤ 学位論文審査基準

(修士課程)

(1) 審査基準

審査は次の基準にもとづいて行ないます。

① 研究課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の学問的意義及び必要性が明瞭に述べられている。

② 研究方法の妥当性

研究課題、研究対象にふさわしい学術上の研究方法及び分析方法が用いられている。

③ 先行研究との関連性

先行研究を理解したうえで、当該分野の研究動向の中に自らの研究成果を位置づけている。

④ 独創性・有用性

学術的な独創性や有用性がある。

⑤ 論旨の一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程において、論旨が一貫している。

⑥ 構成、表現、表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。

(2) 博士後期課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目 名	単位数		開講期	担 当 者 名
		講義	演習		
理論経済・経済史	マクロ経済学特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	ミクロ経済学特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	情報の経済学特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	経済理論特殊研究	4		通年	松尾秀雄
	経済統計学特殊研究	4		通年	勝浦正樹
	経済史特殊研究	4		通年	折原卓美
	理論経済・経済史演習Ⅰ※		4	通年	松尾秀雄、勝浦正樹、折原卓美
	理論経済・経済史演習Ⅱ※		4	通年	
	理論経済・経済史演習Ⅲ※		4	通年	
経済政策	財政学特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	金融論特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	労働経済論特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	アジア経済論特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	環境経済論特殊研究	4		通年	李 秀澈
	経済政策演習Ⅰ※		4	通年	李 秀澈
	経済政策演習Ⅱ※		4	通年	
	経済政策演習Ⅲ※		4	通年	
現代産業構造	工業経済論特殊研究	4		通年	渋井康弘
	交通経済学特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	現代企業論特殊研究	4		通年	西山賢一
	中小企業論特殊研究	4		通年	※2020年度は開講せず
	地域産業論特殊研究	4		通年	井内尚樹
	現代産業構造演習Ⅰ※		4	通年	渋井康弘、西山賢一、井内尚樹
	現代産業構造演習Ⅱ※		4	通年	
	現代産業構造演習Ⅲ※		4	通年	

※ 理論経済・経済史演習、経済政策演習、現代産業構造演習の担当者については変更があり得ます。

② 履修方法

1. 学生は、3年以上在学し、次に定める方法により、12単位以上を修得しなければなりません。
2. 専修分野の中から演習科目を選定し、これを学生の専修科目とします。
3. 学生は、同一演習科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲを履修し、合計12単位を修得しなければなりません。
4. 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けます。
5. 博士の学位論文は、専修科目について提出します。
6. 学生は同一演習科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ以外に専修分野に関連する特殊研究を受講するようにしてください。

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

科目の分類	修了に必要な単位数	合計単位数
演習科目Ⅰ	4単位	12単位以上
演習科目Ⅱ	4単位	
演習科目Ⅲ	4単位	

④ 学位授与基準

(博士課程)

(1) 学位論文提出有資格の確認

修了に必要な単位を既に修得しているか修得見込であること

- ・専修分野の中から演習科目を選定し、これを専修科目として同一演習科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ12単位以上を既に修得しているか、本年度修得見込であること
- ・論文または研究ノート（いずれも筆頭者・査読付き）が1本以上あること

(2) 学位授与の条件

本大学大学院博士後期課程に所定の期間在学し、学位論文提出有資格の確認のうえ、その修了年度の定められた時期に論文を提出して審査に合格したものに博士（経済学）の学位を授与する。

補則

- ・本研究科に所定の期間在学し、研究指導を受けて演習科目Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ12単位を修得し退学した者が、退学後3年以内に学位論文を提出する場合もこの基準を適用する。
- ・本研究科を修了後3年以上経過した者、本研究科を修了していない者で学位授与を申請する場合については、別途申し合わせを行なう。

⑤ 学位論文審査基準

(博士課程)

(1) 審査基準

審査は次の基準にもとづいて行ないます。

① 研究課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の学問的意義及び必要性が明瞭に述べられている。

② 研究方法の妥当性

研究課題、研究対象にふさわしい学術上の研究方法及び分析方法が用いられている。

③ 先行研究との関連性

先行研究を理解したうえで、当該分野の研究動向の中に自らの研究成果を位置づけている。

④ 独創性・有用性

学術的な独創性や有用性がある。

⑤ 論旨の一貫性

研究目的、分析、結果、考察の過程において、論旨が一貫している。

⑥ 構成、表現、表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されている。
公開する学術論文としてのふさわしい体裁（引用、参考文献の提示など）が整っている。

⑦ 学術的・社会的貢献

新たな知見を含み、学術の発展や社会的要請に貢献するものである。

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

理工学研究科

目 次

〈理工学研究科事項〉

1. 理工学研究科について	85
2. 履修要項	86
(1) 修士課程・博士前期課程	
数学専攻	86
情報工学専攻	89
電気電子工学専攻	92
材料機能工学専攻	95
応用化学専攻	98
機械工学専攻	101
交通機械工学専攻	104
メカトロニクス工学専攻	107
社会基盤デザイン工学専攻	110
環境創造学専攻	113
建築学専攻	116
(2) 博士後期課程・博士課程	
数学専攻	119
電気・情報・材料・物質工学専攻	122
機械工学専攻	125
社会環境デザイン工学専攻	128
3. 理工学研究科の学位論文審査基準	131
4. 理工学研究科関係規程	132
(1) 名城大学大学院理工学研究科履修要項	132
(2) 名城大学学位規程理工学研究科内規	134
(3) 名城大学大学院理工学研究科委員会規程	138

1. 理工学研究科について

理工学研究科には、豊富な内外の専門図書が備えられ、また、必要な研究施設が完備され強力な指導体制とあいまって、恵まれた教育研究環境の下で充実した研究ができるように配慮されています。それぞれの関係分野の将来を担う研究者、技術者を志す者にとって好適な教育機関となっています。

修士（博士前期）課程は、数学専攻、情報工学専攻、電気電子工学専攻、材料機能工学専攻、応用化学専攻、機械工学専攻、交通機械工学専攻、メカトロニクス工学専攻、社会基盤デザイン工学専攻、環境創造学専攻、建築学専攻の11専攻が設置されています。広い視野に立った精深な学識を身につけ、専門分野における問題発見能力、問題解決能力を持った人材の育成を目指します。特に学際分野における素養・知識を身につけることを可能にするようなカリキュラムとなっています。

学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他、研究一般について、専修科目を担当する教員の指導を受け、2年以上在学します。所定の単位を修得し、学位論文を提出し論文審査に合格した者に、修士の学位が授与されます。

なお、社会人に対しても、門戸が開かれており、昼夜開講制の導入により、社会人が学びやすいよう可能な限り配慮しています。

博士（博士後期）課程は、数学専攻、電気・情報・材料・物質工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻の4専攻が設置されています。指導教員と共に専門分野の研究活動を行うと共に、高度に専門的業務に従事するのに必要な問題解決能力を身につけることを目標にした教育を行います。

学生は研究指導科目の中から1科目選定し、これを専修科目として履修し、3年以上在学します（ただし、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとします。）。担当する教員の必要な研究指導を受け、所定の単位を修得し、学位論文を作成し、論文審査と最終試験に合格した者に、博士の学位が授与されます。

2. 履修要項

(1) 修士課程・博士前期課程

数学専攻

数学専攻博士前期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

数学専攻博士前期課程において、2年以上在学し、

- (1) 数学を自立的に研究する基礎力を持ち、専門的学識に基づいて数学を教授できる
- (2) 自然科学・社会科学の別を問わず広範な分野において、自ら問題設定ができ、解決する数学力を有し社会に貢献できる
- (3) 国際水準の教育・研究ができる

ために、十分に高度な数学の専門知識と研究能力を身に付けた学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（理学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

数学専攻博士前期課程では、

- (1) 数学の高度な専門知識を身に付けた人材の育成
- (2) 深い数学的思考能力と幅広い視野を得て、自ら問題設定ができ、解決する能力の養成
- (3) 国際水準で状況を的確に把握し、論理的に分析できる能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

数学専攻博士前期課程では、

- (1) 博士前期課程において勉学を継続できる、大学卒業者と同等以上の、十分な基礎能力を持ち、数学分野に関心がある
- (2) 探究心旺盛で地道な努力を惜しまず、数学のより高度な専門分野を学び研究する意欲がある

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習			
代数学	代数的整数論特論 I	2		1	前期	大西 良博、許斐 豊
	代数的整数論特論 II	2		1	後期	大西 良博、許斐 豊
	環論特論 I	2		1	前期	前野 俊昭、植松 哲也
	環論特論 II	2		1	後期	前野 俊昭
	代数学講究 I A		4	1	前期	大西 良博、前野 俊昭、許斐 豊、植松 哲也
	代数学講究 I B		4	1	後期	大西 良博、前野 俊昭、許斐 豊、植松 哲也
	代数学講究 II A		4	2	前期	大西 良博、前野 俊昭、許斐 豊、植松 哲也
	代数学講究 II B		4	2	後期	大西 良博、前野 俊昭、許斐 豊、植松 哲也
*現代代数学特論 A	2		1	前期集中	(八森 祥隆)	
*現代代数学特論 B	2		1		令和2年度は開講せず	
幾何学	微分幾何学特論 I	2		1	前期	小澤 哲也
	微分幾何学特論 II	2		1	後期	小澤 哲也
	非線形幾何学特論 I	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	非線形幾何学特論 II	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	解析幾何学特論 I	2		1	前期	橋本 英哉
	解析幾何学特論 II	2		1	後期	橋本 英哉
	幾何学講究 I A		4	1	前期	小澤 哲也、橋本 英哉
	幾何学講究 I B		4	1	後期	小澤 哲也、橋本 英哉
	幾何学講究 II A		4	2	前期	小澤 哲也、橋本 英哉
幾何学講究 II B		4	2	後期	小澤 哲也、橋本 英哉	
*応用幾何学特論	2		1	前期集中	(関下 哲哉)	
関数解析学	関数方程式特論 I	2		1	前期	日比野 正樹
	関数方程式特論 II	2		1	後期	日比野 正樹
	複素解析学特論 I	2		1	前期	鈴木 紀明、土田 哲生
	複素解析学特論 II	2		1	後期	鈴木 紀明、土田 哲生
	関数解析学講究 I A		4	1	前期	土田 哲生、日比野 正樹
	関数解析学講究 I B		4	1	後期	土田 哲生、日比野 正樹
	関数解析学講究 II A		4	2	前期	土田 哲生、日比野 正樹
関数解析学講究 II B		4	2	後期	土田 哲生、日比野 正樹	
*現代解析学特論	2		1	前期	(中村 豪)	
大域解析学	大域解析学特論 I	2		1	前期	江尻 典雄
	大域解析学特論 II	2		1	後期	江尻 典雄
	大域空間解析学特論 I	2		1	前期	長郷 文和
	大域空間解析学特論 II	2		1	後期	長郷 文和
	大域解析学講究 I A		4	1	前期	江尻 典雄、長郷 文和
	大域解析学講究 I B		4	1	後期	江尻 典雄、長郷 文和
大域解析学講究 II A		4	2	前期	江尻 典雄、長郷 文和	
大域解析学講究 II B		4	2	後期	江尻 典雄、長郷 文和	
情報数学	確率及び量子情報論特論 I	2		1	前期	齊藤 公明、村瀬 勇介
	確率及び量子情報論特論 II	2		1	後期	齊藤 公明、村瀬 勇介
	確率過程論特論 I	2		1	前期	鍛冶 俊輔
	確率過程論特論 II	2		1	後期	鍛冶 俊輔
	数論的確率論特論 I	2		1	前期	三町 祐子、富田 耕史
	数論的確率論特論 II	2		1	後期	三町 祐子、富田 耕史
	確率及び量子情報論講究 I A		4	1	前期	齊藤 公明、鍛冶 俊輔、三町 祐子、富田 耕史、村瀬 勇介、
	確率及び量子情報論講究 I B		4	1	後期	齊藤 公明、鍛冶 俊輔、三町 祐子、富田 耕史、村瀬 勇介、
	確率及び量子情報論講究 II A		4	2	前期	齊藤 公明、鍛冶 俊輔、三町 祐子、富田 耕史、村瀬 勇介、
	確率及び量子情報論講究 II B		4	2	後期	齊藤 公明、鍛冶 俊輔、三町 祐子、富田 耕史、村瀬 勇介、
	*統計数理学特論	2		1		令和2年度は開講せず
	*量子確率論特論	2		1		令和2年度は開講せず
	*確率情報特論	2		1		令和2年度は開講せず
*無限次元解析特論	2		1	後期集中	(尾畑 伸明)	
*計算機数学特論	2		1		令和2年度は開講せず	
*非線形数理学特論	2		1		令和2年度は開講せず	
共通科目	*アドバンス・インターンシップ	2		1	後期集中	小澤 哲也
	*科学技術英語	2		1	前期	本専攻教員は担当せず
	*特別講義 I	2		1・2	前期	大西 良博
	*特別講義 II	2		1・2	前期	大西 良博

() は兼任。

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
 2. 授業科目の中から1*1部門（特論 4単位、講究 16単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から10単位以上を選択履修しなければなりません。
※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特論Ⅰ：2単位、特論Ⅱ：2単位、講究ⅠA：4単位、講究ⅠB：4単位、講究ⅡA：4単位、講究ⅡB：4単位」を指します。
※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限り、修了単位として認められます。
 3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※ 講究の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。
- 講究ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、講究ⅠB（1年次開講）：後期1コマ
講究ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、講究ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特論Ⅰ	2単位	10単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限り修了単位として認定	30単位以上
特論Ⅱ	2単位		
講究ⅠA	4単位		
講究ⅠB	4単位		
講究ⅡA	4単位		
講究ⅡB	4単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

情報工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

情報工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- （1）情報工学技術に対する社会の多様な要請に対応できる、幅広い視野と質の高い技術力を有する
- （2）高度情報社会のさまざまな分野で、その専門能力を発揮し、課題発掘と問題解決を図ることができる
- （3）国際的に発信できる能力を有する

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

情報工学専攻修士課程では、

- （1）情報工学の高度な専門知識・技術および幅広い視野を有する人材の育成
- （2）高度情報社会のさまざまな分野で専門能力を発揮するための素養、知識、創造性の養成
- （3）国際的に通用する能力の涵養

に主眼に置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

情報工学専攻修士課程では、

- （1）大学卒業レベルの基礎学力と知識を有し、情報工学の専門分野に関心がある
- （2）旺盛な探究心と研究心、強い意志を持って、何事にも粘り強く取り組むことができる

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
情報デバイス	計 算 機 工 学 特 論	2		1	前期	吉川 雅弥
	ヒューマンマシンシステム特論	2		1	前期	中野 倫明
	知的 信 号 処 理 特 論	2		1	前期	向井 利春
	知的 制 御 シ ス テ ム 特 論	2		1	後期	小中 英嗣
	画 像 情 報 シ ス テ ム 特 論	2		1	後期	山田 宗男
	情報デバイス特別演習・実験 I A		2	1	前期	中野 倫明、向井 利春、吉川 雅弥、山田 宗男、 小中 英嗣
	情報デバイス特別演習・実験 I B		2	1	後期	中野 倫明、向井 利春、吉川 雅弥、山田 宗男、 小中 英嗣
	情報デバイス特別演習・実験 II A		2	2	前期	中野 倫明、向井 利春、吉川 雅弥、山田 宗男、 小中 英嗣
	情報デバイス特別演習・実験 II B		2	2	後期	中野 倫明、向井 利春、吉川 雅弥、山田 宗男、 小中 英嗣
情報処理	ア ル ゴ リ ズ ム 特 論	2		1	前期	山本 修身
	パ タ ー ン 情 報 処 理 特 論	2		1	前期	山田 啓一
	人 工 知 能 特 論	2		1	後期	米澤 弘毅
	知的 デ ー タ 分 析 特 論	2		1	後期	亀谷 由隆
	情報処理特別演習・実験 I A		2	1	前期	山本 修身、山田 啓一、亀谷 由隆、米澤 弘毅
	情報処理特別演習・実験 I B		2	1	後期	山本 修身、山田 啓一、亀谷 由隆、米澤 弘毅
	情報処理特別演習・実験 II A		2	2	前期	山本 修身、山田 啓一、亀谷 由隆、米澤 弘毅
	情報処理特別演習・実験 II B		2	2	後期	山本 修身、山田 啓一、亀谷 由隆、米澤 弘毅
情報メディア	音 声 ・ 音 響 情 報 処 理 特 論	2		1	前期	坂野 秀樹
	視 覚 ・ 色 彩 情 報 処 理 特 論	2		1	前期	川澄 未来子
	コ ン ピ ュ ー タ グ ラ フ ィ ッ ク ス 特 論	2		1	前期	田中 敏光
	言 語 処 理 特 論	2		1	後期	佐川 雄二
	バーチャルリアリティ特論	2		1	後期	柳田 康幸
	情報メディア特別演習・実験 I A		2	1	前期	田中 敏光、佐川 雄二、柳田 康幸、坂野 秀樹、 川澄 未来子
	情報メディア特別演習・実験 I B		2	1	後期	田中 敏光、佐川 雄二、柳田 康幸、坂野 秀樹、 川澄 未来子
	情報メディア特別演習・実験 II A		2	2	前期	田中 敏光、佐川 雄二、柳田 康幸、坂野 秀樹、 川澄 未来子
	情報メディア特別演習・実験 II B		2	2	後期	田中 敏光、佐川 雄二、柳田 康幸、坂野 秀樹、 川澄 未来子
情報通信	ネ ッ ト ワ ー ク 特 論	2		1	前期	鈴木 秀和
	無 線 通 信 工 学 特 論	2		1	前期	旭 健作
	情 報 セ キ ュ リ テ ィ 特 論	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	情 報 理 論 特 論	2		1	後期	宇佐見 庄五
	情報通信特別演習・実験 I A		2	1	前期	宇佐見 庄五、旭 健作、鈴木 秀和
	情報通信特別演習・実験 I B		2	1	後期	宇佐見 庄五、旭 健作、鈴木 秀和
	情報通信特別演習・実験 II A		2	2	前期	宇佐見 庄五、旭 健作、鈴木 秀和
	情報通信特別演習・実験 II B		2	2	後期	宇佐見 庄五、旭 健作、鈴木 秀和
共通科目	* ア ド バ ン ス ト ・ イ ン タ ー ン シ ッ プ	2		1	後期集中	吉川 雅弥
	* 科 学 技 術 英 語	2		1	前期	小中 英嗣
	* 特 別 講 義 I	2		1・2	前期	鈴木 秀和
	* 特 別 講 義 II	2		1・2	前期	鈴木 秀和

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*¹部門（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*²専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特別演習・実験ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

電気電子工学専攻博士前期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

電気電子工学専攻博士前期課程において、2年以上在学し、

- (1) 電気電子工学の専門分野に関する高度の知識・能力に加え、関連領域に関する基礎的素養を有する
- (2) 社会での問題を発見し、解決するための自立した研究者・技術者として必要な思考力・判断力・表現力等を有する
- (3) 国際的に活躍し得る、英語を含むコミュニケーション力を有する

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

電気電子工学専攻博士前期課程では、学位授与の方針に示す能力を身につけさせるため、専門科目（特論）と特別演習・実験科目（研究指導）からなる教育課程を体系的に編成し、実施している。

- (1) 専門科目は、電気電子工学の専門分野に関する高度の知識・能力に加え、関連領域に関する基礎的素養を身につけること
- (2) 特別演習・実験科目は、講義・演習・実験等を適切に組み合わせたこれらの科目の履修を通して、専門分野に関する高度の知識・能力と、それらを活用して、社会での問題を発見し、解決するための自立した研究者・技術者として必要な思考力・判断力・表現力等を身につけること
- (3) 少人数のグループワーク、集団討論や担当教員との討論、プレゼンテーション等を通して、国際的に活躍し得る、英語を含むコミュニケーション力を身につけること

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

電気電子工学専攻博士前期課程では、

- (1) 一般入試では、電気電子工学の高い基礎学力を有する。推薦入試では、電気電子工学科の教育の内容を堅実に修得し、電気電子工学の基礎学力を有する
- (2) 電気電子工学の基礎学力を活用して、自ら問題を発見しその解決に向けて探求し、成果等を表現するための思考力・判断力・表現力等を有する
- (3) 電気電子工学専攻が重視する理工系の科学・技術に興味を持ち、主体性を持って多様な人々と協力して、理工系の科学・技術を用いて社会貢献する意欲を有する

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
エネルギー環境工学	電気エネルギー工学特論A	2		1	前期	益田 泰輔
	電気エネルギー工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	エネルギー環境材料工学特論I	2		1	前期	吉野 彰
	エネルギー環境材料工学特論II	2		1	後期	吉野 彰
	エネルギー環境システム工学特論A	2		1	前期	村本 裕二
	エネルギー環境システム工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	エネルギー変換工学特論A	2		1	後期	山中 三四郎
	エネルギー変換工学特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	エネルギー環境工学特別演習・実験IA		2	1	前期	村本 裕二、山中 三四郎、益田 泰輔
	エネルギー環境工学特別演習・実験IB		2	1	後期	村本 裕二、山中 三四郎、益田 泰輔
	エネルギー環境工学特別演習・実験IIA		2	2	前期	村本 裕二、山中 三四郎、益田 泰輔
	エネルギー環境工学特別演習・実験IIB		2	2	後期	村本 裕二、山中 三四郎、益田 泰輔
電子物性デバイス工学	電子デバイス特論A	2		1	後期	内田 儀一郎
	電子デバイス特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	電子物性特論A	2		1	後期	平松 美根男
	電子物性特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	真空デバイス特論A	2		1	前期	村田 英一
	真空デバイス特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	電子光学特論A	2		1	後期	児玉 哲司
	電子光学特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	電子デバイスプロセス特論A	2		1	前期	竹田 圭吾
	電子デバイスプロセス特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	電子物性デバイス工学特別演習・実験IA		2	1	前期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、竹田 圭吾
	電子物性デバイス工学特別演習・実験IB		2	1	後期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、竹田 圭吾
電子物性デバイス工学特別演習・実験IIA		2	2	前期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、竹田 圭吾	
電子物性デバイス工学特別演習・実験IIB		2	2	後期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、竹田 圭吾	
システム情報通信工学	制御システム工学特論A	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	制御システム工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	情報通信システム特論A	2		1	前期	中條 渉
	情報通信システム特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	情報通信工学特論A	2		1	後期	都竹 愛一郎
	情報通信工学特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	制御情報システム特論A	2		1	後期	堀田 一弘
	制御情報システム特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	システム工学特論A	2		1	前期	増山 岳人・小林 健太郎
	システム工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	システム情報通信工学特別演習・実験IA		2	1	前期	中條 渉、都竹 愛一郎、堀田 一弘、田崎 豪、増山 岳人、小林 健太郎
	システム情報通信工学特別演習・実験IB		2	1	後期	中條 渉、都竹 愛一郎、堀田 一弘、田崎 豪、増山 岳人、小林 健太郎
システム情報通信工学特別演習・実験IIA		2	2	前期	中條 渉、都竹 愛一郎、堀田 一弘、田崎 豪、増山 岳人、小林 健太郎	
システム情報通信工学特別演習・実験IIB		2	2	後期	中條 渉、都竹 愛一郎、堀田 一弘、田崎 豪、増山 岳人、小林 健太郎	
電子生命情報工学	電子生命情報工学特論A	2		1	後期	伊藤 昌文
	電子生命情報工学特論B	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	電子生命情報応用工学特論A	2		1	前期	熊谷 慎也
	電子生命情報応用工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	電子生命情報計測工学特論A	2		1	前期	太田 貴之
	電子生命情報計測工学特論B	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	電子生命情報工学特別演習・実験IA		2	1	前期	伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也
	電子生命情報工学特別演習・実験IB		2	1	後期	伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也
	電子生命情報工学特別演習・実験IIA		2	2	前期	伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也
電子生命情報工学特別演習・実験IIB		2	2	後期	伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也	
共通科目	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	村本 裕二
	*科学技術英語	2		1	前期	太田 貴之、竹田 圭吾、堀田 一弘、村田 英一、増山 岳人、熊谷 慎也
	*特別講義 I	2		1・2	前期	村本 裕二
	*特別講義 II	2		1・2	前期	村本 裕二

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*1部門（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特別演習・実験ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けただうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けただうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

材料機能工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

材料機能工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 材料技術に対する社会の要請に対応できる、質の高い技術者・研究者である
- (2) 材料科学の分野で、その専門能力を発揮し、問題解決と課題発掘をはかることができる高度な知的・専門的力量を有する
- (3) 狭い専門性にとらわれず、幅広い視野と国際性豊かな人間性を有する
- (4) 個々の研究成果に対して、バランスの取れた総合的な視野で判断できる
- (5) 高度な専門知識・技術を有し、創造性豊かで起業家精神に富んでいる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

材料機能工学専攻修士課程の教育課程では

- (1) 材料分野における高度な専門知識・技術を有する人材の育成
- (2) 理論と実践により問題解決をはかり、社会で活躍できる人材を育成
- (3) 専門領域のみならず学際分野における素養・知識と創造性を身につけること
- (4) 諸外国の文化を理解し、国際社会で通用する人材の育成
- (5) 起業家精神を育てること

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

材料機能工学専攻修士課程では、

- (1) 大学卒業レベルの基礎学力と知識を有し、材料科学の分野に関心がある
- (2) 新素材の研究開発に興味があり、旺盛な探究心と研究心、チャレンジ精神を有し、高い志と強い意思を持って、何事にも粘り強く取り組むことができる
- (3) 物事を論理的に思考し、自分の考えを論理的に説明できる
- (4) 他人の立場に立って物事を考えることができ相互理解、相互信頼に努めることができる
- (5) 高度な科学技術者として夢と希望を持ち、科学技術創造立国の実現に向けて努力できる
- (6) 名城大学大学院生としての誇りを持って何事にも取り組むことができる

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
ナノ・インテリジェント材料	インテリジェント材料特論Ⅰ	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	インテリジェント材料特論Ⅱ	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	ナノ電子材料特論Ⅰ	2		1	前期	財満 鎮明、六田 英治
	ナノ電子材料特論Ⅱ	2		1	後期	財満 鎮明、六田 英治
	ナノ分析特論Ⅰ	2		1	前期	土屋 文
	ナノ分析特論Ⅱ	2		1	後期	土屋 文
	量子光エレクトロニクス特論Ⅰ	2		1	前期	宮嶋 孝夫
	量子光エレクトロニクス特論Ⅱ	2		1	後期	宮嶋 孝夫
	エネルギー環境材料特論Ⅰ	2		1	前期	田中 崇之
	エネルギー環境材料特論Ⅱ	2		1	後期	田中 崇之
	ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	〈飯島 澄男〉、六田 英治、土屋 文、宮嶋 孝夫、田中 崇之
	ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	〈飯島 澄男〉、六田 英治、土屋 文、宮嶋 孝夫、田中 崇之
	ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	〈飯島 澄男〉、六田 英治、土屋 文、宮嶋 孝夫、田中 崇之
	ナノ・インテリジェント材料特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	〈飯島 澄男〉、六田 英治、土屋 文、宮嶋 孝夫、田中 崇之
エレクトロニクス材料	エレクトロニクス材料特論Ⅰ	2		1	前期	成塚 重弥
	エレクトロニクス材料特論Ⅱ	2		1	後期	成塚 重弥
	エレクトロニクスデバイス特論Ⅰ	2		1	前期	〈赤崎 勇〉、岩谷 素顕
	エレクトロニクスデバイス特論Ⅱ	2		1	後期	〈赤崎 勇〉、岩谷 素顕
	半導体デバイス特論Ⅰ	2		1	前期	上山 智
	半導体デバイス特論Ⅱ	2		1	後期	上山 智
	光・量子エレクトロニクス特論Ⅰ	2		1	前期	竹内 哲也
	光・量子エレクトロニクス特論Ⅱ	2		1	後期	竹内 哲也
	エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	〈赤崎 勇〉、成塚 重弥、岩谷 素顕、上山 智、竹内 哲也
	エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	〈赤崎 勇〉、成塚 重弥、岩谷 素顕、上山 智、竹内 哲也
	エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	〈赤崎 勇〉、成塚 重弥、岩谷 素顕、上山 智、竹内 哲也
	エレクトロニクス材料特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	〈赤崎 勇〉、成塚 重弥、岩谷 素顕、上山 智、竹内 哲也
コンポジット材料	コンポジット材料特論Ⅰ	2		1	前期	榎本 和城
	コンポジット材料特論Ⅱ	2		1	後期	榎本 和城
	表面改質材料特論Ⅰ	2		1	前期	宇佐美 初彦
	表面改質材料特論Ⅱ	2		1	後期	宇佐美 初彦
	生体材料特論Ⅰ	2		1	前期	服部 友一
	生体材料特論Ⅱ	2		1	後期	服部 友一
	金属材料特論Ⅰ	2		1	前期	赤堀 俊和
	金属材料特論Ⅱ	2		1	後期	赤堀 俊和
	コンポジット材料特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	榎本 和城、宇佐美初彦、服部 友一、赤堀 俊和
	コンポジット材料特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	榎本 和城、宇佐美初彦、服部 友一、赤堀 俊和
コンポジット材料特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	榎本 和城、宇佐美初彦、服部 友一、赤堀 俊和	
コンポジット材料特別演習・実験ⅡB	2	2	2	後期	榎本 和城、宇佐美初彦、服部 友一、赤堀 俊和	
共通科目	*アドバンスド・インターンシップ	2		1	後期集中	服部 友一
	*科学技術英語	2		1	前期	服部 友一
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	服部 友一
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	服部 友一

〈 〉は終身教授。

*関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*1部門（特論4単位、特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から18単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特論Ⅰ：2単位、特論Ⅱ：2単位、特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特 論 Ⅰ	2単位	18単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特 論 Ⅱ	2単位		
特別演習・実験ⅠA	2単位		
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

応用化学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

応用化学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 化学物質の有用性と危険性を十分に理解し、学際的な視点から社会の要請に対処できる研究者・技術者である
- (2) 物質評価に関わる技術を有し、物質の評価が正確にできる能力を有する
- (3) 高い倫理観を持って、化学的な問題を自ら発見・解決し、成果を国際的に発信できる能力を有する

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

応用化学専攻修士課程では、生命有機化学、物質物理化学、環境・エネルギー科学の3分野を基軸として、

- (1) 化学物質の有用性・危険性についての高度な専門知識と、学際的な視点から社会の要請に対応する能力の修得
- (2) 新たな化学物質・化学材料を正確に評価する能力の修得
- (3) 化学的な問題を抽出し、解決方法を立案して実施する能力と、国際化社会に対応できる情報収集・発信能力、および公正な倫理意識の修得

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

応用化学専攻修士課程では、

- (1) 大学卒業者と同等以上の化学の基礎学力を有し、専門科目を修得する意思を有する
- (2) 論理的な思考に基づき、自分の考えを説明できる
- (3) 目的意識を持ち、自主的に、かつ、粘り強く物事に取組むことができる
- (4) 基礎を応用する領域に興味があり、将来、研究者や技術者として活躍したいと考えている
- (5) 他人と協調的な活動ができる

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
生命有機化学	応用有機化学特論	2		1	前期	永田 央
	応用生命分子科学特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	先端超分子化学特論	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	ソフトマター特論	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	機能性高分子材料特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	バイオマテリアル特論	2		1	前期	田中 正剛
	生命有機化学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	永田 央、田中 正剛
	生命有機化学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	永田 央、田中 正剛
	生命有機化学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	永田 央、田中 正剛
生命有機化学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	永田 央、田中 正剛	
物質物理化学	ナノ構造科学特論	2		1	前期	飯島 澄男
	機能ナノマテリアル特論	2		1	前期	丸山 隆浩
	応用物性化学特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	応用磁気化学特論	2		1	前期	坂東 俊治
	物質機能物理化学特論	2		1	前期	小澤 理樹
	物質物理化学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	坂東 俊治、丸山 隆浩、小澤 理樹
	物質物理化学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	坂東 俊治、丸山 隆浩、小澤 理樹
	物質物理化学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	坂東 俊治、丸山 隆浩、小澤 理樹
	物質物理化学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	坂東 俊治、丸山 隆浩、小澤 理樹
環境・エネルギー科学	環境化学特論	2		1	前期	大脇 健史
	グリーンケミストリー特論	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	機能性エネルギー材料特論	2		1	前期	坂 えり子
	無機材料科学特論	2		1	後期	坂 えり子
	導電材料特論	2		1	後期	池邊 由美子
	低温物性特論	2		1	前期	池邊 由美子
	固体表面化学特論	2		1	後期	才田 隆広
	生命エネルギーデバイス特論	2		1	前期	才田 隆広
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	大脇 健史、坂 えり子、池邊 由美子、才田 隆広
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	大脇 健史、坂 えり子、池邊 由美子、才田 隆広
	環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	大脇 健史、坂 えり子、池邊 由美子、才田 隆広
環境・エネルギー科学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	大脇 健史、坂 えり子、池邊 由美子、才田 隆広	
応用分析化学科目	組成分析化学	1		1	前期	坂東 俊治、小澤 理樹、永田 央、坂 えり子、大脇 健史
	構造機器分析化学	1		1	前期	坂東 俊治、坂 えり子、丸山 隆浩、小澤 理樹、池邊 由美子
	生命有機分析化学	1		1	後期	永田 央、大脇 健史、田中 正剛
	無機物質分析化学	1		1	後期	永田 央、坂東 俊治、小澤 理樹、才田 隆広、丸山 隆浩
共通科目	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	丸山 隆浩
	*科学技術英語	2		1	後期	永田 央、坂東 俊治、池邊 由美子
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	坂東 俊治
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	坂東 俊治

*関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1^{*1}部門（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他^{*2}専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。ただし、「生命有機化学」「物質物理化学」「環境・エネルギー科学」の各専修分野から特論科目を各2単位以上、また、「共通科目」から2単位以上を履修すること。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特別演習・実験ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けただうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けただうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

機械工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

機械工学専攻修士課程において2年以上在学し、

- (1) 自然科学および機械工学を中心とする専門領域における知識を有する
- (2) 技術者としての責任を理解し、機械工学を中心とする専門領域において問題設定ができ、それらを解決する能力を有する
- (3) 日本語により論理的な文章を作成し、コミュニケーションできる
- (4) 国内外の文献や専門書を理解でき、英語によりプレゼンテーションができる
- (5) 技術偏重にならず、個人と社会のつながり、そして将来像を考えることができる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

機械工学専攻修士課程では、人材養成目標を踏まえ、「専門基礎分野」、「専門応用分野」、「社会基礎分野」、「演習・実験分野」を設定し、これらの分野に含まれる科目を体系的に学修するため、

- (1) 「専門基礎分野」・・・自然科学および機械工学を中心とする専門領域の知識や考え方を養成するために配置された科目群（特論Ⅰ）
- (2) 「専門応用分野」・・・機械工学を中心とする高度な専門領域の知識や考え方と、それらに基づき議論ができる能力、さらには専門に関わる英語力を養成するために配置された科目群（特論Ⅱと関連科目）
- (3) 「社会基礎分野」・・・技術者として社会経済活動を行う上で必要となる素養を養成するための科目群（共通科目）
- (4) 「演習・実験分野」・・・機械工学を中心とする専門領域において問題設定し、それらを解決する能力、論理的に表現する能力を養成するために配置された科目群（特別演習・実験）

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

機械工学専攻修士課程では、教育目標を踏まえ、

- (1) 高い志と強い意思で粘り強く努力することができ、機械工学分野に関心がある
- (2) 大学卒業レベルの自然科学および機械工学関連における基礎学力を有する
- (3) 自分の意思と考えを説明できる
- (4) 将来、国際社会の中で技術者あるいは研究者として活躍したいと考えている
- (5) 英語による書物を理解するために必要な英語能力を有する

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
熱・流体	熱工学特論Ⅰ	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	熱工学特論Ⅱ	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	高温気体力学特論Ⅰ	2		1	前期	松田 淳
	高温気体力学特論Ⅱ	2		1	後期	松田 淳
	粘性流体工学特論Ⅰ	2		1	前期	久保 貴
	粘性流体工学特論Ⅱ	2		1	後期	久保 貴
	流体工学特論Ⅰ	2		1	前期	古川 裕之
	流体工学特論Ⅱ	2		1	後期	古川 裕之
	熱・流体特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	松田 淳、久保 貴、古川 裕之
	熱・流体特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	松田 淳、久保 貴、古川 裕之
	熱・流体特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	松田 淳、久保 貴、古川 裕之
	熱・流体特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	松田 淳、久保 貴、古川 裕之
	*数値流体工学特論	2		1	後期	(渡辺 崇)
	*燃焼工学特論	2		1	後期	(古谷 正広)
	*伝熱工学特論	2		1	前期	(田川 正人)
材料・強度	材料強度応用工学特論Ⅰ	2		1	前期	藤山 一成
	材料強度応用工学特論Ⅱ	2		1	後期	藤山 一成
	材料システム工学特論Ⅰ	2		1	前期	清水 憲一
	材料システム工学特論Ⅱ	2		1	後期	清水 憲一
	先進材料評価学特論Ⅰ	2		1	前期	來海 博央
	先進材料評価学特論Ⅱ	2		1	後期	來海 博央
	材料・強度特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	藤山 一成、清水 憲一、來海 博央
	材料・強度特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	藤山 一成、清水 憲一、來海 博央
	材料・強度特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	藤山 一成、清水 憲一、來海 博央
	材料・強度特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	藤山 一成、清水 憲一、來海 博央
	*材料強度情報学特論	2		2	前期集中	(釜谷 昌幸)
設計・生産	マイクロマシニング特論Ⅰ	2		1	前期	アブラハ ペトロス
	マイクロマシニング特論Ⅱ	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	生産加工システム工学特論Ⅰ	2		1	前期	成田 浩久
	生産加工システム工学特論Ⅱ	2		1	後期	成田 浩久
	創造設計工学特論Ⅰ	2		1	前期	吉川 泰晴
	創造設計工学特論Ⅱ	2		1	後期	吉川 泰晴
	統合設計工学特論Ⅰ	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	統合設計工学特論Ⅱ	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	設計・生産特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	アブラハ ペトロス、成田 浩久、塚田 敦史、吉川 泰晴
	設計・生産特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	アブラハ ペトロス、成田 浩久、塚田 敦史、吉川 泰晴
	設計・生産特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	アブラハ ペトロス、成田 浩久、塚田 敦史、吉川 泰晴
設計・生産特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	アブラハ ペトロス、成田 浩久、塚田 敦史、吉川 泰晴	
運動力学・制御	機械機能工学特論Ⅰ	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	機械機能工学特論Ⅱ	2		1	後期	令和2年度は開講せず
	生体工学特論Ⅰ	2		1	前期	大島 成通
	生体工学特論Ⅱ	2		1	後期	大島 成通
	知的制御工学特論Ⅰ	2		1	前期	池本 有助、中西 淳
	知的制御工学特論Ⅱ	2		1	後期	池本 有助、中西 淳
	運動力学・制御特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	大島 成通、池本 有助、中西 淳
	運動力学・制御特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	大島 成通、池本 有助、中西 淳
	運動力学・制御特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	大島 成通、池本 有助、中西 淳
運動力学・制御特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	大島 成通、池本 有助、中西 淳	
共通科目	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	清水 憲一
	*科学技術英語	2		1	前期	アブラハ・ペトロス、古川 裕之
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	成田 浩久、池本 有助
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	池本 有助、成田 浩久

()は兼任。

*関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
 2. 授業科目の中から1*1部門（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、各専修分野の特論Ⅰから2単位以上合計で8単位以上、特論Ⅱおよび関連科目から8単位以上選択履修しなければなりません。また、共通科目から科学技術英語2単位、その他に2単位以上選択履修しなければなりません。専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。
 - ※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。
 - ※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、4単位以内に限り、修了単位として認められます。
 3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。
- 特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ
 特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目 (指導教員の科目)	特別演習・実験ⅠA	2単位	
	特別演習・実験ⅠB	2単位	
	特別演習・実験ⅡA	2単位	
	特別演習・実験ⅡB	2単位	
専修科目以外の 授業科目	特論Ⅰ	各専修分野から2単位以上、合計 8単位以上	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業 科目は、4単位以内に限り修 了単位として認定 ※左記の最低単位の合計が20単位 であることに注意
	特論Ⅱと関連科目	8単位以上	
	科学技術英語	2単位	
	その他共通科目	2単位以上	
合計		30単位以上	

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

(修士課程)

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

交通機械工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

交通機械工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 機械工学や交通機械工学に関する基礎学力・応用力と高度な専門知識を備える
- (2) 機械技術者としてのコミュニケーション能力やプレゼンテーション能力を持つ
- (3) 自然との共生や人類の安全・福祉を常に意識し、機械技術者としての社会的責任を自覚できる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

交通機械工学専攻修士課程では、

- (1) 交通機械工学のより専門的な教育の充実
- (2) 学生への動機付け教育
- (3) 修士課程での研究による体験的な問題発見・解決力の涵養
- (4) 学部教育課程との連携

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

交通機械工学専攻修士課程では、

- (1) 交通機械工学の高度な専門科目を学ぶために必要な基礎学力を有する
- (2) 向上心・チャレンジ精神が旺盛で、高い志と強い意志を持って取り組むことのできる
- (3) 相互理解・相互信頼に努めることのできる
- (4) 機械技術者として大きな夢をもち、その実現に向けて努力する
- (5) 交通機械に多大な興味を持ち、専門性を活かして将来その発展に寄与したい

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
エネルギー・流体工学	エネルギー科学特論Ⅰ	2		1	前期	中島 公平
	エネルギー科学特論Ⅱ	2		1	後期	中島 公平
	推進工学特論Ⅰ	2		1	前期	菅野 望
	推進工学特論Ⅱ	2		1	後期	菅野 望
	流体科学特論Ⅰ	2		1	前期	大藏 信之
	流体科学特論Ⅱ	2		1	後期	大藏 信之
	流体システム特論Ⅰ	2		1	前期	鈴木 昌弘
	流体システム特論Ⅱ	2		1	後期	鈴木 昌弘
	エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	鈴木 昌弘、中島 公平、大藏 信之、菅野 望
	エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	鈴木 昌弘、中島 公平、大藏 信之、菅野 望
	エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	鈴木 昌弘、中島 公平、大藏 信之、菅野 望
	エネルギー・流体工学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	鈴木 昌弘、中島 公平、大藏 信之、菅野 望
	*計算力学特論	2		1	後期	(畔上 秀幸)
	*計算科学特論	2		1	後期	(深谷 治彦)
材料・構造工学	材料科学特論Ⅰ	2		1	前期	菅 章紀
	材料科学特論Ⅱ	2		1	後期	菅 章紀
	構造力学特論Ⅰ	2		1	前期	西村 尚哉
	構造力学特論Ⅱ	2		1	後期	西村 尚哉
	軽量構造学特論Ⅰ	2		1	前期	加鳥 裕明
	軽量構造学特論Ⅱ	2		1	後期	加鳥 裕明
	適応構造システム学特論Ⅰ	2		1	前期	仙場 淳彦
	適応構造システム学特論Ⅱ	2		1	後期	仙場 淳彦
	材料・構造工学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	加鳥 裕明、菅 章紀、西村 尚哉、仙場 淳彦
	材料・構造工学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	加鳥 裕明、菅 章紀、西村 尚哉、仙場 淳彦
	材料・構造工学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	加鳥 裕明、菅 章紀、西村 尚哉、仙場 淳彦
	材料・構造工学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	加鳥 裕明、菅 章紀、西村 尚哉、仙場 淳彦
	制御・システム工学	マンマシンシステム学特論Ⅰ	2		1	前期
マンマシンシステム学特論Ⅱ		2		1	後期	相馬 仁
知的制御特論Ⅰ		2		1	前期	前川 明寛、宮田 喜久子
知的制御特論Ⅱ		2		1	後期	前川 明寛、宮田 喜久子
自動車システム学特論Ⅰ		2		1	前期	横谷 靖
自動車システム学特論Ⅱ		2		1	後期	横谷 靖
制御・システム工学特別演習・実験ⅠA			2	1	前期	前川 明寛、相馬 仁、横谷 靖、宮田 喜久子
制御・システム工学特別演習・実験ⅠB			2	1	後期	前川 明寛、相馬 仁、横谷 靖、宮田 喜久子
制御・システム工学特別演習・実験ⅡA			2	2	前期	前川 明寛、相馬 仁、横谷 靖、宮田 喜久子
制御・システム工学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	前川 明寛、相馬 仁、横谷 靖、宮田 喜久子	
共通科目	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	中島 公平
	*科学技術英語	2		1	前期	本専攻教員は担当せず
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	菅 章紀
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	菅 章紀

() は兼任。

*関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*1部門（特論4単位、特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から18単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特論Ⅰ：2単位、特論Ⅱ：2単位、特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特 論 Ⅰ	2単位	18単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特 論 Ⅱ	2単位		
特別演習・実験ⅠA	2単位		
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

メカトロニクス工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

メカトロニクス工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 技術者として自立した倫理観と社会適応性、および、世界的視野を有し、物事を論理的に議論できる能力を有する
- (2) メカトロニクスとそのシステム領域における自分の専門分野を限定せず、複雑なメカトロニクスシステムに関する問題解決のための思考力と行動力を有する
- (3) 高度な電子機器要素システム、機械要素システム、生体・医療機器要素システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、その代表的機器、もしくは、装置システムが設計可能な能力を有する
- (4) 複雑な電子機器システム、機械システム、生体・医療機器システムのいずれかを俯瞰的に理解でき、創造的機械システムの設計に取り組める能力を有する
- (5) 先端のメカトロニクスシステム技術を駆使し国際的貢献のできる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

メカトロニクス工学専攻修士課程では、

- (1) 特論・演習・実験などを通じて自己研鑽しながら学んでいく講義・演習・実験一体化教育システムによる人材養成
- (2) 実践教育での経験を生かした基礎学力の応用によるメカトロニクスシステムの研究開発能力の向上
- (3) 先端メカトロニクス工学を学ぶために英語授業も含めた科目を編成して幅広い視野の充実を図ることによる国際的に通用する能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

メカトロニクス工学専攻修士課程では、

- (1) 国際的視野を持ち、人間間の相互理解と相互信頼に基づいた行動のできる
- (2) 本専攻の学習・教育目標を理解し、目的意識を持って勉強する意思のある
- (3) 俯瞰的感覚を有し、メカトロニクス、および、そのシステムに興味ある
- (4) チャレンジ精神が旺盛で、自主性を持って物事に粘り強く取り組む姿勢を有する
- (5) メカトロニクス技術者としての夢を持ち、その実現に向けて努力する意欲のある

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
計測制御システム学	知能計測システム学特論	2		1	前期	畑 良幸
	情報システム制御工学特論	2		1	後期	畑 良幸
	計測システム学特論	2		1	前期	関山 浩介
	制御システム学特論	2		1	後期	関山 浩介
	ロボットシステムデザイン学特論	2		1	前期	大原 賢一
	知能ロボット学特論	2		1	後期	大原 賢一
	計測制御システム学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	大原 賢一、関山 浩介、畑 良幸
	計測制御システム学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	大原 賢一、関山 浩介、畑 良幸
	計測制御システム学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	大原 賢一、関山 浩介、畑 良幸
	計測制御システム学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	大原 賢一、関山 浩介、畑 良幸
	*情報メカトロニクス学特論	2		1	前期集中	(坂本 武志)
	*先端信号処理学特論	2		1	後期	楊 剣鳴
機能システム構築学	知能システム制御工学特論	2		1	前期	楊 剣鳴
	制御工学特論	2		1	後期	楊 剣鳴
	機械情報システム学特論	2		1	前期	目黒 淳一
	知能機械学特論	2		1	後期	目黒 淳一
	機能システム構築学特論	2		1	前期	芦澤 怜史
	機能システム制御特論	2		1	後期	芦澤 怜史
	機能システム構築学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	楊 剣鳴、目黒 淳一、芦澤 怜史
	機能システム構築学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	楊 剣鳴、目黒 淳一、芦澤 怜史
	機能システム構築学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	楊 剣鳴、目黒 淳一、芦澤 怜史
	機能システム構築学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	楊 剣鳴、目黒 淳一、芦澤 怜史
	*移動システム学特論	2		1	後期	大原 賢一、目黒 淳一、芦澤 怜史
	*強度解析モデリング特論	2		1	前期	(藤山 一成)
*機能システム学特論	2		1	前期集中	(田窪 朋仁)	
マルチスケールメカトロニクス	ナノ・マイクロシステム制御特論	2		1	前期	佐伯 荘一
	ナノ・マイクロ知能システム特論	2		1	後期	佐伯 荘一
	マイクロロボット学特論	2		1	前期	市川 明彦
	ナノ・マイクロ制御システム特論	2		1	後期	市川 明彦
	応用電磁気学特論	2		1	前期	井上 真澄
	電子デバイス学特論	2		1	後期	井上 真澄
	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	福田 敏男、井上 真澄、佐伯 壯一、市川 明彦
	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	福田 敏男、井上 真澄、佐伯 壯一、市川 明彦
	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅡA		2	2	後期	福田 敏男、井上 真澄、佐伯 壯一、市川 明彦
	マルチスケールメカトロニクス特別演習・実験ⅡB		2	2	前期	福田 敏男、井上 真澄、佐伯 壯一、市川 明彦
	*医療機械システム特論	2		1	後期集中	(丸山 央峰)
	*バイオシステム特論	2		1	前期	(前田 英次郎)
*マルチスケールメカトロニクス特論	2		1	後期集中	福田 敏男	
共通科目	*アドバンスド・インターンシップ	2		1	後期集中	楊 剣鳴
	*科学技術英語	2		1	前期	本専任教員は担当せず
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	市川 明彦
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	市川 明彦

() は兼任、[] は兼担。

*関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1^{*1}部門（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他^{*2}専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特別演習・実験ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

社会基盤デザイン工学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

社会基盤デザイン工学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 科学技術に対する社会の要請に対応できる、幅広い視野と質の高い技術力・研究力、および倫理観を有する
- (2) 社会のさまざまな分野で、その専門能力を発揮し、課題発掘と問題解決を図り、他者を理解して計画的に仕事を進めることのできる能力を有する
- (3) 国際的に通用するコミュニケーション能力を有する

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

社会基盤デザイン工学専攻修士課程では、

- (1) 高い倫理観、人類ならびに社会の文化的・歴史的視点に立った幅広い視野に基づき、構造工学、水工学、地盤工学、都市・交通計画学、建設材料学に関する高度な知識・技術を有する人材の育成
- (2) 社会のさまざまな分野で専門能力を発揮するための素養、知識、創造性と社会変化と新たな技術に対応した課題解決能力の養成
- (3) 国際的に通用するコミュニケーション能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

社会基盤デザイン工学専攻修士課程では、

- (1) 大学卒業レベルの基礎学力と社会基盤デザイン工学に関連する分野の知識を有し、社会基盤デザイン工学に関心がある
- (2) 旺盛な探究心と研究心、強い意志を持って、何事にも粘り強く取り組むことができる

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
構造工学	構造解析学特論 I	2		1	前期	葛 漢彬
	構造解析学特論 II	2		1	後期	葛 漢彬
	構造設計学特論 I	2		1	前期	渡辺 孝一
	構造設計学特論 II	2		1	後期	渡辺 孝一
	構造工学特別演習・実験 I A		2	1	前期	葛 漢彬、渡辺 孝一
	構造工学特別演習・実験 I B		2	1	後期	葛 漢彬、渡辺 孝一
	構造工学特別演習・実験 II A		2	2	前期	葛 漢彬、渡辺 孝一
	構造工学特別演習・実験 II B		2	2	後期	葛 漢彬、渡辺 孝一
水工学	水文学特論 I	2		1	前期	原田 守博
	水文学特論 II	2		1	後期	原田 守博
	土砂水理学特論 I	2		1	前期	新井 宗之
	土砂水理学特論 II	2		1	後期	新井 宗之
	河川工学特論 I	2		1	前期	溝口 敦子
	河川工学特論 II	2		1	後期	溝口 敦子
	水工学特別演習・実験 I A		2	1	前期	原田 守博、溝口 敦子、新井 宗之
	水工学特別演習・実験 I B		2	1	後期	原田 守博、溝口 敦子、新井 宗之
	水工学特別演習・実験 II A		2	2	前期	原田 守博、溝口 敦子、新井 宗之
	水工学特別演習・実験 II B		2	2	後期	原田 守博、溝口 敦子、新井 宗之
地盤工学	地盤工学特論 I	2		1	前期	藤井 幸泰
	地盤工学特論 II	2		1	後期	藤井 幸泰
	地盤解析学特論 I	2		1	前期	小高 猛司
	地盤解析学特論 II	2		1	後期	小高 猛司
	地盤工学特別演習・実験 I A		2	1	前期	小高 猛司、藤井 幸泰
	地盤工学特別演習・実験 I B		2	1	後期	小高 猛司、藤井 幸泰
	地盤工学特別演習・実験 II A		2	2	前期	小高 猛司、藤井 幸泰
	地盤工学特別演習・実験 II B		2	2	後期	小高 猛司、藤井 幸泰
都市・交通計画学	都市システム工学特論 I	2		1	前期	鈴木 温、中村 一樹
	都市システム工学特論 II	2		1	後期	鈴木 温、中村 一樹
	交通システム工学特論 I	2		1	前期	松本 幸正
	交通システム工学特論 II	2		1	後期	松本 幸正
	都市・交通計画学特別演習・実験 I A		2	1	前期	松本 幸正、鈴木 温、中村 一樹
	都市・交通計画学特別演習・実験 I B		2	1	後期	松本 幸正、鈴木 温、中村 一樹
	都市・交通計画学特別演習・実験 II A		2	2	前期	松本 幸正、鈴木 温、中村 一樹
	都市・交通計画学特別演習・実験 II B		2	2	後期	松本 幸正、鈴木 温、中村 一樹
建設材料学	建設材料学特論 I	2		1	前期	岩下 健太郎
	建設材料学特論 II	2		1	後期	岩下 健太郎
	建設材料力学特論 I	2		1	前期	石川 靖晃
	建設材料力学特論 II	2		1	後期	石川 靖晃
	建設材料学特別演習・実験 I A		2	1	前期	石川 靖晃、岩下 健太郎
	建設材料学特別演習・実験 I B		2	1	後期	石川 靖晃、岩下 健太郎
	建設材料学特別演習・実験 II A		2	2	前期	石川 靖晃、岩下 健太郎
	建設材料学特別演習・実験 II B		2	2	後期	石川 靖晃、岩下 健太郎
共通科目	* アドバンスド・インターンシップ	2		1	後期集中	中村 一樹、藤井 幸泰
	* 科学技術英語	2		1	前期	葛 漢彬、中村 一樹、藤井 幸泰
	* 特別講義 I	2		1・2	前期	鈴木 温、松本 幸正、溝口 敦子、中村 一樹、藤井 幸泰
	* 特別講義 II	2		1・2	前期	鈴木 温、松本 幸正、溝口 敦子、中村 一樹、藤井 幸泰

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*1部門（特論4単位、特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から18単位以上を選択履修しなければなりません。

※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特論Ⅰ：2単位、特論Ⅱ：2単位、特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。

4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特 論 Ⅰ	2単位	18単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特 論 Ⅱ	2単位		
特別演習・実験ⅠA	2単位		
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

環境創造学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

環境創造学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 科学技術に対する社会の要請に対応できる質の高い技術者・研究者である
- (2) 環境問題の解決と問題発掘をはかることができる高度な知的・専門的力量を有する
- (3) 環境に関する幅広い視野と国際性豊かな人間性を有する
- (4) 高度な専門知識・技術を有し、環境を創造できる能力に富んだ

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上で、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

環境創造学専攻修士課程の教育課程では、

- (1) 環境分野における高度な専門知識・技術を有する人材の育成
- (2) 環境分野における素養・知識と創造性を身につけること
- (3) 国際社会で通用する人材の育成

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

環境創造学専攻修士課程では、

- (1) 環境分野の高度な専門科目を学ぶために必要な基礎知識を有する
- (2) 向上心・チャレンジ精神が旺盛で、高い志と強い意思を持って取り組むことができる
- (3) 物事を論理的に思考し、自分の考えを論理的に説明ができる
- (4) 環境問題に多大な興味を持ち、専門性を活かして将来その発展に寄与できる

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
大気水環境学	大気組成変動学特論Ⅰ	2		1	前期	広瀬 正史
	大気組成変動学特論Ⅱ	2		1	後期	広瀬 正史
	水環境工学特論Ⅰ	2		1	前期	西山 桂、片桐 誠之
	水環境工学特論Ⅱ	2		1	後期	西山 桂、片桐 誠之
	水圏生態工学特論	2		1	前期	三宅 克英
	生態工学特論	2		1	後期	三宅 克英
	大気水環境学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	西山 桂、三宅 克英、片桐 誠之、広瀬 正史
	大気水環境学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	西山 桂、三宅 克英、片桐 誠之、広瀬 正史
	大気水環境学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	西山 桂、三宅 克英、片桐 誠之、広瀬 正史
	大気水環境学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	西山 桂、三宅 克英、片桐 誠之、広瀬 正史
*水処理工学特論	2		1	後期	片桐 誠之	
地圏環境学	地盤数値解析学特論	2		1	前期	日比 義彦
	地盤シミュレーション特論	2		1	後期	日比 義彦
	環境変動解析学特論	2		1	前期	齊藤 毅
	環境変遷学特論	2		1	後期	齊藤 毅
	地圏環境学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	齊藤 毅、日比 義彦
	地圏環境学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	齊藤 毅、日比 義彦
	地圏環境学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	齊藤 毅、日比 義彦
	地圏環境学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	齊藤 毅、日比 義彦
都市基盤環境学	環境材料学特論	2		1	前期	道正 泰弘
	資源循環学特論	2		1	後期	道正 泰弘
	基礎都市基盤維持管理学特論	2		1	前期	小塩 達也
	応用都市基盤維持管理学特論	2		1	後期	小塩 達也
	都市基盤環境学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	道正 泰弘、小塩 達也
	都市基盤環境学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	道正 泰弘、小塩 達也
	都市基盤環境学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	道正 泰弘、小塩 達也
	都市基盤環境学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	道正 泰弘、小塩 達也
*構造成能学特論	2		2	前期	道正 泰弘	
住環境学	人間工学特論	2		1	前期	垣鍔 直
	省エネルギー特論	2		1	後期	垣鍔 直、武藤 昌也
	居住環境設計学特論Ⅰ	2		1	前期	吉村 晶子
	居住環境設計学特論Ⅱ	2		1	後期	吉村 晶子
	住環境学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	垣鍔 直、吉村 晶子、武藤 昌也
	住環境学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	垣鍔 直、吉村 晶子、武藤 昌也
	住環境学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	垣鍔 直、吉村 晶子、武藤 昌也
	住環境学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	垣鍔 直、吉村 晶子、武藤 昌也
	*環境デザイン特論	2		2	前期	垣鍔 直
	*循環型居住環境設計特論	2		2	後期	小松 義典
共通科目	実践インターンシップ	4		1・2	後期集中	道正 泰弘
	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	道正 泰弘
	*科学技術英語	2		1	前期	垣鍔 直、道正 泰弘、西山 桂、三宅 克英、吉村 晶子、小塩 達也、片桐 誠之、齊藤 毅、日比 義彦、広瀬 正史、武藤 昌也
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	西山 桂
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	西山 桂

() は兼任、[] は兼担。

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
 2. 授業科目の中から1*1部門（特論2単位、特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とします。専修科目のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から20単位以上を選択履修しなければなりません。
 - ※1 1部門とは、自分の指導教員が担当する「特論：2単位、特別演習・実験ⅠA：2単位、特別演習・実験ⅠB：2単位、特別演習・実験ⅡA：2単位、特別演習・実験ⅡB：2単位」を指します。
 - ※2 他専攻の授業科目・他の研究科の授業科目については、8単位以内に限って、修了単位として認められます。
 3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。
- 特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ
 特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特 論	2単位	20単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限って修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠA	2単位		
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。

なお、本専攻における特定の課題とは、環境設計・計画等の作品を指します。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格する。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

建築学専攻修士課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

建築学専攻修士課程において、2年以上在学し、

- (1) 建築技術者や建築家として高い専門能力を発揮し、高度な知識や感性を有する
- (2) 工学・芸術を融合し、居住性・安全性・審美性・環境調和性を重視した快適な空間創造の基本的能力を有する
- (3) グローバル社会および地域社会に貢献する意欲があり、自主的に問題解決に当たることができる

学生で、修了に必要な30単位以上を修得し、所定の修士論文の審査に合格した者に対して、修士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

建築学専攻修士課程では、

- (1) 建築学に関する広範な知識に加え、適性や進路に応じて、技術者、建築家、研究者としての専門知識を深めること
- (2) 専門的な研究等により、個々の課題に対する解決力・応用力を養い、自主性やコミュニケーション能力、倫理観を身につけること
- (3) 国家資格等の取得に対応できる十分な能力を身につけること

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

建築学専攻修士課程では、

- (1) 大学卒業者と同等の基礎学力と建築学分野への関心がある
- (2) 建築に関わる専門科目を学ぶに際しての基礎知識を有し、粘り強く学習できる
- (3) 自主性があり、技術者、建築家、研究者として社会に貢献する意欲のある

人を求める。

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
建築スペースデザイン	建築・地域デザイン特論Ⅰ	2		1	前期	鈴木 博志
	建築・地域デザイン特論Ⅱ	2		1	後期	鈴木 博志
	建築技術史特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず
	建築計画特論	2		1	前期	高井 宏之
	建築スペースデザイン特論	2		1	前期	生田 京子
	建築歴史意匠特論	2		1	前期	三浦 彩子
	建築空間特論	2		1	前期	谷田 真
	生活空間計画特論	2		1	前期	佐藤 布武
	建築スペースデザイン総合設計演習ⅠA		2	1	前期	鈴木 博志、高井 宏之、三浦 彩子、生田 京子、谷田 真、米澤 貴紀、佐藤 布武
	建築スペースデザイン総合設計演習ⅠB		2	1	後期	鈴木 博志、高井 宏之、三浦 彩子、生田 京子、谷田 真、米澤 貴紀、佐藤 布武
	建築スペースデザイン総合設計演習ⅡA		2	2	前期	鈴木 博志、高井 宏之、三浦 彩子、生田 京子、谷田 真、米澤 貴紀、佐藤 布武
	建築スペースデザイン総合設計演習ⅡB		2	2	後期	鈴木 博志、高井 宏之、三浦 彩子、生田 京子、谷田 真、米澤 貴紀、佐藤 布武
	建築史特論	2		1	後期	三浦 彩子、米澤 貴紀
	建築設計総合特論	2		1	通年集中	鈴木 博志、高井 宏之、生田 京子、谷田 真、佐藤 布武
建築設計特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず	
建築・都市空間特論	2		1	後期	令和2年度は開講せず	
建築環境デザイン	建築環境デザイン特論	2		1	前期	石井 仁
	建築環境計画特論	2		1	前期	岡田 恭明、吉久 光一
	建築環境工学特論A	2		1	前期	吉永 美香 (AB隔年開講) ※令和2年度は開講せず
	建築環境工学特論B	2		1	前期	吉永 美香 (AB隔年開講)
	建築環境デザイン特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	岡田 恭明、吉永 美香、吉久 光一、石井 仁
	建築環境デザイン特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	岡田 恭明、吉永 美香、吉久 光一、石井 仁
	建築環境デザイン特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	岡田 恭明、吉永 美香、吉久 光一、石井 仁
	建築環境デザイン特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	岡田 恭明、吉永 美香、吉久 光一、石井 仁
	*建築設備設計特論	2		1	後期	※令和2年度は開講せず
	建築材料・生産特論	2		1	後期	平岩 陸
建築材料デザイン	コンクリート工学特論A	2		1	前期	寺西 浩司 (AB隔年開講) ※令和2年度は開講せず
	コンクリート工学特論B	2		1	前期	寺西 浩司 (AB隔年開講)
	建築材料デザイン特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	寺西 浩司、平岩 陸
	建築材料デザイン特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	寺西 浩司、平岩 陸
	建築材料デザイン特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	寺西 浩司、平岩 陸
	建築材料デザイン特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	寺西 浩司、平岩 陸
建築構造工学	建築構造工学特論Ⅰ	2		1	前期	松田 和浩
	建築構造工学特論Ⅱ	2		1	後期	松田 和浩
	建築構造解析特論Ⅰ	2		1	前期	武藤 厚、市之瀬 敏勝
	建築構造解析特論Ⅱ	2		1	後期	武藤 厚、市之瀬 敏勝
	建築応用力学特論Ⅰ	2		1	前期	大塚 貴弘
	建築応用力学特論Ⅱ	2		1	後期	大塚 貴弘
	建築構造デザイン特論Ⅰ	2		1	前期	高橋 広人
	建築構造デザイン特論Ⅱ	2		1	後期	高橋 広人
	建築構造工学特別演習・実験ⅠA		2	1	前期	武藤 厚、大塚 貴弘、高橋 広人、松田 和浩、市之瀬 敏勝
	建築構造工学特別演習・実験ⅠB		2	1	後期	武藤 厚、大塚 貴弘、高橋 広人、松田 和浩、市之瀬 敏勝
	建築構造工学特別演習・実験ⅡA		2	2	前期	武藤 厚、大塚 貴弘、高橋 広人、松田 和浩、市之瀬 敏勝
	建築構造工学特別演習・実験ⅡB		2	2	後期	武藤 厚、大塚 貴弘、高橋 広人、松田 和浩、市之瀬 敏勝
	*鉄骨構造学特論	2		1	前期	令和2年度は開講せず
建築共通	*建築実践特論	2		1	通年集中	鈴木 博志、高井 宏之、寺西 浩司、吉永 美香、(梅本 和夫)、(湯浅 洋一)、(奥井 康史)
	*学外特別演習	2		1	通年集中	高井 宏之
	*実践インターンシップA-1	2		1	前期	鈴木 博志
	*実践インターンシップA-2	2		1	後期	鈴木 博志
	*実践インターンシップA-3	2		2	前期	鈴木 博志
	*実践インターンシップA-4	2		2	後期	鈴木 博志
	*実践インターンシップB-1	3		1	通年	鈴木 博志
	*実践インターンシップB-2	3		2	通年	鈴木 博志
	*実践インターンシップC-1	4		1	通年	鈴木 博志
	*実践インターンシップC-2	4		2	通年	鈴木 博志
共通科目	*アドバンスト・インターンシップ	2		1	後期集中	鈴木 博志
	*科学技術英語	2		1	前期	岡田 恭明、鈴木 博志、石井 仁、武藤 厚、吉永 美香、松田 和浩
	*特別講義Ⅰ	2		1・2	前期	三浦 彩子
	*特別講義Ⅱ	2		1・2	前期	三浦 彩子

() は兼任。

* 関連科目：名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定されている科目を示します。

② 履修方法

1. 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 授業科目の中から1*1部門を選定し、これを学生の専修科目とします。

〈建築スペースデザイン〉

専修科目（総合設計演習ⅠA～ⅡBの合計8単位）のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。ただし、実践インターンシップについては、4単位以内に限り、修了単位として認めます。

〈建築環境デザイン、建築材料デザイン、建築構造工学〉

専修科目（特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位）のほか、専修科目以外の授業科目（他*2専攻の授業科目・他研究科の授業科目を含む）の中から22単位以上を選択履修しなければなりません。ただし、実践インターンシップについては、4単位以内に限り、修了単位として認めます。

※1 1部門とは、建築スペースデザイン分野では、自分の指導教員が担当する「総合設計演習ⅠA～ⅡBの合計8単位」を指します。

建築環境デザイン分野、建築材料・構造デザイン分野、建築構造工学分野では、自分の指導教員が担当する「特別演習・実験ⅠA～ⅡBの合計8単位」を指します。

※2 他専攻の授業科目・他の研究科の授業科目については、8単位以内に限り、修了単位として認められます。

3. 専修科目を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
4. 修士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

※ 総合設計演習Ⅰ、総合設計演習Ⅱの学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

〈建築スペースデザイン〉

総合設計演習ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、総合設計演習ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

総合設計演習ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、総合設計演習ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

※ 特別演習・特別実験の学年別に履修しなければならない最低の履修コマ数は以下のとおりです。

〈建築環境デザイン、建築材料デザイン、建築構造工学〉

特別演習・特別実験ⅠA（1年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅠB（1年次開講）：後期1コマ

特別演習・特別実験ⅡA（2年次開講）：前期1コマ、特別演習・特別実験ⅡB（2年次開講）：後期1コマ

〈建築スペースデザイン〉

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
総合設計演習ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限り修了単位として認定	30単位以上
総合設計演習ⅠB	2単位		
総合設計演習ⅡA	2単位		
総合設計演習ⅡB	2単位		

〈建築環境デザイン、建築材料デザイン、建築構造工学〉

専修科目（指導教員の科目）		専修科目以外の授業科目	合計単位数
特別演習・実験ⅠA	2単位	22単位以上 ※但し、他専攻・他研究科の授業科目は、 8単位以内に限り修了単位として認定	30単位以上
特別演習・実験ⅠB	2単位		
特別演習・実験ⅡA	2単位		
特別演習・実験ⅡB	2単位		

③ 修了要件

1. 本大学院に2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本大学院が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。
2. 修士課程の目的に応じて適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができます。
なお、本専攻における特定の課題とは、建築設計・意匠等の作品を指します。

④ 学位授与基準

（修士課程）

本研究科の修了に必要な単位として30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格しなければなりません。

⑤ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行います。

数学専攻博士後期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

数学専攻博士後期課程において、原則として3年以上在学し

- (1) 数学の深い専門的学識と自立的な研究能力を持ち、研究成果を的確に表現し、議論を深めていくコミュニケーション能力を有する
- (2) 数学の深い専門的学識に基づいて、自然科学・社会科学の別を問わず広範な分野における諸問題に率先して対処することができるための国際的かつ普遍的な視点を持つ
- (3) 科学における基礎学問としての数学の重要性と応用可能性を認識してこれを社会に普及・教授できる能力を持つ

学生で、修了に必要な16単位以上を修得し、所定の博士論文の審査に合格した者に対して、博士（理学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

数学専攻博士後期課程では、

- (1) 数学のより高度な専門知識と創造性を身に付けた人材の育成
- (2) 将来的に研究者として自立し、創造的研究活動ができる高度な能力の養成
- (3) 国際社会においても状況を的確に把握し、論理的に分析した上で柔軟に対応できる数学の専門研究指導力の涵養
- (4) 現象を数学的に記述し、自ら問題を発見・設定・解決し、その成果を表現する能力の養成

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

数学専攻博士後期課程では、

- (1) 博士後期課程において数学の研究を継続できる、修士（博士前期）課程修了者と同等以上の、十分な基礎能力を持つ
- (2) 数学のより高度な専門的知識を身につけ、自立して創造的研究を行う意欲がある

人を求める。

①研究指導科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数		学年	開講期	担当教員
		講義	演習及び実験			
代数学	代数学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	大西 良博 前野 俊昭
	代数学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	代数学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	代数学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	代数学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	代数学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
幾何学	幾何学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	小澤 哲也 橋本 英哉
	幾何学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	幾何学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	幾何学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	幾何学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	幾何学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
関数解析学	関数方程式特殊研究Ⅰ		2	1	前期	鈴木 紀明 土田 哲生
	関数方程式特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	関数方程式特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	関数方程式特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	関数方程式特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	関数方程式特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
大域解析学	大域解析学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	江尻 典雄 長郷 文和
	大域解析学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	大域解析学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	大域解析学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	大域解析学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	大域解析学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
数理情報科学	数理情報科学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	齊藤 公明
	数理情報科学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	数理情報科学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	数理情報科学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	数理情報科学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	数理情報科学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
関連科目	数学特殊講義Ⅰ	2		1	前期集中	小澤 哲也
	数学特殊講義Ⅱ	2		1	後期集中	小澤 哲也

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

② 履修方法

1. 学生は、原則として3年以上在学し、次に定める方法により、16単位を修得しなければなりません。
 2. 専修分野で開設されている研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とします。この専修科目に対応する科目（特殊研究Ⅰ～Ⅵ）を修得しなければなりません。
 3. 修士（博士前期）課程特論や他研究科講義科目（修士（博士前期）課程において単位取得した科目と同一内容と判断される授業科目は除く）、関連科目の中から4単位を修得しなければなりません。
 4. 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 5. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※特殊研究の各年次最低履修コマ数は2期4コマ（各期2コマ）とします。

授業科目概要

特殊研究Ⅰ～Ⅵ【研究指導科目】

本科目においては、担当教員の指導の下に、学生各自が各専門分野について研究を行い、結果を専門論文誌に公表する。本科目の履修進度により順次研究力を高め、最終的には得られた成果のもとに博士論文を作成する。各専門分野についてより深く理解し、その内容について自ら再構築できるようになり、新たな知見を加え、研究成果を挙げ、その専門分野の発展に寄与する。更に、国内外の学会等における論文発表指導も受け、プレゼンテーション能力を高める。本科目を通して、自立した創造的研究活動を行うために必要な高度の能力、課題発掘能力及び問題解決能力等を身につけるようにする。

特殊講義Ⅰ、Ⅱ【関連科目】

本科目においては、各専攻において、専任教員による専門講義、他大学・研究機関の研究者や企業からの講師による講義等により、専門分野における研究を深く理解し、学生各自の研究に関連付けるようにする。本科目を通して、質の高い技術力・研究力とバランスの取れた総合的な視野を身につけるようにする。

③ 学位授与基準

（博士後期課程）

本研究科の修了に必要な単位として16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

学位論文申請には、学位論文の内容に関連し、以下の申請基準を必要とする。

課程博士	1報プラス α 以上（査読付）
論文博士	2報プラス α 以上（査読付）

（プラス α については、各専攻で定める基準および査読の判断を確認のこと。）

④ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

* 審査方法の詳細については、理工学研究科内規に定める。

電気・情報・材料・物質工学専攻博士後期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

電気・情報・材料・物質工学専攻博士後期課程において、原則として3年以上在学し、

- (1) 電気・情報・材料・物質工学分野の社会の要請に対応し、創造的な研究ができる自立した質の高い技術力、研究力を有する
- (2) 国際社会においても十分なコミュニケーション能力と自己の持つ高度な専門能力を発揮し、課題発掘および問題解決に寄与することができる
- (3) 個々の研究成果に対して、バランスの取れた総合的な視点で判断でき、研究に対する企画および推進能力を十分に発揮し、問題解決へと導くことができる

学生で、修了に必要な16単位以上を修得し、所定の博士論文の審査に合格した者に対して、博士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

電気・情報・材料・物質工学専攻博士後期課程では、

- (1) 深く高度な専門知識・技術を有する人材の育成
- (2) 自立した創造的研究活動を行うために必要な高度の能力および高い倫理観の養成
- (3) 国際社会においても、電気・情報・材料・物質工学分野の研究を主導できる人材の養成
- (4) 課題発掘能力、問題解決能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

電気・情報・材料・物質工学専攻では、

- (1) 大学院修士課程（博士前期課程）と同等の基礎学力と知識を有する
- (2) 電気・情報・材料・物質工学分野における理論、応用の専門知識と研究能力をもとに、自立して創造的研究を行う意欲があり、何事も粘り強く取り組むことができる

人を求める。

① 研究指導科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数		学年	開講期	担当教員
		講義	演習及び実験			
電気電子工学	電気工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	村本 裕二、山中 三四郎、伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也
	電気工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	電気工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	電気工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	電気工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	電気工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	電子システム特殊研究Ⅰ		2	1	前期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、中條 渉、堀田 一弘
	電子システム特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	電子システム特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	電子システム特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	電子システム特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	電子システム特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
情報工学	情報工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	佐川 雄二、田中 敏光、中野 倫明、向井 利春、柳田 康幸、山田 啓一、山田 宗男、山本 修身、吉川 雅弥、坂野 秀樹
	情報工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	情報工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	情報工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	情報工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	情報工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
材料機能工学	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	<赤崎 勇>、上山 智、竹内 哲也、成塚 重弥、岩谷 素顕
	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	エレクトロニクス材料工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	六田 英治、宮嶋 孝夫、土屋 文、田中 崇之
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	インテリジェント材料工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
物質・分子工学	先端物質特殊研究Ⅰ		2	1	前期	<飯島 澄男>、大脇 健史、坂 えり子、坂東 俊治、丸山 隆浩、池邊 由美子、才田 隆広
	先端物質特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	先端物質特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	先端物質特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	先端物質特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	先端物質特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	分子素材特殊研究Ⅰ		2	1	前期	永田 央、田中 正剛
	分子素材特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	分子素材特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	分子素材特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	分子素材特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	分子素材特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
関連科目	電気電子工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	村本 裕二、山中 三四郎、伊藤 昌文、太田 貴之、熊谷 慎也
	電気電子工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	内田 儀一郎、児玉 哲司、平松 美根男、村田 英一、中條 渉、堀田 一弘
	情報工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	山田 宗男、山本 修身、坂野 秀樹
	情報工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	吉川 雅弥、山田 啓一、柳田 康幸
	材料機能工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	六田 英治、宮嶋 孝夫、田中 崇之、上山 智、成塚 重弥、竹内 哲也、岩谷 素顕、土屋 文
	材料機能工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	六田 英治、宮嶋 孝夫、田中 崇之、上山 智、成塚 重弥、竹内 哲也、岩谷 素顕、土屋 文
	応用化学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	大脇 健史、坂 えり子、坂東 俊治、丸山 隆浩、永田 央、田中 正剛、池邊 由美子、才田 隆広
	応用化学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	大脇 健史、坂 えり子、坂東 俊治、丸山 隆浩、永田 央、田中 正剛、池邊 由美子、才田 隆広
研究インターンシップ	2		1	後期集中	山本 修身、児玉 哲司、六田 英治、永田 央	

※：オムニバス形式

< >は終身教授

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

② 履修方法

1. 学生は、原則として3年以上在学し、次に定める方法により、16単位を修得しなければなりません。
 2. 専修分野で開設されている研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とします。この専修科目に対応する科目（特殊研究Ⅰ～Ⅵ）を修得しなければなりません。
 3. 修士（博士前期）課程特論や他研究科講義科目（修士（博士前期）課程において単位取得した科目と同一内容と判断される授業科目は除く）、関連科目の中から4単位を修得しなければなりません。
 4. 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 5. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※特殊研究の各年次最低履修コマ数は2期4コマ（各期2コマ）とします。

授業科目概要

特殊研究Ⅰ～Ⅵ【研究指導科目】

本科目においては、担当教員の指導の下に、学生各自が各専門分野について研究を行い、結果を専門論文誌に公表する。本科目の履修進度により順次研究力を高め、最終的には得られた成果のもとに博士論文を作成する。各専門分野についてより深く理解し、その内容について自ら再構築できるようになり、新たな知見を加え、研究成果を挙げ、その専門分野の発展に寄与する。更に、国内外の学会等における論文発表指導も受け、プレゼンテーション能力を高める。本科目を通して、自立した創造的研究活動を行うために必要な高度の能力、課題発掘能力及び問題解決能力等を身につけるようにする。

特殊講義Ⅰ、Ⅱ【関連科目】

本科目においては、各専攻において、専任教員による専門講義、他大学・研究機関の研究者や企業からの講師による講義等により、専門分野における研究を深く理解し、学生各自の研究に関連付けるようにする。本科目を通して、質の高い技術力・研究力とバランスの取れた総合的な視野を身につけるようにする。

研究インターンシップ【関連科目】

本科目においては、企業や研究機関における研究員など自らの将来のキャリア・パス形成に資するため、国内外の研究機関・教育機関や企業などで、学生各自の専門に関連した研究、実験、業務等を行う。研究内容や実施形態について担当教員の事前・事後の指導、認定を必要とする。期間は10日間以上とする。本科目を通して、国内外の社会における理工学専門分野の共同研究力、研究指導力などを身につけるようにする。

③ 学位授与基準

（博士後期課程）

本研究科の修了に必要な単位として16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

学位論文申請には、学位論文の内容に関連し、以下の申請基準を必要とする。

課程博士	1報プラス α 以上（査読付）
論文博士	2報プラス α 以上（査読付）

（プラス α については、各専攻で定める基準および査読の判断を確認のこと。）

④ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

* 審査方法の詳細については、理工学研究科内規に定める。

機械工学専攻博士後期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

機械工学専攻博士後期課程において、原則として3年以上在学し、

- (1) 機械工学に対する社会の要請に対応し、創造的な研究のできる自立した質の高い技術力・研究力を有する
- (2) 国際社会においても、機械工学に関する高度な専門能力を発揮し、機械に関連する課題の発掘および問題解決に寄与することができる
- (3) 個々の研究成果に対して、バランスの取れた総合的な視野で判断でき、機械工学に係わる研究に対する企画および推進能力を十分有し、問題解決へ導くことができる

学生で、修了に必要な16単位以上を修得し、所定の博士論文の審査に合格した者に対して、博士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

機械工学専攻博士後期課程では、

- (1) 機械工学に関する深く高度な専門知識・技術を有する人材の育成
- (2) 機械工学に関する自立した創造的研究活動を行うために必要な高度な能力および高い倫理観の養成
- (3) 国際社会においても、機械工学の専門分野の研究を指導できる人材の育成
- (4) 機械工学に関する課題発掘能力・問題解決能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

機械工学専攻博士後期課程では、

- (1) 機械工学に関する大学院修士（博士前期）課程修了レベルの基礎学力と知識を有する
- (2) 機械工学専門分野における理論・応用の専門知識と研究能力をもとに、自立して創造的研究を行う意欲があり、何事にも粘り強く取り組むことができる

人を求める。

① 研究指導科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数		学年	開講期	担当教員
		講義	演習及び実験			
設計システム工学	設計機能特殊研究Ⅰ		2	1	前期	加鳥 裕明、相馬 仁、前川 明寛、大島 成通、 西村 尚哉、横谷 靖、仙場 淳彦、池本 有助、 中西 淳
	設計機能特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	設計機能特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	設計機能特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	設計機能特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	設計機能特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	ロボット工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	福田 敏男、楊 剣鳴、井上 真澄、大原 賢一、 市川 明彦、関山 浩介、佐伯 壮一、目黒 淳一
	ロボット工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	ロボット工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	ロボット工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	ロボット工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	ロボット工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
熱工学	反応性ガス力学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	松田 淳、菅野 望
	反応性ガス力学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	反応性ガス力学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	反応性ガス力学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	反応性ガス力学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	反応性ガス力学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	熱現象計測特殊研究Ⅰ		2	1	前期	中島 公平
	熱現象計測特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	熱現象計測特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	熱現象計測特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	熱現象計測特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	熱現象計測特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
流体工学	粘性流体力学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	鈴木 昌弘、久保 貴、古川 裕之、大藏 信之
	粘性流体力学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	粘性流体力学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	粘性流体力学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	粘性流体力学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	粘性流体力学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
生産システム工学	生産加工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	アブラハ・ペトロス、成田 浩久、吉川 泰晴
	生産加工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	生産加工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	生産加工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	生産加工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	生産加工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
材料システム工学	材料設計工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	服部 友一、宇佐美 初彦、赤堀 俊和、榎本 和城、 菅 章紀
	材料設計工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	材料設計工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	材料設計工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	材料設計工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	材料設計工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	藤山 一成、來海 博央、清水 憲一
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	破壊制御システム工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
関連科目	材料機能工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	服部 友一、宇佐美 初彦、赤堀 俊和、 榎本 和城
	材料機能工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	服部 友一、宇佐美 初彦、赤堀 俊和、 榎本 和城
	機械工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	久保 貴、古川 裕之、松田 淳、成田 浩久、 アブラハ・ペトロス、藤山 一成、來海 博央、 清水 憲一、大島 成通、池本 有助、中西 淳、 吉川 泰晴
	機械工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	久保 貴、古川 裕之、松田 淳、成田 浩久、 アブラハ・ペトロス、藤山 一成、來海 博央、 清水 憲一、大島 成通、池本 有助、中西 淳、 吉川 泰晴
	交通機械工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	加鳥 裕明、前川 明寛、相馬 仁、鈴木 昌弘、 中島 公平、大藏 信之、西村 尚哉、横谷 靖、 菅 章紀、仙場 淳彦、菅野 望
	交通機械工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	加鳥 裕明、前川 明寛、相馬 仁、鈴木 昌弘、 中島 公平、大藏 信之、西村 尚哉、横谷 靖、 菅 章紀、仙場 淳彦、菅野 望
	メカトロニクス工学特殊講義Ⅰ	2		1	前期	福田 敏男、楊 剣鳴、大原 賢一、市川 明彦、 井上 真澄、関山 浩介、佐伯 壮一、目黒 淳一
	メカトロニクス工学特殊講義Ⅱ	2		1	後期	福田 敏男、楊 剣鳴、大原 賢一、市川 明彦、 井上 真澄、関山 浩介、佐伯 壮一、目黒 淳一
	研究インターンシップ	2		1	後期集中	藤山 一成、鈴木 昌弘、楊 剣鳴

※：オムニバス形式

② 履修方法

1. 学生は、原則として3年以上在学し、次に定める方法により、16単位を修得しなければなりません。
 2. 専修分野で開設されている研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とします。この専修科目に対応する科目（特殊研究Ⅰ～Ⅵ）を修得しなければなりません。
 3. 修士（博士前期）課程特論や他研究科講義科目（修士（博士前期）課程において単位取得した科目と同一内容と判断される授業科目は除く）、関連科目の中から4単位を修得しなければなりません。
 4. 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 5. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※特殊研究の各年次最低履修コマ数は2期4コマ（各期2コマ）とします。

授業科目概要

特殊研究Ⅰ～Ⅵ【研究指導科目】

本科目においては、担当教員の指導の下に、学生各自が各専門分野について研究を行い、結果を専門論文誌に公表する。本科目の履修進度により順次研究力を高め、最終的には得られた成果のもとに博士論文を作成する。各専門分野についてより深く理解し、その内容について自ら再構築できるようになり、新たな知見を加え、研究成果を挙げ、その専門分野の発展に寄与する。更に、国内外の学会等における論文発表指導も受け、プレゼンテーション能力を高める。本科目を通して、自立した創造的研究活動を行うために必要な高度の能力、課題発掘能力及び問題解決能力等を身につけるようにする。

特殊講義Ⅰ、Ⅱ【関連科目】

本科目においては、各専攻において、専任教員による専門講義、他大学・研究機関の研究者や企業からの講師による講義等により、専門分野における研究を深く理解し、学生各自の研究に関連付けるようにする。本科目を通して、質の高い技術力・研究力とバランスの取れた総合的な視野を身につけるようにする。

研究インターンシップ【関連科目】

本科目においては、企業や研究機関における研究員など自らの将来のキャリア・パス形成に資するため、国内外の研究機関・教育機関や企業などで、学生各自の専門に関連した研究、実験、業務等を行う。研究内容や実施形態について担当教員の事前・事後の指導、認定を必要とする。期間は10日間以上とする。本科目を通して、国内外の社会における理工学専門分野の共同研究力、研究指導力などを身につけるようにする。

③ 学位授与基準

（博士後期課程）

本研究科の修了に必要な単位として16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

学位論文申請には、学位論文の内容に関連し、以下の申請基準を必要とする。

課程博士	1報プラス α 以上（査読付）
論文博士	2報プラス α 以上（査読付）

（プラス α については、各専攻で定める基準および査読の判断を確認のこと。）

④ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

* 審査方法の詳細については、理工学研究科内規に定める。

社会環境デザイン工学専攻博士後期課程ポリシー

01 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

社会環境デザイン工学専攻博士課程において、原則として3年以上在学し

- (1) 社会環境デザイン工学専攻の専門領域における高度で先進的な知識と研究能力を修得した

学生で、修了に必要な16単位以上を取得し所定の博士論文の審査に合格した者に対して、博士（工学）の学位を授与する。

02 教育課程編成方針（カリキュラム・ポリシー）

社会環境デザイン工学専攻博士課程では、

- (1) 高度な専門知識・技術を有する人材の育成
- (2) 自立した創造的研究活動を行うために必要な高度な能力および高い倫理観の養成
- (3) 国際社会においても必要な専門研究指導力の涵養
- (4) 課題発掘能力・問題解決能力の涵養

に主眼を置いて、教育課程を編成している。

03 入学者受入れ方針（アドミッション・ポリシー）

社会環境デザイン工学専攻博士課程では、

- (1) 修士（博士前期）課程修了者と同等以上の、十分な基礎能力を持つ
- (2) 高度な専門的知識を身につけ、自立して創造的研究を行う意欲がある

人を求める。

① 研究指導科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		学年	開講期	担 当 教 員
		講義	演習及び実験			
構造デザイン工学	構造システム学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	葛 漢彬、渡辺 孝一
	構造システム学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	構造システム学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	構造システム学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	構造システム学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	構造システム学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	構造材料学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	石川 靖晃、寺西 浩司、道正 泰弘、西山 桂、岩下 健太郎
	構造材料学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	構造材料学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	構造材料学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	構造材料学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	構造材料学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	空間構造デザイン学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	武藤 厚、市之瀬 敏勝
	空間構造デザイン学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	空間構造デザイン学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
空間構造デザイン学特殊研究Ⅳ		2	2	後期		
空間構造デザイン学特殊研究Ⅴ		2	3	前期		
空間構造デザイン学特殊研究Ⅵ		2	3	後期		
大気環境学	水域環境工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	原田 守博、新井 宗之、溝口 敦子
	水域環境工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	水域環境工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	水域環境工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	水域環境工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	水域環境工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
デザイン学	地盤工学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	小高 猛司、藤井 幸泰
	地盤工学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	地盤工学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	地盤工学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	地盤工学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	地盤工学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
都市環境デザイン学	地域計画学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	松本 幸正、鈴木 温、中村 一樹
	地域計画学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	地域計画学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	地域計画学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	地域計画学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	地域計画学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
	住環境デザイン学特殊研究Ⅰ		2	1	前期	垣 鐸 直、鈴木 博志、高井 宏之、岡田 恭明、石井 仁、吉永 美香、生田 京子
	住環境デザイン学特殊研究Ⅱ		2	1	後期	
	住環境デザイン学特殊研究Ⅲ		2	2	前期	
	住環境デザイン学特殊研究Ⅳ		2	2	後期	
	住環境デザイン学特殊研究Ⅴ		2	3	前期	
	住環境デザイン学特殊研究Ⅵ		2	3	後期	
関連科目	社会基盤デザイン工学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	葛 漢彬、石川 靖晃、小高 猛司、鈴木 温、原田 守博、松本 幸正、溝口 敦子、新井 宗之、岩下 健太郎、中村 一樹、藤井 幸泰、渡辺 孝一
	社会基盤デザイン工学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	葛 漢彬、石川 靖晃、小高 猛司、鈴木 温、原田 守博、松本 幸正、溝口 敦子、新井 宗之、岩下 健太郎、中村 一樹、藤井 幸泰、渡辺 孝一
	環境創造学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	垣 鐸 直、道正 泰弘、西山 桂
	環境創造学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	垣 鐸 直、道正 泰弘、西山 桂
	建築学特殊講義Ⅰ※	2		1	前期	鈴木 博志、高井 宏之、岡田 恭明、石井 仁、寺西 浩司、武藤 厚、生田 京子、吉永 美香、市之瀬 敏勝
	建築学特殊講義Ⅱ※	2		1	後期	鈴木 博志、高井 宏之、岡田 恭明、石井 仁、寺西 浩司、武藤 厚、生田 京子、吉永 美香、市之瀬 敏勝
	研究インターンシップ	2		1	後期集中	葛 漢彬、道正 泰弘、岡田 恭明

※：オムニバス形式

② 履修方法

1. 学生は、原則として3年以上在学し、次に定める方法により、16単位を修得しなければなりません。
 2. 専修分野で開設されている研究指導科目の中から1科目を選定し、これを学生の専修科目とします。この専修科目に対応する科目（特殊研究Ⅰ～Ⅵ）を修得しなければなりません。
 3. 修士（博士前期）課程特論や他研究科講義科目（修士（博士前期）課程において単位取得した科目と同一内容と判断される授業科目は除く）、関連科目の中から4単位を修得しなければなりません。
 4. 専修科目の研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
 5. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
- ※特殊研究の各年次最低履修コマ数は2期4コマ（各期2コマ）とします。

授業科目概要

特殊研究Ⅰ～Ⅵ【研究指導科目】

本科目においては、担当教員の指導の下に、学生各自が各専門分野について研究を行い、結果を専門論文誌に公表する。本科目の履修進度により順次研究力を高め、最終的には得られた成果のもとに博士論文を作成する。各専門分野についてより深く理解し、その内容について自ら再構築できるようになり、新たな知見を加え、研究成果を挙げ、その専門分野の発展に寄与する。更に、国内外の学会等における論文発表指導も受け、プレゼンテーション能力を高める。本科目を通して、自立した創造的研究活動を行うために必要な高度の能力、課題発掘能力及び問題解決能力等を身につけるようにする。

特殊講義Ⅰ、Ⅱ【関連科目】

本科目においては、各専攻において、専任教員による専門講義、他大学・研究機関の研究者や企業からの講師による講義等により、専門分野における研究を深く理解し、学生各自の研究に関連付けるようにする。本科目を通して、質の高い技術力・研究力とバランスの取れた総合的な視野を身につけるようにする。

研究インターンシップ【関連科目】

本科目においては、企業や研究機関における研究員など自らの将来のキャリア・パス形成に資するため、国内外の研究機関・教育機関や企業などで、学生各自の専門に関連した研究、実験、業務等を行う。研究内容や実施形態について担当教員の事前・事後の指導、認定を必要とする。期間は10日間以上とする。本科目を通して、国内外の社会における理工学専門分野の共同研究力、研究指導力などを身につけるようにする。

③ 学位授与基準

（博士後期課程）

本研究科の修了に必要な単位として16単位以上修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査及び試験に合格した者に学位を授与する。

学位論文申請には、学位論文の内容に関連し、以下の申請基準を必要とする。

課程博士	1報プラス α 以上（査読付）
論文博士	2報プラス α 以上（査読付）

（プラス α については、各専攻で定める基準および査読の判断を確認のこと。）

④ 論文審査基準

別表（131頁）の基準に基づき論文審査を行う。

* 審査方法の詳細については、理工学研究科内規に定める。

3. 理工学研究科の学位論文審査基準

	修士（博士前期）課程	博士（博士後期）課程
理工学研究科学位授与方針（ディプロマポリシー）との適合性	理工学研究科修士（博士前期）課程の所属専攻における学位授与方針（ディプロマポリシー）を満足していること。	理工学研究科博士（博士後期）課程の所属専攻における学位授与方針（ディプロマポリシー）を満足していること。
主体性	主体的に取り組んだ研究の成果であること。	主体的に取り組んだ研究の成果であること。
専門性	当該分野における専門知識が用いられた内容であり、学術的意義が明確であること。	当該分野における高度な専門知識が用いられた内容であり、学術的意義を長く保つことのできるものであること。
先行研究調査	文献資料などによる先行研究の調査が行われており、研究の位置づけが明示されていること。	文献資料などによる先行研究の調査が十分に行われており、それを適切に引用して、研究の位置づけが明示されていること。
新規性または独創性	関連分野における新しい知見をもたらす内容であるか、または、当該分野の研究に貢献できる独自の考察を含んだ内容であること。	関連分野における新しい知見をもたらす内容であるか、または、当該分野の研究に大きく貢献できる独自の考察を含んだ内容であること。
明確性と論理性	論文題目が明確で適切なものとなっており、背景、目的も明確に記述されていること。また、数式や図表を適切に用いることにより、結果を導く過程が明瞭になっており、議論の展開に論理性があること。	論文題目が明確で適切なものとなっており、背景、目的も具体的に記述されていること。また、数式や図表を適切に用いることにより、研究開始からの手順や結果を導く過程が明瞭になっており、議論の展開に論理性があること。
信頼性と完成度	十分な裏付けの下に結論を導いて高い信頼性を持ち、研究期間に相応しい完成度を持った有意義な内容であること。また、各専攻で定める学位授与基準がある場合は、それを満たしていること。	十分な裏付けの下に結論を導いて高い信頼性を持ち、研究期間に相応しい完成度を持った有意義な内容であること。また、関連学会への学術論文掲載等により、各専攻で定める学位授与基準を満たすことによって、十分な外部評価を受けた内容となっていること。
質疑に対する適切性	論文審査公聴会の場合での質疑あるいは主査・副査からの問い合わせに、論理的かつ明瞭に受け答えがなされていること。	論文査読で生じた主査・副査からの疑問点や論文審査公聴会の場合での質疑に、論理的かつ明瞭に受け答えがなされていること。

4. 理工学研究科関係規程

(1) 名城大学大学院理工学研究科履修要項

(修了要件)

第1条 理工学研究科の修了要件は次のとおりとする。

- 一 修士課程または博士前期課程（以下「修士課程」という。）にあつては、本大学院に2年以上在学し、名城大学大学院学則に定める所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。
- 二 前項において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができる。
- 三 博士課程または博士後期課程（以下「博士課程」という。）にあつては、本大学院に3年以上在学し、名城大学大学院学則に定める所定の16単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。
ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

(専修科目)

第2条 学生は、それぞれの専攻において、専修科目を選定し履修しなければならない。

- 一 修士課程にあつては、授業科目の中から1部門（各専攻の履修方法を参照。）を選定し、これを専修科目とする。
- 二 博士課程にあつては、研究指導科目の中から1科目を選定し、これを専修科目とする。
ただし、社会人入学試験制度にて、入学した者のうち修士課程を修了していない者は、研究指導教員の指示により、研究指導科目の基礎となる修士課程の1部門（数学専攻にあつては、特論Ⅰ及び特論Ⅱ4単位・講究ⅠA及び講究ⅠB8単位の12単位以上、その他の専攻にあつては、各専攻の履修方法を参照）の12単位以上を受講しなければならない。

(専修科目以外の授業科目)

第3条 修士課程の学生は、「当該学生が選定した専修科目以外の特論（講義科目）」、「関連科目」及び「他の授業科目」の中から、各専攻が指定する単位以上選択履修しなければならない。

- ② 「関連科目」とは、名城大学大学院学則中、当該専攻に関連科目として規定される科目をいう。
- ③ 「他の授業科目」とは、次のとおりとする。
 - 一 名城大学理工学研究科（以下「本研究科」という。）内の他専攻の授業科目
 - 二 本研究科委員会が認める他の研究科の授業科目
- ④ 前項に定める授業科目の単位数は、8単位以内（機械工学専攻は4単位以内）に限って認める。
ただし、「産学連携中核人材プロジェクト」の対象となる院生の他専攻履修については、18単位以内に限って（修了単位として）認める。

(指導教員)

第4条 専修科目を担当する◎教員を該当学生の指導教員とし、学生は授業科目又は研究指導科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般についてその指導を受けるものとする。

ただし、指導教員が必要と認めた場合には、当該専攻の教員又は他の専攻の教員を指導補助として加えることができる。

(履修届の提出)

第5条 履修届の提出にあつては、指導教員の指導、承認を得たうえ、所定の期日までに提出しなければならない。

(学部授業科目の受講)

第6条 学生の研究上、指導教員が必要と認めたときは、学部授業科目を受講することができる。

- ② 前項で受講した学部授業科目の単位は、大学院の修了要件に含めない。

附 則

- ① この要項は、平成元年4月1日から施行する。
- ② 「名城大学大学院理工学研究科専修科目のほかの授業科目履修要項」（昭和52年4月1日施行）は廃止する。

附 則

- ① この要項は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

- ① この要項は、平成4年4月1日より施行する。

附 則

- ① この要項は、平成5年4月1日より施行する。
- ② 平成4年3月31日に在学している者については、改正後の要項にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- ① この要項は、平成14年4月1日より施行する。
ただし、第2条第1項第2号については、平成14年4月に博士課程に入学した者より適用する。
- ② 平成14年3月31日に在学している者については、改正後の要項にかかわらず、なお従前の例による。
附 則
- ① この要項は、平成19年4月1日より施行する。
附 則
- ① この要項は、平成26年4月1日より施行する。
附 則
- ① この要項は、平成27年4月1日より施行する。
附 則
- ① この要項は、平成28年4月1日より施行する。
附 則
- ① この要項は、平成29年4月1日より施行する。

(2) 名城大学学位規程理工学研究科内規

(目的)

第1条 名城大学学位規程理工学研究科内規（以下「内規」という。）は、学位規則、名城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）及び名城大学学位規程（以下「学位規程」という。）に定めるもののほか、理工学研究科（以下「本研究科」という。）に必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本研究科において授与する学位は、修士及び博士とし、学位を授与された者が学位の名称を用いるときは、本大学名を次のように付記するものとする。

一 修士の学位

修士（理学）名城大学

修士（工学）名城大学

二 博士の学位

博士（理学）名城大学

博士（工学）名城大学

(学位授与の要件)

第3条 修士の学位は、本研究科の修士課程または博士前期課程（以下「修士課程」という。）を修了した者に授与する。

② 博士の学位は、本研究科の博士課程または博士後期課程（以下「博士課程」という。）を修了した者に授与する。

③ 前項に定めるもののほか、博士の学位は、この内規の定めるところにより、本研究科の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本研究科の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することが確認された者に授与することができる。

(学位論文の提出資格等)

第4条 本研究科の修士課程に在学する者で、学位論文の審査を受けることができる者は、本研究科に1年以上在学し、専修科目、関連科目及びその他の授業科目の単位数を合わせて16単位以上修得し研究指導を受けた者とする。

② 本研究科の博士課程に在学する者で、学位論文の審査を受けることができる者は、本研究科に6ヵ月以上在学して研究指導を受け、かつ、予備審査委員会による学位論文の予備審査を受けた者とする。ただし、修業年限については、大学院学則第8章第28条に従うものとし、学位授与基準について、別表第1に定めるものとする。

③ 学位規程第4条第2項の規程により、博士課程を経ない者で、論文を提出し、本研究科に係る博士の学位を申請することができる者は、次の各号の一に該当し、本研究科専攻主任会議による申請資格審査を経てから予備審査委員会による学位論文の予備審査を受けた者とする。

一 大学院の博士課程に所定の修業年限以上在学し、研究指導を受けたのみで退学した者

二 大学院の修士課程を修了した後、4年以上の研究歴を有する者

三 大学を卒業した後、7年以上の研究歴を有する者

四 その他理工学研究科委員会（以下「本研究科委員会」という。）が認めた研究歴を有する者

④ 前項第2号及び第3号の研究歴とは次の各号に掲げるものをいう

一 大学又は大学院の専任職員として研究に従事した期間

二 大学又は大学院の研究生として研究に従事した期間

三 大学院の学生として在学した期間

四 官公庁、会社等において研究に従事した期間

五 その他本研究科委員会が認めた研究期間

(予備審査委員会)

第5条 予備審査委員会は、当該専攻会議において選出された主査及び副査2名以上で組織する。

② 予備審査委員会は、学位論文の審査対象としてふさわしいかどうかを判定し、その結果を予備審査報告書として理工学研究科長（以下「研究科長」という。）に報告する。

(学位論文)

第6条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

② 本研究科において必要があると認めるときは、学位論文の訳本、模型又は標本その他を提出させることができる。

(予備審査の申請時期)

第7条 学位の授与を申請する者は、学位論文の予備審査を指示した期日までに、研究科長に申請するものとする。

② 本研究科博士課程に在学する者には、原則として毎年4月下旬に、または11月中旬に、次に定める必要書類により予備審査を申請するものとする。

一 学位論文予備審査願	1通(甲1)
二 履歴書	2通(甲2)
三 論文目録	2部(甲3)
四 学位論文	3部(正本1部・副本2部)
五 参考論文 各編につき	3部
六 学位論文内容要旨	2部
七 共著者承諾書 各人につき	1通(甲4)

③ 博士課程を経ない者又は本研究科博士課程に所定の期間在学し、研究指導を受けたのみで退学した者にあつては、次に定める必要書類により予備審査を申請するものとする。

一 学位論文予備審査願	1通(乙1)
二 履歴書	2通(乙2)
三 戸籍抄本(外国人登録済証明書)	1通
四 研究歴証明書	各1通(乙3)
五 論文目録	2部(乙4)
六 学位論文	3部(正本1部・副本2部)
七 参考論文 各編につき	3部
八 学位論文内容要旨	2部
九 共著者承諾書 各人につき	1通(乙5)

(予備審査の審議)

第8条 本研究科委員会は、予備審査委員会の報告に基づいて学位論文の受理について審議決定する。

(予備審査の報告)

第9条 前条により学位論文の受理を決定したとき、研究科長は、予備審査報告書に必要書類を添えて、学長に報告しなければならない。

(学位授与の申請)

第10条 修士課程にあつては、10月15日(ただし、当日休日となったときはその前日。)までに論文の題目を届け出るものとし、本研究科が指定する期日までに修士の学位論文を提出しなければならない。届け出後に論文題目を変更する者は、その変更理由を併記し、研究科長に届け出しなければならない。

ただし、休学のため論文の題目の届け出ができなかった者は、復学した後に、その論文題目を研究科長に提出することができる。

② 博士の学位授与の申請をする者は、予備審査に合格した者とする。

なお、博士課程に在学し、前期修了を希望する者にあつては、本研究科に原則として6月15日(ただし、当日休日となったときはその前日。)までに、後期修了を希望する者にあつては原則として12月15日(ただし、当日休日となったときはその前日。)までに申請しなければならない。

③ 本研究科博士課程に在学する者は、次に定める必要書類を研究科長を経て、学長に提出するものとする。

一 学位授与申請書	1通(甲5)
二 履歴書	2通(甲2)
三 論文目録	2部(甲3)
四 学位論文	3部(正本1部・副本2部)
五 参考論文 各編につき	3部
六 学位論文内容要旨	2部
七 共著者承諾書 各人につき	1通(甲4)

④ 博士課程を経ない者又は本研究科博士課程に3年以上在学し、研究指導を受けたのみで退学した者が博士の学位の授与を申請するときは、次に定める必要書類に学位審査料を添えて、研究科長を経て、学長に提出するものとする。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出するときは、学位審査料を免除する。

一 学位授与申請書	1通(乙1)
二 履歴書	2通(乙2)
三 戸籍抄本(外国人登録済証明書)	1通
四 研究歴証明書	各1通(乙3)
五 論文目録	2部(乙4)
六 学位論文	3部(正本1部・副本2部)
七 参考論文 各編につき	3部

- 八 学位論文内容要旨 2部
- 九 共著者承諾書 各人につき 1通(乙5)
- 十 学位審査料振込み証明書(本研究科を退学後3年以内の者を除く。)

⑤ 提出した学位論文及び納入した学位審査料は、これを返還しない。

(学位論文の受理)

第11条 学位論文の受理は、本研究科委員会の議を経て、学長が決定し、本研究科委員会にその審査が付託される。

(審査委員会)

第12条 本研究科における審査委員会は、論文内容に関連する教員のうちから、3名以上の審査委員を選出し組織する。

- ② 修士課程にあっては、研究指導適格教員(主査)1名及び本研究科所属の教員のうちから2名以上(教授1名を含む。)をもって組織する。
- ③ 博士課程にあっては、研究指導適格教員のうちから、当該専攻の推薦に基づいて選出された3名以上をもって組織する。
- ④ 本研究科委員会は、前2項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の研究科の研究指導適格教員を加え、また、他の大学院又は研究所の教授若しくはこれに相当するものの協力を求めることができる。

(学位論文の発表)

第13条 論文を受理された後、その論文提出者は、審査委員会の指示に従って、その研究内容を発表しなければならない。

なお、本研究科ではその発表に関し、発表者名、発表題目、発表日時、発表場所について事前にこれを公表しなければならない。

(学位論文の審査、試験及び試問)

第14条 審査委員会において行う審査は、学位論文の審査及び試験とし、第3条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者には、併せて試問を行うものとする。

- ② 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目について、筆記又は口述により行う。
- ③ 試問は、本大学大学院博士課程を修了して、博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために、学位論文の内容に関係の深い学術領域の専門科目及び学術領域に関する外国語について、口頭又は筆答により行う。外国語については、原則として2ヵ国語の試問を課する。
- ④ 第7条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者に対しては、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、試問を免除する。

(審査期間)

第15条 修士課程及び博士課程に在学する者の学位論文の審査及び試験は、修了予定年度の修了式に学位授与ができるよう終了するものとする。

- ② 博士課程を経ない者の博士論文は、本研究科において、論文を受理した後1年以内に審査及び試験を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第16条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問を終了したときは、速やかに、名城大学学位認定報告書に必要書類を添えて、研究科長に報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第17条 本研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、その学位論文の可否について議決する。

- ② 前項の議決は、本研究科委員会の委員総数の三分の二以上出席し、かつ、出席委員の三分の二以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中の委員は、委員の数に算入しない。

(研究科長の報告)

第18条 本研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書により、必要書類とともに学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第19条 前条の報告に基づき、学位を授与すべき者には、所定の学位記を授与し、学位を授与できない者には、その旨報告するものとする。

(学位論文要旨等の公表)

第20条 本研究科が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヵ月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨を公表する。

(学位論文の公表)

第21条 学位論文の公表は、学位規程の定めるところとする。

(学位授与の取消等)

第22条 本研究科において学位を授与された者が、不正な方法により、学位を受けた事実が判明したときは、本研究科委員会の議を経て、学長に取消の報告をすることとする。

- ② 本研究科委員会において、前項の議決をするときは、委員総数の三分の二以上の出席を必要とし、出席委員の四分の三以上の賛成がなければならない。

(学位授与の報告)

第23条 本研究科が博士の学位を授与したときは、学位授与報告書を作成し、定められた期日までに学長に報告するものとする。

(補則)

第24条 この内規で定めるもののほか、必要な事項は、本研究科委員会の議を経て、研究科長が定める。

附 則

- ① この内規は、平成6年10月20日から施行する。
- ② 「名城大学学位規程工学研究科内規」(昭和52年4月1日施行)は廃止する。
- ③ 第3条第3項の規定は、博士(工学)の授与に関して、それぞれの専攻の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。

附 則

- ① この内規は、平成7年4月1日から施行する。
- ② 第3条第3項の規定は、博士(理学)の授与に関して、数学専攻の課程を経た者に対する学位が、授与された日の翌日から適用する。

附 則

- ① この内規は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

- ① この内規は、平成26年4月1日から施行する。ただし、平成25年3月31日に在学している者については、改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(3) 名城大学大学院理工学研究科委員会規程

(設置)

第1条 名城大学大学院学則の定めに基づき、名城大学大学院理工学研究科（以下「本研究科」という。）の重要事項を審議するため、大学院理工学研究科委員会（以下「本委員会」という。）を置く。

② 本委員会は、博士課程部会および修士課程部会からなる。

(組織)

第2条 本委員会の博士課程部会は、本研究科の研究指導科目を担当する専任の教授を以って組織し、修士課程部会は、授業科目を担当する専任の教授を以って組織する。

② 必要に応じ、本研究科の授業科目を担当する助教授等専任教員を参加させることができる。

(委員会の招集及び議長)

第3条 本委員会は、研究科長が招集し、その議長となる。

ただし、研究科長に事故あるときは、理工学研究科主任教授が、また、研究科長及び理工学研究科主任教授共に事故あるときは、あらかじめ研究科長が指名した教授がその職務を代行する。

(委員会の成立及び議決)

第4条 本委員会は、委員総数の三分の二以上の出席がなければ、これを開くことができない。

② 議決の方法は、出席者の過半数を以ってこれを決し、可否同数のときは議長の決するところによる。ただし、教員の選考に関しては名城大学大学院理工学研究科教員資格審査内規、また、学位授与の議決については、名城大学大学院学則及び名城大学学位規程による。

(審議事項)

第5条 本委員会は、次の事項を審議する。

- 一 研究及び教育に関する事項
- 二 学生の入学、休学、退学及び賞罰等身分に関する事項
- 三 授業科目等及び履修方法並びに試験に関する事項
- 四 学位に関する事項
- 五 教員組織に関する事項
- 六 学則の変更に関する事項
- 七 その他研究科に関する重要事項

(事務処理)

第6条 本委員会は、議事録を作成し、保存する。

(その他)

第7条 この規程の施行に関し必要な事項は、本委員会の議を経て研究科長が定める。

(規程改正)

第8条 この規程は、本委員会において出席者の三分の二以上の同意がなければ改正することができない。

附 則

この規程は、昭和54年5月31日から施行する。

附 則

- ① この規程は、平成2年4月1日から施行する。
- ② 「名城大学大学院理工学研究科委員会規程了解事項」（昭和54年5月31日施行）は廃止する。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

農学研究科

目 次

〈農学研究科事項〉

農学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	141
1. 学年暦	142
2. 農学研究科について	142
3. 履修要項	142
(1) 修士課程	142
① 授業科目および担当教員一覧	142
② 履修方法	144
③ 修了要件	144
④ 学位授与基準・論文審査方法および試験方法・論文審査基準	144
(2) 博士後期課程	145
① 科目および担当教員一覧	145
② 履修方法	145
③ 修了要件	145
④ 学位授与基準・論文審査申請要件・論文審査方法および試験方法・論文審査基準	146

農学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

農学研究科は、生命科学、食料・健康科学、環境科学における高度な専門知識と洞察力を有し、専門領域や関連学術領域における総合的な応用力、創造力及び実践力を備えた専門技術者及び研究者の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針

Diploma Policy

農学研究科修士課程は、本学の立学の精神および研究科の人材養成目的に基づき、以下の資質・能力を身に付け、修了に必要な30単位以上を修得し、修士論文の審査に合格した学生に対して、修士（農学）の学位を授与します。

- ①農学に関する高度な専門知識と研究手法を身に付けるとともに、高い倫理観および豊かな人間性を有している。
- ②社会の持続的発展に寄与できる柔軟な思考力と問題解決能力を身に付けている。
- ③研究成果を国内外に発信する能力を身に付けている。

02 教育課程編成方針

Curriculum Policy

農学研究科修士課程は、研究科の人材養成目的を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身に付けさせるため、以下の方針に基づいて教育課程を編成しています。

- ①最新の科学に対応した専門分野および関連分野の知識や技術を学ばせる。
- ②科学者としての素養として、研究倫理および生命倫理を学ばせる。
- ③未解明の問題へのアプローチ法や科学的解析法・論理的思考法・論文作成法を学ばせる。
- ④国際的なプレゼンテーション能力やコミュニケーション能力を涵養する。

03 入学者受入れ方針

Admission Policy

農学研究科修士課程は、研究科の人材養成目的を理解し、大学などにおける学修を通して、次の能力・態度を身に付けている人を受け入れます。

- ①修士課程での学修の基盤となる生命科学、食料・健康科学、環境科学、科学英語などに関する専門知識と応用力を身に付けている。
- ②生物資源・生物生産、生命現象・食品機能、あるいは生物環境・環境保全などを扱う総合科学である農学を学ぶことに強い関心や意欲を持っている。
- ③課題探求活動に積極的に取り組み、主体的、継続的、協調的に学修する力を身に付け、専門技術者や研究者として社会に貢献する意欲を持っている。

博士後期課程

01 学位授与方針

Diploma Policy

農学研究科博士後期課程は、本学の立学の精神および研究科の人材養成目的に基づき、以下の資質・能力を身に付け、修了に必要な16単位以上を修得し、博士論文の審査に合格した学生に対して、博士（農学）の学位を授与します。

- ①広く農学に関する高度な学識・解析能力に加え、高い教養・倫理観を身に付けている。
- ②独創的な課題を設定・解決し、世界の繁栄に貢献する実践力を身に付けている。
- ③研究成果を世界に発信できる能力を身に付けている。

02 教育課程編成方針

Curriculum Policy

農学研究科博士後期課程は、研究科の人材養成目的を達成し、学位授与方針に示す資質・能力を身に付けさせるため、以下の方針に基づいて教育課程を編成しています。

- ①専門分野および関連分野の高度な専門知識や活用法を修得させる。
- ②自立した研究者の素養として、産業社会的知識および研究倫理を修得させる。
- ③発展的な研究課題に対する探求・解決能力および論理的思考力を身に付けさせる。
- ④国内外へ研究成果を発信する能力をより高める。

03 入学者受入れ方針

Admission Policy

農学研究科博士後期課程は、研究科の人材養成目的を理解し、大学院修士課程などにおける学修を通して、次の能力・態度を身に付けている人を受け入れます。

- ①博士後期課程での学修の基盤となる生命科学、食料・健康科学、環境科学、科学英語などに関する専門知識と応用力を身に付けている。
- ②生物資源・生物生産、生命現象・食品機能、あるいは生物環境・環境保全などを扱う総合科学である農学を学ぶことに強い関心や意欲を持っている。
- ③課題探求活動に積極的に取り組み、主体的、継続的、協調的に学修する力を身に付け、専門技術者や研究者として社会に貢献する意欲を持っている。

1. 学年暦

前 期		後 期	
4月	入学式	9月	後期授業開始 9月卒業式（修了式）・学位記授与式
	オリエンテーション・ガイダンス	11月	大学祭
	学生定期健康診断	12月	年内授業終了 冬季休業期間（窓口閉鎖）
	履修登録	1月	授業再開 修士論文題目の提出締切
	他研究科履修申請		後期授業終了 修士論文締切
6月	科目等履修生出願（後期分）	1月	博士後期課程学内推薦入試出願 博士後期課程学内推薦入試
	研究生出願（後期分）		修士論文発表会
7月	前期授業終了	2月	研究生出願 科目等履修生出願（通年・前期分）
8月	一斉休業期間（窓口閉鎖）		修士論文発表会
9月	追加履修登録		修了式・学位記授与式

【注】都合により変更することがあります。変更がある場合は、掲示にて連絡します。
授業を行う祝日・振替休日もあります。詳細はオリエンテーション・ガイダンスで配布するカレンダーを確認してください。

2. 農学研究科について

農学研究科（農学専攻）は、学部で培った一般教養並びに専門知識のうえに、さらに幅広い視野に立って精深な学識を身につけ、高度な研究能力や技術能力を養いたい者のために、修士課程と博士後期課程を設置しています。

修士課程は、生命科学、食料・健康科学、環境科学における高度な専門知識と洞察力を有し、専門領域や関連学術領域における総合的な応用力、創造力及び実践力を備えた専門技術者及び研究者の養成を目的とします。具体的には、学生は、専修分野を1つ選定します。専修分野としては、栽培植物生産学、遺伝学、生物保護学、生物資源経済学、生命科学、食品科学、分子化学、生物制御科学、環境生物学、物質動態学、環境修復・応答学、ランドスケープ・デザイン学、フィールドサイエンスがあります。そして、2年間（標準修業年限）在学して、高度な研究あるいは技術に関する指導を受け、修了に必要な単位を講義、実験、実習、演習で修得します。また、専修分野の枠組みを超えて共通に求められる知識や能力を養うために設けられた、科学倫理、学術英語Ⅰ、学術英語Ⅱなどの共通科目の単位も修得します。さらに、学位（修士）論文を提出して、その審査並びに試験に合格した者には、修士（農学）の学位が授与されます。

博士後期課程は、修士課程等で培った高度な研究能力あるいは技術力を活かし、さらに自立して研究を展開できる能力を有する研究者の養成を目的とします。具体的には、学生は、修士課程と同様に専修分野を1つ選定します。そして3年間（標準修業年限）在学して、指導教員より自立して研究を進展できる研究者として必要な指導を受け、修了に必要なリサーチワーク科目（特殊研究）の単位を修得します。これに加えて、研究者としての基本能力の向上をめざして設定した、生物資源学特殊講義、応用生物化学特殊講義、生物環境科学特殊講義、生物資源学リテラシー、応用生物化学リテラシー、生物環境科学リテラシー、先端学術英語、特殊プレゼンテーション、研究倫理、知的財産マネジメントのコースワーク科目から修了に必要な単位も修得します。さらに、学位（博士）論文を提出して、その審査並びに試験に合格した者には、博士（農学）の学位が授与されます。

3. 履修要項

(1) 修士課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授 業 科 目	単 位 数		教 職	担 当 者
		講 義	演習、実験 及び実習		
栽培植物生産学	作物生産学特論	2		農	平野達也
	作物生理学特論	2		農	平野達也
	園芸生産学特論	2		農	津呂正人、鈴木康生
	園芸生理学特論	2		農	鈴木茂敏
	栽培植物生産学特別演習		8		鈴木茂敏、平野達也、津呂正人、鈴木康生
	栽培植物生産学特別実験		4		鈴木茂敏、平野達也、津呂正人、鈴木康生、黒川裕介
遺伝学	分子育種学特論	2		理	寺田理枝
	植物分子遺伝学特論	2		理	森上 敦、塚越啓央
	遺伝学特別演習		8		寺田理枝、森上 敦、塚越啓央
	遺伝学特別実験		4		寺田理枝、森上 敦、塚越啓央
生物保護学	昆虫学特論	2		理	山岸健三、上船雅義
	植物病理学特論	2		理	荒川征夫
	生物保護学特別演習		8		山岸健三、荒川征夫、上船雅義
	生物保護学特別実験		4		山岸健三、荒川征夫、上船雅義

専修分野	授業科目	単位数		教職	担当者
		講義	演習、実験及び実習		
経済学	生物生産経営学特論	4		農	磯前秀二
	生物資源経済学特論	4		農	平尻慎太郎
	生物資源経済学特別演習		8		磯前秀二、平尻慎太郎
	生物資源経済学特別実習		4		磯前秀二、平尻慎太郎
生命科学	分子微生物学特論	2		理	加藤雅士、志水元亨
	生化学特論	2		理	氏田 稔
	分子細胞生物学特論	2		理	奥村裕紀
	生命科学特別演習		8		加藤雅士、氏田 稔、志水元亨、奥村裕紀
	生命科学特別実験		4		加藤雅士、氏田 稔、志水元亨、奥村裕紀
食品科学	食品栄養科学特論Ⅰ	2		農	湊健一郎
	食品栄養科学特論Ⅱ	2		農	湊健一郎
	食品製造科学特論	2		農	林 利哉
	食品機能学特論	2		農	林 利哉
	食品科学特別演習		8		林 利哉、湊健一郎
	食品科学特別実験		4		林 利哉、湊健一郎、長澤麻央、近澤未歩
分子化学	物理化学特論	2		理	前林正弘、天野健一
	有機化学特論	2		理	松儀真人
	分析化学特論	2		理	前林正弘
	分子化学特別演習		8		松儀真人、前林正弘、天野健一
	分子化学特別実験		4		松儀真人、前林正弘、天野健一
生物制御科学	生物制御科学特論Ⅰ	2		農	山口秀明
	生物制御科学特論Ⅱ	2		農	濱本博三
	生物制御科学特別演習		8		山口秀明、濱本博三
	生物制御科学特別実験		4		山口秀明、濱本博三
環境生物学	植物保全生態学特論	2		理	汪 光照、長田典之
	動物保全生態学特論	2		理	日野輝明
	環境生理学特論	2		理	新妻靖章
	環境生物学特別演習		8		汪 光照、日野輝明、新妻靖章、長田典之
	環境生物学特別実験		4		汪 光照、日野輝明、新妻靖章、長田典之
物質動態学	養分動態学特論	2		農	磯井俊行
	土壌学特論	2		農	村野宏達
	環境汚染科学特論	2		農	大浦 健
	物質動態学特別演習		8		磯井俊行、大浦 健、村野宏達
	物質動態学特別実験		4		磯井俊行、大浦 健、村野宏達
・環境修復 ・応答学	地球環境修復学特論	2		理	田村廣人、細田晃文
	植物環境応答学特論	2		理	近藤 歩
	環境修復・応答学特別演習		8		田村廣人、近藤 歩、細田晃文
	環境修復・応答学特別実験		4		田村廣人、近藤 歩、細田晃文、藤 茂雄
・ランドスケープ ・デザイン学	ランドスケープ・デザイン学特論	2		農	橋本啓史
	緑地学特論	2		農	橋本啓史
	ランドスケープ・デザイン学特別演習		8		橋本啓史
	ランドスケープ・デザイン学特別実験		4		橋本啓史
フィールドサイエンス	フィールド生産学特論	2		農	森田隆史、中尾義則、林 義明、森田裕将
	フィールドサイエンス特論	2		農	森田隆史、中尾義則、林 義明、森田裕将
	フィールドサイエンス特別演習		8		森田隆史、中尾義則、林 義明、森田裕将
	フィールドサイエンス特別実験		4		森田隆史、中尾義則、林 義明、森田裕将
共通科目	農学特別演習Ⅰ		1		主任教授
	農学特別演習Ⅱ		1		主任教授
	科学倫理	1			(森 富雄)
	学術英語Ⅰ	1			REBUCK MARK
	学術英語Ⅱ	1			REBUCK MARK
	大学院特別講義Ⅰ	1			
	大学院特別講義Ⅱ	1			
	大学院特別講義Ⅲ	1			
	大学院特別講義Ⅳ	1			
	特別プレゼンテーション	1			
	特別研修Ⅰ	1			
特別研修Ⅱ	2				
特別研修Ⅲ	4				
アドバンスト・インターンシップ	1				

②履修方法

1. 2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければならない。
2. 選定した専修分野の授業科目から特論4単位、特別演習8単位、特別実験または特別実習4単位を修得し、さらに科学倫理1単位、農学特別演習Ⅰ1単位、農学特別演習Ⅱ1単位を修得しなければならない。
3. これら以外の授業科目の中から11単位以上を修得しなければならない。(他研究科の授業科目については、6単位までを修了単位として認める)
4. 選定した専修分野を担当する教員1名を当該学生の主指導教員、その他2名以上を副指導教員とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受け、修士の学位論文を提出するものとする。

③修了要件

本課程に2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格しなければならない。

選定した専修分野の授業科目から特論4単位、特別演習8単位、特別実験または特別実習4単位を修得し、さらに科学倫理1単位、農学特別演習Ⅰ1単位、農学特別演習Ⅱ1単位を修得しなければならない。

これら以外の授業科目(他研究科の授業科目を含む。)の中から11単位以上を修得しなければならない。

④学位授与基準・論文審査方法および試験方法・論文審査基準

学位授与基準

本課程に2年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う修士論文の審査および試験に合格した者に修士(農学)の学位を授与する。

論文審査方法および試験方法

学位論文の審査および試験は、学位論文の公開発表後、主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会において論文審査基準に基づき学位論文としての内容の適切性の審査および口頭試問によって行う。

論文審査基準

- 1) 学術的・社会的な貢献
学術的な独創性や重要性があり、社会的要請にも応える可能性をもつものであること
- 2) 論文テーマの明確性
テーマの設定について、研究の学問的意義及び必要性が明確に述べられていること
- 3) 先行研究との関連性
先行研究を理解した上で、当該分野の研究動向の中に研究成果を位置づけていること
また、新規の内容を含み、当該研究分野において意義のあること
- 4) 研究方法の妥当性
研究課題、研究対象にふさわしい学術上の研究方法が用いられていること
- 5) 論旨の一貫性
研究目的、方法、結果、考察、結論の過程において、論旨が一貫していること
- 6) 構成・表現・表記法の適切性
学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること
- 7) 研究者倫理の遵守
大学の定める研究倫理および生命倫理の規程(人を対象とする研究に関する倫理指針、動物実験取扱要項、組換えDNA実験規程)に沿っていること
データのねつ造や改ざん、文書の盗用などが行われていないこと
引用・参考文献が適切に引用されていること

(2) 博士後期課程

① 科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数	担当者
栽培植物生産学	栽培植物生産学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	鈴木茂敏、平野達也、津呂正人
遺伝学	遺伝学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	寺田理枝、森上 敦
生物保護学	生物保護学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	山岸健三
生物資源経済学	生物資源経済学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	磯前秀二
生命科学	生命科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	加藤雅士、氏田 稔
食品科学	食品科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	林 利哉、湊健一郎
分子化学	分子化学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	松儀真人、前林正弘
生物制御科学	生物制御科学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	山口秀明
環境生物学	環境生物学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	汪 光熙、日野輝明、新妻靖章
物質動態学	物質動態学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	磯井俊行、大浦 健
環境修復・応答学	環境修復・応答学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	田村廣人
ランドスケープ・デザイン学	ランドスケープ・デザイン学特殊研究Ⅰ～Ⅵ	各2	
共通科目	生物資源学特殊講義	1	平野達也、鈴木茂敏、津呂正人、寺田理枝、森上 敦、山岸健三、磯前秀二
	応用生物化学特殊講義	1	加藤雅士、氏田 稔、湊健一郎、林 利哉、前林正弘、松儀真人、山口秀明
	生物環境科学特殊講義	1	汪 光熙、日野輝明、新妻靖章、大浦 健、磯井俊行、田村廣人
	生物資源学リテラシー	1	平野達也、鈴木茂敏、津呂正人、寺田理枝、森上 敦、山岸健三、磯前秀二
	応用生物化学リテラシー	1	加藤雅士、氏田 稔、湊健一郎、林 利哉、前林正弘、松儀真人、山口秀明
	生物環境科学リテラシー	1	汪 光熙、日野輝明、新妻靖章、大浦 健、磯井俊行、田村廣人
	先端学術英語	1	REBUCK MARK
	特殊プレゼンテーション	1	
	研究倫理	1	(森 富雄)
知的財産マネジメント	1	(中村敦子)	

②履修方法

- 3年以上在学し、次に定める方法により、16単位以上を修得しなければならない。
- 選定した専修分野に対応する特殊研究Ⅰ～Ⅵの計12単位を修得しなければならない。
- 生物資源学特殊講義1単位と生物資源学リテラシー1単位、応用生物化学特殊講義1単位と応用生物化学リテラシー1単位、もしくは、生物環境科学特殊講義1単位と生物環境科学リテラシー1単位の3つの組み合わせの中から1組、2単位以上を修得しなければならない。
- 先端学術英語1単位、特殊プレゼンテーション1単位の中から1単位以上を修得しなければならない。
- 研究倫理1単位、知的財産マネジメント1単位の中から1単位以上を修得しなければならない。
- 選定した特殊研究を担当する教員1名を当該学生の主指導教員、その他2名以上を副指導教員とし、学生は授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究全般について指導を受け、博士の学位論文を提出するものとする。

③修了要件

本課程に3年以上在学し、次に定める方法により、16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格しなければならない。

選定した専修分野に対応する特殊研究Ⅰ～Ⅵの計12単位を修得しなければならない。

生物資源学特殊講義1単位と生物資源学リテラシー1単位、応用生物化学特殊講義1単位と応用生物化学リテラシー1単位、もしくは、生物環境科学特殊講義1単位と生物環境科学リテラシー1単位の3つの組み合わせの中から1組、2単位以上を修得しなければならない。

先端学術英語1単位、特殊プレゼンテーション1単位の中から1単位以上を修得しなければならない。

研究倫理1単位、知的財産マネジメント1単位の中から1単位以上を修得しなければならない。

博士の学位論文は、選定した専修分野に沿った内容で作成し、提出するものとする。

④学位授与基準・論文審査申請要件・論文審査方法および試験方法・論文審査基準

学位授与基準

[課程博士]

本課程に3年以上在学し、修了に必要な16単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けただうえで、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格した者に博士（農学）の学位を授与する。

[論文博士]

論文の提出によって申請した者については、課程博士と同様の論文審査および試験に合格し、さらに、専攻分野に関して高度な研究能力と豊かな学識を有することが確認できた場合に、博士（農学）の学位を授与する。

論文審査申請要件

[課程博士]

学位論文をまとめるためには、それに関連した内容の報文を学会誌等に2編以上発表していて、そのうち1編は査読付で筆頭著者であることが必要である。

[論文博士]

学位論文をまとめるためには、それに関連した内容の報文を5編以上発表していて、そのうち3編は査読付で筆頭著者であることが必要である。

論文審査方法および試験方法

[課程博士]

学位論文は、主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会で予備審査を行い、本審査を受けるに値する論文であるかの審査を行う。本審査では学位論文の公開発表後、審査委員会で論文審査基準に基づきその適切性の審査および口頭試問を行う。

[論文博士]

学位論文の受理は、主査1名と副査2名以上で構成する審査委員会で予備審査を行い、研究科委員会の議を経て学長が決定する。本審査では学位論文の公開発表後、審査委員会で論文審査基準に基づきその適切性の審査、試験（口頭又は筆答）および口頭試問を行う。試験および試問は、本課程を修了して、博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために、専攻分野および外国語について、口頭又は筆答により行う。外国語については、原則として2力国語を課する。

論文審査基準

1) 学術的・社会的な貢献

独創性や有用性があり、社会的要請に応え、学術の発展に貢献するものであること

2) 論文課題設定の明確性

明確な問題意識に基づき、研究の意義及び必要性が的確に述べられていること

3) 先行研究との関連性

先行研究を理解した上で、当該分野の研究動向の中に研究成果を位置づけていること
また、新規の内容を多く含み、当該研究分野において大きな意義のあること

4) 研究方法の妥当性

研究課題、研究対象にふさわしい適切な研究方法が用いられていること

5) 論旨の一貫性

研究目的、方法、結果、考察の過程において、論旨が一貫しており、論理的に明確な結論が導かれていること

6) 構成・表現・表記法の適切性

学術論文として体系的に構成されており、適切な表現・表記法によって記述されていること
公開する論文としてふさわしい体裁が整っていること

7) 研究者倫理の遵守

大学の定める研究倫理および生命倫理の規程（人を対象とする研究に関する倫理指針、動物実験取扱要項、組換えDNA実験規程）に沿っていること

データのねつ造や改ざん、文書の盗用などが行われていないこと

引用・参考文献が適切に引用されていること

薬学研究科

目 次

〈薬学研究科事項〉

薬学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	149
1. 学年暦	150
2. 薬学研究科について	150
3. 履修要項	151
(1) 授業科目および担当教員一覧	151
(2) 履修方法	151
(3) 修了要件	152
(4) 学位授与基準・論文審査基準	152
(5) 特殊研究の指導方法	152
(6) 特殊研究指導スケジュール	154

薬学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。

01 学位授与方針 Diploma Policy

薬学研究科博士課程において、4年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得した上で、所定の博士論文の審査に合格し、

- ①薬剤師として、高度な専門性と技術・指導力を備え、新しい職能開拓・発展に指導的に貢献できる
- ②医療に携わる研究者・薬剤師として、独創的で創造的な臨床研究により医療の発展に貢献できる
- ③薬学研究者として、人類の健康維持・増進のために薬学領域における学術の高度化に貢献できる

能力を身につけた学生に対して、博士(薬学)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

薬学研究科博士課程の教育課程は、

- ①常に進取の精神をもって新しい研究分野ならびに薬剤師の職能を開拓できる能力の養成
- ②医療現場での体験に基づき、強い責任感と高い倫理性をもって臨床研究を推進できる能力の養成
- ③科学的観点に立って物事の本質を洞察し、問題を発見・解決できる能力の養成
- ④先端的な専門知識と高度な技能を備え、独創的研究を企画・遂行できる能力の養成
- ⑤研究成果を客観的に評価し、人類の健康維持・増進のための情報として発信できる能力の養成

を重点に編成している。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

薬学研究科博士課程で学ぶためには、

- ①国民の健康維持・増進に関わる薬学を広い視野から考究できる
- ②未解決の課題に対して独創性、創造性を持って、論理的に行動できる
- ③科学的観点に立った問題発見能力、解決能力を磨くことができる
- ④医療人としての倫理観、人間性を持ち、特定分野において専門性を磨くことができる
- ⑤薬剤師として幅広い知識と臨床技能を有し、新しい職能の開拓・発展に貢献できる

以上、5つの能力を有していることが望まれる。

1. 学年暦

前 期		後 期	
4月上旬	入学式 新入生オリエンテーション	9月14日	後期授業開始日
	前期授業開始	10月下旬	大学祭期間
7月下旬	前期授業終了	11月上旬	
7月下旬	夏季休暇期間	12月下旬	年内授業終了
9月13日		12月下旬	冬季休暇期間
		1月上旬	
		1月上旬	後期授業再開
		1月下旬	後期授業終了
		2月上旬	博士論文発表会（修了年次生）
		2月下旬	研究成果発表会（1～3年次生）
		3月上旬	
		3月下旬	修了式

※ 学年暦の詳細は年度毎に異なります。掲示により連絡しますので、大学院の掲示板に十分注意してください。
また、名城大学カレンダーも併せて確認するようにしてください。

2. 薬学研究科について

薬学研究科薬学専攻博士課程は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とし、高度な専門性や優れた研究能力を有する薬剤師・研究者を養成するために、日々進歩を続ける医療・生命科学に関わる情報解析力、柔軟な発想と時代の先端を切り開く行動力を養い、医薬品をはじめ食品・化学物質全般の「適正使用」、さらに医薬品の適応拡大を含めた「育薬」について探究・推進し、臨床的な課題に重点をおいて教育研究を推進します。

4年間の教育研究を通して、最新の医療・生命科学に関わる情報を理解・修得できる能力、薬剤師の職能の現状にとらわれず柔軟な発想と時代の先を見通す洞察力や、自らが時代を切り拓くことのできる行動力を身につけた医療人を養成します。

3. 履修要項

(1) 授業科目および担当教員一覧

専修分野	授業科目	単位数		配当年次	開講期	担当教員
		講義	実験実習			
環境衛生科学	環境衛生科学特論	4		1~4	前期	井藤千裕、打矢恵一、神野透人、今西 進、岡本誉士典、小森由美子、高谷芳明
	環境衛生科学特殊研究 I		5	1	通年	井藤千裕、打矢恵一、神野透人、今西 進、岡本誉士典、小森由美子、高谷芳明
	環境衛生科学特殊研究 II		5	2	通年	
	環境衛生科学特殊研究 III		5	3	通年	
	環境衛生科学特殊研究 IV		5	4	通年	
医療情報科学	医療情報科学特論	4		1~4	前期	大津史子、亀井浩行、永松 正、田辺公一、半谷眞七子
	医療情報科学特殊研究 I		5	1	通年	大津史子、亀井浩行、永松 正、半谷眞七子
	医療情報科学特殊研究 II		5	2	通年	
	医療情報科学特殊研究 III		5	3	通年	
	医療情報科学特殊研究 IV		5	4	通年	
病態解析科学	病態解析科学特論	4		1~4	前期	小田彰史、金田典雄、早川伸樹、山田修平、湯川和典、栗本英治、豊田行康、根岸隆之、水本秀二、村田富保
	病態解析科学特殊研究 I		5	1	通年	小田彰史、金田典雄、早川伸樹、山田修平、湯川和典、栗本英治、豊田行康、根岸隆之、水本秀二、村田富保
	病態解析科学特殊研究 II		5	2	通年	
	病態解析科学特殊研究 III		5	3	通年	
	病態解析科学特殊研究 IV		5	4	通年	
薬物治療科学	薬物治療科学特論	4		1~4	前期	築山郁人、能勢充彦、野田幸裕、平松正行、柳澤 聖、脇田康志、衣斐大祐、小島良二、間宮隆吉
	薬物治療科学特殊研究 I		5	1	通年	築山郁人、能勢充彦、野田幸裕、平松正行、柳澤 聖、脇田康志、衣斐大祐、小島良二、間宮隆吉
	薬物治療科学特殊研究 II		5	2	通年	
	薬物治療科学特殊研究 III		5	3	通年	
	薬物治療科学特殊研究 IV		5	4	通年	
薬物動態科学	薬物動態科学特論	4		1~4	前期	岡本浩一、北垣伸治、灘井雅行、丹羽敏幸、原 脩、奥田知将、加藤美紀、坂井健男
	薬物動態科学特殊研究 I		5	1	通年	岡本浩一、北垣伸治、灘井雅行、丹羽敏幸、原 脩、奥田知将、加藤美紀、坂井健男
	薬物動態科学特殊研究 II		5	2	通年	
	薬物動態科学特殊研究 III		5	3	通年	
	薬物動態科学特殊研究 IV		5	4	通年	
関連科目	医療英語特論	2		123	集中	マーク・リバック
	臨床薬学研修	2		123	集中	長谷川洋一
	海外臨床研修	2		123	集中	飯田耕太郎、黒野俊介、田口忠緒、伊東亜紀雄
	臨床腫瘍学特論	2		123	後期	築山郁人、柳澤 聖
	がん薬物療法学特論	2		123	後期	築山郁人、柳澤 聖
	緩和医療学特論	2		123	後期	
	○基礎薬学特論	2		1	前期	井藤千裕、打矢恵一、大津史子、岡本浩一、小田彰史、亀井浩行、神野透人、築山郁人、永松 正、灘井雅行、野田幸裕、原 脩、平松正行、柳澤 聖、山田修平、湯川和典、脇田康志

○：非薬学系学部・大学院出身者の必修科目を表す。

兼任（ ）

(2) 履修方法

- 4年以上在学し、次に定める方法により授業科目を履修し、30単位以上を修得しなければなりません。
また、非薬学系の学部・大学院出身者（以下、非薬学系出身者という。）は基礎薬学特論を含め32単位以上を修得しなければなりません。
- いずれかの専修分野の特論1科目を専修科目とし、必ず履修しなければなりません。
- 専修科目の他に、特論（関連科目を含む）2科目以上を選択履修し、専修科目と合わせて3科目、10単位以上および専修分野の特論研究I～IVを必ず履修しなければなりません。
また、非薬学系出身者は専修科目と合わせて特論4科目（基礎薬学特論を含む）12単位以上および専修分野の特論研究I～IVを必ず履修しなければなりません。
- 専修科目の特論研究I～IVの担当者を指導教員として、学生は、授業科目の選定および博士の学位論文の作成その他研究一般について、指導を受けるものとします。
- 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとします。

(3) 修了要件

①薬学系学部・大学院出身者の場合

本研究科に4年以上在学し、30単位以上（特論科目：10単位以上、特殊研究Ⅰ～Ⅳ：20単位）を修得し、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格しなければなりません（薬学系学部・大学院出身者についても基礎薬学特論の受講は可能ですが、その場合、修了要件単位数には含めません）。

②非薬学系学部・大学院出身者の場合

本研究科に4年以上在学し、基礎薬学特論を含む32単位以上（特論科目：12単位以上、特殊研究Ⅰ～Ⅳ：20単位）を修得し、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格しなければなりません。

(4) 学位授与基準・論文審査基準

学位授与基準：

本研究科に4年以上在学し、30単位以上（非薬学系出身者は32単位以上）を修得し、かつ必要な研究指導を受けたうえで、本研究科が行う博士論文の審査および試験に合格した者に博士（薬学）の学位を授与します。

論文審査基準：

提出された博士論文は、審査委員会のある学術誌に掲載されたか、若しくは掲載を受理された報文1報以上をもって作成されたものとし、その博士論文の審査は、以下の観点（基準）に基づいて行います。

1. 研究テーマの適切性

研究目的が明確で、学術的および社会的な意義を有していること。

2. 先行研究との関連性

先行研究の動向を調査したうえで、研究テーマの位置づけを明示していること。

3. 研究計画と研究方法の妥当性

研究テーマの適切性を十分に理解し、研究計画ならびに研究方法を立案していること。

4. 研究結果の論理的解釈と論旨の一貫性

一貫性のある合理的論述が展開され、研究テーマに対応した結論が提示されていること。

5. 学術的・社会的な貢献

当該研究領域の発展への貢献が期待されること。

6. 倫理的配慮

研究計画の立案および遂行、研究成果の発表ならびにデータの保管に関して、人権の保護及び法令等の遵守への対応が適正になされていること。

7. 論文としての完成度

論文全体が論理的で明解な文章で記述されており、表紙・概要・目次・章立て・図表・引用・参考文献等、論文としての体裁が整っていること。また参考文献の引用が適切になされていること。

博士論文の審査方法：

学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書に博士論文およびその他必要書類を添えて、研究科長を経て、学長に提出します。薬学研究科委員会は、論文内容に関連する研究指導教員のうちから、3名以上の審査委員（内1名は主査）を選出し、審査委員会を設けます。研究科委員内で博士論文を閲覧し、上記の観点より審査を行います。また、公開の博士論文発表会において、博士論文の内容、プレゼンテーション能力等の審査を行うとともに、審査委員会において、博士論文に関連する科目についても口頭または筆答による試験・試問を行います。公開の博士論文発表会は口頭発表を1時間とし、そのうち約30分を研究内容の説明に、約30分を質疑応答にあてるものとします。

(5) 特殊研究の指導方法

特殊研究の指導は学生が4年間にわたり、特殊研究Ⅰ（1年次）、Ⅱ（2年次）、Ⅲ（3年次）、Ⅳ（4年次）の順序で各5単位、計20単位を修得することになっています。指導は下記のように段階を追って行い、その経過を節目ごとに検証する機会として、研究成果発表会を開催します。この発表会は研究科委員会の下で行われ、研究科全体による研究指導体制を採用します。

1) 指導教員の決定（1年次4月）

入学後、専修分野と指導教員および副指導教員を決定します。

2) 研究計画書作成を中心とした履修指導（1年次4～5月）

学生は指導教員と打ち合わせて研究計画書を作成し、提出します。

3) 研究課題の決定・実験指導の開始（1年次5月）

学生は指導教員と打ち合わせて研究課題を決定します。指導教員および副指導教員は博士論文完成までの組織的指導体制による指導を開始します。

4) セミナー形式の演習・討論（1年次5月～適宜）

学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。

- 5) 研究成果発表会（1年次2月～3月）
公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員および副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加（学生は公聴のみ）し、さまざまな角度から討論を行うことで、次年度の研究課題策定に寄与します。
- 6) 1年次の成果と反省を踏まえた研究課題の策定・2年次の実験指導の開始（2年次4月～）
研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて2年次の研究課題を決定します。指導教員および副指導教員は組織的指導体制による指導を開始します。
- 7) セミナー形式の演習・討論（2年次5月～適宜）
学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。
- 8) 研究成果発表会（2年次2月～3月）
公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員および副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加（学生は公聴のみ）し、さまざまな角度から討論を行うことで、次年度の研究課題策定に寄与します。
- 9) 2年次の成果と反省を踏まえた研究課題の策定・3年次の実験指導の開始（3年次4月～）
研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて3年次の研究課題を決定します。指導教員および副指導教員は組織的指導体制による指導を開始します。
- 10) セミナー形式の演習・討論（3年次5月～適宜）
学生は研究の進捗状況を適宜、セミナーで発表し、教員の指導や学生同士の討論を通じて研究を進めます。
- 11) 研究成果発表会（3年次2月～3月）
公開発表会の形で学生に研究の進捗状況の中間発表を求めます。指導教員および副指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には専修分野の教員と学生が参加（学生は公聴のみ）し、さまざまな角度から討論を行うことで、次年度の研究課題策定に寄与します。
- 12) 3年次の成果と反省を踏まえた最終的な研究課題の確認・最終段階における実験指導の開始（4年次5月～）
研究成果発表会における討論の結果も踏まえて学生は指導教員と打ち合わせて最終的な研究課題を決定します。指導教員および副指導教員は博士論文作成に向け組織的指導体制による指導を開始します。
- 13) 博士論文の作成指導（4年次5月～12月）
指導教員および副指導教員は組織的指導体制により博士論文の構成や体裁についてきめ細かく指導を行い、博士論文の完成に導きます。学生は完成した博士論文を決められた期日までに提出します。
- 14) 審査委員会の編成（4年次12月）
学生の博士論文完成の見通しが立ったことを確認して、研究科委員会は、主査1名、副査2名以上からなる審査委員会を編成します。主査には指導教員が当たり、副査には審査に最も適した教員を選任します。
- 15) 博士論文修正指導・博士論文発表指導（4年次12月～2月）
研究科委員会の教員は提出された博士論文を査読し、適宜修正等の指導を行います。学生は指摘事項に基づき、指導教員および副指導教員と打ち合わせて博士論文の修正を行います。指導教員および副指導教員は博士論文発表の内容について指導します。
- 16) 博士論文発表会（4年次2月）
公開発表会の形で学生に博士論文研究の成果を発表するよう求めます。指導教員はここでの発表に向け学生を指導します。発表会には研究科のすべての教員が出席し、さまざまな角度から討論を行い、研究科委員会にて修了認定を客観的かつ厳格に行うための判断材料を収集します。また、学生も全員が参加し、公聴することで博士論文に求められる水準についての理解を深めます。
- 17) 最終試験（4年次2月）
審査委員会は、提出された博士論文を審査します。また最終試験として、博士論文の内容や専門知識、研究能力に関する口頭試問を行い、発表会での質疑応答の内容も参考にして、博士論文審査報告書をまとめ、研究科委員会に提出します。
- 18) 合否判定（4年次2月）
研究科委員会は、審査委員会から提出された博士論文審査報告書および単位の取得状況をもとに博士課程修了の合否を判定します。
- 19) 修了認定・学位授与（4年次3月）
研究科委員会の合否判定が本学大学院に関する最高意思決定機関である「大学協議会」にて審議され、学生の修了が認定されると、学長は学生に博士の学位を授与します。

(6) 特殊研究指導スケジュール

年次	月	学 生	指 導 教 員	研究科委員会
1 年 次	4	入学 指導教員決定		→ 指導教員の決定
	5	研究計画書作成	→ 研究計画書作成及び履修指導	
		研究課題の決定 研究課題に関する基礎理論の習得、研究課題に関する論文情報収集技術の習得	← 研究指導の開始 ← 基礎理論の教授、論文情報収集技術の教授	
	2	セミナー形式の演習・討論 研究課題に関する実験手法の習得	← 実験手法の指導	
2	研究成果発表会		→ 研究成果発表会開催 ← 成績評価	
2 年 次	4	研究実験・実習	← 研究内容の指導	
	2	セミナー形式の演習・討論 研究課題に関する論文情報の科学的かつ論理的評価能力の習得	← 論文情報の科学的かつ論理的評価方法の教授	
		3	発表会準備 研究成果発表会	← 発表指導
	3			→ 研究成果発表会開催 ← 成績評価
3 年 次	4	研究実験・実習	← 研究指導	
	2	セミナー形式の演習・討論 研究課題に関する論文情報を自らの研究にフィードバックできる能力の習得	← 研究テーマに関する論文情報の活用方法の教授	
		3	発表会準備 研究成果発表会	← 発表指導
	3			→ 研究成果発表会開催 ← 成績評価
4 年 次	4	研究実験・実習	← 研究指導	
	5	セミナー形式の演習・討論		
	9	博士論文作成開始	← 博士論文作成指導	
	12	博士論文提出		→ 審査委員会の編成
	2	博士論文発表会準備	← 博士論文修正指導	
		博士論文発表会	← 発表指導	
	2	最終試験	← 博士論文指導報告書作成	→ 公開論文発表会開催
	3	博士論文最終提出		→ 最終試験実施（口頭）
				→ 博士論文審査報告書
	3			→ 審査委員会（合否判定）
3	修了式（大学院修了：学位授与）		→ 修了認定（学位授与）	

法学研究科
経営学研究科
経済学研究科
理工学研究科
農学研究科
薬学研究科
都市情報学研究科
人間学研究科
総合学術研究科

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

都市情報学研究科

目 次

〈都市情報学研究科事項〉

都市情報学研究科の人材養成目的 其他教育研究上の目的	157
1. 学年暦	158
2. 大学院都市情報学研究科について	158
3. 履修要項	159
(1) 修士課程	159
① 授業科目および担当教員一覧	159
② 履修方法	159
③ 他研究科履修制度の取り扱いについて	159
④ 修了要件	159
⑤ 学位授与基準・論文審査基準	160
(2) 博士後期課程	160
① 授業科目および担当教員一覧	160
② 履修方法	161
③ 修了要件	161
④ 学位授与基準・論文審査基準	161

都市情報学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

都市情報学研究科は、サービスサイエンスの観点から、新しい時代の理想的な都市社会を創造する専門職人材及びまちづくりをあらゆる面でリードする学問領域を修得した研究者の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

都市情報学研究科修士課程において、2年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、

1. アナライジング(情報を収集・整理・分析すること)
2. プランニング(計画を立案・設計すること)
3. プレゼンテーション(成果を発表すること)

に関する高度な能力を身に付け、新しい時代の理想的な都市社会を創造するためのアイデアを提案することができる学生に対して、修士(都市情報学)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

都市情報学研究科修士課程の教育課程は、

1. 総合政策、都市政策、情報数理、総合環境、都市基盤、情報基盤、サービスサイエンスの専修分野講義科目を学び、修士としての専門知識を修得する課程
2. 特別研究を通じて、修士の学位に相応しい総合能力(アナライジング、プランニング、プレゼンテーションの能力)を修得する課程
3. 修士の学位に相応しい修士論文の作成

で編成されている。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

都市情報学研究科修士課程では、

1. 学部卒業程度の学力を有すること、
2. 都市情報学及び関連分野において主体的に研究課題を見出せるような専門知識を身に付けていること、
3. 研究課題を解決するための高度な分析能力を身に付けていること

が望まれる。

博士後期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

都市情報学研究科博士後期課程において、3年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて、修了に必要な16単位以上を修得した上で、所定の博士論文の審査に合格し、

1. 先駆的なアナライジング(情報を収集・整理・分析すること)
2. 独創的なプランニング(計画を立案・設計すること)
3. 魅力的なプレゼンテーション(成果を発表すること)

に関する高度な能力を身に付け、新しい時代の理想的な都市社会を創造するための学術的に優れたアイデアを提案することができる学生に対して、博士(都市情報学)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

都市情報学研究科博士後期課程の教育課程は、

1. 総合政策、都市政策、情報数理、総合環境、都市基盤、情報基盤の専修分野講義科目を学び、博士としての専門知識を修得する課程
2. 特殊研究を通じて、博士の学位に相応しい総合能力(アナライジング、プランニング、プレゼンテーションの能力)を修得する課程
3. 学術的に優れた研究論文の作成および学会発表(誌上発表、口頭発表)
4. 博士の学位に相応しい博士論文の作成

で編成されている。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

都市情報学研究科博士後期課程では、

1. 修士課程修了程度の学力を有すること、
2. 都市情報学及び関連分野において独創的な研究課題を見出せるような高度な専門知識を身に付けていること、
3. 研究課題を解決し、新しい理論を構築するための高度な分析能力と論理的な思考能力を身に付けていること

が望まれる。

1. 学年暦

前 期		後 期	
4月	上旬	9月	中旬
			下旬
		10月	上旬
		11月	上旬
			下旬
	上旬～中旬		
	中旬～下旬	12月	下旬
6月	中旬	下旬～1月上旬	
	中旬～下旬	1月	上旬
7月	上旬		中旬～下旬
	下旬		下旬
		2月	上旬
	下旬～8月上旬		中旬
8月上旬～中旬			下旬～3月上旬
9月	上旬	3月	上旬
	中旬		下旬

※学年暦は、年度によって日程が異なります。詳細な日程は改めて掲示案内いたしますので必ず確認してください。

2. 大学院都市情報学研究科について

現在、日本の就労人口の約7割がサービス業に従事しています。多くのサービスは経営者の勤や経験に頼って提供されていますが、サービスは政策や商品等の付加価値を高めるものとして欠かすことができません。このサービスを様々な視点から科学的に分析することで、サービスの生産性を高め、新たな価値を創造する学問体系が「サービスサイエンス」です。

これからの日本社会において理想的な都市社会を実現するためには、都市を計画する政府の行動（官のサービス）だけでなく、都市を構成する家計や企業の行動（民のサービス）も科学する「サービスサイエンス」が重要となっています。

都市情報学研究科は、「社会システム学」・「都市創造学」の2つ専修分野から構成され、サービスサイエンスの観点を取り入れた、新しい時代の理想的な都市社会を創造するまちづくりや企業経営の高度なエキスパートの養成を目的としています。

社会システム学専修分野では、社会システムとしての各種政策（総合地域政策、都市福祉政策など）、各種情報（経営情報、医療情報など）、行政・財政のあり方、および政策評価や意思決定のための数理計画などを学び、まちづくりや企業経営に関するソフト施策（社会システム、制度改革など）の分析・計画のあり方を教育・研究します。

都市創造学専修分野では、都市創造としての社会基盤（都市公共施設、高度情報基盤など）、環境創造（災害防止、環境保全など）、地域計画・空間構造のあり方、および国内外の都市比較による都市創造のあり方などを学び、まちづくりや企業経営に関するハード施策（施設整備、配置計画など）の分析・評価と計画のあり方を教育・研究します。

都市情報学研究科での新たな学びを通して、既存の方法では解決しない問題を新たな手法で解決する能力や、異分野で開発された解決策を創造的にアレンジし適用する能力を培い、大学院修了後の社会実践力を養成してまいります。

3. 履修要項

(1) 修士課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	科目群	授業科目	単位数		担当教員
			講義	特別研究	
社会科学システム学	政策総合	総合政策特論Ⅰ	2		稲葉 千晴・昇 秀樹・手嶋 正章・宮本 由紀
		総合政策特論Ⅱ	2		稲葉 千晴・昇 秀樹・手嶋 正章・宮本 由紀
	政策都市	都市政策特論Ⅰ	2		雑賀 憲彦・島田 康人・赤木 博文・鎌田 繁則
		都市政策特論Ⅱ	2		雑賀 憲彦・島田 康人・赤木 博文・鎌田 繁則
	数理情報	情報数理特論Ⅰ	2		宇野 隆・水野 隆文・鈴木 淳生・山谷 克
		情報数理特論Ⅱ	2		宇野 隆・水野 隆文・鈴木 淳生・山谷 克
	(共通科目)	サービスサイエンス特論Ⅰ	2		大野 栄治・酒井 順哉
		サービスサイエンス特論Ⅱ	2		大野 栄治・酒井 順哉・(北野 達也)
	社会システム学特別研究Ⅰ		2		
	社会システム学特別研究Ⅱ		2		赤木 博文・稲葉 千晴・宇野 隆・大野 栄治・鎌田 繁則・ 雑賀 憲彦・酒井 順哉・島田 康人・鈴木 淳生・手嶋 正章・ 昇 秀樹・山谷 克・水野 隆文・宮本 由紀
社会システム学特別研究Ⅲ		2			
社会システム学特別研究Ⅳ		2			
都市創造学	環境総合	総合環境特論Ⅰ	2		柄谷 友香・森杉 雅史・小池 聡・張 昇平 (令和2年度は開講せず)
		総合環境特論Ⅱ	2		柄谷 友香・森杉 雅史・小池 聡・張 昇平
	基盤都市	都市基盤特論Ⅰ	2		福島 茂・杉浦真一郎・若林 拓 (令和2年度は開講せず)
		都市基盤特論Ⅱ	2		福島 茂・杉浦真一郎・若林 拓
	基盤情報	情報基盤特論Ⅰ	2		西野 隆典・亀井 栄治・杉浦 伸
		情報基盤特論Ⅱ	2		西野 隆典・亀井 栄治・杉浦 伸
	(共通科目)	サービスサイエンス特論Ⅰ	2		大野 栄治・酒井 順哉
		サービスサイエンス特論Ⅱ	2		大野 栄治・酒井 順哉・(北野 達也)
	都市創造学特別研究Ⅰ		2		
	都市創造学特別研究Ⅱ		2		亀井 栄治・柄谷 友香・小池 聡・杉浦真一郎・張 昇平・ 西野 隆典・福島 茂・森杉 雅史・若林 拓・杉浦 伸
都市創造学特別研究Ⅲ		2			
都市創造学特別研究Ⅳ		2			

※ () は兼任

② 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、授業科目の中から1部門（指導教員の講義1科目2単位、特別研究Ⅰ～Ⅳの合計8単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。また、後述④の修了要件を満たす計30単位以上の科目を履修し、修得しなければならない。
2. 専修科目の特別研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。また、修士の学位論文は専修科目について提出するものとする。

③ 他研究科履修制度の取り扱いについて

都市情報学研究科における他研究科等履修の取り扱いは、次のとおりとする。

1. 送り出し（都市情報学研究科学生が他研究科講義科目を履修）：

都市情報学研究科の講義科目等に影響なく、校舎間移動が可能な学生に限り、3科目6単位を上限として認める。選択科目として修了要件に算入する。

注、学部講義科目の履修については、受け入れ学部が認めれば履修を認めるが、修了要件には算入しない。
2. 受け入れ（他研究科学生が都市情報学研究科講義科目を履修）：

1講義10名以内とする。

④ 修了要件

特論科目	指導教員の授業科目（専修科目）を含む11科目22単位以上 但し、所属専修分野科目群から6科目12単位以上
特別研究	指導教員の授業科目（専修科目） 4科目8単位
必要単位数の合計	30単位以上

⑤ 学位授与基準・論文審査基準

学位授与基準

本研究科修士課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位（30単位以上）の修得および特別研究科目の履修を経て、学位規程に基づく学位論文審査に合格した者に授与する。

論文審査基準

年1回の修士学位論文中間発表会又は修士論文発表会での発表を義務付ける。

審査には、修士論文審査発表会時の質疑応答、および審査会における研究課題試験の実施を含む。

学位（修士）論文の審査にあたっては、都市情報学研究所の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の項目について総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること
2. 論文（研究テーマ）の問題設定が明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること
3. 論文の新規性又は独創性が含まれていること
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の位置づけを明示していること
5. 研究の方法が目的に沿ったものであり、明確かつ具体的に記述されていること
6. 研究目的、分析、結果、考察の過程において、論旨が一貫していること
7. 学術論文としての体系的な構成、語法、文章表現、文献の引用等が適切になされていること
8. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解におこなわれたこと
9. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること

(2) 博士後期課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	科目群	授 業 科 目	単位数		担 当 教 員
			講義	特殊研究	
社会システム学	政策総合	総合政策特講	2		稲葉 千晴・大野 栄治・昇 秀樹・宮本 由紀
	政策都市	都市政策特講	2		赤木 博文・鎌田 繁則・雑賀 憲彦・酒井 順哉・島田 康人
	数値情報	情報数理特講	2		宇野 隆・山谷 克・鈴木 淳生・水野 隆文
		社会情報システム学特殊研究Ⅰ		2	赤木 博文・稲葉 千晴・大野 栄治・鎌田 繁則・昇 秀樹・ 〔鈴木 淳生〕・〔宮本 由紀〕
		社会情報システム学特殊研究Ⅱ		2	
		社会情報システム学特殊研究Ⅲ		2	
		社会情報システム学特殊研究Ⅳ		2	
		社会情報システム学特殊研究Ⅴ		2	
		社会情報システム学特殊研究Ⅵ		2	
		人間情報システム学特殊研究Ⅰ		2	宇野 隆・酒井 順哉・島田 康人・山谷 克・〔水野 隆文〕
		人間情報システム学特殊研究Ⅱ		2	
		人間情報システム学特殊研究Ⅲ		2	
		人間情報システム学特殊研究Ⅳ		2	
		人間情報システム学特殊研究Ⅴ		2	
	人間情報システム学特殊研究Ⅵ		2		
都市創造学	環境総合	総合環境特講	2		柄谷 友香・小池 聡・張 昇平・森杉 雅史
	基盤都市	都市基盤特講	2		杉浦真一郎・福島 茂・若林 拓
	基盤情報	情報基盤特講	2		亀井 栄治・西野 隆典・杉浦 伸
		社会基盤創造学特殊研究Ⅰ		2	柄谷 友香・杉浦真一郎・若林 拓・〔西野 隆典〕・〔杉浦 伸〕
		社会基盤創造学特殊研究Ⅱ		2	
		社会基盤創造学特殊研究Ⅲ		2	
		社会基盤創造学特殊研究Ⅳ		2	
		社会基盤創造学特殊研究Ⅴ		2	
		社会基盤創造学特殊研究Ⅵ		2	
		都市環境創造学特殊研究Ⅰ		2	亀井 栄治・小池 聡・張 昇平・福島 茂・森杉 雅史
		都市環境創造学特殊研究Ⅱ		2	
		都市環境創造学特殊研究Ⅲ		2	
	都市環境創造学特殊研究Ⅳ		2		
	都市環境創造学特殊研究Ⅴ		2		
	都市環境創造学特殊研究Ⅵ		2		

※〔 〕は副指導教員

② 履修方法

1. 学生は3年以上在学し、授業科目の中から1部門（特講2単位、特殊研究Ⅰ～Ⅵの合計12単位）を選定し、これを学生の専修科目とする。また、後述③の修了要件を満たす計16単位以上の科目を履修し、修得しなければならない。
2. 専修科目の特殊研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
3. 博士の学位論文は、専修科目について提出するものとする。

③ 修了要件

特 講 科 目	指導教員の授業科目（専修科目）を含む2科目4単位以上
特 殊 研 究	指導教員の授業科目（専修科目）6科目12単位
必要単位数の合計	16単位以上

④ 学位授与基準・論文審査基準

学位授与基準

本研究科博士後期課程に所定の期間在学し、修了に必要な単位（16単位以上）の修得および特殊研究科目の履修を経て、学位規程に基づく学位論文審査に合格した者に授与する。

論文審査基準

年1回の博士後期課程学位論文中間発表会又は博士後期課程学位論文公聴会での発表を義務付ける。

学位申請論文の内容に関連し、「審査付き論文3件以上」を発表もしくは発表決定であること。ただし、うち2件は『都市情報学研究』掲載論文等、もしくはアブストラクト審査を経た国際的な学会・会議における英文抄録を含めてもよいものとする。

あるいは、審査委員会でそれと同等の業績と判断できること。

主たる審査対象業績は、原則として学位申請者が第一著者であるものとする。

審査には、学位論文公聴会時の質疑応答、および審査会における研究課題試験の実施を含む。

学位（博士）論文の審査にあたっては、都市情報学研究科の学位授与方針（ディプロマポリシー）に基づき、以下の項目について総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること
2. 論文（研究テーマ）の問題設定が当該分野の学問的蓄積を踏まえて明確に示され、学術的あるいは社会的な意義を有すること
3. 論文の新規性又は独創性が明示され、当該分野の学問の発展に貢献できる内容を含むこと
4. 先行研究調査や事実調査が適切であり、研究の学術的あるいは社会的位置づけを明示していること
5. 研究の方法が目的に沿ったものであり、明確かつ具体的に記述されていること
6. 研究目的、分析、結果、考察の過程において、論旨が一貫していること
7. 学術論文としての体系的な構成、語法、文章表現、文献の引用等が適切になされており、公開する論文としての体裁が整っていること
8. 論文内容の発表と質疑に対する応答が、論理的かつ明解におこなわれたこと
9. 学術研究が従うべき規範と研究倫理を守っていること

法学研究科

経営学研究科

経済学研究科

理工学研究科

農学研究科

薬学研究科

都市情報学研究科

人間学研究科

総合学術研究科

人間学研究科

目 次

〈人間学研究科事項〉

人間学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	165
1. 主な年間行事	166
2. 人間学研究科について	166
① 教育課程	166
② 学位論文審査基準	166
3. 履修要項	167
① 授業科目一覧	167
② 履修方法	168
③ 修了要件	168
④ 学位授与基準	168
研究スケジュール	168

人間学研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

人間学研究科は、人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多角的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。

修士課程

01 学位授与方針

Diploma Policy

人間学研究科修士課程において、2年以上在学し、修了に必要な30単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、

1. 現代の人間をめぐる諸問題について、その本質と解決の方策を考察できる深い知識を持つ
2. さまざまな人と協調してコミュニケーションをとり、自分の主張を伝えられる
3. 人間と社会のありようを学際的総合的に、しかも論理的に深く考察できる
4. 公共性と倫理のあり方を考察し、高い見識を持つ
5. 日本文化と多様な文化への深い理解を背景にして、人と人との交流を支援できる
6. 高い語学力を生かして国内外で就業できる力量を持つ
7. 人間の心のあり方とその成長の道すじを深く理解し、教育のあるべき姿を提言できる

これらの高度な能力を総体として身につけた学生に対して、修士(人間学)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針

Curriculum Policy

人間学研究科修士課程の教育課程は、

1. 心理、社会・教育、国際・コミュニケーションの3分野から構成され、PBL学習など双方向で運営される特論科目
2. 3分野相互の関連性の理解や共通する研究方法、コミュニケーションの修得を目指す1年次の共通科目「人間学特別演習」「コミュニケーション特別演習」
3. 体験による学習活動を中心とする3分野それぞれの関連科目
4. 修士論文のための研究を行う科目「人間学特別研究」

を配置し、高度の専門性・総合性・実践性を重点に編成している。

03 入学者受入れ方針

Admission Policy

本研究科修士課程で学ぶためには、

1. 人間についての広い視野と探究の基本技能を身につけている
2. 人間の心、人と人との交流、教育についての基本知識とさらなる探究への意欲を持っている
3. 国内外の社会情勢や異文化、多様な価値観に関する基本知識とこれを深めようとする態度をはぐくんでいる

これらの総体として発揮される能力を身につけていることが望まれる。

1. 主な年間行事

前 期		後 期	
4月	入学式 在学生ガイダンス/新入生オリエンテーション 前期授業開始 定期健康診断	9月	後期授業開始
		10月	修士学位論文提出要項配布
7月	前期授業終了	11月	大学祭
8月	夏季休暇期間/集中講義期間	12月	年内授業終了 冬季休暇期間
		1月	授業再開 後期授業終了 修士学位論文提出
9月		2月	修士学位論文発表会 修士学位論文口頭試問
		3月	卒業式

※詳しい日程は、名城大学カレンダーを参照してください。

2. 人間学研究科について

人間学研究科の理念は、「知的基盤社会」において、絶えず進展する知識・技術を、社会生活の中に公正かつ有効に生かし、そこに多様な人々が参画できる新しい活動を創出していくことのできる人間、そのような意味で新たなキャリアを開拓していく「高次な実践的教養人」を育成することにあります。

この理念を実現するために必要な目的として、「人間に関するテーマを探究・展開できる研究能力」、「総合的で柔軟な判断力」、「多文化・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力」、「高い公共性と倫理性」を掲げ、これを果たすべく教育研究活動を実践していきます。

① 教育課程

大学院人間学研究科では、学生が幅広く学際的な履修を可能とするため、1学年を前期・後期に区分するセメスター制度を導入しています（人間学特別研究を除く授業科目を半期開講＝1科目2単位）。

② 学位論文審査基準

I. 論文テーマの明確性

テーマの設定について、研究の背景、枠組み、学問的意義及び必要性が明確に述べられていること

II. 研究方法の妥当性

人間学の精深な学識を踏まえて、研究課題、研究対象にふさわしい学術上、倫理上の研究方法及び客観的データや史資料を踏まえた分析が用いられていること

III. 先行研究との関連性

先行研究を理解し、立論したうえで、当該分野の研究動向の中に研究成果が位置づけられていること

IV. 論旨の一貫性

論文として体系的に構成されており、研究目的、分析、結果、考察の過程において論拠が示され、論旨が明快で一貫していること

V. 学術的・社会的な貢献

学術的な独創性、重要性があり、人間学を展開する新たな視点、論点、知見を提示し、社会的要請にも応える可能性を持つものであること

VI. 論文の体裁

誤字、脱字などのミスがなく、引用、注、参考文献などの形式が一貫し、体裁が整えられていること

VII. 表現・書記法の適切性

論文が文法的・語法的に正しく、適切な表現と書記法によって記述されていること

3. 履修要項

① 授業科目一覧

科目区分	授業科目	配当年次	単位数			履修要件
			必修	選択必修	選択	
共通科目	人間学特別演習	1	2			4単位
	コミュニケーション特別演習	1	2			
専門科目	教育基盤開発学特論	1			2	16単位以上
	臨床教育心理学特論	1・2			2	
	教育人間行動学特論	1・2			2	
	社会心理学特論	1・2			2	
	健康心理学特論	1・2			2	
	人間形成基軸論特論	1			2	
	学校教育文化特論	1・2			2	
	家族関係社会学特論	1・2			2	
	社会学理論特論	1			2	
	社会コミュニケーション特論	1・2			2	
	公共性と現代社会特論	1・2			2	
	都市文化環境学特論	1・2			2	
	歴史社会論特論	1・2			2	
	言語コミュニケーション特論	1			2	
	英米文学特論	1・2			2	
	英語学特論	1			2	
	言語学特論	1・2			2	
	多文化共生特論	1・2			2	
ヨーロッパ文化特論	1・2			2		
関連科目	学外語学研修	1・2		2		2単位以上
	教育社会調査	1・2		2		
	発達心理学演習	1・2		2		
研究指導科目	人間学特別研究	1・2	8			8単位
合計			12	18単位以上		30単位以上

② 履修方法

- (1) 学生は、2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 授業科目の中から、必修科目12単位、選択科目18単位以上（関連科目を2単位以上含むこと）を履修しなければならない。
また、本研究科の教育課程以外にも、他研究科授業科目の履修を10単位まで認める。
- (3) 人間学特別研究を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとする。
- (4) 修士学位論文は、研究指導科目について提出するものとする。

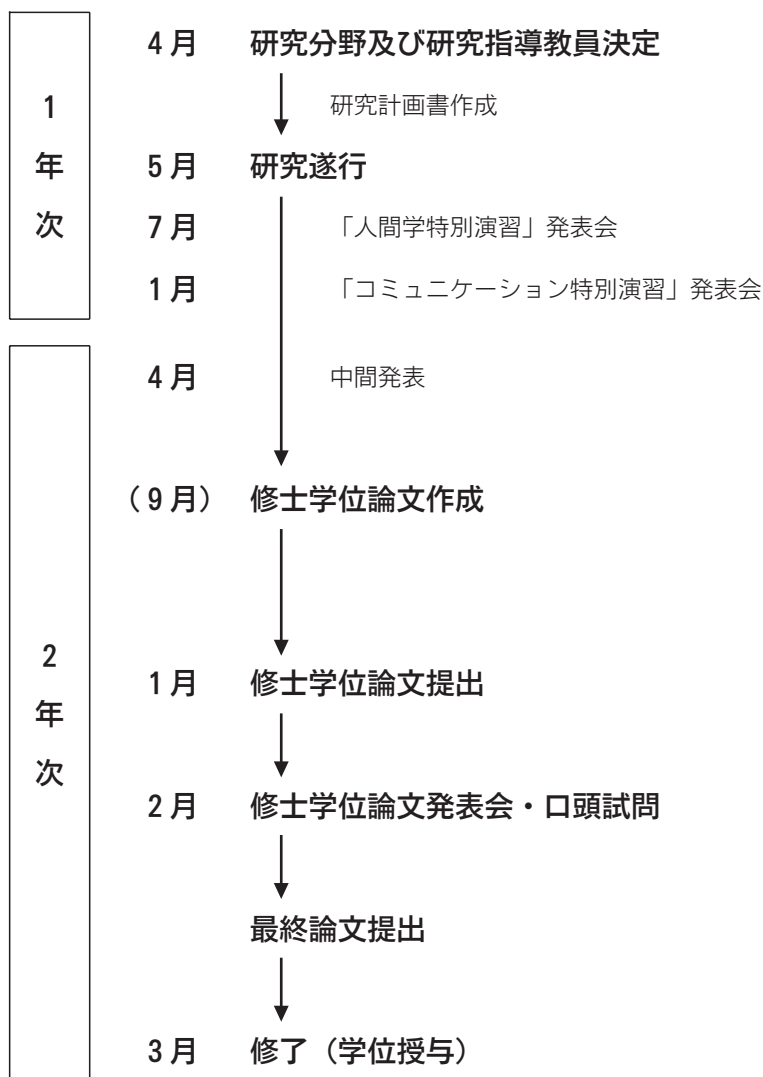
③ 修了要件

本大学院に、2年以上在学し、修了に必要な単位として、30単位以上を修得し、且つ、必要な研究指導を受けた上で、本大学院が行う修士学位論文審査及び試験に合格すること。

④ 学位授与基準

- (1) 本研究科に2年以上在学し、必修科目12単位、選択科目18単位以上を履修し、計30単位以上を修得しなければならない。
- (2) 研究指導を担当する教員を指導教員とし、授業科目の選定、学位論文の作成、その他研究一般について指導を受けるものとする。
- (3) 修士学位論文を提出し、その審査および試験に合格しなければならない。

研究スケジュール



総合学術研究科

目 次

〈総合学術研究科事項〉

総合学術研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的	171
1. 学年暦	172
2. 総合学術研究科について	172
3. 履修要項	173
(1) 博士前期課程	173
① 授業科目および担当教員一覧	173
② 履修方法	174
③ 修了要件	175
④ 学位授与基準	175
⑤ 論文審査基準	175
(2) 博士後期課程	176
① 授業科目および担当教員一覧	176
② 履修方法	176
③ 修了要件	177
④ 学位授与基準	177
⑤ 論文審査基準	177
4. 連携講座	178

総合学術研究科の人材養成目的 その他教育研究上の目的

総合学術研究科は、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じて、高度専門職業人と優れた研究者の養成を目的とする。

博士前期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

総合学術研究科博士前期課程において、原則として2年以上在学し修了に必要な30単位以上を修得した上で、所定の修士論文の審査に合格し、

1. 自然・環境科学分野では、化学・生物・環境関連の研究
2. 人間科学分野では、心理学・生命科学関連の研究

を通して、それぞれの専門分野の研究方法を身に付けるとともに、自然と人間の共生に関わる諸課題を深く考察できる能力を身に付けた学生に対して、修士(学術)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

総合学術研究科博士前期課程の教育課程は、

1. 総合的に探究するための基礎知識、探究する態度と方法、討論とプレゼンテーションの技能を育成する総合コア科目群
2. 化学・生物・環境・心理・生命科学分野の専門知識の修得を目指す専門コア科目群
3. 特定テーマに関する研究活動を深める特別研究

を配置し、自然と人間の共生に向けて自然科学・人間科学の両面から考察できる総合力を養成できるよう、文理融合を重点において編成している。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

総合学術研究科博士前期課程で学ぶためには、従来の学問分野の枠を超えたより幅の広い視野から自然や環境問題、人間の幸福・生きがいを目指すという目的意識と、

1. 化学・生物・環境分野の研究に取り組み、その専門性を活かして社会で活躍したいという意欲
2. 人間・社会・心の問題の研究に取り組み、その専門性を活かして社会に貢献したいという志

を持ち、有機化学系、生物系、環境科学系、心理系、健康科学系、生命科学系のいずれかの分野の基礎知識をもとに探求する能力を身につけていることが望まれる。

博士後期課程

01 学位授与方針 Diploma Policy

総合学術研究科博士後期課程において、原則として3年以上在学し、専修科目について研究指導を受けて、所定の博士論文の審査及び最終試験に合格し、

1. 自然・環境科学分野では、物質・生物・環境領域の高度な専門的研究
2. 人間科学分野では、心理・生命科学領域の高度な専門的研究

を通して、自然と人間の共生に関わる諸問題を深く考察し、問題を発見してその解決に向けた創造的な研究活動を自立して遂行できる能力を身につけた学生に対して、博士(学術)の学位を授与する。

02 教育課程編成方針 Curriculum Policy

総合学術研究科博士後期課程の教育課程は、

1. 物質・生物・環境・人間・生命の各分野における高度な学術研究
2. 段階を追った博士論文の作成

により、自然と人間の共生を具体化できる専門的職業人・研究者の育成を目指して、文理融合を重点において編成している。

03 入学者受入れ方針 Admission Policy

総合学術研究科博士後期課程で学ぶためには、従来の学問分野の枠を超えたより幅の広い視野から自然や環境問題、人間の幸福・生きがいを目指す強い目的意識と、

1. 化学・生物・環境分野で高度な学術研究を行い、科学・技術の発展に貢献したいという意欲
2. 人間・社会問題を深く探求・考察する学術研究を行い、社会の発展に寄与したいという志

を持ち、有機化学系、生物系、環境科学系、心理系、健康科学系、生命科学系のいずれかの分野の専門的知識を有していて、高度な研究を行う能力を身につけていることが望まれる。

1. 学年暦

前 期		後 期	
4月	春季入学式 春季入学生オリエンテーション 前期授業開始 履修登録 春季総合コアプログラム {前期土曜日開講科目 第2回目の授業は、 春季総合コアプログラムに振替}	9月	後期授業開始 秋季総合コアプログラム {後期土曜日開講科目 第1回目の授業は、 秋季総合コアプログラムに振替}
			開学記念日
		11月	大学祭
7月	前期授業終了 学生夏季休業期間	12月	年内授業終了 学生冬季休業期間 一斉休業期間〔窓口閉鎖〕
8月	一斉休業期間〔窓口閉鎖〕		
9月	9月修了式	1月	授業再開 修士・博士学位論文提出締切 後期授業終了 博士論文公聴会・審査委員会 修士論文発表会・審査委員会
		3月	修了式 次年度在学生ガイダンス

※学年暦は、都合により変更となる場合があります。変更内容については掲示で連絡しますので、掲示に十分注意してください。

2. 総合学術研究科について

21世紀において豊かな社会を構築するために、自然および社会の環境問題の解決という重要な役割が大学の学術研究に期待されています。持続的な人類の繁栄と地球環境の保持が求められている今日、これらの問題に対処するには、社会不安をもたらす要因を冷静に検証し、科学技術がもたらす負の効果を自然科学的および人間科学的に把握し、それらの予防あるいは解決に向けた統合的な学術研究に取り組む必要があります。環境、生物および人間に関わる諸問題は多様な要因が複合的に作用していることから、従来の細分化、専門化された特定の学問分野だけでは対応できない面が多く、化学、生物学をはじめとする自然科学にとどまらず、医学、心理学、人文・社会科学、農学、工学などとも連携し、総合的な研究が求められています。

本研究科では、総合大学としての本学の個性を活かし理系・文系の枠をも越えて、「環境」を中心軸とする「自然と人間の共生」というテーマを考究しながら、教育・研究の「総合化」、「高度化」、「国際化」を推し進め、「学際的」な学問を身に付けた研究者の養成、スペシャリストの養成、並びに社会人や職業人のリカレント教育の実践を推進します。具体的には、本研究科の包括的な理念「自然と人間の共生」を考究するために「自然／環境／人間／生命」の4つの要素を不可欠な研究課題と考え、これらの要素を体系的に学ぶことができるよう「自然・環境科学」と「人間科学」の2つの専修分野を基盤に置いています。

博士後期課程では、「自然・環境科学専修分野」において、自然と環境との関わり方から「物質・環境科学特殊研究」および「生物・環境科学特殊研究」を、「人間科学専修分野」においては、人と環境との関わり方から「人間・社会科学特殊研究」および「生命科学特殊研究」を設置しています。

博士前期課程では、博士後期課程の4つの「特殊研究」の教育理念を専修コースとして置き換え、博士後期課程との有機的かつ密接な連携を図りながら、「基幹授業科目」25特論、並びに「関連授業科目」2特論および4つの専修コースのそれぞれの「特別研究」を設置しています。また、最先端の新しい知識を体系的に学び、グローバルな学際性を身に付けることができるよう学内の他研究科および学外研究機関（連携講座）も含めて、文理横断的な授業科目を設置しています。

このように、本研究科は「自然と人間の共生 一自然・環境・人間・生命― “新しい学問の発展は異分野の協力から始まる”」をモットーに文・理融合型の学際的総合学術の教育・研究の推進と確立を目指しています。

3. 履修要項

(1) 博士前期課程

① 授業科目および担当教員一覧

■ 基幹授業科目

専修分野	コース	授業科目	単位数		開講期	担当教員	
			講義	特別研究			
	総合コア	総合学術特論 I	2		前期	〔伊藤 康児〕・加藤 幸久・田中 義人・原田 健一・森 裕二・鈴木 茂廣・平松 正行・衣斐 大祐・内田 雄介・景山 伯春・志村 ゆず・神藤 定生	
		総合学術特論 II	2		後期		
自然・環境科学	物質・環境科学	物質情報学特論	2		後期	《中田 喜三郎》	
		分子設計化学特論	2		前期	森 裕二	
		環境調和型化学反応論特論	2			《野依 良治》	本年度は開講せず
		環境システム論特論	2		前期	日比野 隆	
		生態機能科学特論	2		後期	神藤 定生	
	物質・環境科学特別研究		12	通年	森 裕二・《中田 喜三郎》 《野依 良治 本年度は開講せず》		
	生物・環境科学	海洋資源構造学特論	2				本年度は開講せず
		生物情報学特論	2		後期	景山 伯春	
		資源生物機能学特論	2		前期	原田 健一	
		生物集団システム論特論	2		後期	《鈴木 輝明》	
生物・環境科学特別研究			12	通年	原田 健一・景山 伯春・《鈴木 輝明》		
人間科学	心理学	社会科学特論	2			本年度は開講せず	
		人間学特論	2		後期	〔宮嶋 秀光〕	
		人格発達心理学特論	2			本年度は開講せず	
		健康心理学特論	2			本年度は開講せず	
		人間行動学特論	2		後期	〔伊藤 康児〕	
		社会心理学特論	2		後期	和田 実	
		老年心理学特論	2		前期	志村 ゆず	
		カウンセリング論特論	2		前期	〔竹島 浩司〕	
	心理学特別研究		12	通年	和田 実・志村 ゆず		
	生命科学	薬効解析学特論	2				本年度は開講せず
		健康行動学特論	2		前期	加藤 幸久	
		身体運動科学特論	2		前期	鈴木 茂廣・内田 雄介	
		生体機能制御学特論	2		後期	平松 正行・衣斐 大祐	
遺伝子情報解析学特論		2		前期	田中 義人		
長寿科学特論		2		後期	《遠藤 英俊》	〈連携講座〉	
生命科学特別研究		12	通年	加藤 幸久・鈴木 茂廣・田中 義人・平松 正行・衣斐 大祐・内田 雄介・《遠藤 英俊》			

《 》は特任教授、〔 〕は兼任、（ ）は兼任

■ 関連授業科目

専修分野	コース	授業科目	単位数		開講期	担当教員
			講義	特別研究		
4専修共通 2専修分野 コース		多文化共生論特論	2		前期	（下垣 真希）
		文化社会学特論	2		後期	（徐 春陽）

《 》は特任教授、〔 〕は兼任、（ ）は兼任

② 履修方法

1. 学生は2年以上在学し、次に定める方法により、30単位以上を修得しなければなりません。
2. 1専修コースの基幹授業科目の中から、「1特論2単位・1特別研究12単位」を選定（入学志望書等により予め届出）し、これを専修科目とします。
3. 専修科目の研究指導を担当する教員が当該学生の指導教員となり、学生は、授業科目の選定、学位論文の作成その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
4. 指導教員の指導に基づき、総合コアコース科目から「1特論2単位 合計4単位」を選択履修しなければなりません。
5. 指導教員の指導に基づき、選定した専修コース以外の他の3つの専修コースの基幹授業科目の中から、それぞれ「1特論2単位 合計6単位以上」を選択履修しなければなりません。
6. 指導教員の指導に基づき、選択した科目以外の基幹授業科目と関連授業科目の中から「6単位以上」を選択履修しなければなりません。なお、所定の手続きを経て修得した他研究科開講科目の単位は、6単位のうち4単位まで認められます。
7. 修士（博士前期課程）の学位論文は、専修科目について提出するものとします。
8. 年度の初めに指導教員の指導を受け、その年度に履修する科目を登録します。
9. 具体的な履修は、以下により行なわれます。

基幹授業科目の講義（特別研究科目以外の授業科目）は【総合コア群】及び【専門コア群】に大別し、専門コア群は特論で構成され「専門基礎」と「専門各論」に区分されます。

総合コア群		&	専門コア群（特論2単位）	
自然・環境科学	人間科学		専門基礎	専門各論
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合的／学際的な考え方のトレーニング ・ 高度教養教育的な共通目標 			<ul style="list-style-type: none"> ・ 特論領域の基礎的連携講義 ・ 相関特論領域との連携講義 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特論領域の専門的各論講義
総合学術特論Ⅰ 総合学術特論Ⅱ			標準：15コマ／30時間	
			標準：5コマ／10時間	標準：10コマ／20時間
		専門基礎及び専門各論の配分比重は指導教員の裁量による		

I. 総合コア群

- ① 本研究科の中心である総合的・学際的な感性・理解力の養成を目的として特論授業に加えて編成するものであり、学生の個々の専門を超えて「自然と人間の共生」あるいは「自然・環境・人間・生命」を様々な視点から総合的に考察することができる高度教養教育的な素養を身に付けることを共通目標とします。
- ② 総合コア群は、個々の学生と個々の専任教員との信頼とコミュニケーションを図ることを目的としています。したがって、この講義は、学生は必須参加の上、原則的に専任教員も全員参加し、学際的テーマの下に討論形式による柔軟な授業形態で実施し、時には、一般聴講者の参加を得たシンポジウム形式、あるいは公開講義形式で実施します。

II. 専門コア群

博士前期課程の修了要件に必要な特論で7科目（14単位）以上を履修しなければなりません。

- ① 「専門基礎」
その特論の領域に沿った専門基礎的な講義であり、強い繋がりを持つ他の領域の専任教員の連携協力を得て共同開講とするものです。
これは、多様的に複合化している問題を解決するために、他領域からの視点を加えて、統合的に問題を考察しようとするものです。
- ② 「専門各論」
いわゆる、その特論領域の専門各論的な講義です。他の領域の学生も履修することから、総合的・学際的な講義内容で進められます。

III. 特別研究

修士論文作成のための「特別研究」の研究指導は以下のように行ないます。学生は、4月末に「修士論文研究計画書」を提出します。その後副指導教員を決定し、指導教員と副指導教員から成る文系・理系融合型の「論文指導委員会」を組織します。この委員会が修士論文研究の具体的な指導を行います。

「修士論文研究計画書」により全教員が学生の研究計画の概要を把握することにより、専修分野に関わらず研究テーマと関連する他の領域の教員が必要に応じて指導・助言にあたります。

修士論文研究の進捗状況は、2年次初めに開催する研究成果報告会や「研究経過報告書」の提出によってチェックされ、2年次の修士論文作成に向けた指導を経て、最終的に提出された論文が審査されます。

修士論文作成のフロー

区分	博士前期課程
1年次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 修士論文研究計画書の提出 研究科委員会にて主/副指導教員を決定し「論文指導委員会」を組織
2年次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究経過報告書の提出 研究成果報告会等を開催し研究の成果等経過をチェック ■ 修士論文の提出 修士論文の審査及び最終試験の実施

③ 修了要件

修了に必要な科目および単位数

博士前期課程	
1年次	2年次
<ul style="list-style-type: none"> ■ 専修科目【14単位】 <ul style="list-style-type: none"> ① 選定した専修コースの授業科目から1特論2単位を履修 ② 選定した特別研究（実験・実習/演習）12単位を履修 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 総合コアコース・他専修コース科目【10単位】 <ul style="list-style-type: none"> ① 総合コアコースの授業科目から1特論2単位の4単位を履修 ② 他の3専修コースの授業科目からそれぞれ1特論2単位の6単位を履修 ③ 指導教員の指導に基づく基幹授業科目の履修 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 選択科目【6単位】 <ul style="list-style-type: none"> ① 関連授業科目を含む他の授業科目(特論)から3特論6単位以上を選択履修 ② 指導教員の指導に基づく授業科目（他研究科開講科目を含む）の履修 	
<ul style="list-style-type: none"> ■ 上記【30単位】以上を修得 ■ 修士論文の審査および試験に合格 	

④ 学位授与基準

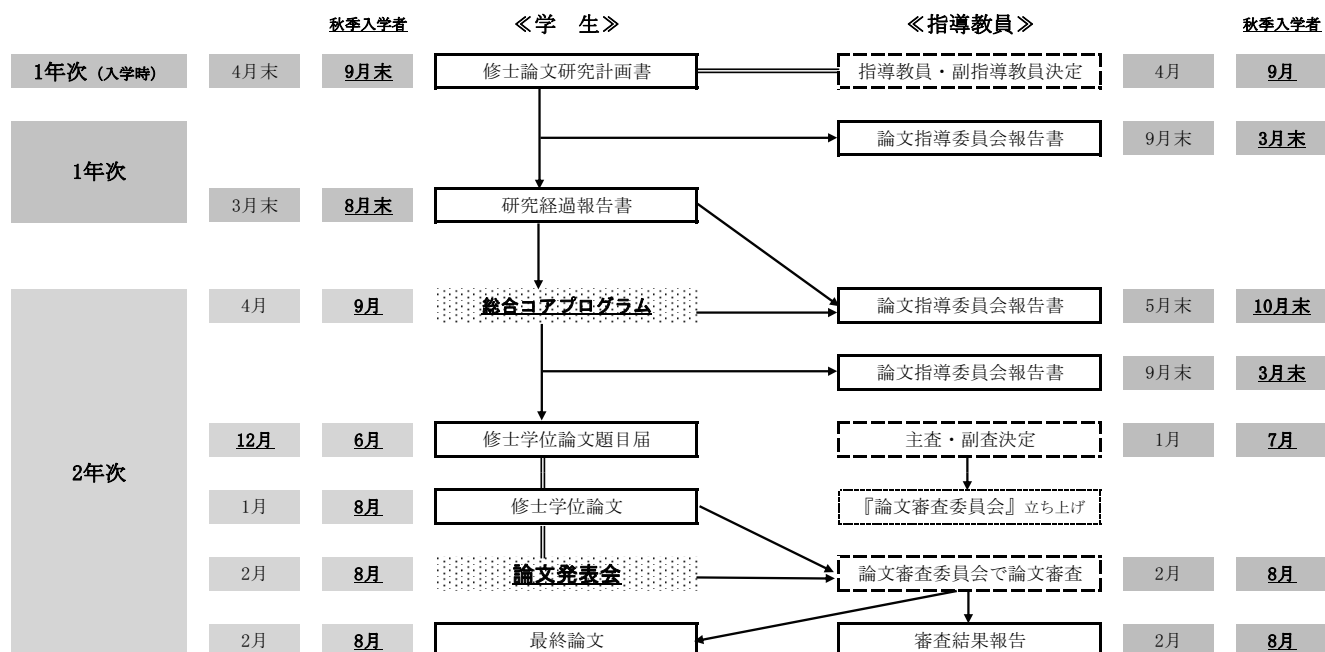
本大学院に2年以上在学し、30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査および試験に合格した者に「修士（学術）名城大学」の学位を授与します。

⑤ 論文審査基準

修士学位論文の審査においては、ディプロマポリシーに基づき、以下の要件について総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 論文の内容が、新規性または独創性を有していること。
3. 論文の構成・内容が以下の項目を満たすこと。
 - (1) 論文題目が研究内容を端的に表すものであること。
 - (2) 研究の背景が記述され、研究目的が明確であること。
 - (3) 研究方法が目的に沿ったものであること。
 - (4) 考察が結果に基づいて論理的に導き出されていること。
 - (5) 結論が研究目的に対応したものであること。
 - (6) 文献が当該分野の先行研究を引用・参照するものであること。
4. 論文発表会での発表と質疑応答が論理的かつ明確なものであり、総合的な考察能力が示されること。

総合学術研究科 博士前期課程 研究指導体制（学位論文作成）フロー



(2) 博士後期課程

① 授業科目および担当教員一覧

専修分野	コース	授業科目	単位数	担当教員
自然・環境科学	物質・環境科学	物質・環境科学特殊研究 I～VI	各2	日比野 隆
		物質・環境科学セミナー I～IV	各2	森 裕二、日比野 隆、《中田 喜三郎》、《野依 良治》
	生物・環境科学	生物・環境科学特殊研究 I～VI	各2	
		生物・環境科学セミナー I～IV	各2	原田 健一、景山 伯春、《鈴木 輝明》
人間科学	心理学	人間・社会科学特殊研究 I～VI	各2	伊藤 康児、和田 実
		人間・社会科学セミナー I～IV	各2	伊藤 康児、和田 実、志村 ゆず
	生命科学	生命科学特殊研究 I～VI	各2	加藤 幸久、鈴木 茂廣、田中 義人
		生命科学セミナー I～IV	各2	加藤 幸久、鈴木 茂廣、田中 義人、《遠藤 英俊》

《 》は、特任教授

② 履修方法

1. 本大学院に3年以上在学し、次に定める方法により20単位以上を修得しなければなりません。
2. 専修コースの中から1つを選定（入学志望書等により予め届出）し、選定した専修コースの特殊研究I～VIおよびセミナーI～IVを修得しなければなりません。
3. 専修コースの研究指導を担当する教員を当該学生の指導教員とし、学生は学位論文の作成、その他研究一般について、その指導を受けるものとします。
4. 博士の学位論文は、専修コースについて提出するものとします。
5. 修士課程を修了している者で、出身研究科等での単位修得状況を本研究科との関連性に基づいて内容判定した結果が、修士課程修了要件の単位数（30単位）に満たない場合は、その不足単位を指導教員の指導により修得しなければなりません。特に指示のない場合はこの限りではありません。
6. 入学者のうち修士課程を修了していない者は、修士課程の修了要件を充足するため、研究指導教員の指導により、4特殊研究のそれぞれの基幹授業科目「4特論8単位」及びその他の基幹授業科目と関連授業科目の中から「4特論8単位」の合計「8特論16単位以上」を修得しなければなりません。
7. 具体的な履修は、以下により行われます。

博士論文の作成が高度な学術的創造作業であることをふまえ、標準的修業年限内の完成を目指すため1年次4月末に「博士課程研究計画書」を提出します。

ついで2年次には、「博士論文作成計画書」を提出し、主および副指導教員によって組織される文理融合型の論文指導委員会が、論文作成指導を行います。「博士論文作成計画書」の提出以降博士論文の完成までの間、学生は研究の進捗状況を、文系・理系の全教員出席のもとに開催される「研究成果報告会」において定期的に報告し、専門的立場からの指導・助言を受けることになります。

博士論文作成のフロー

区分	博士後期課程
1年次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 博士課程研究計画書の提出 研究科委員会にて主指導教員を決定
2年次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 博士論文作成計画書の提出 研究科委員会にて副指導教員を決定し「論文指導委員会」を組織
3年次	<ul style="list-style-type: none"> ■ 研究経過報告書の提出 研究成果報告会等を開催し研究の成果等経過をチェック ■ 博士論文の提出 博士論文の審査及び最終試験の実施

③ 修了要件

本大学院に3年以上在学し、かつ、必要な研究指導を受けた上、特殊研究I～VI（12単位）、セミナーI～IV（8単位）を修得し、博士論文の審査および最終試験に合格した者に「博士（学術）名城大学」の学位を授与します。

④ 学位授与基準

1. 学位授与の方針

本研究科の共通テーマである『環境』を中心軸とした『自然と人間の共生』を基に考究し、学際領域の基礎研究とその応用・開発に視点を置きながら、基礎科学の横断的知識・理論をもって課題に対処し、国際的総合的に通用する高度な研究能力を身につけていること。

2. 学位授与申請の基準

審査委員会のある学術誌に掲載されたか、または掲載を受理された報文が1報以上あること。

⑤ 論文審査基準

博士学位論文の審査においては、ディプロマポリシーに基づき、以下の要件について総合的に評価する。

1. 学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
2. 新規性や独創性があり、当該分野の学問の発展や社会的要請に貢献するものであること。
3. 先行研究の調査や評価が適切であり、当該研究の位置づけが明確であること。
4. 研究方法が適切であり、明確かつ具体的に記述されていること。
5. 研究目的、方法、結果、考察の展開が論理的であり、結論が明確に示されていること。
6. 引用等が適切になされ、公開する発表論文としての体裁が整っていること。
7. 公聴会での発表と質疑応答が論理的かつ的確に行われるとともに、当該分野の専門知識及び領域横断的な考察能力が示されること。

(博士後期課程春季入学者)

年次	月	学 生	指導教員 (論文指導委員会)
1年	4月	『博士課程研究計画書』提出	主指導教員を決定
2年	5月	『博士論文作成計画書』提出	副指導教員を決定
			人間・社会科学専修の学生に対する事前判定、判定結果報告：5月末
	8月	『研究経過報告書』提出	
	9月	研究成果発表会 (秋季総合コアプログラム)	『論文指導委員会報告書』作成提出10月末
	12月		人間・社会科学専修の学生に対する事前判定、判定結果報告：12月末
3年	3月	『研究経過報告書』提出	
	4月	研究成果発表会 (春季総合コアプログラム)	『論文指導委員会報告書』作成提出5月末
	12月		副査予定者を選出報告：報告期限12月中旬
			本審査委員会を立ち上げ
	1月	『学位論文』『学位授与申請等書類』提出：1月初旬	学位論文閲覧および審査
	2月	『学位論文公聴会』で論文発表	論文審査委員会で論文審査、審査結果報告
		審査委員会により最終試験の実施	
3月		学位授与可否の判定 (研究科委員会)	
		修了・学位授与の判定 (大学協議会)	
		博士学位の授与 (修了式・学位授与式)	

4. 連携講座

本研究科は、産・学・官の協力連携をもって、教育・研究を更に展開させるため、学外の試験研究機関等との連携講座（いわゆる連携大学院方式）を協定し、異なった発想を持った研究者の交流から新しい発想が生まれることを期待しています。

連携講座は、次の研究機関と教育・研究の協定を締結しています。

連携先研究機関	授 業 科 目	科 目 担 当 教 員
国立長寿医療研究センター (愛知県大府市森岡町7-430)	長寿科学特論	内科総合診療部 部長 遠藤 英俊

3

学則および関連規程等

(2020年4月1日現在)

1. 名城大学大学院学則（抜粋）
2. 名城大学学則（抜粋）
3. 教務規程
4. 名城大学学位規程
5. 大学院科目等履修生要項
6. 大学院特別聴講生要項
7. 大学院研究生要項
8. 大学院特別研究生要項
9. 大学院研修生要項
10. 学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則（抜粋）
11. 奨学生規程（抜粋）
12. その他奨学生
13. 学生懲戒規程
14. 暴風警報、災害等に伴う授業及び試験の取扱内規
15. 交通機関のストライキ等の場合の授業及び試験の取扱内規
16. 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合の授業及び試験の取扱内規
17. 災害に対する心得
18. ハラスメントの防止等に関するガイドライン

1. 名城大学大学院学則（抜粋）

第1章 総 則

（目的）

第1条 本大学院は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究め、もって文化の進展に寄与することを目的とする。

（課程）

第2条 本大学院に、修士課程及び博士課程を置く。

② 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする。

③ 博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、また、その他の高度の専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする。

（自己評価等）

第3条 本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、本大学院の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

② 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

③ 第1項の点検及び評価の結果については、本大学の職員以外の者による検証を行う。

（情報の積極的な提供）

第3条の2 本大学院における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的な情報の提供を行う。

第2章 組 織

（研究科及び専攻）

第4条 本大学院に、次の研究科及び専攻を置く。

法 学 研 究 科	法律学専攻（博士課程）
経 営 学 研 究 科	経営学専攻（博士課程）
経 済 学 研 究 科	経済学専攻（博士課程）
理 工 学 研 究 科	数学専攻（博士課程）
	情報工学専攻（修士課程）
	電気電子工学専攻（修士課程）
	材料機能工学専攻（修士課程）
	電気・情報・材料・物質工学専攻（博士課程）
	応用化学専攻（修士課程）
	機械工学専攻（修士課程）
	機械工学専攻（博士課程）
	交通機械工学専攻（修士課程）
	メカトロニクス工学専攻（修士課程）
	社会基盤デザイン工学専攻（修士課程）
	環境創造学専攻（修士課程）
	建築学専攻（修士課程）
	社会環境デザイン工学専攻（博士課程）
農 学 研 究 科	農学専攻（博士課程）
薬 学 研 究 科	薬学専攻（博士課程）
都市情報学研究科	都市情報学専攻（博士課程）
人間学研究科	人間学専攻（修士課程）
総合学術研究科	総合学術専攻（博士課程）

② 各研究科及び専攻の収容定員は、別表第1のとおりとする。

（研究科の人材の養成に関する目的）

第4条の2 前条に定める研究科の人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的に関しては、次のように定める。

(1) 法学研究科は、変動する国内外の法的・政治的分野及びその交錯する分野に関して、規範と実践の両面から研究または実務を行う人材の養成を目的とする。

(2) 経営学研究科は、21世紀のグローバル化社会における営利・非営利組織体の運営に係る実践的理論を追究し、問題解決能力を有する研究職・専門職人材及び高度専門職人材の養成を目的とする。

(3) 経済学研究科は、経済活動の諸分野において、理論と洞察力、専門的見識と情報分析力をもつ、研究者・専門家及び高度な技能と実践的な知識を有する職業人の養成を目的とする。

(4) 理工学研究科は、幅広い視野と高度な専門知識・技術を有し、創造性・国際性豊かな技術者・研究者の養成を目的とする。

(5) 農学研究科は、生命科学、食料・健康科学、環境科学における高度な専門知識と洞察力を有し、専門領域や関連学術領域における総合的な応用力、創造力及び実践力を備えた専門技術者及び研究者の養成を目的とする。

(6) 薬学研究科は、薬学領域における学術高度化に貢献でき、国民の健康維持・増進と医療の発展をより一層推進できる独創的で創造的な高い研究力、新しい職能を開拓できる高度な専門性と技術・指導力を兼ね備えた薬学のスペシャリストの養成を目的とする。

(7) 都市情報学研究科は、サービスサイエンスの観点から、新しい時代の理想的な都市社会を創造する専門職人材及びまちづくりをあらゆる面でリードする学問領域を修得した研究者の養成を目的とする。

(8) 人間学研究科は、人間に関するテーマを探求・展開できる研究能力とともに、総合的で柔軟な判断力、多元的・複雑化した社会で求められるコミュニケーション能力、高い公共性と倫理性を備えた人材の養成を目的とする。

(9) 総合学術研究科は、自然と人間、環境問題と科学技術のあり方に関する学際的研究を通じて、高度専門職業人と優れた研究者の養成を目的とする。

（教員組織）

第5条 本大学院における授業科目及び研究指導科目は、本大学院の教授又は准教授が担当する。ただし、担当すべき教授又は准教授を欠く場合には、助教又は講師をもってあてることができる。

② 大学院における授業科目及び研究指導科目を担当する者の資格は、研究科委員会の議を経て、大学協議会の承認を得なければならない。

第3章 学年・学期及び休業日

（学年・学期及び休業日）

第10条 本大学院の学年・学期及び休業日は、本大学学則第12条、第13条及び第14条の規定を準用する。

第4章 修業年限及び在学年限

（修業年限）

第11条 修士課程の標準修業年限は、2年とする。

② 博士課程の標準修業年限は、5年とする。

③ 前項の博士課程は、前期2年及び後期3年の課程に区分し、前期2年の課程は修士課程、後期3年の課程は博士後期課程という。

- ④ 第2項の規定にかかわらず、理工学研究科電気・情報・材料・物質工学専攻、機械工学専攻、社会環境デザイン工学専攻は、後期3年とする。
- ⑤ 第2項及び第3項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程の標準修業年限は4年とし、前期及び後期の課程に区分しない。

(在学年限)

第12条 学生は、修士課程にあっては4年、博士後期課程にあっては6年を超えて在学することはできない。

- ② 薬学研究科博士課程にあっては、8年を超えて在学することはできない。

(長期にわたる課程の履修)

第12条の2 研究科は、学生が職業を有している等の事情により、第11条に規定する標準修業年限を超えて、在学年限内で一定の期間にわたり計画的に課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

第5章 入 学

(入学の時期)

第13条 本大学院の入学の時期は、学期の始めとする。

(入学資格)

第14条 本大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 学校教育法第83条に定める大学を卒業した者
- (2) 学校教育法第104条第4項の規定により学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における16年の課程を修了した者
- (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における16年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者
- (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
- (7) 文部科学大臣の指定した者（昭和28年文部省告示第5号）
- (8) 大学に3年以上在学し、本大学院の当該研究科において、特に優れた成績をもって所定の単位を修得したものと認められた者
- (9) 学校教育法第102条第2項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学者とする本大学院の当該研究科において、大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認められた者
- (10) 22歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

② 本大学院博士後期課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
- (2) 外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

(5) 文部科学大臣の認められた者（平成元年文部省告示第118号及び平成13年文部科学省告示第55号）

(6) 24歳に達した者で、本大学院の当該研究科において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者

③ 本大学院薬学研究科博士課程に入学できる者は、次の各号の1に該当する者とする。

(1) 大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者

(2) 外国において学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者

(3) 修士課程を修了した者又は文部科学大臣の指定した者

(4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより、当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了した者

(5) 我が国において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における18年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

(6) 大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を除く）を卒業し、又は外国において16年の課程を修了した後、大学、研究所等において2年以上研究に従事した者で、本研究科において、当該研究の成果等により、大学の修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(7) 大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学を履修する課程）に4年以上在学し、又は外国において学校教育における16年の課程（最終の課程は薬学、医学、歯学又は獣医学）を修了し、本研究科において、所定の単位を優れた成績をもって修得したと認められた者

(8) 24歳に達した者で、本大学院の薬学研究科において、個別の入学資格審査により、大学（修業年限6年の薬学、医学、歯学又は修業年限6年の獣医学）を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

(入学の出願)

第15条 本大学院に入学を志願する者は、所定の書類を添えて願い出なければならない。

(入学者の選考)

第16条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続及び入学許可)

第17条 前条の選考結果に基づき、合格通知を受けた者は、指定する期日までに、所定の入学手続をしなければならない。

- ② 学長は、前項の入学手続を完了した者に入学を許可する。

(再入学)

第18条 正当な理由で退学し、再入学を志願する者については、研究科委員会の議を経て、学長が許可することがある。

第6章 教育課程・履修方法等

(授業科目・履修方法等)

第19条 各研究科における各専攻の授業科目及び単位数、研究指導科目並びに履修方法は、別表第2及び各研究科履修要項のとおりとする。

(教育内容等の改善)

第19条の2 本大学院は、授業並びに研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を行う。

② 前項の研修及び研究に関することは別に定める。

(単位)

第20条 授業科目の単位の基準は、本大学学則第25条の規定を準用する。

(単位の授与)

第21条 授業科目を履修し、試験に合格した者又は研究報告により学修を評価した者には、所定の単位を与える。

(試験)

第22条 試験に関することは、本大学教務規程第4章の規定を準用する。この場合において、「学部」とあるのは「研究科」と、「学部長」とあるのは「研究科長」と読み替える。

(入学前の既修得単位等の認定)

第23条 教育上有益と認めるときは、本大学院の第1年次に入学者が、入学前に大学院において学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

(本大学院以外における修得単位の認定)

第24条 教育上有益と認めるときは、学生が、本大学院以外の教育施設等及び研究所等で行った学修及び修得した単位は、10単位を超えない範囲で、本大学院で修得した単位として認定することができる。

② 前項により認定できる単位数は、第23条により修得したと認定する単位数と合わせて10単位を超えない範囲で認定することができる。

(他研究科及び学部の授業科目の履修)

第25条 指導教員が教育上有益と認めるときは、研究科長の許可を得て、他の研究科及び学部の授業科目を指定して履修させることができる。

(成績の評価)

第26条 履修科目の成績の評価は、本大学学則第30条の規定を準用し、学位論文の評価は合格、不合格で表わすものとする。

第7章 休学・復学・留学・退学等

(休学・復学・留学・退学等)

第27条 休学、復学、留学、退学、除籍及び復籍に関することは、本大学学則第31条、第32条、第34条、第35条、第36条及び第37条の規定を準用する。ただし、第31条第3項は除く。この場合において、「学部長」とあるのは「研究科長」と、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と読み替える。

② 休学期間は、修士課程においては通算して2年、博士後期課程においては3年、薬学研究科博士課程においては4年を超えない。

第8章 修了及び学位の授与

(修了の要件)

第28条 修士課程修了の要件は、本大学院に2年以上在学し、第19条に定める所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

② 前項において、修士課程の目的に応じ適当と認められるときは、特定の課題についての研究の成果の審査をもって、修士論文の審査にかえることができる。

③ 博士課程修了の要件は、本大学院に5年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学し、所定の30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、3年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りるものとする。

④ 第1項ただし書の規定による在学期間をもって修士課程を修了した者の博士課程の修了の要件については、前項中「5年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは、「修士課程における在学期間に3年を加えた期間」と、「3年（修士課程に2年以上在学し、修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）」とあるのは「3年（修士課程における在学期間を含む。）」と読み替えて、同項の規定を適用する。

⑤ 第14条第2項第3号により、博士後期課程に入学した者の修了の要件は、前項の規定にかかわらず、本大学院に3年以上在学し、研究科が定める所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、1年以上在学すれば足りるものとする。

⑥ 第3項の規定にかかわらず、薬学研究科博士課程にあつては、4年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、特に優れた研究業績をあげた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。

(学位論文の審査)

第29条 学位論文の審査は、研究科審査委員会が行う。

② 研究科審査委員会は、指導教員及び関連する科目の担当教員2名以上をもって組織する。ただし、必要があるときは、他の研究科の大学院担当資格を有する教員を加え、また、他の大学院又は研究所の大学院担当資格を有する教員若しくはこれに相当する者の協力を求めることができる。

(学位の授与)

第30条 本大学院の課程を修了した者には、研究科委員会の議を経たうえ、大学協議会の承認を得て、学長は修士又は博士の学位を授与する。

② 本大学院の博士課程を経ないで、論文の提出により、博士の学位を申請した者については、論文の審査及び試験に合格し、かつ、専攻学術に関し、本大学院の博士課程を経た者と同様に高度な研究能力と豊かな学識を有することが確認された場合には、博士の学位を授与することができる。

③ 前2項に定めるもののほか、学位授与の要件その他学位に関し必要な事項は、名城大学学位規程の定めるところによる。

第9章 教職課程

(免許状の取得)

第31条 教育職員免許状を取得しようとする者は、教育職員免許法及び同施行規則に定める単位を修得しなければならない。

(免許状の種類)

第32条 前条の所定の単位を修得した者は、別表第3の教育職員免許状を取得することができる。

第10章 科目等履修生・特別聴講生・研究生・特別研究生・研修生及び外国人留学生

(科目等履修生)

第33条 本大学院において、授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生として入学を許可する。

(特別聴講生)

第34条 本大学院が協定する大学院の学生で、本大学院の授業科目の履修を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、特別聴講生として入学を許可する。

(研究生)

第35条 本大学院において、専門事項の研究を志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、選考のうえ、研究生として入学を許可する。

(特別研究生)

第35条の2 本大学院が協定する大学院の学生で、本大学院の研究指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、特別研究生として入学を許可する。

(研修生)

第35条の3 本大学院において、本法務研究科の課程を修了した者で、引き続き教育指導を受けることを志願する者については、教育研究に支障のない場合に限り、研修生として入学を許可する。

(外国人留学生)

第36条 外国人で、大学において教育を受ける目的をもって入学し、本大学院に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することができる。

第11章 賞 罰

(表彰及び懲戒)

第37条 表彰及び懲戒に関することは、本大学学則第45条及び第46条の規定を準用する。この場合において、「学部教授会」とあるのは「研究科委員会」と、読み替える。

第12章 厚生施設等

(厚生施設等)

第38条 本大学院の学生は、本大学の厚生施設等を利用することができる。

第13章 学 費 等

(学費等)

第39条 学費等の種類及びその額は、学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則の定めるところによる。

2. 名城大学学則（抜粋）

第1章 総 則

(目的)

第1条 本大学は、教育基本法及び学校教育法の規定するところに従い、学術の中心として、深く専門的教育研究を行い、合わせて広汎な教養を培い、創造的な知性と豊かな人間性を備えた有能な人材を養成するとともに学術・文化の進展に寄与することを目的とする。

(自己評価等)

第2条 本大学は、その教育研究水準の向上を図り、本大学の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表する。

② 前項の点検、評価等に関することは、別に定める。

③ 第1項の点検及び評価の結果については、本大学の職員以外の者による検証を行う。

(情報の積極的な提供)

第2条の2 本大学における教育研究活動等の状況については、刊行物への掲載等によって、積極的に情報の提供を行う。

第2章 組 織

(学部)

第3条 本大学に、次の学部及び学科を置く。

法 学 部	法学科
経 営 学 部	経営学科、国際経営学科
経 済 学 部	経済学科、産業社会学科
理 工 学 部	数学科、情報工学科、電気電子工学科、材料機能工学科、応用化学科、機械工学科、交通機械工学科、メカトロニクス工学科、社会基盤デザイン工学科、環境創造工学科、建築学科
農 学 部	生物資源学科、応用生物化学科、生物環境科学科
薬 学 部	薬学科
都市情報学部	都市情報学科
人 間 学 部	人間学科
外 国 語 学 部	国際英語学科

② 前項の各学部及び学科の収容定員は、別表第1のとおりとする。

(学部の人材の養成に関する目的)

第3条の2 前条に定める学部ごとの人材の養成に関する目的その他の教育研究上の目的に関しては、以下のように定める。

- (1) 法学部は、法的思考及び法的素養を修得させることにより、社会のみならず自己に対する客観的な視点を持ち、正義感と倫理観を兼ね備えて、自分で考え判断することのできる人材の養成を目的とする。
- (2) 経営学部は、国際感覚に富み、幅広い教養に支えられた経営諸科学の理論的・実践的能力を社会の多様な領域で発揮する人材の養成を目的とする。
- (3) 経済学部は、経済という一つの窓を通じて社会を見つめ、多様化・複雑化する社会に柔軟に対応できる自立の人間の養成を目的とする。
- (4) 理工学部は、幅広い素養を備え、社会に通用する専門知識とその応用力を持ち、科学技術者として自らの手で新しい分野を創造的に切り拓いてゆく人材の養成を目的とする。

- (5) 農学部は生命科学、食料・健康科学、環境科学を基盤とした幅広い専門的学識を有し、洞察力、創造力および実践力を備え、社会に貢献できる人材の養成を目的とする。
- (6) 薬学部は、薬学の確かな知識、技能とともに、生命の尊さを知り、豊かな人間性と倫理観をもち、人々の健康と福祉の向上に貢献できる人材の養成を目的とする。
- (7) 都市情報学部は、サービスサイエンスの観点から、都市に関する総合的知識とバランス感覚を併せ持ち、まちづくりや組織経営に関する様々な課題を分析し、解決する人材の養成を目的とする。
- (8) 人間学部は、人間性への洞察を中核にすえた広い視野と深い教養を持ち、豊かな人間性に裏打ちされ、国際的な舞台でも活躍できるコミュニケーション能力と行動力を備えた人材の養成を目的とする。
- (9) 外国語学部は、国際化の推進を理念とし、グローバル化が深化する世界において求められる実践的なコミュニケーション力を有し、国境を越えて活躍できる、以下に掲げる能力を備えた人材の養成を目的とする。
- ① グローバル化社会の最前線で活躍できる英語の運用能力を有した人材
 - ② アジアをはじめとする海外の事情に通じ、異文化や国際社会に対して深い理解力を持った人材
 - ③ 日本の歴史、文化、社会を深く理解し、日本の立場や事情を世界に発信する能力を備え、グローバル化社会を切り開いて行くことができる人材

(大学院)

第4条 本大学に、大学院を置く。

- ② 大学院に関することは、別に定める。

(専攻科)

第5条 本大学に、専攻科を置く。

- ② 専攻科に関することは、別に定める。

(附属施設等)

第6条 本大学に、次の教育研究の施設等を置く。

- (1) 研究所
 - (2) 農学部附属農場
 - (3) その他附属施設等
- ② 教育研究の施設等に関することは、別に定める。

(附属図書館)

第7条 本大学に、附属図書館を置く。

- ② 附属図書館に関することは、別に定める。

第3章 学年・学期及び休業日

(学年)

第12条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第13条 学年を次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月13日まで

後期 9月14日から翌年3月31日まで

(休業日)

第14条 休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日
 - (3) 夏季休業日 8月上旬から9月13日まで
 - (4) 冬季休業日 12月下旬から翌年1月上旬まで
 - (5) 春季休業日 2月上旬から3月31日まで
- ② 必要がある場合、前項に定めるもののほか、休業日を定め、又は変更することができる。

第6章 教育課程・履修方法等

(単位)

第25条 授業科目の単位は、次の各号の基準によるものとする。

- (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの授業時間をもって1単位とする。
- (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの授業時間をもって1単位とする。

② 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらの学修の成果を評価して単位を与えることができる。

(成績)

第30条 履修科目の成績は、優（A）、良（B）、可（C）及び不可（F）の4種の評語をもって表わし、優（A）、良（B）及び可（C）を合格とする。

第7章 休学・転学・留学・退学等

(休学)

第31条 疾病その他やむを得ない理由により、3月以上修学することができない者は、学部教授会の議を経て、学部長の許可を得て休学することができる。

② 休学期間は、1年以内とする。ただし、特別の理由がある場合は、1年を限度として、休学期間の延長を認めることができる。

③ 休学期間は、通算して4年を超えることができない。

④ 休学期間は、在学年限に算入しない。

(復学)

第32条 休学期間中にその理由が消滅したときは、学部教授会の議を経て、学部長の許可を得て復学することができる。

(転学)

第33条 他の大学に入学又は転入学を志願する者は、学部長に願い出て、あらかじめその許可を得なければならない。

(留学)

第34条 外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学部長の許可を得て留学することができる。

② 留学期間は、第38条に定める在学期間を含めることができる。

(退学)

第35条 疾病その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、学部教授会の議を経て、学長の許可を得て退学することができる。

(除籍)

第36条 次の各号の1に該当する者は、学部教授会の議を経て、学長が除籍する。

- (1) 第16条に定める在学年限を超えた者
- (2) 第31条に定める休学期間を超えてなお修学できない者
- (3) 学費を納入しない者
- (4) その他成業の見込みがないと認められる者

(復籍)

第37条 前条により除籍された者で復籍しようとするものは、学部教授会の議を経て、学長の許可を得て復籍することができる。ただし、前条第1号により除籍された者は除く。

第12章 賞 罰

(表彰)

第45条 学生として表彰に価する行為があった者は、学部教授会及び協議会の議を経て、学長が表彰する。

(懲戒)

第46条 本大学の規則に違反又は学生としての本分に反する行為をした者は、学部教授会及び大学協議会の議を経て、学長が懲戒する。懲戒の手続き等については、別に定める。

② 前項の懲戒の種類は、退学、停学及び訓告とする。

③ 前項の退学は、次の各号の1に該当する場合に行う。

(1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

(2) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

3. 教 務 規 程

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則（以下「学則」という。）に定めるもののほか、教務に関する必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 学籍簿及び学生証

(学籍簿)

第2条 名城大学（以下「本大学」という。）に所定の学籍簿を備え、その保管は学務センターで行う。

② 学籍簿の記載事項に変更が生じたときは、直ちに、所定の用紙にその理由を記入のうえ、学部長に届け出なければならない。

(学生証の交付等)

第3条 本大学に入学した者には、学生証を交付する。

② 学生証の有効期間は、1年とする。

③ 学生は、学生証に記載された注意事項を遵守しなければならない。

④ 学生証の交付の時期、方法等は各学部で定める。

第3章 授業及び履修科目の登録

(授業)

第4条 本大学における授業は、年度の始めに、授業科目、曜日、時限、授業科目を担当する教育職員等を、各学部で承認したものを学務センターにおいて、授業時間割表により公表し実施する。ただし、集中講義等については、別にこれを公表し実施することがある。

② 交通機関のストライキの実施、暴風警報の発令、災害等の発生及び大規模地震に関する判定会招集時の授業の取扱いに関することは、別に定める。

(履修科目の登録)

第5条 学生は、履修科目として登録することができる単位数に基づき、その年度又はその学期に履修しようとする授業科目を選択し、指定された期間内に、履修科目の登録をしなければならない。

② 前項の定めるところにより、所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については、次年度又は次学期に、前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

③ 次の各号のいずれかに該当した授業科目の履修は無効とする。

(1) 未登録の授業科目の履修

(2) 同一時間帯に複数の授業科目の履修

(3) 既に単位を修得した授業科目の履修

④ 提出された履修届の変更は、学部等で特に認めた場合のほかは行うことができない。

⑤ その他履修に関する必要なことは、学部等で定める。

(他学部の授業科目の履修)

第6条 学生は、所属学部の授業科目のほかに他の学部の授業科目を履修することができる。

② 他の学部の授業科目の履修を希望する者は、所属学部長を経て、履修を希望する学部の学部長の許可を得なければならない。

③ 履修を許可する授業科目、単位の認定及びその他必要なことは、当該両学部で定める。

(他大学の授業科目の履修)

第7条 学生は、本学の授業科目のほかに「単位互換に関する包括協定」に加盟する大学の授業科目を履修することができる。

② 他大学の授業科目の履修を希望する者は、所定の手続きを経て、科目開設大学の許可を得なければならない。

③ 他大学で登録履修できる単位及びその他必要なことは、別に定める。

第4章 試験・成績・単位認定等

(試験)

第8条 試験は、定期試験、追試験及び再試験とする。ただし、必要があるときは、適宜、試験を実施することができる。

② 追試験は、疾病その他やむを得ない理由により、定期試験を受験できなかった者について、1回に限り行う。

③ 再試験は、定期試験の結果、不合格になった者について、1回に限り行うことができる。

④ 試験の方法は、筆記又は口述によるものとする。ただし、論文その他の方法により、これに代えることができる。

(試験の実施)

第9条 試験の実施に関することは、学部等で定める。

② 交通機関のストライキの実施、暴風警報の発令、災害等の発生及び大規模地震に関する判定会招集時の試験の取扱いに関することは、別に定める。

(受験の資格)

第10条 受験に必要な手続きをしなかった者又は学費を納入しなかった者は、受験できない。

② 次の各号のいずれかに該当するときは、受験できないことがある。

(1) 授業科目の出席日数が3分の2に満たないとき

(2) 学生証（所定の受験票を含む。）を提示できないとき

(3) 試験開始後、所定の時間以上遅れたとき

(4) 試験監督者の指示に従わないとき

(5) 試験において不正行為をしたとき

(6) その他学部等で定める事項に違反したとき

(成績の評価)

第11条 成績は、100点を満点とし、評価は、80点以上をA、70点以上80点未満をB、60点以上70点未満をC、60点未満をFとする。

(GPA)

第11条の2 履修指導等において、GPA（グレード・ポイント・アベレージ）による成績評価を用いることができる。

② GPAの算出方法については、別に定める。

(試験結果の通知)

第12条 試験の結果は、受験者に通知する。

② 通知の時期、方法等に関することは、学部等で定める。

(不正行為の禁止)

第13条 試験において、不正行為を行ってはならない。

② 学生が不正行為を行ったときは、教授会の議を経て、学部長が処罰することができる。ただし、懲戒については、学則第46条に定めるところによる。

③ その他不正行為の取扱いについては、内規をもって定める。

(単位の認定及び表記)

第14条 学則第27条及び第28条に定める単位の認定は、学部長が行う。

② 再入学、転学部等の学生の入学及び転入前に修得した授業科目の単位、成績並びに評価の表記は、各学部において認定した単位数、成績及び第11条に定める評価又はNの表示をもって行う。

③ 本大学以外の教育施設等において行った学修及び修得した単位のうち、認定した単位及び成績の表記は、単位数の記載と第11条に定める評価又はNの表示をもって行う。

(進級)

第15条 学生が、上級年次に進級するために必要な単位修得基準は、学部で定める。

(早期卒業の要件)

第16条 学則第38条第2号に定める者は、次の要件をすべて満たした者でなければならない。

(1) 3年以上の在学中で、本大学の定める卒業要件としての単位を優秀な成績で修了した者

(2) 学則第38条第2号に規定する卒業を希望している者

第5章 学籍異動の手続等

(休学の手続)

第17条 休学しようとする者は、その理由が生じたときから1月以内に、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長に願い出るものとする。

② 休学期間を延長しようとする者は、前項に定める手続を経なければならない。

③ 休学を許可された者は、別に定める在籍料を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

(復学の手続)

第18条 復学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長に願い出るものとする。

② 復学の時期は、各学期の始めとする。ただし、特別の事情があるときは、この限りでない。

(退学の手続)

第19条 退学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 退学の日付は、既納の授業料等の有効期間内で、教授会の指定する日とする。

(再入学の手続)

第20条 再入学しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 再入学の出願期間は、退学した翌日から退学した日の5年後の日の属する年度の末日までとする。

③ 再入学が許可された者は、別に定める入学金及び授業料等を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

④ 再入学の時期は、年度の始めとする。

(除籍の日付)

第21条 除籍の日付は、既納の授業料等の有効期間内で、教授会の指定する日とする。ただし、学則第36条第4号により除籍された入学手続完了者で、年度始めに学生証を受領しない者の日付は4月30日とする。

(復籍の手続)

第22条 復籍しようとする者は、所定の用紙にその理由を記入し、保証人連署のうえ、学部長を経て、学長に願い出るものとする。

② 復籍の出願期間は、除籍された日の翌日から除籍された日の5年後の日の属する年度の末日までとする。

③ 復籍が許可された者は、別に定める復籍料及び授業料等を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

④ 復籍の時期は、年度の始めとする。

(転学部等の手続)

第23条 転学部等の志願者は、所定の用紙にその理由を記入し、所属学部長に願い出るものとする。

② 転学部等が許可された者は、別に定める転学部料等及び授業料等を本大学の指定する期間内に納入しなければならない。

③ 転学部等の時期は、年度の始めとする。

④ 転学部等の選考方法等に関することは、学部で定める。

第6章 学位記

(学位記)

第24条 学位記の日付は、卒業式の日とする。ただし、薬学部においては、卒業式の日以前の日付とすることができる。

② 年度の中途において、卒業と認定されたときの学位記の日付は、次の各号のとおりとする。

(1) 次の年度の4月30日までに、卒業と認定されたときは、前年度の卒業式の日付とする。

(2) 次の年度の10月31日までに、卒業と認定されたときは、その年度の9月13日の日付とする。

③ 学位記は、再交付しない。

第7章 雑 則

(諸証明書の発行)

第25条 本大学に在籍する者又は在籍した者から求めがあるときは、諸証明書を発行することができる。

② 証明書の発行の時期、方法等に関することは、学部等で定める。

(様式等)

第26条 この規程の施行に必要な様式及び事項は、別に定める。

4. 名城大学学位規程

(目的)

第1条 この規程は、学位規則（昭和28年文部省令第9号。以下「省令」という。）に基づき、名城大学（以下「本大学」という。）が授与する学位について、名城大学学則及び名城大学大学院学則に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

(学位)

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び

法務博士（専門職）とする。

(1) 学士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学部法学科（法学）
法学部応用実務法学科（法学）
経営学部経営学科（経営学）
経営学部国際経営学科（経営学）
経済学部経済学科（経済学）
経済学部産業社会学科（経済学）
理工学部数学科（理学）
理工学部情報工学科（工学）
理工学部電気電子工学科（工学）
理工学部材料機能工学科（工学）
理工学部応用化学科（工学）
理工学部機械工学科（工学）
理工学部交通機械工学科（工学）
理工学部メカトロニクス工学科（工学）
理工学部社会基盤デザイン工学科（工学）
理工学部環境創造学科（工学）
理工学部建築学科（工学）
農学部生物資源学科（農学）
農学部応用生物化学科（農学）
農学部生物環境科学科（農学）
薬学部薬学科（薬学）
都市情報学部都市情報学科（都市情報学）
人間学部人間学科（人間学）
外国語学部国際英語学科（外国語学）

(2) 修士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学研究科法律学専攻（法学）
経営学研究科経営学専攻（経営学）
経済学研究科経済学専攻（経済学）
理工学研究科数学専攻（理学）
理工学研究科情報工学専攻（工学）
理工学研究科電気電子工学専攻（工学）
理工学研究科材料機能工学専攻（工学）
理工学研究科応用化学専攻（工学）
理工学研究科機械工学専攻（工学）
理工学研究科交通機械工学専攻（工学）
理工学研究科メカトロニクス工学専攻（工学）
理工学研究科社会基盤デザイン工学専攻（工学）
理工学研究科環境創造学専攻（工学）
理工学研究科建築学専攻（工学）
農学研究科農学専攻（農学）
都市情報学研究科都市情報学専攻（都市情報学）
人間学研究科人間学専攻（人間学）
総合学術研究科総合学術専攻（学術）
大学・学校づくり研究科大学・学校づくり専攻（教育経営）

(3) 博士の学位を授与するに当たっては、次の区分に従い、専攻分野の名称を付記する。

法学研究科法律学専攻（法学）
経営学研究科経営学専攻（経営学）
経済学研究科経済学専攻（経済学）
理工学研究科数学専攻（理学）
理工学研究科電気・情報・材料・物質工学専攻（工学）
理工学研究科機械工学専攻（工学）
理工学研究科社会環境デザイン工学専攻（工学）
農学研究科農学専攻（農学）
薬学研究科薬学専攻（薬学）
都市情報学研究科都市情報学専攻（都市情報学）

総合学術研究科総合学術専攻（学術）

(学位授与の要件)

第3条 学士の学位は、本大学を卒業した者に授与する。

② 修士の学位は、本大学大学院の修士課程を修了した者に授与する。

③ 博士の学位は、本大学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者に授与する。

④ 専門職の学位は、本大学大学院の専門職学位課程を修了した者に授与する。

⑤ 第3項に定めるもののほか、博士の学位は、名城大学大学院学則の定めるところにより、本大学大学院の行う博士論文の審査及び試験に合格し、かつ、本大学大学院の博士後期課程又は博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者に授与することができる。

(学位授与の申請)

第4条 本大学大学院研究科の課程を経て、修士又は博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書（様式第6及び様式第7）に学位論文及びその他必要書類を添えて、研究科長を経て、学長に提出するものとする。

② 本大学大学院博士後期課程又は博士課程を経ないで、博士の学位の授与を申請する者は、所定の学位授与申請書（様式第8）に学位論文及びその他必要書類並びに別に定める学位審査料を添えて、当該研究科長を経て、学長に提出するものとする。

③ 本大学大学院博士後期課程又は博士課程に所定の期間在学し、研究指導を受けたのみで退学した者が、博士の学位を申請する場合も、前項の規定によるものとする。ただし、退学後3年以内に学位論文を提出する場合は、学位審査料を免除する。

④ 提出した学位論文及び納入した学位審査料は、これを返還しない。

(学位論文)

第5条 提出する学位論文は、1編とする。ただし、参考論文を添付することができる。

② 研究科において必要があると認めるときは、学位論文の訳本、模型又は標本その他を提出させることができる。

(学位論文の受理)

第6条 第4条第1項による学位論文は、専攻分野の属する研究科委員会にて受理する。

② 第4条第2項による博士論文の受理は、専攻分野の属する研究科委員会の議を経て、学長が決定し、研究科委員会にその審査を付託する。

(審査委員会)

第7条 前条により学位論文を受理、若しくは審査を付託された研究科委員会は、論文内容に関連する研究指導教員のうちから、3名以上の審査委員（内1名は主査）を選出し、審査委員会を設ける。

② 研究科委員会は、前項の規定にかかわらず、必要があるときは、前項に規定する教員に代えて論文内容に関連する大学院担当資格を有する教員を審査委員とすることができる。

③ 研究科委員会は、第1項の規定にかかわらず、必要があるときは、他の研究科の大学院担当資格を有する教員を加え、また、他の大学院又は研究所の大学院担当資格を有する教員若しくはこれに相当するものの協力を求めることができる。

(学位論文の審査、試験及び試問)

第8条 審査委員会において行う審査は、学位論文の審査及び試験とし、第3条第5項の規定により、博士の学位の授与を申請する者には、併せて試問を行うものとする。

② 試験は、学位論文を中心として、これに関連のある科目につ

いて、口頭又は筆答により行う。

- ③ 試問は、本大学大学院博士後期課程又は博士課程を修了して、博士の学位を授与される者と同等以上の学力を有することを確認するために、専攻学術及び外国語について、口頭又は筆答により行う。外国語については、原則として2カ国語を課する。
- ④ 第4条第3項の規定により、博士の学位の授与を申請する者にとっては、退学後3年以内に学位論文を提出したときは、試問を免除する。

(審査期間)

第9条 第3条第2項及び第3項に定める者の学位論文の審査及び試験は、修了予定年度の卒業式に学位授与ができるよう終了するものとする。

- ② 第4条第2項による博士論文は、本大学大学院において、論文を受理した後1年以内に審査及び試験を終了するものとする。

(審査委員会の報告)

第10条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験並びに試問を終了したときは、速やかに、学位論文の内容の要旨、論文審査の要旨及び試験の成績並びに試問の結果に、学位の授与についての意見を添え、研究科委員会に文書により報告しなければならない。

(研究科委員会の審議)

第11条 研究科委員会は、前条の報告に基づいて審議し、第3条第2項及び第3項によるものについては、名城大学大学院学則の定めるところにより、研究科の課程修了の可否、同条第5項の規定によるものについては、その学位論文の可否について議決する。

- ② 第3条第4項によるものについては、名城大学大学院学則の定めるところにより、研究科の課程修了の可否について議決する。
- ③ 前2項の議決は、研究科委員会の委員総数の3分の2以上出席し、かつ、出席委員の3分の2以上の賛成を必要とする。ただし、公務による長期出張又は休職中の委員は、委員の数に算入しない。

(研究科長の報告)

第12条 研究科委員会が前条の議決をしたときは、研究科長は、その結果を文書により、学長に報告しなければならない。

(学位の授与)

第13条 学長は、第3条第1項の規定に定めるものについては、第2条第1号に定める学位を授与する。

- ② 学長は、前条の報告に基づいて、第3条第2項、第3項及び第4項の規定に定めるものについては、本大学大学院研究科の課程修了の可否、同条第5項の規定に定めるものについては、その学位論文の可否について、大学協議会の承認を得て、第2条第2号、第3号及び第4号に定める学位を授与する。
- ③ 学位記の様式は、学士にあっては様式第1、修士にあっては様式第2、課程博士にあっては様式第3、論文博士にあっては様式第4、専門職にあっては様式第5のとおりとする。

(学位論文要旨等の公表)

第14条 本大学が、博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に、博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表する。

(学位論文の公表)

- 第15条** 博士の学位を授与された者は、学位を授与された日から1年以内に、その学位論文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前に既に公表した場合は、この限りでない。
- ② 前項本文の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者にやむを得ない理由がある場合は、本大学の承認を受けて、学位論文の全文に代え、その内容を要約したものを公表することができる。この場合、本大学は、その論文の全文を求めに応じて

閲覧に供するものとする。

- ③ 前2項の規定により、学位論文を公表するときは、名城大学審査学位論文である旨を明記しなければならない。
- ④ 博士の学位を授与された者が行う前3項の規定による公表は、インターネットの利用により行うものとする。

(学位授与の取消等)

第16条 学長は、本大学において学位を授与された者が、不正な方法により、学位を受けた事実が判明したときは、学部教授会又は研究科委員会及び大学協議会の議を経て、その授与した学位を取り消したうえ、学位記を返還させ、かつ、その旨を公表する。

- ② 各学部又は研究科において、前項の議決をするときは、第11条第3項の規定を準用する。

(学位授与の報告)

第17条 本大学が博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3月以内に所定の学位授与報告書により、文部科学大臣に報告するものとする。

(補則)

第18条 この規程で定めるもののほか、必要な事項は、学部教授会又は研究科委員会及び大学協議会の議を経て、学長が定める。

5. 大学院科目等履修生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学大学院学則（以下「学則」という。）第33条に定める科目等履修生の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 名城大学大学院（以下「本大学院」という。）の科目等履修生として志願できる者の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 修業年限4年以上の大学を卒業した者
- (2) 本大学院において前号と同等以上の学力があると認められた者

(受付の時期等)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者の受付の時期は、学期の始めとする。

(手続)

第4条 科目等履修生として入学を志願する者は、本大学院の指定する期間内に、次の各号に定める書類のほか、別に定める入学検定料振込証明書を添えて、学務センター、薬学部事務室及びナゴヤドーム前キャンパス事務室に願出のものとする。

- (1) 科目等履修生入学志願書（志願書受付前3月以内に撮影した写真を貼付のこと）
- (2) 卒業証明書及び成績証明書
- (3) その他本大学院が必要とするもの

(入学の許可)

第5条 科目等履修生の入学は、授業科目を開講する研究科委員会の議を経て、学長が許可する。

(科目等履修料等)

第6条 科目等履修生として入学を許可された者は、別に定める科目等履修料及び実験実習費を本大学院の指定する期間内に納入しなければならない。

- ② 前項の手続を終えた者には、許可通知書を交付する。

(科目等履修生証)

第7条 科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。

(履修期間)

第8条 科目等履修生の履修期間は、入学を許可された日からその年度の末日までとする。ただし、履修科目が2年度にわたり開講される場合は、この限りでない。

(授業科目及び単位数)

第9条 履修を許可する授業科目は、当該研究科委員会の議を経て、研究科長が決定する。

② 履修を許可する単位数は、1年度につき、12単位以内(集中講義によるものも含む。)とする。

(履修科目の単位の授与等)

第10条 科目等履修生として履修した科目については、所定の単位を授与する。

② 単位授与のための試験の種類及び方法等については、学則第22条及び第26条の規定を準用する。

(証明書の発行)

第11条 科目等履修生には、本人の求めにより、単位修得証明書等を発行することができる。

(資格の取消)

第12条 履修期間中において本大学院の規則等に違反し、科目等履修生としての本分に反する行為をした者は、科目等履修生の資格を取り消すことがある。

(様式)

第13条 第4条に定める科目等履修生志願書の様式は、別に定める。

(補則)

第14条 この要項の施行に関し必要なことは、学務センター長が定める。

(準用)

第15条 科目等履修生に関し、学則及びこの要項に定めのないことは、正規の学生に関する規定を準用する。

(3) 撮影後3月以内の写真1枚

(4) その他必要とするもの

(許可の諾否等)

第6条 特別聴講生の受け入れの諾否は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

② 前項の諾否の結果は、特別聴講生として志願する者の所属する大学院に、文書をもって通知するものとする。

(特別聴講生証の交付)

第7条 特別聴講生には、特別聴講生証を交付する。

(聴講期間)

第8条 特別聴講生の聴講期間は、聴講が許可された日から当該年度の末日までとする。

(取得単位の制限)

第9条 特別聴講生が履修登録し、取得できる単位数は、10単位までとする。

(試験及び履修科目の評価等)

第10条 特別聴講生が聴講した授業科目の受験科目並びに試験及びその評価等については、学則第21条、第22条及び第26条の規定を準用する。

② 試験の結果及び成績評価等は、特別聴講生が所属する大学院に、文書をもって通知するものとする。

(資格の取消)

第11条 特別聴講生が次の各号のいずれかに該当したときは、特別聴講生の資格を取消することができる。

(1) 本大学院の規定に違反した者

(2) 指定された期日までに、特別聴講料を納入しなかった者

(学則等の準用)

第12条 特別聴講生に関し、学則及びこの要項に定めのない事項については、正規の学生に関する規定を準用する。

(補則)

第13条 この要項の施行に際し必要な事項は、別にこれを定める。

6. 大学院特別聴講生要項

(根拠)

第1条 名城大学大学院学則(以下「学則」という。)第34条に定める特別聴講生(以下「特別聴講生」という。)の取扱いは、この要項の定めるところによる。

(協定の大学院)

第2条 名城大学大学院(以下「本大学院」という。)が協定する大学院は、別表のとおりとする。

(資格)

第3条 特別聴講生として志願できる者の資格は、次の各号のとおりとする。

(1) 協定する大学院のいずれかに現に在学していること。

(2) 所属する大学院から推せんが受けられること。

(出願)

第4条 特別聴講生として志願する者は、当該研究科の定める期日までに願出するものとする。

② 前項の出願受付の場所及び期日は、別にこれを定める。

(手続)

第5条 特別聴講生として志願する者は、次の各号の所定の書類等を提出するものとする。

(1) 特別聴講生志願書

(2) 所属する大学院研究科長の推せん書

別表(第2条関係)

関係研究科名	協定する大学院
法学研究科	愛知学院大学大学院法学研究科 中京大学大学院法学研究科 名古屋経済大学大学院法学研究科 南山大学大学院法学研究科
経営学研究科	愛知大学大学院経営学研究科 愛知学院大学大学院商学研究科 愛知学院大学大学院経営学研究科 中京大学大学院商学研究科 中京大学大学院経営学研究科 南山大学大学院社会科学研究科(経営学専攻) 南山大学大学院ビジネス研究科(経営学専攻) 名古屋大学大学院経済学研究科 名古屋市立大学大学院経済学研究科
薬学研究科	名古屋大学大学院医学系研究科

備考 「名古屋大学大学院医学系研究科と名城大学大学院薬学研究科との間における学生の交流に関する覚書」のうち、「大学院特別聴講学生」は「大学院特別聴講生」と読み替える。

7. 大学院研究生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条に定める研究生（以下「大学院研究生」という。）の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(資格)

第2条 大学院研究生として志願できる者の資格は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 大学院修士課程を修了した者
- (2) 本大学院において、前号と同等の学力があると認められた者

(手続)

第3条 大学院研究生として入学を志願する者は、本大学院の指定する期間内に、次の各号に定める書類のほか、別に定める入学検定料振込証明書を添えて、学務センター、薬学部事務室及びナゴヤドーム前キャンパス事務室（以下「学務センター等」という。）に願出するものとする。

- (1) 大学院研究生志願書（志願書受付日前3月以内に撮影した写真を貼付のこと）
 - (2) 修了証明書及び成績証明書
 - (3) 研究を指導する教育職員の承諾書
- ② 志願者が、外国人留学生（外国人留学生として志願する者を含む。）の場合は、前項の書類のほか、次の各号に定める書類を添えなければならない。
- (1) 在留カード（写）、若しくは住民票
 - (2) 学費負担者等及び連絡先を明示した書類

(入学の許可)

第4条 大学院研究生の入学は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(研究料等)

第5条 大学院研究生として入学を許可された者は、別に定める研究料及び実験実習費を本大学院の指定する期間内に、納入しなければならない。

- ② 前項の手続きを終えた者には、入学許可書を交付する。

(大学院研究生証)

第6条 大学院研究生には、大学院研究生証を交付する。

(研究期間)

第7条 大学院研究生の研究期間は、原則として1年とする。ただし、後期入学者については、大学院学則第10条に定める後期の期間のみも可能とする。なお、研究の必要がある場合は1年以内の延長をすることができる。

- ② 研究期間を延長した後、特別の事情により更に研究期間が必要な場合は、改めて願出するものとする。

(延長手続)

第8条 研究期間の延長を希望する者は、研究期間延長願書を学務センター等に提出するものとする。

- ② 延長を希望する者が、外国人留学生の場合は、前項の書類のほか、第3条第2項に定める書類を添えなければならない。

(延長許可)

第9条 研究期間の延長は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(専門事項等)

第10条 研究科長は、大学院研究生の専門事項を指定し、研究を指導する教育職員を指名するものとする。

(研究報告書の提出)

第11条 大学院研究生は、その研究期間の終了に際し、研究報告書を研究科長に提出しなければならない。

(研究等の証明)

第12条 大学院研究生は、研究期間及び研究事項に係る証明を求めることができる。

(資格の取消)

第13条 研究期間中において大学院研究生として不適当と認められたときは、資格を取消することができる。

(様式)

第14条 第3条第1項第1号及び第8条第1項に定める願書の様式は、別に定める。

(準用)

第15条 大学院研究生に関し、学則及びこの要項に定めのないことについては、正規の学生に関する規定を準用する。

8. 大学院特別研究生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学大学院学則（以下「学則」という。）第35条の2に定める特別研究生（以下「特別研究生」という。）の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(協定の大学院)

第2条 名城大学大学院（以下「本大学院」という。）が協定する大学院は、別表のとおりとする。

(資格)

第3条 特別研究生として志願できる者の資格は、次の各号のとおりとする。

- (1) 協定する大学院のいずれかに現に在学していること。
- (2) 所属する大学院から推薦が受けられること。

(出願)

第4条 特別研究生として志願する者は、当該研究科の定める期日までに願出するものとする。

- ② 前項の出願受付の場所及び期日は、別にこれを定める。

(手続)

第5条 特別研究生として志願する者は、次の各号の所定の書類等を提出するものとする。

- (1) 特別研究生志願書
- (2) 所属する大学院研究科長の推薦書
- (3) 撮影後3月以内の写真1枚
- (4) その他必要とするもの

(許可の諾否等)

第6条 特別研究生の受け入れの諾否は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを行うものとする。

- ② 前項の諾否の結果は、特別研究生として志願する者の所属する大学院に、文書をもって通知するものとする。

(研究料等)

第7条 特別研究生としての研究料は、大学院間の協定書等に基づくものとする。

(特別研究生証の交付)

第8条 特別研究生には、特別研究生証を交付する。

(研究期間)

第9条 特別研究生の研究期間は、原則として1年とする。ただし、研究の必要がある場合は1年以内の延長をすることができる。

(延長許可)

第10条 研究期間の延長は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(専門事項等)

第11条 研究科長は、特別研究生の専門事項を指定し、研究を指導する教育職員を指名するものとする。

(資格の取消)

第12条 特別研究生が次の各号のいずれかに該当したときは、特別研究生の資格を取消することができる。

- (1) 本大学院の規定に違反した者
- (2) 指定された期日までに、研究料を納入しなかった者

(学則等の準用)

第13条 特別研究生に関し、学則及びこの要項に定めのない事項については、正規の学生に関する規定を準用する。

(補則)

第14条 この要項の施行に関し必要な事項は、別にこれを定める。別表(第2条関係)

関係研究科名	協定する大学院
薬学研究科	名古屋大学大学院医学系研究科

備考 「名古屋大学大学院医学系研究科と名城大学大学院薬学研究科との間における学生の交流に関する覚書」のうち、「大学院特別研究学生」は「大学院特別研究生」と読み替える。

9. 大学院研修生要項

(目的)

第1条 この要項は、名城大学大学院学則(以下「学則」という。)第35条の3に定める研修生(以下「大学院研修生」という。)の取扱いに係る必要な事項を定めることを目的とする。

(手続)

第2条 大学院研修生として入学を志願する者は、学務センターに願い出るものとする。

(入学の許可)

第3条 大学院研修生の入学は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(研修料等)

第4条 大学院研修生として入学を許可された者は、別に定める研修料を本大学院の指定する期間内に、納入しなければならない。

② 前項の手続きを終えた者には、入学許可書を交付する。

(大学院研修生証)

第5条 大学院研修生には、大学院研修生証を交付する。

(研修期間)

第6条 大学院研修生の研修期間は、原則として1年とする。ただし、本人の申し出がある場合は、通算して、新司法試験の受験資格がある間、延長をすることができるものとする。

(延長手続)

第7条 研修期間の延長を希望する者は、研修期間延長願書を学務センターに提出するものとする。

(延長許可)

第8条 研修期間の延長は、当該研究科委員会の議を経て、学長がこれを許可する。

(資格の取消)

第9条 研修期間中において大学院研修生として不適当と認めるときは、資格を取り消すことがある。

(準用)

第10条 大学院研修生に関し、学則及びこの要項に定めのないことについては、正規の学生に関する規定を準用する。

10. 学校法人名城大学の設置する学校の学費等に関する規則(抜粋)

第1章 総 則

(目的)

第1条 この規則は、他に定めるもののほか、学校法人名城大学の設置する学校の学費及び手数料(以下「学費等」という。)に関して定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この規則は、名城大学大学院、名城大学(以下「大学」という。)並びに名城大学附属高等学校(以下「高校」という。)に適用する。

(学費等の種類)

第3条 学費の種類は、入学金、授業料、実験実習費、校費、施設費又は施設維持費及び教職履修費、学芸員履修費、科目等履修料、研究料、特別聴講料並びに在籍料をいう。

② 手数料の種類は、入学検定料、転学部・転学科・コース変更(以下「転学部等」という。)試験料、追再試験料及び学位審査料、復籍料、転学部等料並びに各種証明手数料をいう。

第2章 大学の学費等

(学費等の額)

第3条の2 学費等の額については、別表第1[全研究科共通事項参照]のとおりとする。

(新入学生以外の学費の適用)

第3条の3 新入学生以外の者の学費の適用については、次のとおりとする。

- (1) 留年者の授業料等
留年者の授業料、実験実習費、校費及び施設費(以下「授業料等」という。)は、その者の入学年度のものを用いる。
- (2) 復学者の授業料等
復学者の授業料等は、その者の入学年度のものを用いる。
- (3) 復籍者の授業料等
復籍者の授業料等は、その者を復籍させる対象学年次のものを用いる。
- (4) 転学部等をした者の授業料等
転学部等をした者の授業料等は、当該対象の学部・コース・学科の学年次のものを用いる。
- (5) 編入学者及び再入学者の学費
編入学者及び再入学者の入学金は、入学年度のものを用い、授業料等は編入学又は再入学を許可した対象の学部・コース・学科の学年次のものを用いる。
- (6) 休学者の在籍料
休学者は、休学期間中、在籍料を納入するものとする。ただし、前・後期分いずれかの授業料等が納入されている者については、その期の在籍料は、徴収しないものとする。
- (7) 在籍料の減額
前号の在籍料は、特に理由がある場合に限り減額することができる。

② 学年の途中で学籍が消滅した者も、学籍が消滅した前日の属する期の授業料等は、これを納入するものとする。ただし、大学院博士課程において、特に大学の事情により学位論文の審査が年度を越す場合の当該越した年度の授業料等は、これを徴収しないものとする。

③ 大学院法務研究科の学生が、修了に必要な在学期間を満たし、修了延期となった場合の授業料等は別に定める。

(長期履修学生制度に係る学費等の特例)

第3条の4 大学院修士課程及び博士前期課程並びに博士後期課程及び博士課程のうち、長期履修を希望した社会人学生が、期間を短縮した場合は、短縮した年数の学費総額との差額を徴収するものとする。

(学費等の納入期限)

第4条 大学の学費等の納入期限は、次のとおりとする。

(1) 入学検定料

入学検定料は、大学の指定する入学志願手続期間内に、これを納入しなければならない。

(2) 入学金

入学金は、大学の指定する入学手続期間内に、これを納入しなければならない。

(3) 授業料等

ア 新入学生

新入学生の授業料等のうち、前期分は、大学の指定する入学手続期間内に、これを納入し、後期分の納入期限は、10月10日とする。

イ 在学生

在学生の授業料等の納入期限は、これを2期に分け、毎年5月10日及び10月10日とする。

(授業料等の納期の延期)

第5条 授業料等は、次の場合、その納期の延期を認めることがある。

(1) 不慮の事故又は災害等、真にやむを得ない理由がある場合
(2) 入学手続で分割手続が認められている場合

② 授業料等の納期の延期を願い出る者で、前項第1号に該当するものは罹災証明書等納期の延期を願い出るに足る文書類を添付し、前項第2号に該当するものは所定の延期願により、納入期限前に、当該学部長に願い出るものとする。

③ 納期延期願は、学部長及び学長の承認を経て、経理責任者の決裁を得なければならない。

④ 前項により納期の延期を認められた者の納入期限は、延期を認められた日までとする。

(学費等の不返還)

第6条 既に納入された学費等は、次の場合を除き、事情のいかににかかわらず、これを返還しない。

(1) 明らかに重複又は超過納入になった分のある場合

(2) 学籍が消滅したとき、当該消滅の日の属する期の次の期の学費で、前納されていた分のある場合。ただし、新入学生で入学手続時納入金として納入された学費は、この取扱いをしない。

(3) 第8条の規定により、補助免除となった分のある場合

(4) 特に理事長が、その必要を認めた分のある場合

(入学等の不許可)

第10条 入学金及び授業料等の所定の額を入学手続期間内に納入しなかった者は、入学を許可しない。

② 科目等履修生、研究生、大学院法務研究科の研修生、再入学者、転学部等をした者で、所定の学費等を、指定する期間内に納入しなかった者は、それぞれの許可を取り消す。

(除籍手続)

第11条 授業料等の納入の義務を怠った者は、学則の規定により除籍の手続に付す。

② 前項により除籍の手続に付すときは、それ以前に細則で定める督促等必要な手続を経るものとする。

③ 休学を許可された者で、所定の在籍料を納入しなかった者については、第1項中「授業料等」とあるのを「在籍料」と読み替えるものとする。

(未納による試験無効の手続)

第12条 納入期限までに授業料等の納入を怠った者は、当該未納期にかかわる試験無効手続に付す。

② 前項にかかわる試験と授業料等の納入期限の取扱いは、次のとおりとする。

(1) 前期試験については、前期分と、その最終の納入期限

(2) 後期試験については、後期分と、その最終の納入期限

(3) 通年の学年度末試験については、前期分及び後期分と、それぞれの最終の納入期限

③ 第1項により試験無効の手続に付すときは、細則で定める手続を経るものとする。

11. 奨学生規程 (抜粋)

(目的)

第1条 この規程は、名城大学(大学院を含む。以下「本大学」という。)の学生に対し、奨学制度を設け、その教育の向上に資することを目的とする。

(定義及び種類)

第2条 前条の奨学制度における奨学生は、次の各号で掲げるものとする。

(1) 学業優秀奨学生

学業(入学試験成績を含む。)、人物ともに特に優秀な学生を学業優秀奨学生とし、別表第1のとおり奨学金又は記念品を給付することにより、修学意欲の高揚を図る。

(2) 修学援助奨学生

学業成績が優秀で修学意欲があるにもかかわらず、経済的理由により、学業の継続が困難と認められる学生を修学援助奨学生とし、別表第2のとおり援助する。

(3) 特別奨学生

社会人学生及び交換留学生等の支援、私費外国人留学生で向学の意志を有し、かつ、学資の軽減を要すると認められる者に対する援助、並びに学生の教育研究の推進を目的とし、特別奨学生として別表第3のとおり援助する。

(4) 強化クラブ等育成奨学生

特段に高いスポーツ能力を持つ学生に対し、奨学金を給付することにより、競技力の向上を促し、本学のスポーツ活動の高度化、活性化を図ることを目的として、別表第4のとおり援助する。

(5) 特別強化クラブ奨学生

特別強化クラブとして指定した課外活動団体の所属学生及び所属予定新生で、特に優秀な成績をおさめた者として学務センター長の推薦があった者に、奨学金を給付することにより、競技力の向上を促し、本学のスポーツ活動の更なる高度化、活性化を図ることを目的として、別表5のとおり援助する。

② 前項第1号に掲げる学業優秀奨学生の種類は、次のとおりとする。

- (1) 大学院学業優秀奨学生
- (2) 学業優秀奨励制度
- (3) 学業優秀奨学生
- (4) 入試成績優秀奨学生
- ③ 第1項第2号に掲げる修学援助奨学生の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 修学援助A奨学生
 - (2) 修学援助B奨学生
 - (3) 利子補給奨学生
- ④ 第1項第3号に掲げる特別奨学生の種類は、次のとおりとする。
 - (1) 社会人学生奨学生
 - (2) 私費外国人留学生A奨学生
 - (3) 派遣交換留学奨学生
 - (4) 受入れ交換留学奨学生
 - (5) 海外研修奨学生
 - (6) 海外英語研修派遣支援A奨学生
 - (7) 海外英語研修派遣支援B奨学生
 - (8) 大学院奨学生
 - (9) 大学院法務研究科入学時D奨学生
 - (10) 大学院法務研究科住居費補助奨学生
 - (11) 大学院法務研究科学業優秀特別奨学生
 - (12) 本学卒業等補助奨学生
 - (13) 校友会奨学生
 - (14) 大学推薦による国費外国人留学生奨学生
 - (15) アジア大学教員学位取得支援奨学生

(奨学生の資格等)

- 第3条** 奨学生の資格、募集期間、給付期間、人数及び給付額は、別表第1から別表第5で定める基準によって、これを行う。
- ② 各種奨学制度は、授業料、実験実習費及び施設費の年額を超えない範囲で重複可能とする。ただし、大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法律第8号」

という。）に基づく授業料等減免認定者において、各種奨学制度は、授業料、実験実習費及び施設費の年額から法律第8号による減免額を差し引いた金額を超えない範囲で重複可能とする。

③ 第2条第4項第3号、第5号、第6号、第7号、第10号、第12号及び第13号に該当する特別奨学生は、前項の規定にかかわらず、奨学金の全額を受給することができるものとする。

④ 奨学生は、在学期間分に限り奨学金を受給する資格を有する。ただし、本学卒業等補助奨学生はこの限りでない。

(資格の喪失)

- 第5条** 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。
- (1) 退学又は除籍となったとき
 - (2) 停学、訓告その他の処分を受けたとき
 - (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(奨学金の停止)

- 第6条** 第2条第4項第1号、第2号、第9号、第10号及び第15号に該当する奨学生が休学又は留年したときは、奨学金の給付を停止する。ただし、同項第2号及び第15号に該当する奨学生が、病気その他やむを得ない理由により留年したときは、この限りではない。
- ② 第2条第4項第14号に該当する特別奨学生が休学又は留年したときは、文部科学省の基準に準じて取扱うものとする。

(返還)

- 第7条** 第5条の規定により資格の喪失が決定したときは、当該年度に交付された奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(所掌業務)

- 第8条** この規程に関する業務は、学務センター又は国際化推進センターにおいて分掌する。

(補則)

- 第9条** この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

別表第1（第2条、第3条関係）

学業優秀奨学生

種類	大学院学業優秀奨学生
資格	大学院生で、学業成績及び人物優秀者
期間	当該年度
人数	90名
給付額	年額一律30万円

別表第2（第2条、第3条関係）

修学援助奨学生

種類	修学援助B奨学生	利子補給奨学生
資格	学部生、大学院生で主たる家計支持者（学資負担者）の死亡、疾病等、又は、火災、風水害等の被害により家計が急変し、修学の意味があるにもかかわらず、経済的に著しく困難となった者。家計基準及び成績基準は別に定める。	経済的な理由により本学と提携する銀行（三菱UFJ銀行）の教育ローンを利用した者
募集	6月、9月、12月、2月	2月
期間	当該年度	当該年度
人数	該当者	該当者
給付額	年額一律30万円	当該年度までの学費を限度とする借入額の支払利子に、教育ローン利用者の年取に応じた給付率（50%又は100%）を乗じた額

別表第3 (第2条, 第3条関係)

特別奨学生

種類	私費外国人留学生 A 奨学生	派遣交換留学奨学生	受入れ交換留学奨学生	海外研修奨学生	海外英語研修派遣支援 A 奨学生	海外英語研修派遣支援 B 奨学生	大学院生 大奨学生	本学卒業等補助奨学生	校友会奨学生	大学推薦による国費外国人留学生奨学生	アジア大学教員学位取得支援奨学生
資格	在留資格が「留学」の私費外国人留学生で、経済的に就学困難であると認められる者	海外協定校との交換留学制度に基づき留学を認められた者で、人物・学業成績優秀者、又は各該当言語の語学能力検定試験高得点取得者	交換留学制度に基づき本大学に留学を認められた者。ただし、短期プログラムについては、今後協定を締結するに資する大学の学生を含む。	本大学の大学間学術交流協定(条件を満たす学部又は研究科間を含む。)に基づく海外研修者で、研修期間が7日以上のものである。ただし、人間学部の海外研修 I は除く。	国際化推進センターが募集する海外英語研修プログラム又は学部等と国際化推進センターによる連携海外英語研修プログラムに参加する者で、学部等の国際委員会が実施する選考により採用された者	国際化推進センターが募集する海外英語研修プログラム又は学部等と国際化推進センターによる連携海外英語研修プログラムに参加する者	各研究科の基準による	①本学卒で他の学部、研究科へ入学する者 ②本学に籍を置いた者で退学ののち、再度入学する者	人物優秀者で学業成績又は体育技能優秀者	文部科学省の定めに従って大学から推薦され、国費外国人留学生奨学生に採用された者	アジアの大学教員又は大学と雇用契約を結ぶ研究助手(RA)で博士の学位取得後に大学教員となる見込みの高い者。ただし、入学時に修士の学位を有しており、本大学の博士後期課程への入学が認められていること。
募集	4～5月、9～10月	随時	随時	随時	学部等の国際委員会が定める	学部等の国際委員会が定める	7月	入学時	4月		入学手続時
期間	在学中(毎年度更新手続が必要)	派遣期間	受入れ期間				当該年度	当該年度	当該年度	国費外国人留学生奨学生として採用されている期間	在学中
人数	該当者	年間30名以内。ただし、平成28年度までは年間15名以内 ※半年間の交換留学の場合は、0.5人分として取り扱う。	①セメスタープログラム該当者 ②短期プログラム年間20名以内	該当者	毎年180名以内。	該当者	各研究科の基準による	該当者	校友会が指定する	在籍者全体で5名以内	毎年2名以内、在籍者全員で6名以内
給付額	授業料年額の3/10	①アジアへの交換留学月額4万円 ②アジア以外への交換留学月額6万円	①セメスタープログラム月額6万円以内 ②短期プログラム5万円	5万円	20万円又は研修費用総額の1/2のいずれか少ない額	5万円	各研究科の基準による	入学金の額	校友会が決定する	入学検定料及び学費(文部科学省の定める基準に準じる。)	入学金、授業料、実験実習費及び施設費の額

12. その他奨学生

1. 大規模自然災害経済支援奨学生要項

(目的)

第1条 この要項は、地震、風水害、火山の噴火等の大規模自然災害(以下「災害等」という。)により家計が急変し、修学が困難になった本大学の学生等を対象に特別奨学金を給付して、経済支援することを目的とする。

(対象となる災害)

第2条 対象となる災害等は、災害救助法が適用された災害とする。

② 国外の災害等の場合は、外務省による国際緊急援助が行われた災害とする。

(対象者)

第3条 対象者は、学資負担者が災害救助法適用地域又は外務省による国際緊急援助が行われた地域に居住しており、次の各号のいずれかに該当する入学試験の出願者(以下「出願者」という。)又は在學生とする。

- (1) 学資負担者が死亡(災害発生から6ヶ月以内)した者
- (2) 学資負担者の住居が半壊焼以上の被害を受けた者
- (3) 学資負担者が怪我・疾病により6ヶ月以上の入院加療が必要と診断された者
- (4) 学資負担者が失業又は生活費を得るための生産手段(田・畑・店舗等)に甚大な被害があった者

② 特別な事情により、学生本人が学資負担者となっているときは、前項第2号から第4号までのいずれかに該当する場合も適用対象とし、この場合には、前項各号の「学資負担者」を「主たる家計支持者である父母」又は「主たる仕送り人である父母」と読み替えることもできるものとする。

(申請手続等)

第4条 申請者は、奨学金を希望する出願者及び在學生とする。

② 出願者は入学センターへ入学願書の出願時に、在學生は学務センターへ災害発生後1年以内に次に掲げる書類を提出し、学長へ願い出るものとする。ただし、これによりがたい特別な事情があると学長が認めた場合は、この限りでない。

- (1) 大規模自然災害経済支援奨学金給付申請書
- (2) 住民票

- (3) 成績証明書
- (4) 被災状況によって次に該当する書類
 - ア 学資負担者が死亡による場合 死亡診断書
 - イ 住居への被害による場合 公的機関が発行する罹災証明書
 - ウ 学資負担者が怪我・疾病による場合 医師又は医療機関が発行する診断書
 - エ 学資負担者が失業による場合 事業主が発行する離職証明書（写）等
 - オ 学資負担者が生活費を得るための生産手段（田・畑・店舗等）に被害を受けた場合 公的機関が発行する被災証明書等

(5) その他本大学が必要とする書類

- ③ 申請ができるのは、出願者については入学の前年度に災害等が発生した場合、在学生については在学中に発生した場合に限るものとする。

（給付の決定及び通知）

第5条 学長は、第3条の規定に該当する者から、前条に基づく申請があったときは、被災の内容を学務センター委員会で審議し、奨学金給付額を決定のうえ、その結果を申請者へ通知する。

（奨学金給付額）

第6条 奨学金給付額は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、それぞれの金額を上限として給付することができる。

- (1) 第3条第1項第1号又は第2号に該当する者 学費（授業料・実験実習費・施設費）の年額
- (2) 第3条第1項第3号又は第4号に該当する者 学費（授業料・実験実習費・施設費）の年額の1/2の額
- ② 被災状況が第3条各号のいずれかに該当する出願者については、入学検定料、入学金の全額を上限として給付することができる。

（期間）

第7条 奨学生の期間は、出願者については災害発生の翌年度から1年間、在学生については災害発生の翌期から1年間（最終学年の在学生の場合は、前期に災害が発生した場合は半年間とし、後期に発生した場合は給付しない。）とする。ただし、学長が認めた場合は、特別に期間を定めることができる。

- ② 前項にかかわらず、災害発生の翌年以降も引き続き被災状況に改善がみられない場合は、学務センター委員会及び大学協議会で審議の上、1年毎に制度の延長をすることができる。

（給付方法）

第8条 奨学金の給付は、入学検定料、入学金、学費から奨学金額を減額することで行う。ただし、申請者が減額対象となる学費等を納付後は、この限りではない。

（他の奨学金制度との重複）

- 第9条** 他の奨学金との重複受給は、学費（授業料・実験実習費・施設費）の年額の範囲で可能とする。
- ② 前項の規定にかかわらず、奨学生規程第2条第3項第1号から第3号まで、同条第4項第2号及び第15号に該当する奨学生については、重複受給できない。
- ③ 奨学生規程第2条第4項第13号及び第16号に該当する奨学生、赤崎奨学金取扱内規又は法学部中山健男奨学金取扱内規における奨学生については、授業料等の年額の範囲を超えて重複受給を可能とする。
- ④ 学生の見舞に関する要項第4条に該当する見舞金は、受給可能とする。

（給付取消）

第10条 申請者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、給付の決定を取消し、給付した特別奨学金の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 退学したとき。

- (2) 停学その他の処分を受けたとき。
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

（返還の免除）

第11条 給付を受けた者が、被災による被害の影響により学業の継続が困難となり退学することになる場合は、前条第1号の規定にかかわらず返還を免除することができる。

（非常事態における対応）

第12条 災害等により本学所在地域に甚大な被害が生じた場合には、状況に応じて対応するものとする。

2. 赤崎奨学金取扱内規

（目的）

第1条 赤崎奨学金（以下「奨学金」という。）は、出資者である赤崎勇教授の意向により、名城大学大学院博士後期課程又は博士課程の研究活動を奨励することを目的とする。

（原資）

第2条 奨学金は、赤崎勇教授からの寄附金1,000万円を原資として給付する。

- ② 原資の寄附金残額がなくなった時点で奨学金を終了する。

（給付対象）

第3条 奨学金は、原則として名城大学大学院博士後期課程又は博士課程在学生のうち、教育研究活動等に関する業績及び専攻分野に関連した学外における教育研究活動等に関する業績が特に優れている者に給付する。

（給付方法）

第4条 奨学金は毎年5名以内に各20万円給付し、複数年度の受給及び他の奨学金との重複受給は可能とする。ただし、5名に満たなかった場合の残額は、次年度に繰り越す。

（給付期間）

第5条 奨学生の給付期間は、当該年度内とする。

（選考及び決定）

第6条 各研究科から推薦のあった候補者を学務センター委員会において選考し、学長が決定する。

（資格の喪失）

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき

（返還）

第8条 第7条の規定により資格の喪失が決定したときは、当該年度に交付された奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（事務）

第9条 この内規に関する事務は、学務センターが分掌する。

（疑義の裁定）

第10条 この内規の施行等に関し、疑義が生じた場合には、学務センター長の決するところによる。

3. 法学部中山健男奨学金取扱内規

（目的）

第1条 法学部中山健男奨学金（以下「奨学金」という。）は、故中山健男法学部元教授の意向により、名城大学法学部及び大学院法学研究科の教育研究活動を奨励することを目的とする。

（原資）

第2条 奨学金は、故中山健男法学部元教授の遺産からの寄付金800万円を原資として給付する。

（給付対象）

第3条 奨学金は、原則として名城大学法学部及び大学院法学研究科在学生のうち、学業成績・人物ともに優れている者又は学内外における諸活動において顕著な成績を収めた者に給付する。

(給付方法)

第4条 奨学金は、毎年4名以内に各20万円を給付し、他の奨学金との重複受給は可能とする。ただし、4名に満たなかった場合の残額は、次年度に繰り越す。

(給付期間)

第5条 奨学生の給付期間は、当該年度内とする。

(選考及び決定)

第6条 法学部及び大学院法学研究科の構成員から選出の選考委員において候補者を選考し、学務センター委員会の承認を得て、学長が決定する。

(資格の喪失)

第7条 奨学生が次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を失う。

- (1) 退学したとき
- (2) 停学その他の処分を受けたとき
- (3) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(返還)

第8条 第7条の規定により資格の喪失が決定したときは、当該年度に交付された奨学金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(事務)

第9条 この内規に関する事務は、学務センターが分掌する。

(疑義の裁定)

第10条 この内規の施行等に関し、疑義が生じた場合には、学務センター長の決するところによる。

13. 学生懲戒規程

(目的)

第1条 この規程は、名城大学学則第46条及び名城大学大学院学則第37条に規定する懲戒に関し、必要な事項を定めるものとする。

(懲戒の対象となりうる行為)

第2条 懲戒の対象となりうる行為は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 犯罪行為等の社会的諸秩序を侵犯する行為
- (2) 重大な交通法規違反
- (3) 情報倫理に反する行為
- (4) 学問的倫理に反する行為
- (5) 大学の学習、研究活動等の正当な活動を妨害する行為
- (6) ハラスメント行為
- (7) その他学生の本分に反する行為

(懲戒の対象とする期間)

第3条 懲戒の対象とする期間は、入学後、本大学の学籍を有する期間とする。

(懲戒の判断基準)

第4条 懲戒等の決定にあたっては、次の各号に掲げる事項を教育的配慮に基づき総合的に考慮するものとする。

- (1) 当該学生の非違行為の動機、態様及び結果
- (2) 当該学生の故意又は過失の程度
- (3) 当該学生の精神疾患等の程度
- (4) 当該学生の過去の非違行為の有無
- (5) 被害を受けた者の精神的苦痛を含めた被害の程度
- (6) 他の学生及び社会に与える影響
- (7) 過去の事例

② 「学生の懲戒ガイドライン」については、別に定める。

(懲戒決定までの手続き)

第5条 学部長又は研究科長（以下学部長等という。）は、懲戒の対象となりうる行為が所属学生によって行われたことを知り得たときは、当該学生に事実確認の調査を行う旨を告知し、口頭又は文書による弁明の機会を与えなければならない。学部長等は遅滞なく事実確認及び当該学生に対する事情聴取を行い、懲戒が相当と判断した場合は懲戒手続きを開始する。

② 懲戒内容は、確認した事実及び当該学生に対する事情聴取に基づき、学部教授会又は研究科委員会（以下、「学部教授会等」という。）及び大学協議会において審議し、学長が決定する。

(懲戒の内容)

第6条 懲戒の内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 退学は、学生としての身分を剥奪する。
- (2) 停学は、無期又は一定期間、学生の教育課程の履修及び課外活動を停止する。
- (3) 訓告は、学生に行った非違行為を確認し、書面をもって戒める。

(自宅待機)

第7条 学部長等は当該学生の行為を退学又は停学に該当することが明白であると認めるときは、懲戒の決定前に自宅待機を命ずることができる。

② 前項により自宅待機を命じた場合は、登校及び本大学学生としての活動を制限する。なお、自宅待機の期間は停学期間に算入できるものとする。

(学生への通告及び保証人への通知)

第8条 学長は、学生に対し懲戒の内容を文書により通告する。

② 学長は、学生の保証人に対し懲戒の内容を文書により通知する。

③ 受け取り拒否等により直接通告できない場合は、内容証明郵便等により送付し、配達された時点で通告したものとみなす。

(無期停学の解除)

第9条 無期停学の解除は、学部教授会等及び大学協議会において審議し、学長が決定する。

② 無期停学の解除についての学生への通告及び保証人への通知は、前条の規定を準用する。

(懲戒に関する記録)

第10条 学部長等は、懲戒の内容を学籍簿に記録する。

(不服申立て)

第11条 懲戒を課せられた学生は、不服申立てをすることができる。

② 不服申立てをしようとする学生は、不服申立書を学長に提出しなければならない。

③ 不服申立ては、懲戒の通告を受けた日から30日以内に行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から30日以内不服申立てを行うことができる。

(不服申立審査委員会)

第12条 学長は、前条の不服申立てに基づき不服申立審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

② 委員会は、副学長のうち1名及び不服申立てを行った学生が所属する学部又は研究科以外の学部長等3名で構成する。

③ 委員会は必要と認める場合、弁護士等専門家に出席を求めることができる。

(委員会手続き)

第13条 委員会は、学生から提出された不服申立書に基づき審査を行う。

② 不服申立てをした学生は、書面で意見を述べ、資料を提出することができる。

③ 委員会は、懲戒の内容が相当であると判断した場合は、不服申立ての棄却を求める旨の勧告を学長に行う。

- ④ 委員会は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の取消し又は変更を求める旨の勧告を学長に行う。
- ⑤ 学長は、前2項の勧告を受けて再審議の必要の有無を決定し、その結果を、不服申立てをした学生に文書により通告する。
- ⑥ 受け取り拒否等により直接通告できない場合は、内容証明郵便等により通告し、配達された時点で通告したものとみなす。

(再審議)

第14条 学長は、前条第5項において、再審議が必要と決定した場合には、当該学部長等に再審議を求めるものとする。

- ② 前項の場合、学部長等は、事実確認及び当該学生に対する事情聴取を再度行う。
- ③ 懲戒の取消し又は変更の可否は、学部教授会等及び大学協議会において再審議を行い、学長が決定する。
- ④ 再審議の決定内容についての学生への通告及び保証人への通知は、第8条の規定を準用する。

(懲戒対象者の学籍異動)

第15条 学部長等は、当該学生から懲戒の決定前に退学、休学の願いが出た場合は、懲戒の決定まで保留扱いとし、懲戒が決定した場合はこれを認めない。

(停学期間中の指導)

第16条 当該学生の停学期間中、学部教授会は、教育的指導を行う。

14. 暴風警報、災害等に伴う授業及び試験の取扱内規

1 授業の場合

- (1) 午前7時現在において暴風警報が発令中の場合は、1時限目から5時限目までの授業を行わない。ただし、午前10時までに暴風警報が解除された場合は、午後の授業を行う。
- (2) 午後3時現在において暴風警報が発令中の場合は、6・7時限目の授業を行わない。
- (3) 午前7時以後、暴風警報が発令された場合は、第1号を適用し、午後3時以後、暴風警報が発令された場合は、前号を適用する。

2 試験の場合

- (1) 午前7時現在において暴風警報が発令中の場合は、午後6時以前実施の試験を延期する。
- (2) 午後3時現在において暴風警報が発令中の場合は、午後6時以後実施の試験を延期する。
- (3) 午前7時以後（午後6時以後実施の試験は午後3時以後）暴風警報が発令された場合は、直ちに試験を中止し、残りの試験を延期する。

3 前2項のほか、災害等の緊急事態が生じ、授業及び試験に支障があると判断された場合の措置については、その都度学務センター長が決定し、学長及び学部長に報告するものとする。

なお、災害等とは、地震、風水害、雪害、広域停電、落雷等をいう。

15. 交通機関のストライキ等の場合の授業及び試験の取扱内規

1 授業の場合

- (1) 午前7時現在JR東海（東海道線、中央線又は関西線）、近鉄、名鉄及び名古屋市の交通機関（市バス又は地下鉄）のうち、いずれかの交通機関がストライキを実施している場合は、授業を行わない。ただし、午前10時までにストライキが解除されたときは、午後の授業を行う。

- (2) 午後2時以後、前号のストライキを実施している場合は、6・7時限目の授業を行わない。

2 試験の場合

- (1) 午前6時から午前9時までの間に、JR東海（東海道線、中央線又は関西線）、近鉄、名鉄及び名古屋市の交通機関（市バス又は地下鉄）のうち、いずれかの交通機関がストライキを実施している場合は、試験を延期する。
 - (2) 午後2時以後、前号のストライキを実施している場合は、午後6時以後実施の試験を延期する。
- 3 交通機関のストライキとは、通学圏内の交通機関が全面運休又は、これに近い状態をいう。
- 4 特別の授業科目については、学部により適用が異なる場合があるので、学務センターの指示に従うものとする。
- 5 前各項のほか、交通機関の運行が混乱し、授業及び試験に支障があると判断された場合の措置については、その都度学務センター長が決定し、学長及び学部長に報告するものとする。

16. 大規模地震に関する注意情報の発表及び警戒宣言が発令された場合の授業及び試験の取扱内規

1 授業の場合

ア 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を対象とする地震で、大規模地震に関する注意情報が発表された場合は、授業を休講とし、学生に対し、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 在宅中及び通学途中の場合は、登校を中止するよう指示する。
- (2) 本学施設内にいる場合は、大学から連絡及び指示する。

イ 注意情報に引き続き、大規模地震に対する警戒宣言が発令された場合は、アと同様に取扱うものとする。

ウ 大規模地震に対する注意情報の発表後、警戒宣言が発令されなかった場合及び警戒解除宣言が発表された場合の授業の再開については、別途指示する。

2 試験の場合

ア 愛知県、岐阜県、三重県、静岡県を対象とする地震で、大規模地震に関する注意情報が発表された場合は、試験を中止し、学生に対し、次のとおり取扱うものとする。

- (1) 在宅中及び通学途中の場合は、登校を中止するよう指示する。
- (2) 本学施設内にいる場合は、大学から連絡及び指示する。

イ 注意情報に引き続き、大規模地震に対する警戒宣言が発令された場合は、アと同様に取扱うものとする。

ウ 大規模地震に対する注意情報の発表後、警戒宣言が発令されなかった場合及び警戒解除宣言が発表された場合の試験の実施については、別途指示する。

17. 災害に対する心得

大学内において、万一の災害が発生したとき、皆さんは、適切な避難行動をとることが必要です。災害の形態や発生場所によっては、避難ルートや避難方法も考慮しなければなりません。基本的な要領を示しますので、普段から各自心得ておきましょう。

災害（火災・地震）発生時における対応要領は、全学生に配布している「大地震対応マニュアル」を参照願います。

「大地震対応マニュアル」は、名城大学の統合ポータルサイトからプリントアウトできます。

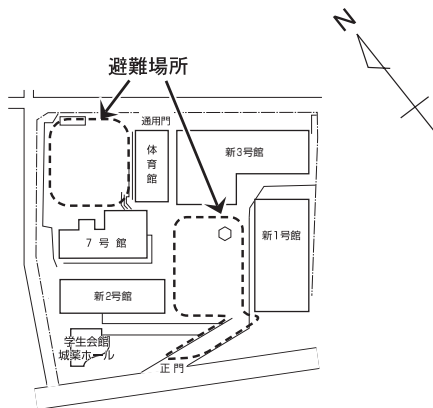
なお、各キャンパスにおける避難場所は右記のとおりです。

18. ハラスメントの防止等に関するガイドライン

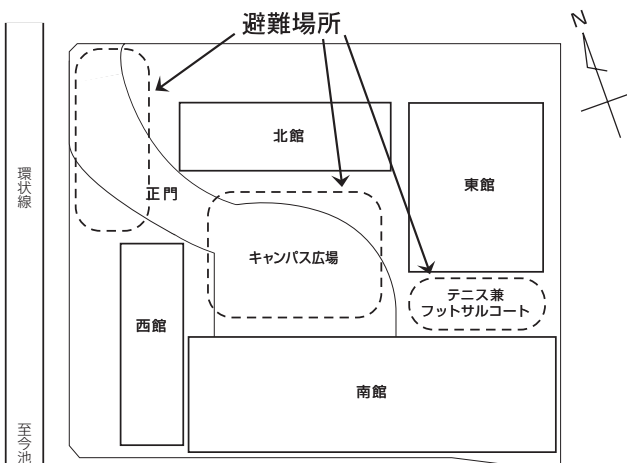
天白キャンパス



八事キャンパス



ナゴヤドーム前キャンパス



はじめに

大学における人間関係は、自由で平等な関係が保証され、互いに相手を尊重しあうことが基盤となっています。ハラスメント（セクシュアル・ハラスメント及びその他のハラスメント）は、個人の人権を侵害するものであり、いかなる場合にも許されるものではありません。

名城大学（以下「本学」という。）は、学生・教職員一人ひとりが個人として尊重され、ハラスメントのない快適な環境で安心して勉学に、課外活動に、研究に、又は執務に専念でき、充実したキャンパスライフを送ることのできる大学を目指して、以下のガイドラインを定めます。

1. ガイドラインの対象及び適用範囲

- (1) このガイドラインは、本学の全ての構成員を対象とします。
なお、構成員とは、学生（研究生、科目等履修生を含む。）並びに教育職員等（非常勤を含む。）、研究者、事務職員及び技術職員等（契約職員、派遣職員等を含む。）を指します。
- (2) このガイドラインは、ハラスメントが本学の構成員相互間において発生又は問題となった場合に、それが起った場所・時間を問わず、適用されます。
- (3) このガイドラインは、ハラスメントが本学の構成員と関係者（関係業者等、就学上・就労上の関係等を有する者）との間において発生又は問題となった場合にも、適用又は準用します。

2. ハラスメントとは

ハラスメントとは、相手の意に反する不適切な言動（不作為を含む）により相手を不快にさせたり、不利益や損害を与えることによって、本学で学び、研究し、働く環境を悪化させることをいいます。以下に4種類のハラスメントについて説明しますが、これらが重なる場合もありますし、これら以外のハラスメントもあります。

(1) セクシュアル・ハラスメント

就学上・就労上の優位な地位や上下関係等を利用してなされる男女間又は同性間における「性的嫌がらせ、性的なからかい、性的ないじめ、性的暴力」のことで、多くは次の行為をいいます。

- ① 性的要求への服従又は拒否を理由に、就学上・就労上の利益又は不利益に影響を与えること
- ② 相手方が望まないにもかかわらず、性的誘いかけを行ったり、好意的な態度を要求すること
- ③ 就学上・就労上の利益・不利益を条件として、性的誘いかけを行ったり、好意的な態度を要求すること
- ④ 性的言動、図画・文書の掲示等により不快の念を抱かせるような環境を醸成すること又は人格や個人としての尊厳を傷つけること

(2) アカデミック・ハラスメント

研究・教育の場における、権力を利用した嫌がらせや差別のことです。

性別を問わず、研究活動、教育指導、暴力的発言や行為などで相手に身体的、精神的苦痛や負担、もしくは極度の不快感を負わせることをいいます。

(3) パワー・ハラスメント

就学上、就労上の立場を利用して、その影響力を濫用する言動のことです。指導の範疇を超えて継続的に学歴・体型・家族・プライバシーに関することなどを話題にし、人格と尊厳を侵害し不安を与えることや、相手の意に反してその労力を使用したり拘束したりして、不快感を感じさせることをいいます。

(4) ジェンダー・ハラスメント

ジェンダー（社会的・文化的性別）規範を押しつけたり、それを望む言動により、相手を不快にさせることです。性別により差別しようとする意識も含まれます。

3. ハラスメントのないキャンパスを実現するために

(1) ハラスメントの被害にあったときには

①ひとりで悩まないで

ハラスメントを受けたと感じたら、ひとりで悩まずに、保健センター（電話：052-838-2031、メール：hoken@ccm.ails.meijo-u.ac.jp）に連絡してください。相談に来ることがためらわれる場合は、まず身近で信頼できる人に相談をしてください。相談には家族や信頼できる友人、教職員と一緒に来ることもできます。

②記録を残してください

あなたが受けた言動について、「いつ、どこで、誰から、どのようなことがわかる記録（自筆のメモ・メール・録音等）」を残しておく、相談や申立ての際に役立ちます。

③緊急の場合は警察に連絡を

相手からの暴力行為などで、心身に危険を感じたり、緊急を要する場合は、迷わず周囲の人に助けを求め、警察に連絡をしてください。

(2) ハラスメントを見かけたら

①見過ごさない勇気を

集団内でハラスメントの存在が黙認されてしまうと、それが慣習化し徐々に環境が悪化していきます。周囲の人たちもその関係に巻き込まれてしまうため、特に教育、指導、管理監督する立場にある人の果たす役割は重要です。ハラスメントを見過ごさない勇気を持ちましょう。

②相談を勧める

ハラスメントについての相談を受けた場合は、必要に応じて相談員（カウンセラー）によるハラスメント相談を勧めてください。その際、相談された人が同行することも可能です。

③知り得た情報の扱いは慎重に

相談内容等の知り得た情報については、プライバシーに十分に配慮し本人の意向を尊重し慎重に扱きましょう。

(3) 加害者にならないために

①互いの人格を対等に尊重する姿勢を持ちましょう。

②社会的に形成された性別意識、たとえば「男性や女性はこうあるべき」という固定的な性別役割観などの偏った見方・考え方を押しつけることは避けましょう。

③相手が自分の言動をハラスメントと受け止めているとわかったらすぐに止めて、真摯な気持ちと態度で謝罪しましょう。あなたの家族や身近な人が受けたとしたら不快だと思いう行為は慎むという心構えが大切です。

④反対意見や「ノー」という意思表示がないからと言って、それが合意・同意とは限りません。立場や地位が上の人（指導者や先輩）は十分に配慮してください。学外での言動であっても、相手が教育・研究、就学、就労上の関係のある本学構成員であればハラスメントにあたる可能性があります。

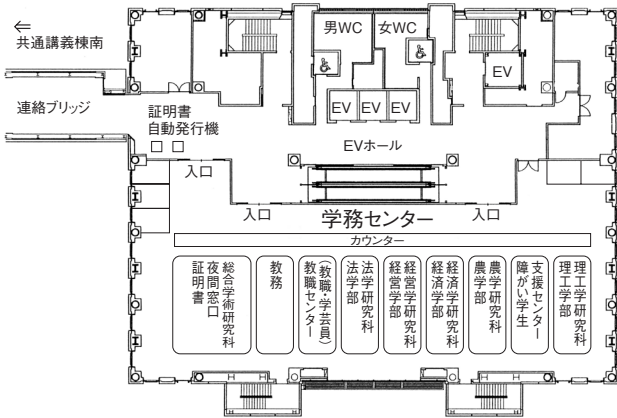
以下、大学HP、<http://www.meijo-u.ac.jp/campus/health/harassment.html> を参照してください。

4

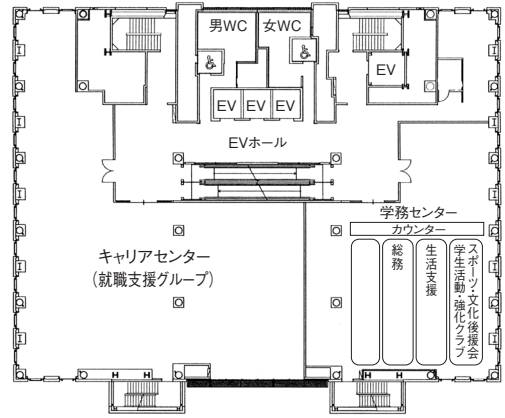
校 舎 配 置 図

(2020年4月1日現在)

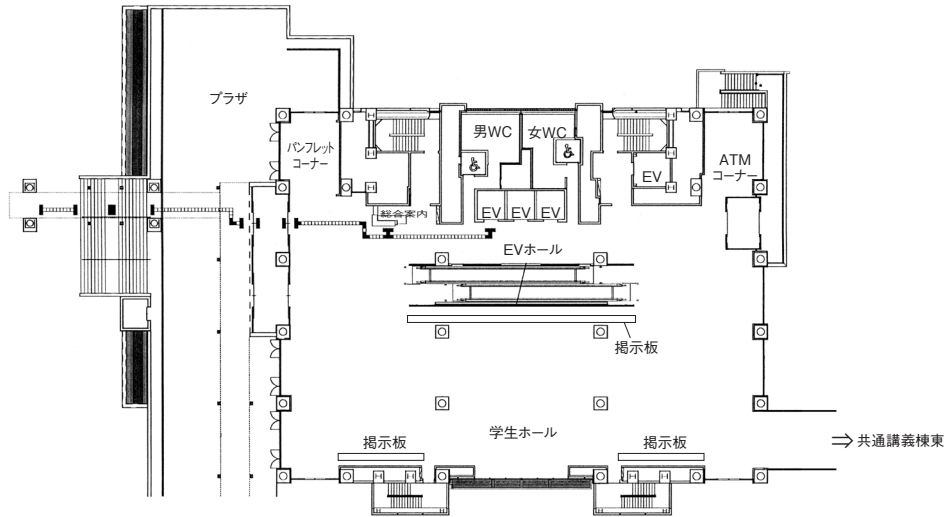
タワー75 配置図



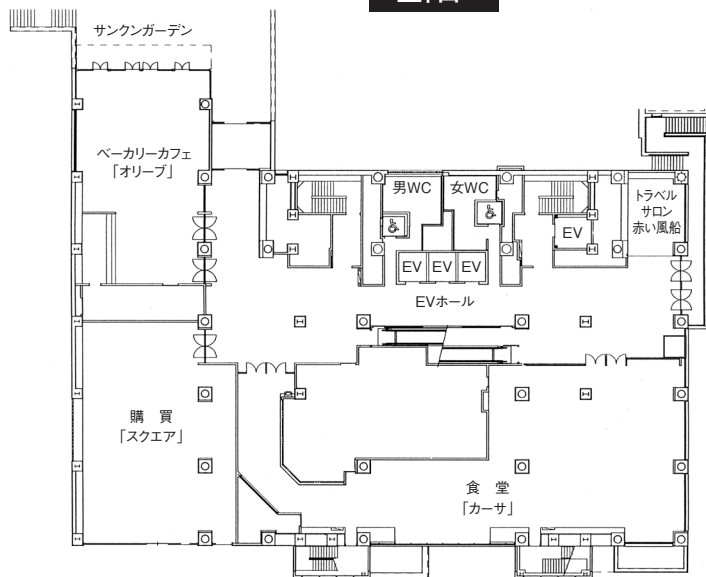
3階



4階



2階



1階

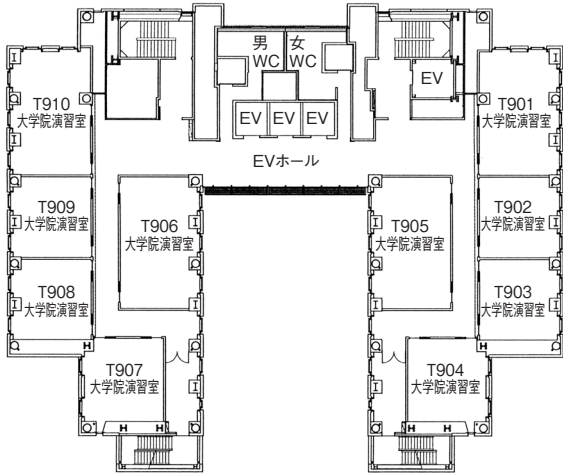
天白キャンパス

八事キャンパス

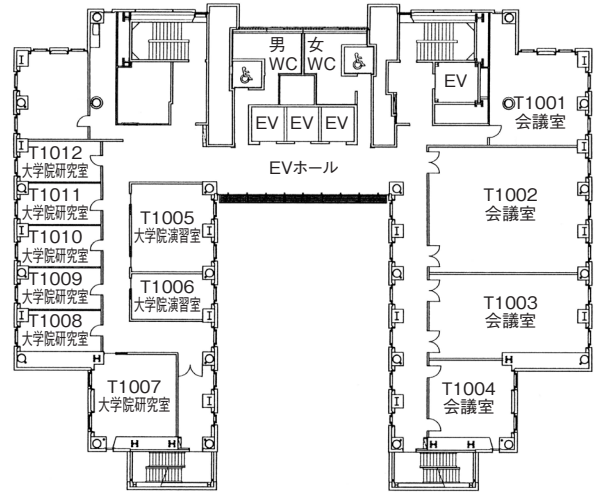
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

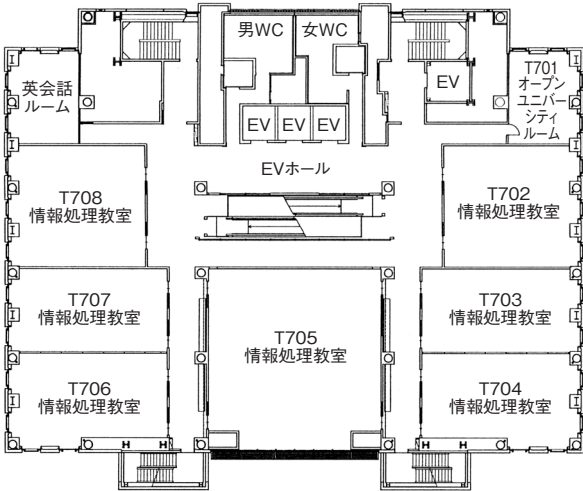
タワー75 配置図



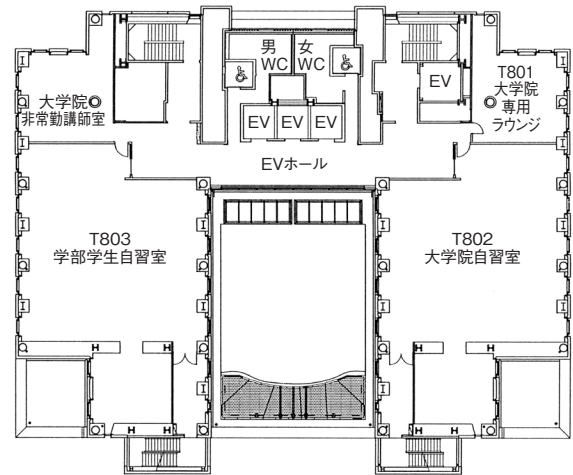
9階



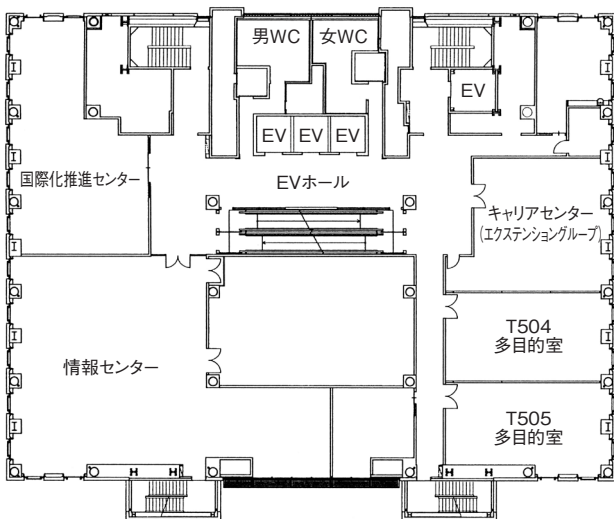
10階



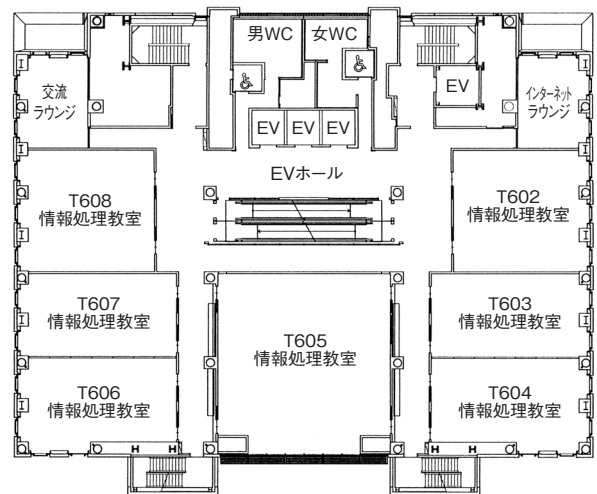
7階



8階



5階



6階

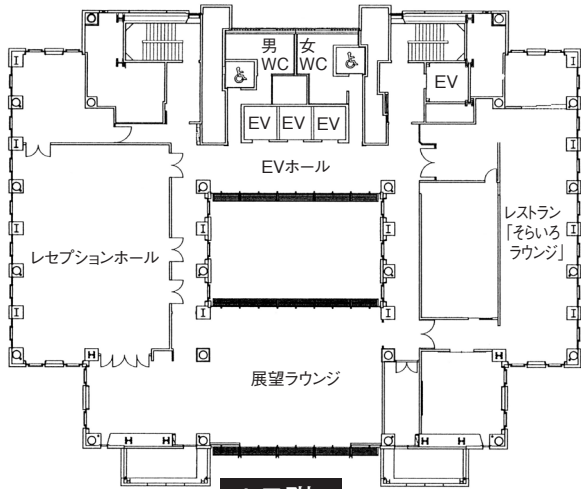
天白キャンパス

八事キャンパス

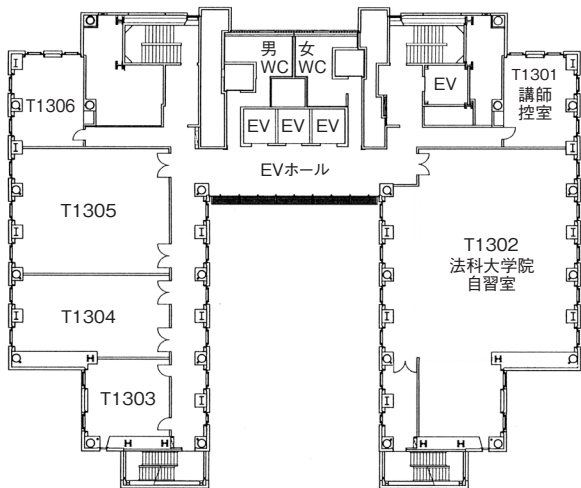
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

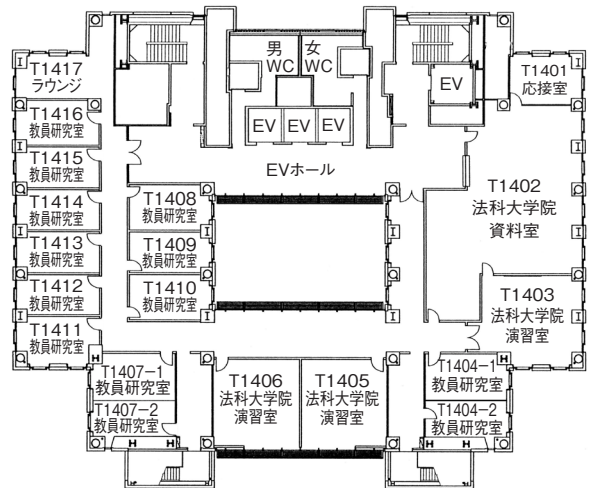
タワー75 配置図



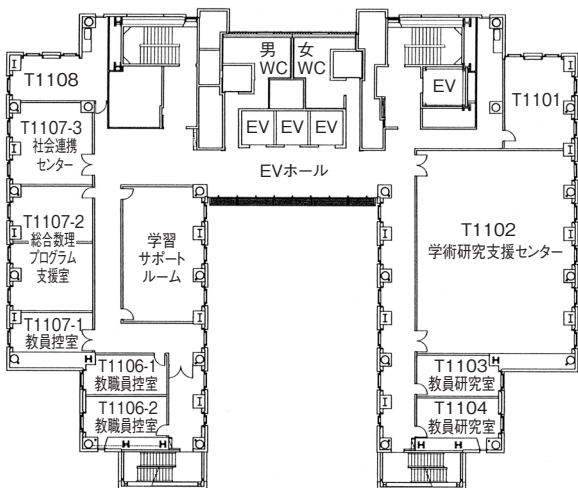
15階



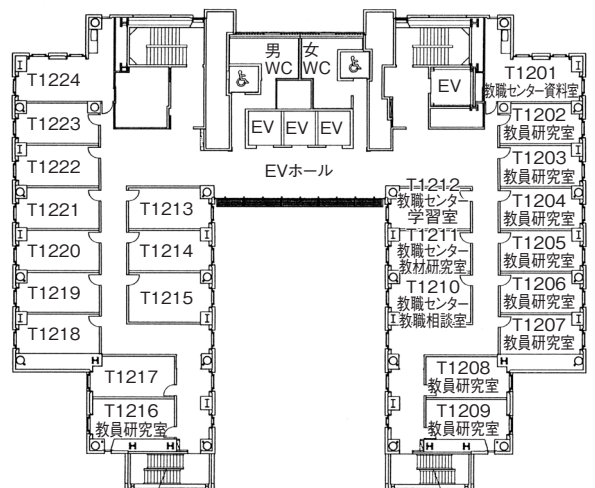
13階



14階



11階



12階

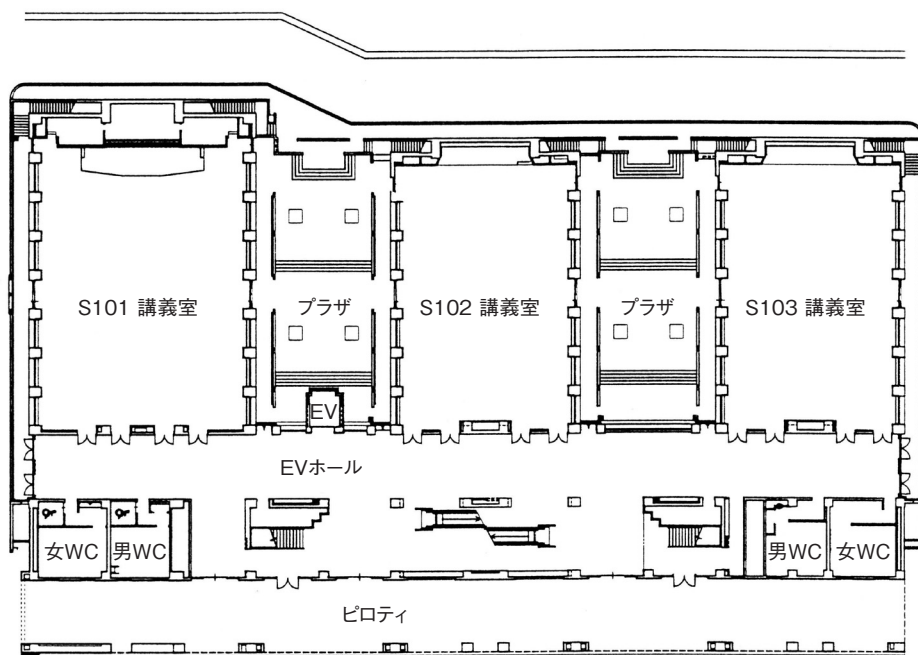
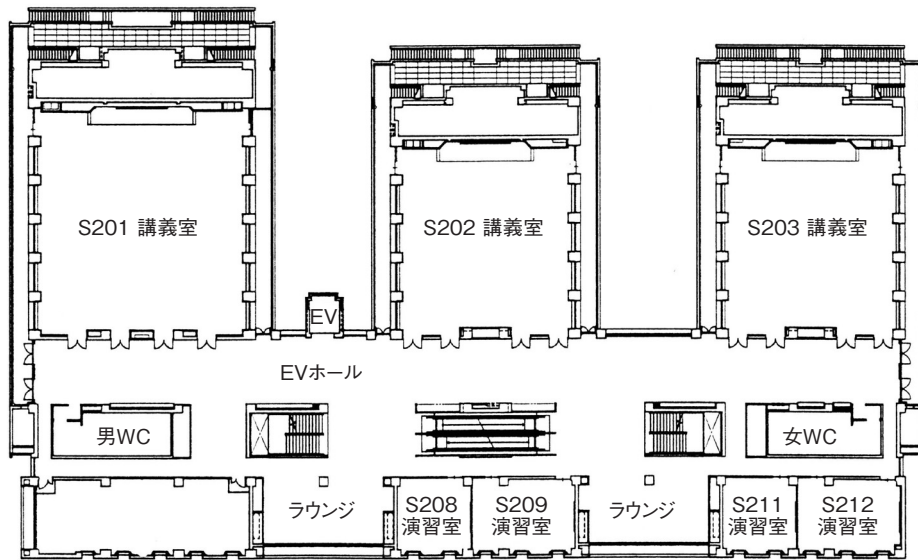
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

共通講義棟南(S) 配置図



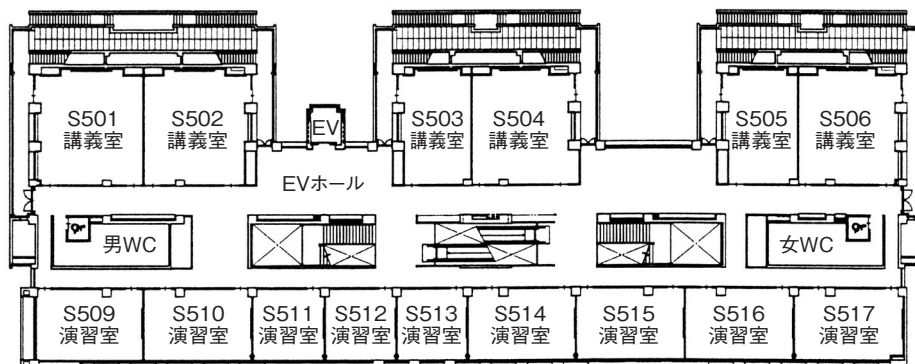
天白キャンパス

八事キャンパス

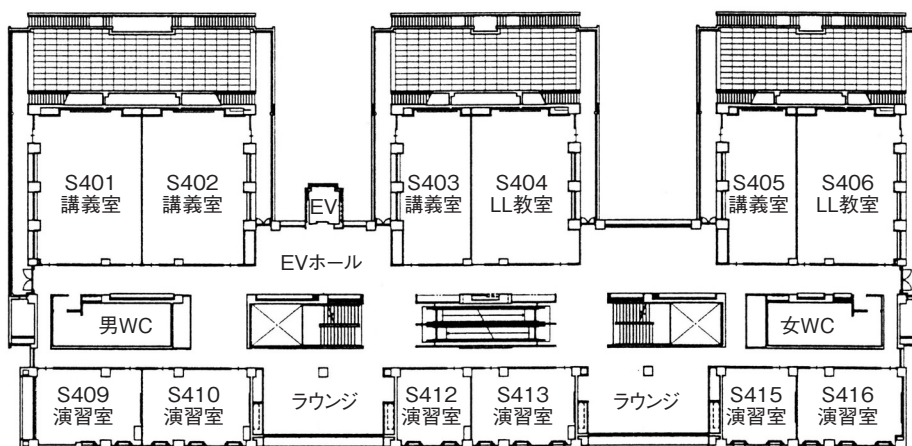
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

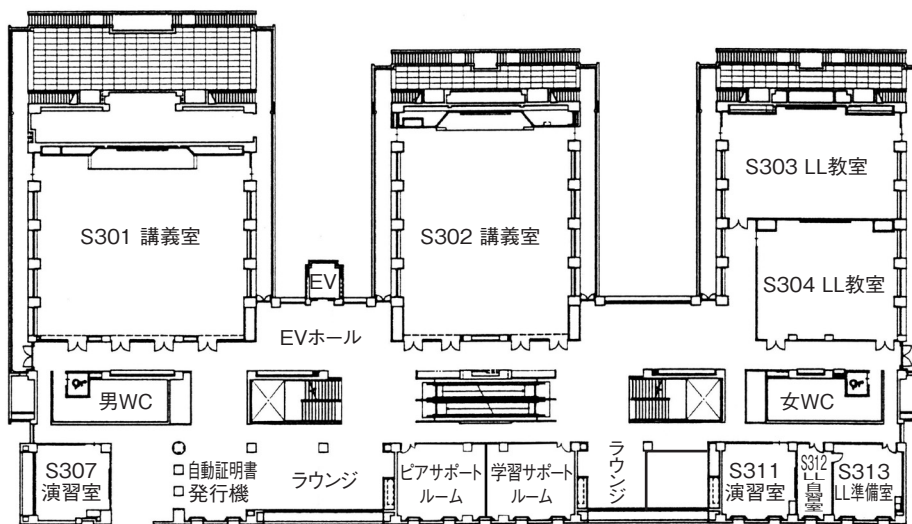
共通講義棟南(S) 配置図



5階



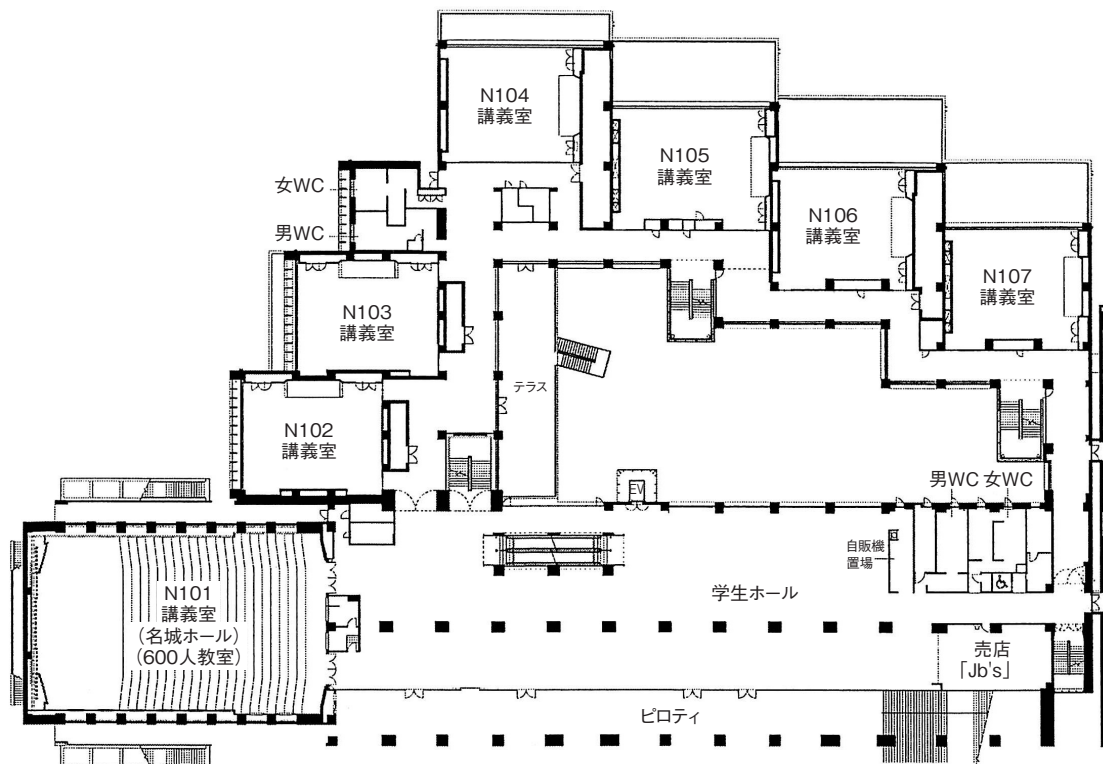
4階



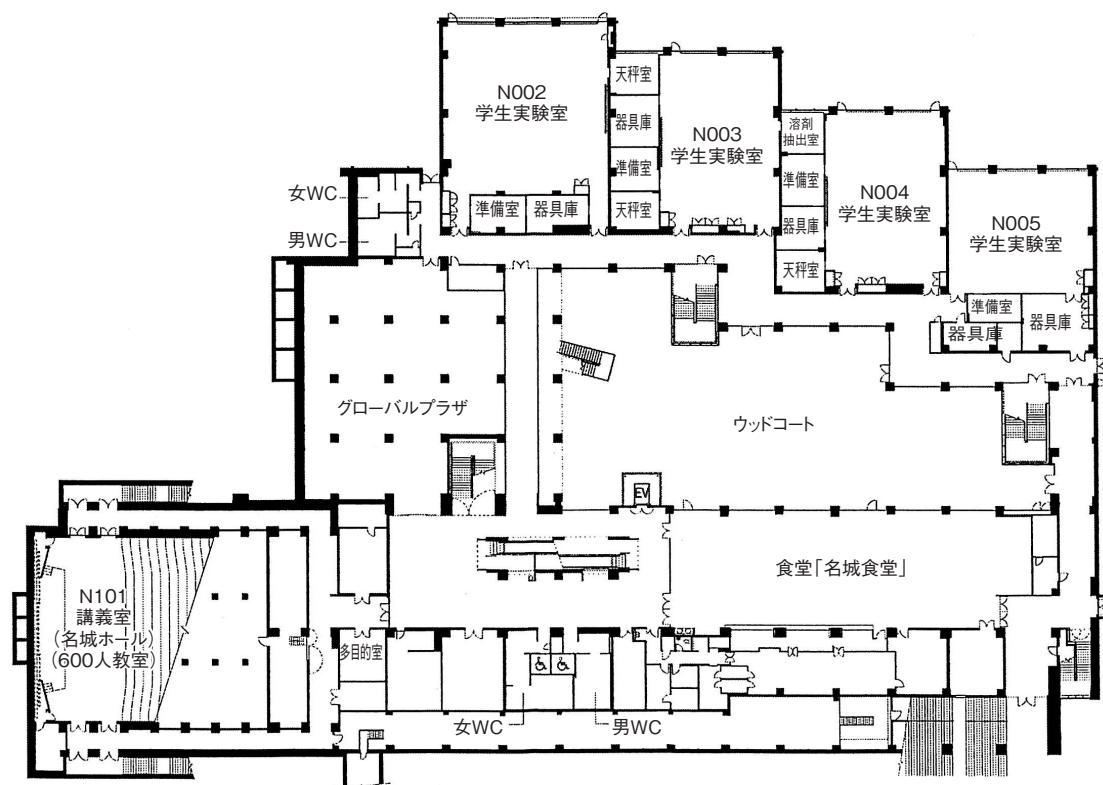
3階

連絡ブリッジ ↓ タワー75

共通講義棟北(N) 配置図



1階



地下1階

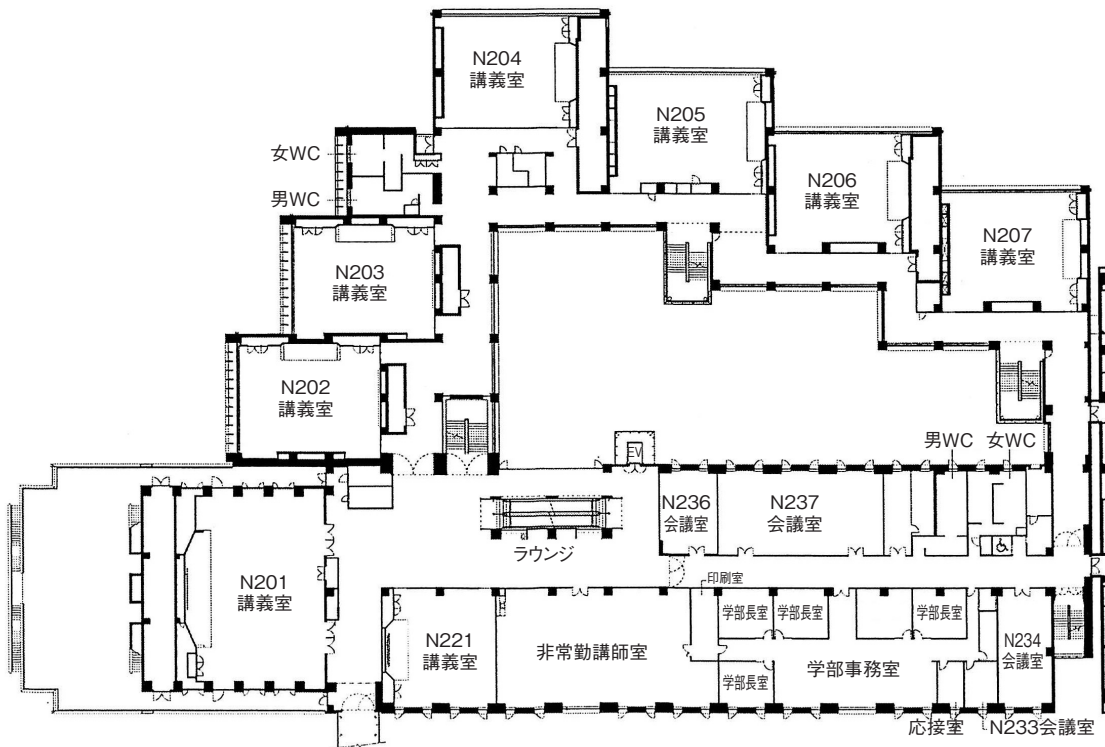
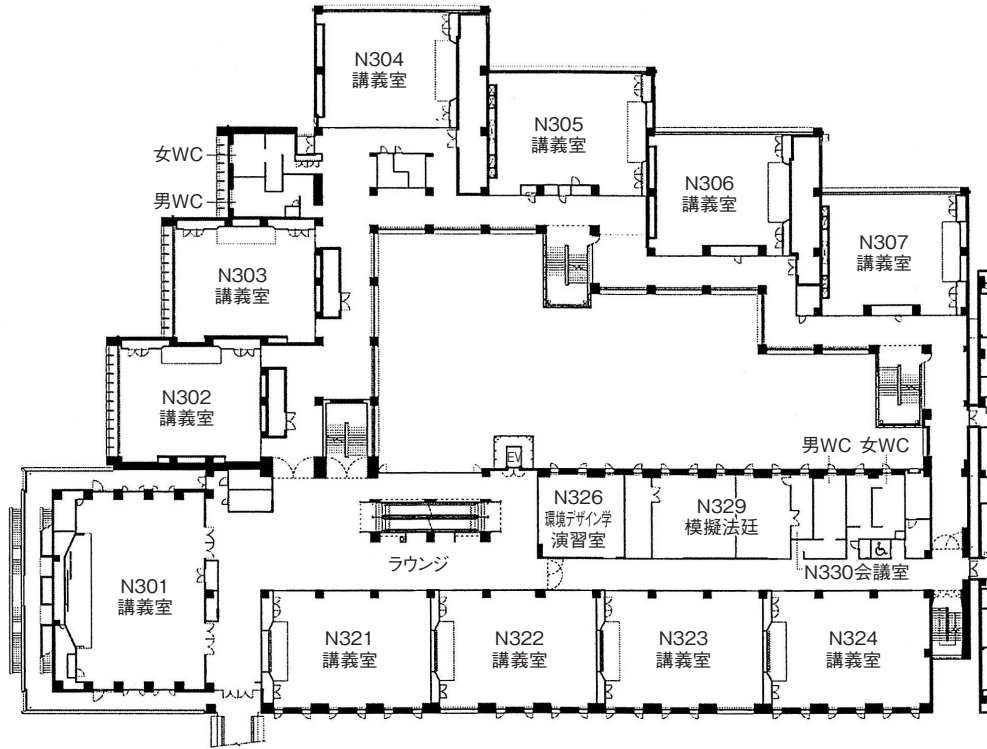
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

共通講義棟北(N) 配置図



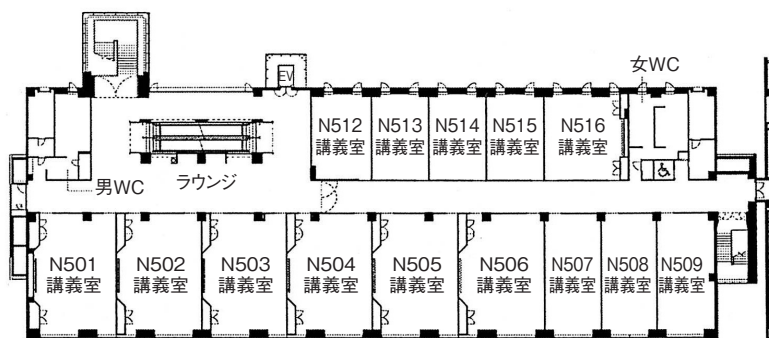
天白キャンパス

八事キャンパス

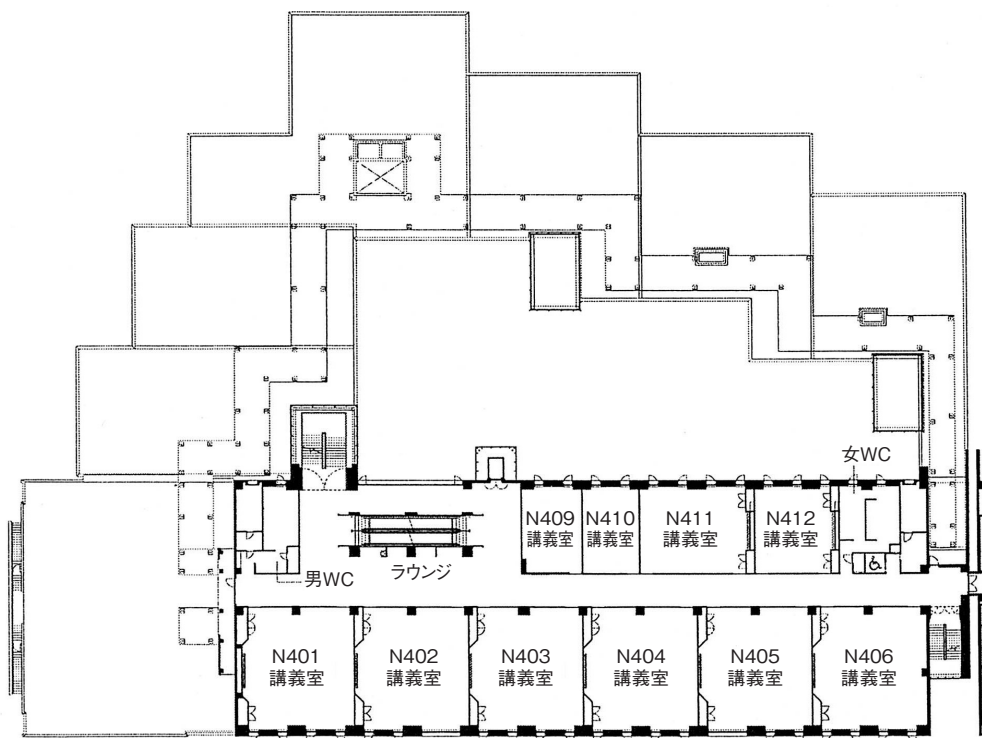
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

共通講義棟北(N) 配置図

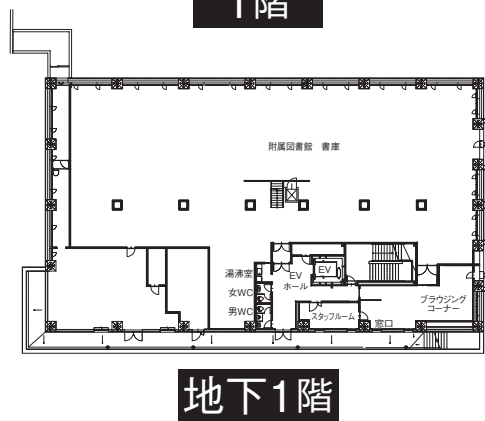
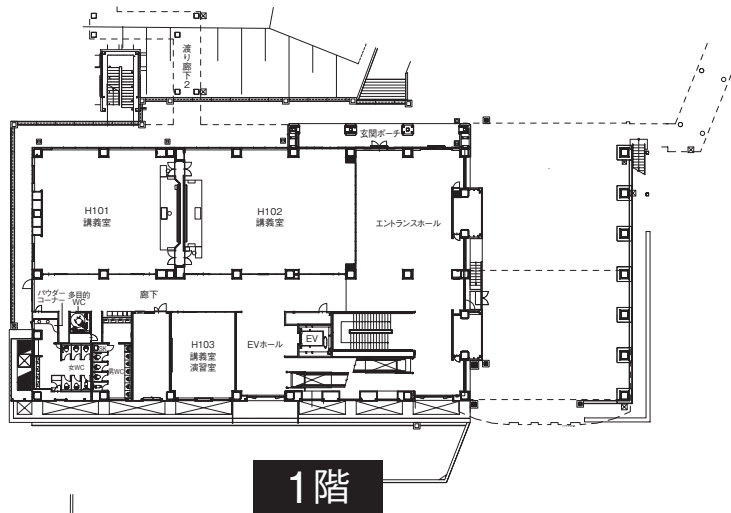
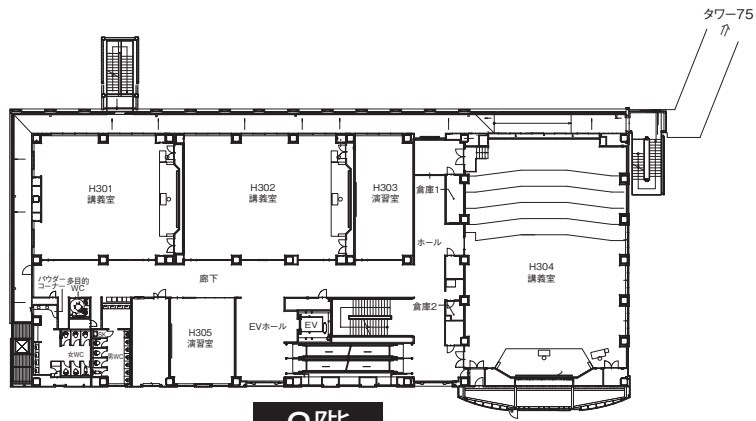


5階



4階

共通講義棟東(H) 配置図



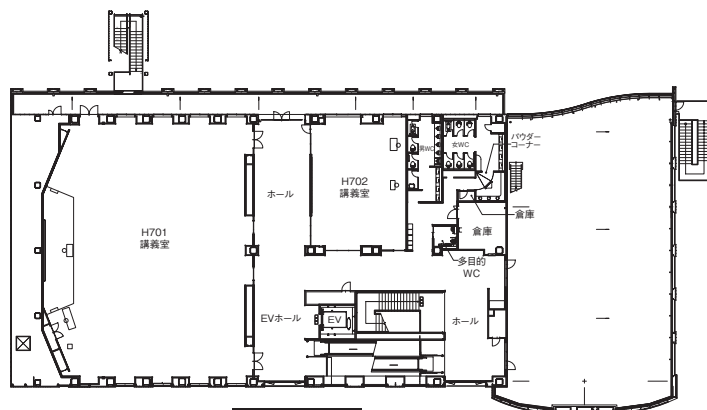
天白キャンパス

八事キャンパス

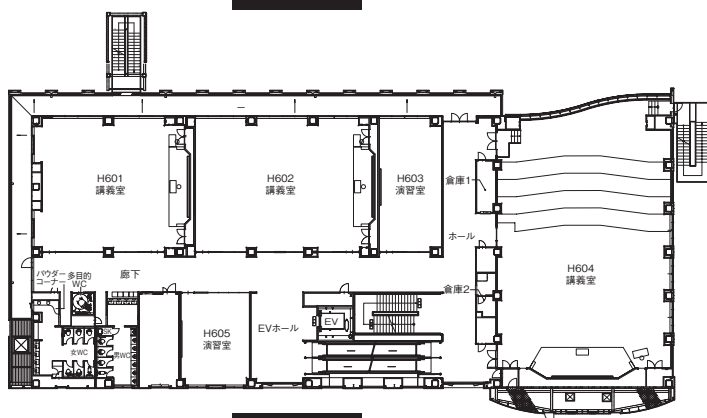
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

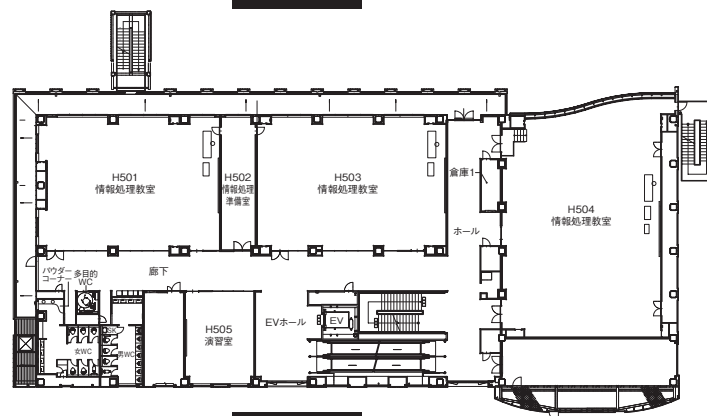
共通講義棟東(H) 配置図



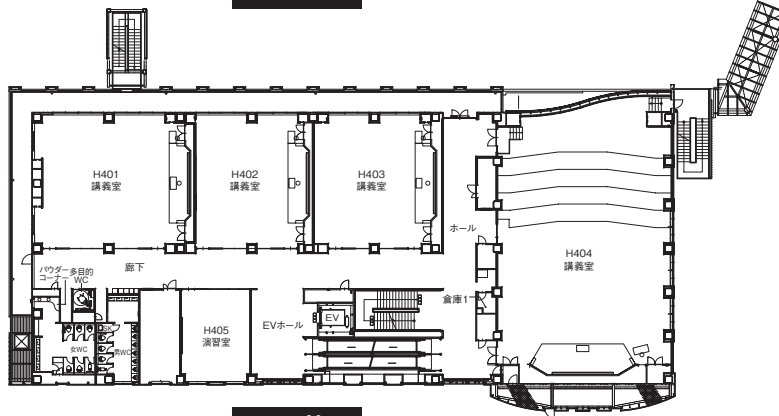
7階



6階



5階



4階

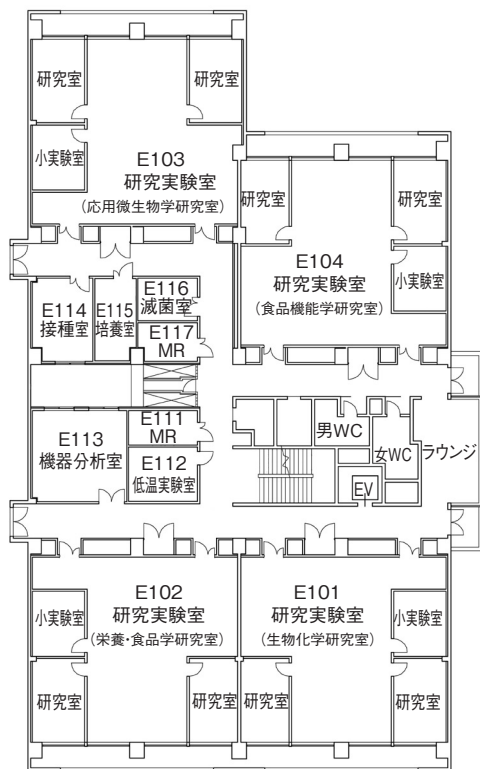
天白キャンパス

八事キャンパス

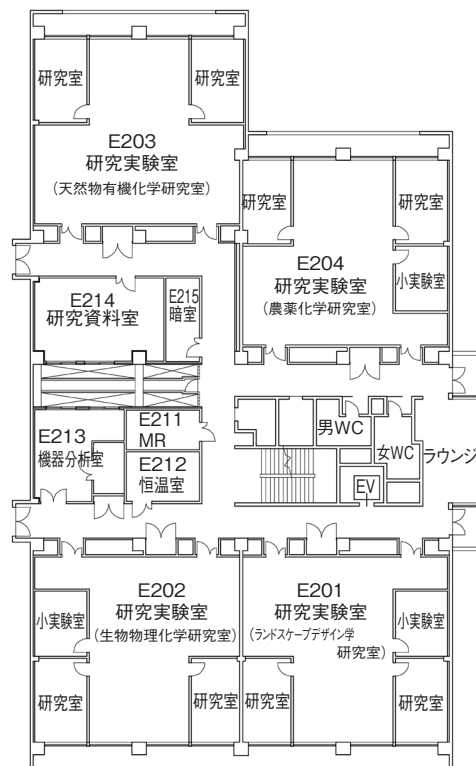
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

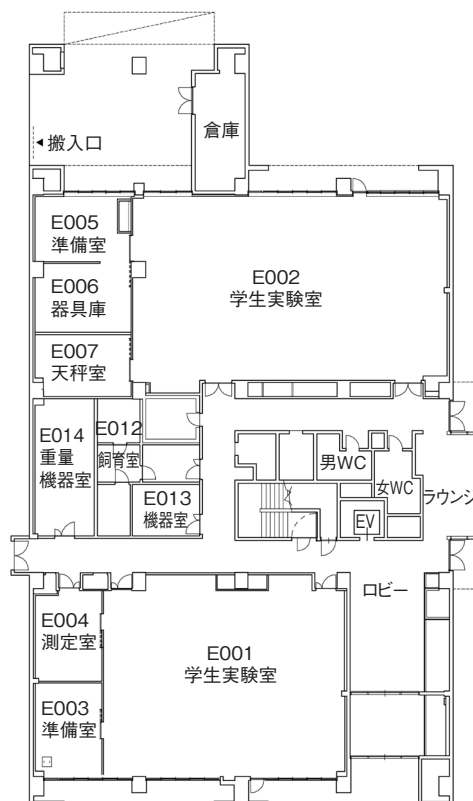
研究実験棟 I (E) 配置図



1階



2階



地下1階

天白キャンパス

八事キャンパス

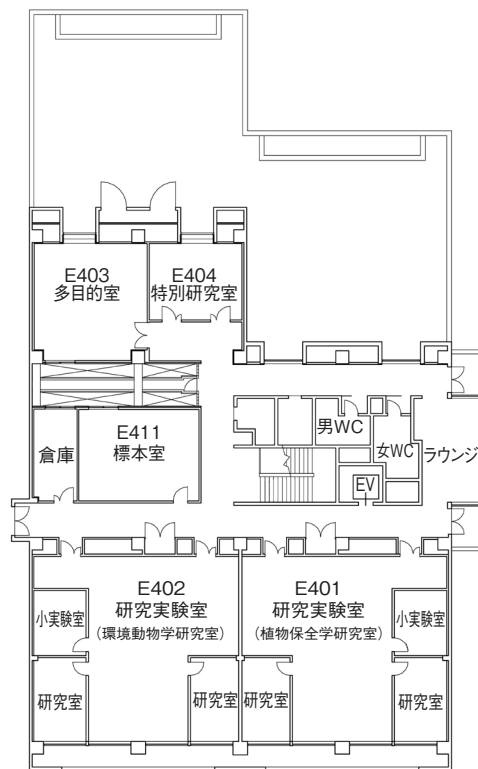
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

研究実験棟 I (E) 配置図



3階



4階

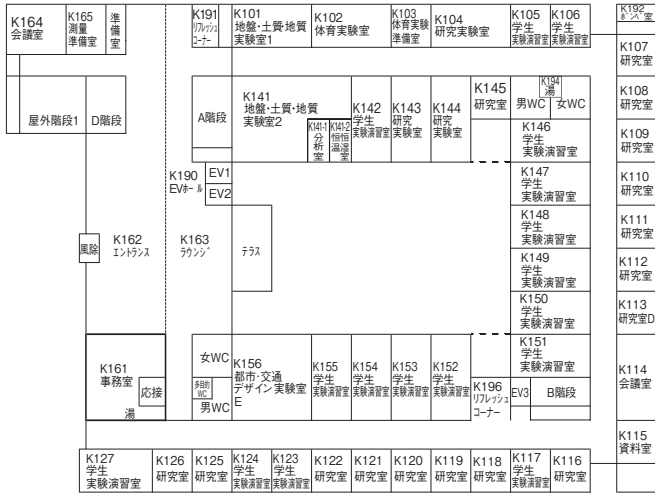
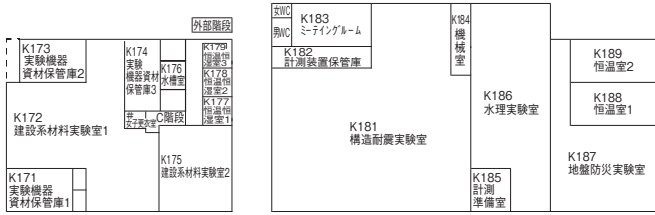
天白キャンパス

八事キャンパス

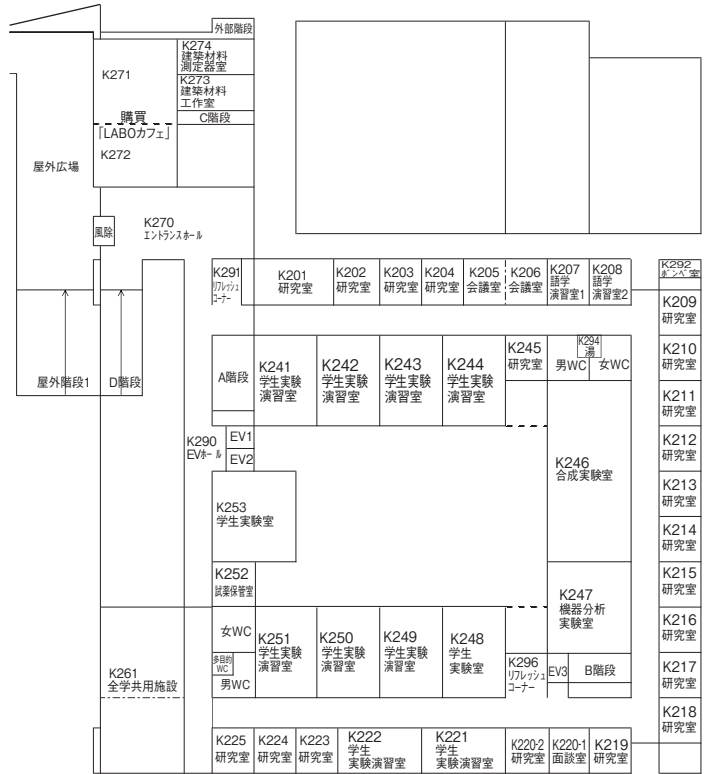
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

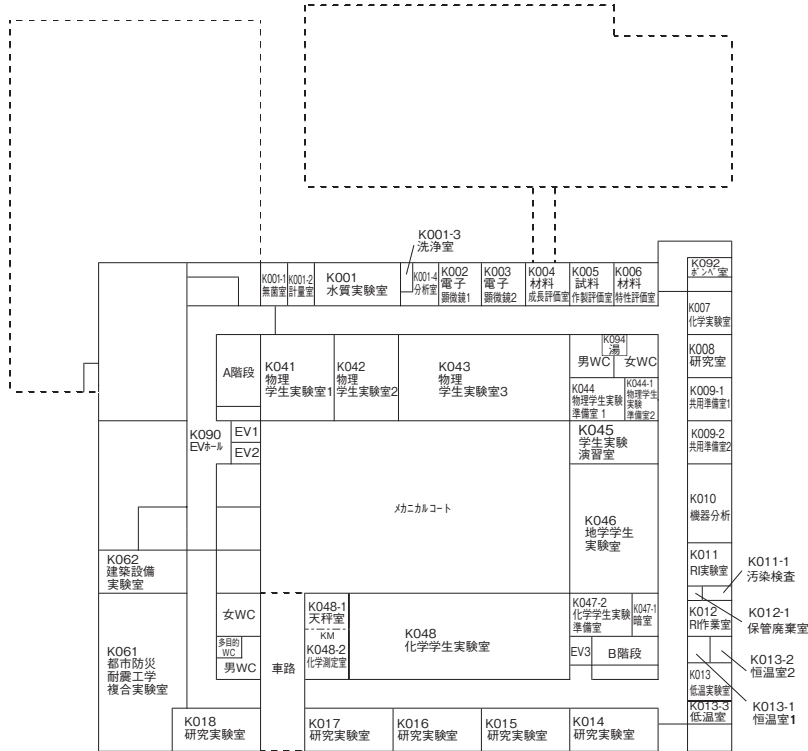
研究実験棟Ⅱ (K) 配置図



1階



2階



B1階

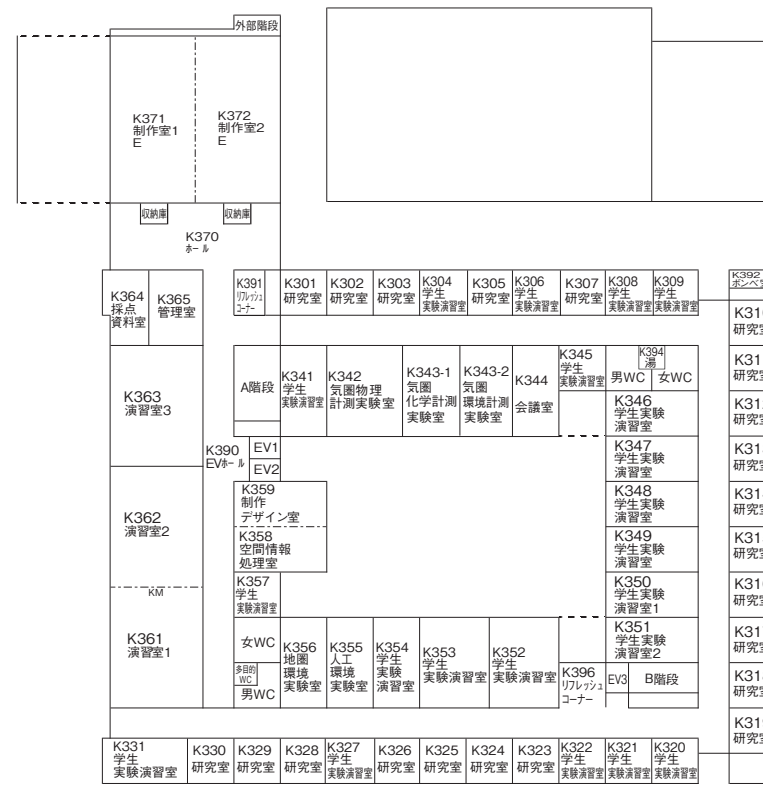
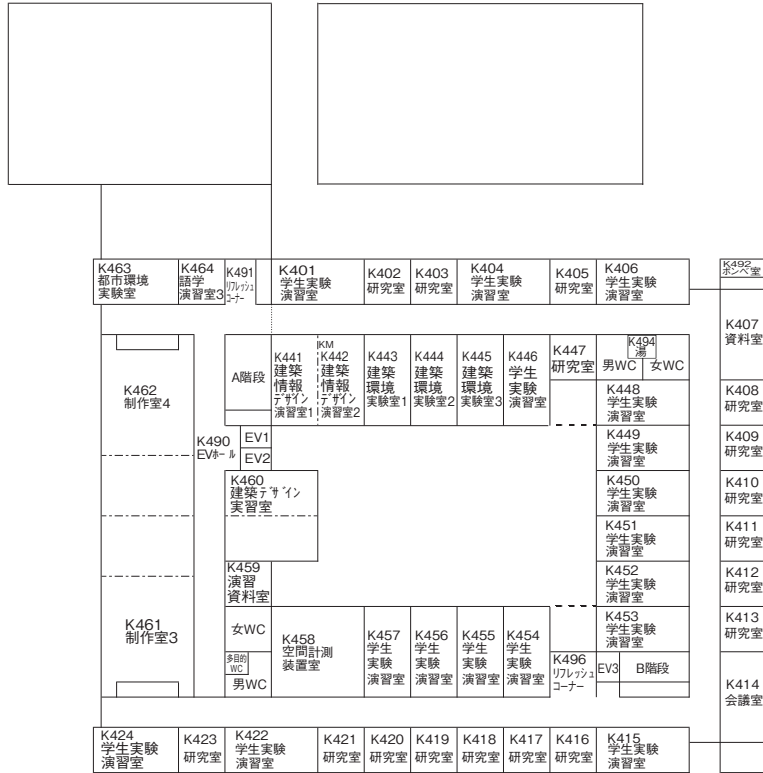
研究実験棟Ⅱ (K) 配置図

天白キャンパス

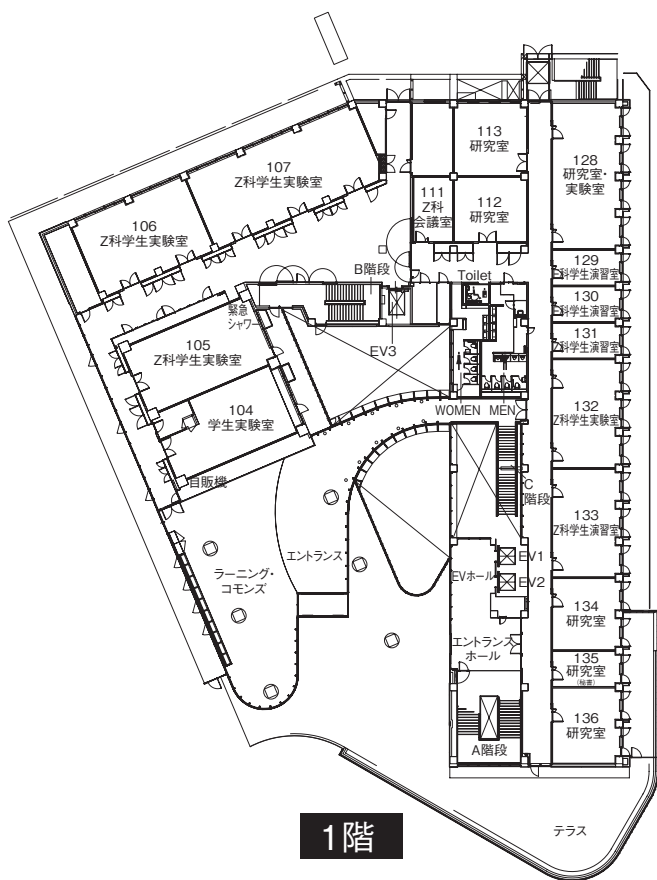
八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

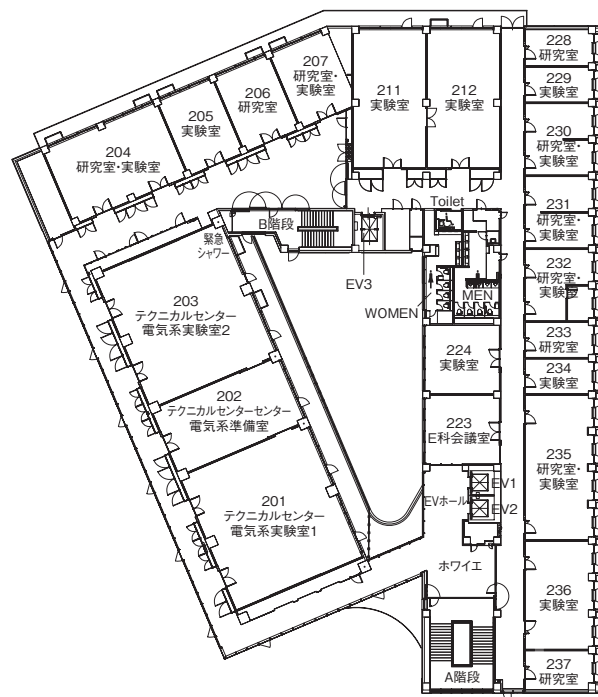
春日井(鷹来)キャンパス



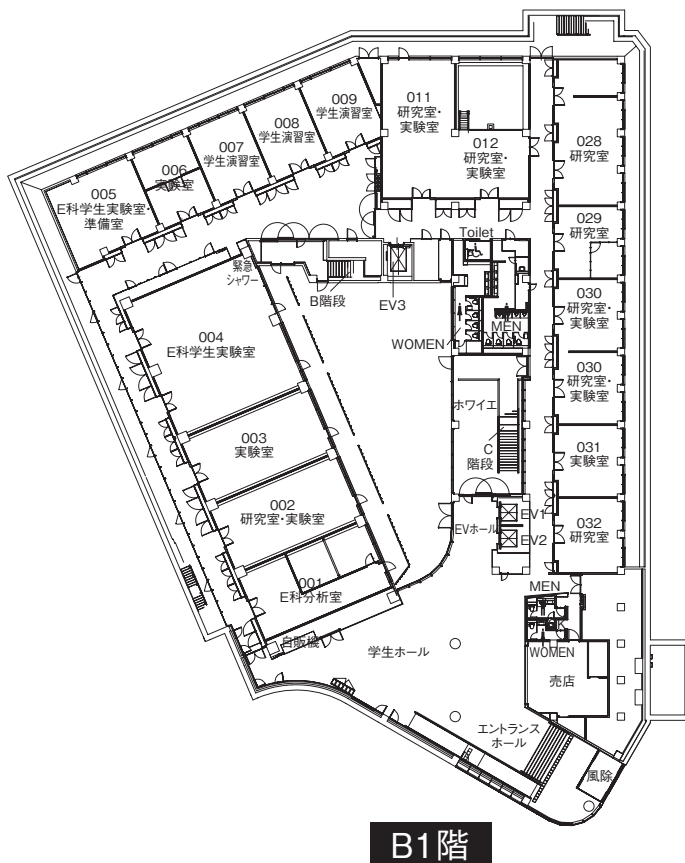
研究実験棟Ⅲ 配置図



1階



2階



B1階

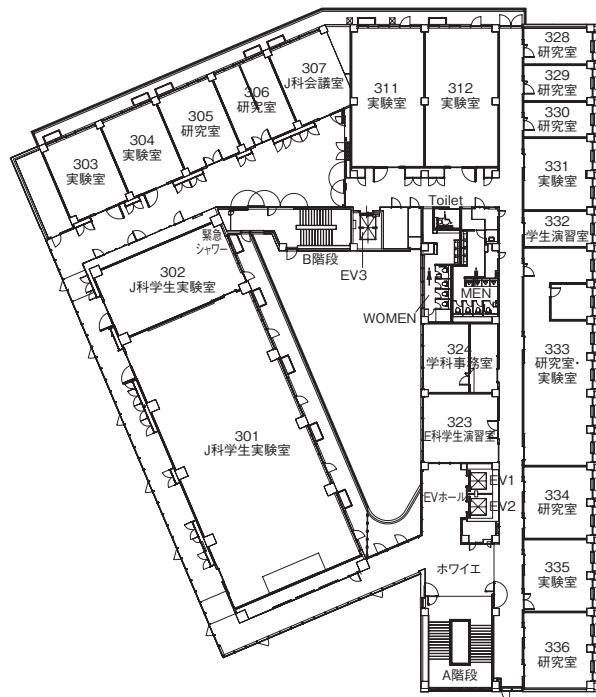
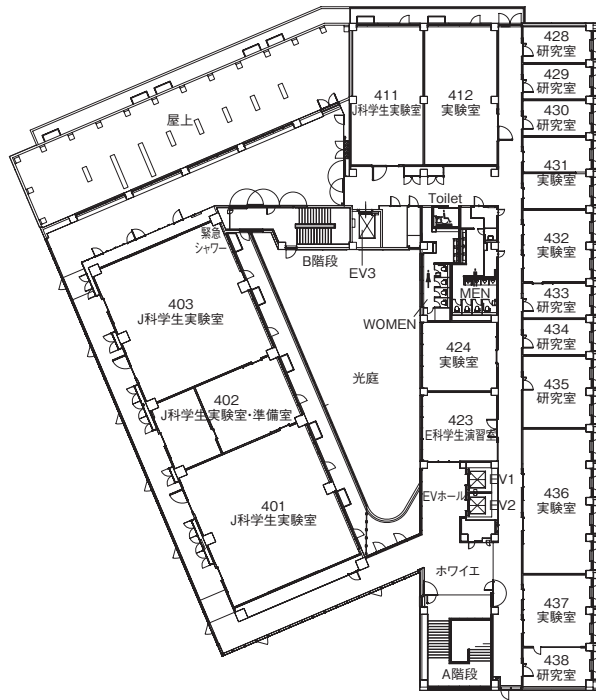
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

研究実験棟Ⅲ 配置図



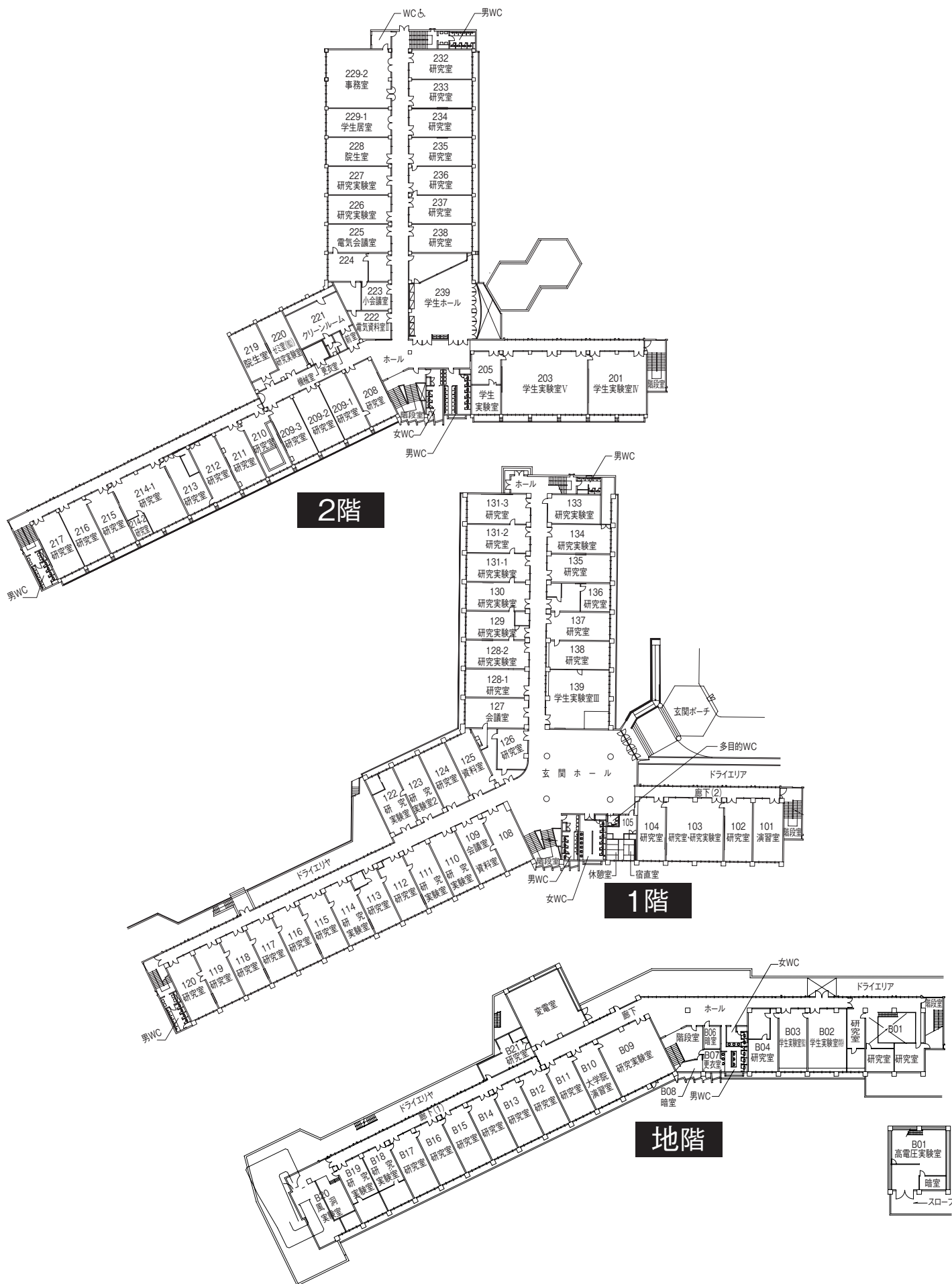
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

天白2号館 配置図



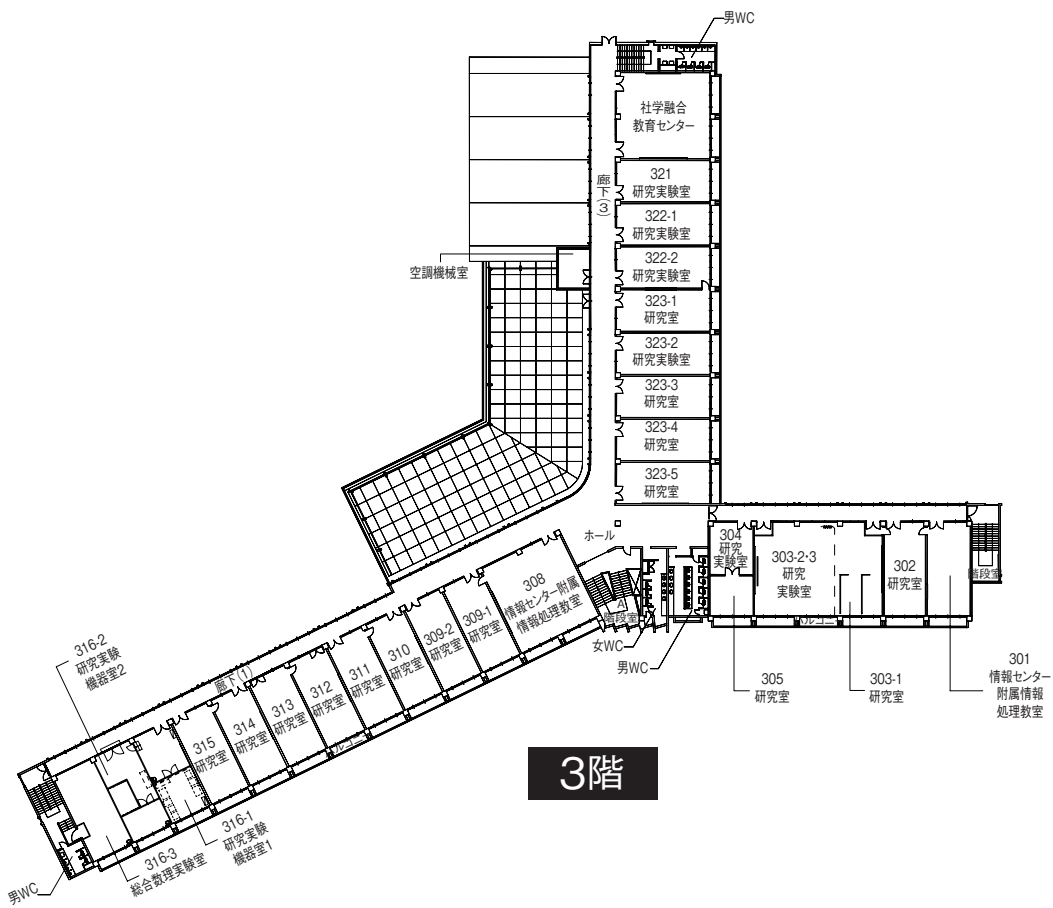
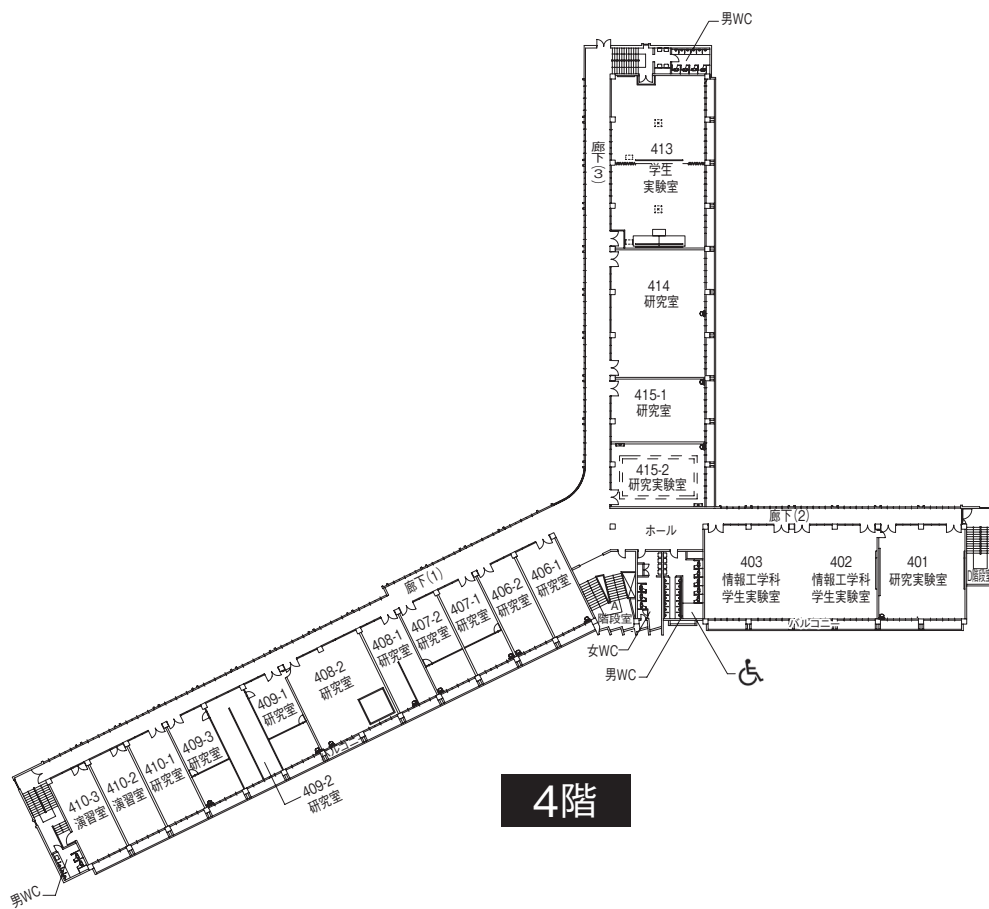
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

天白2号館 配置図



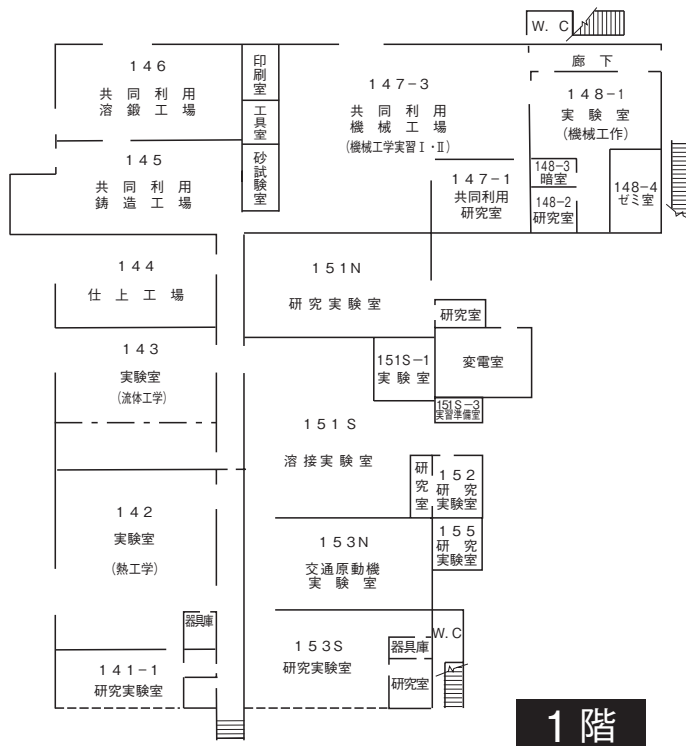
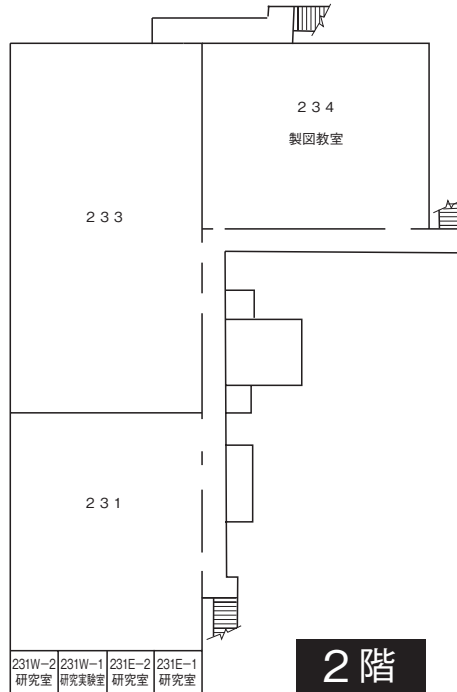
天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

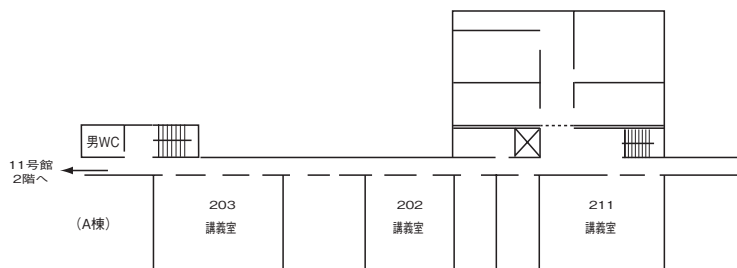
天白3号館 配置図



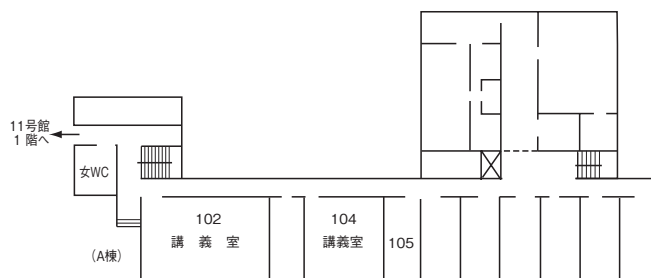
中2階

中2階

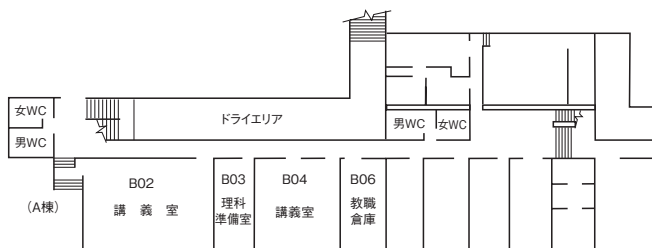
天白4号館 配置図



2階



1階



地階

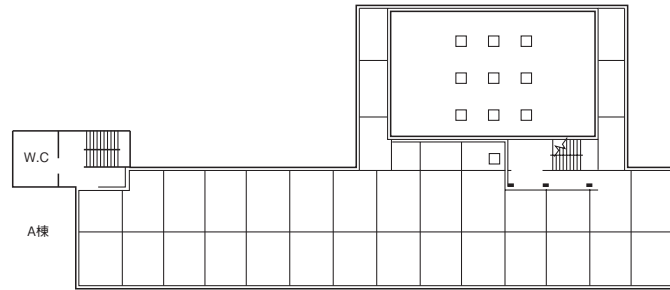
天白キャンパス

八事キャンパス

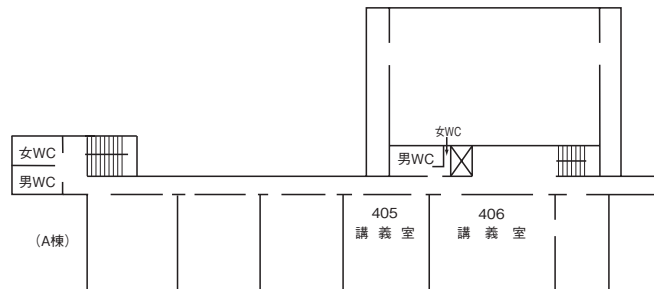
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

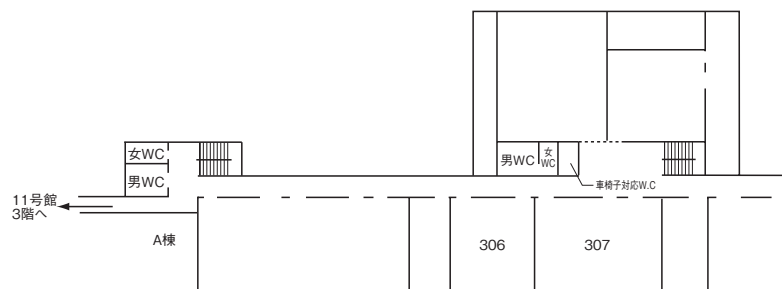
天白4号館 配置図



屋上

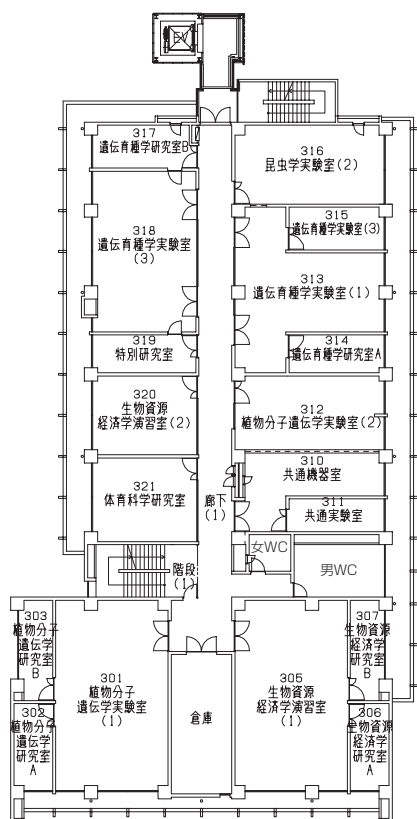


4階

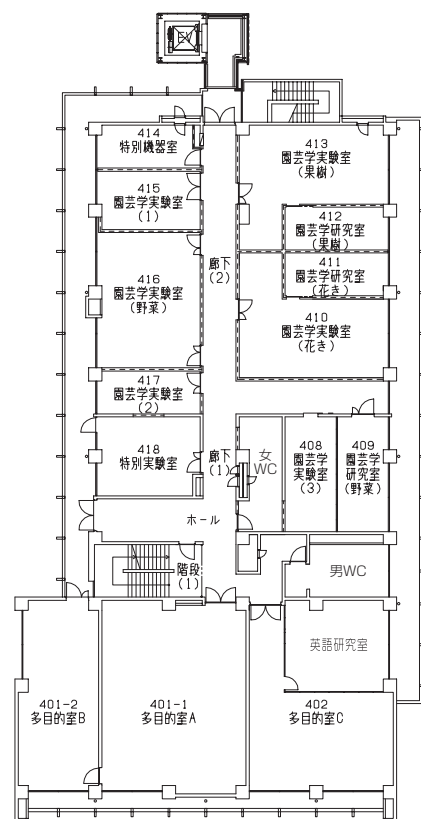


3階

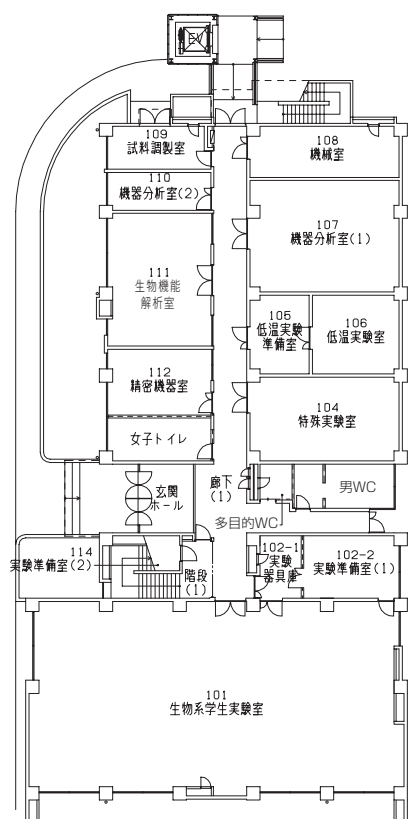
天白9号館 配置図



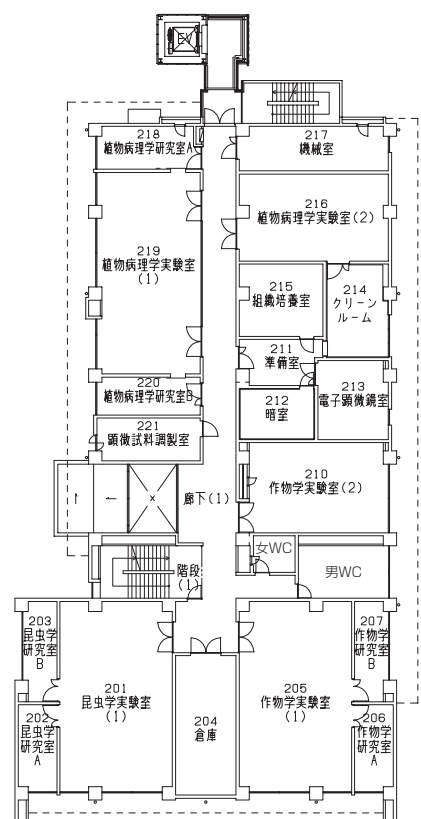
3階



4階



1階



2階

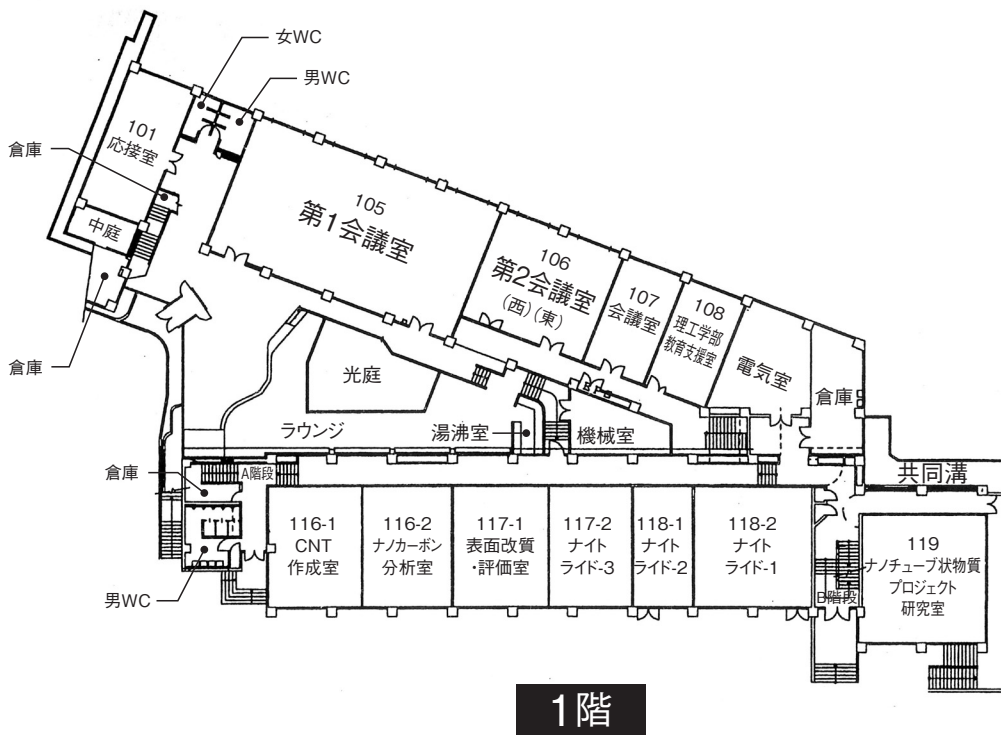
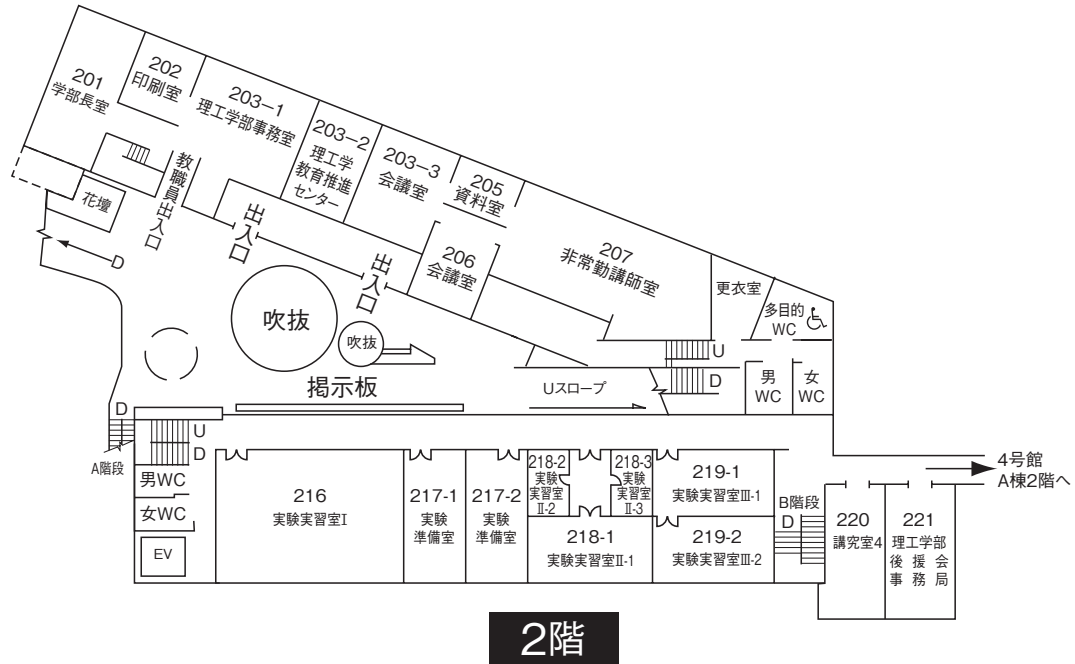
天白キャンパス

八事キャンパス

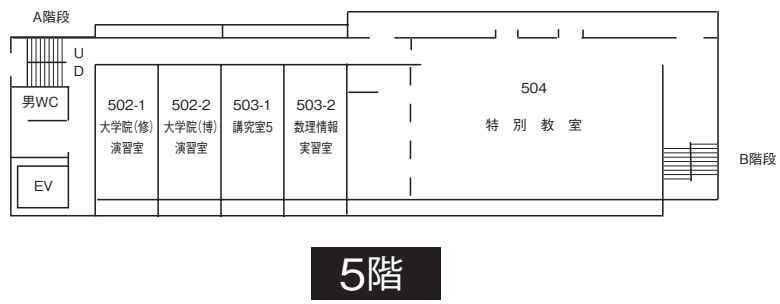
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

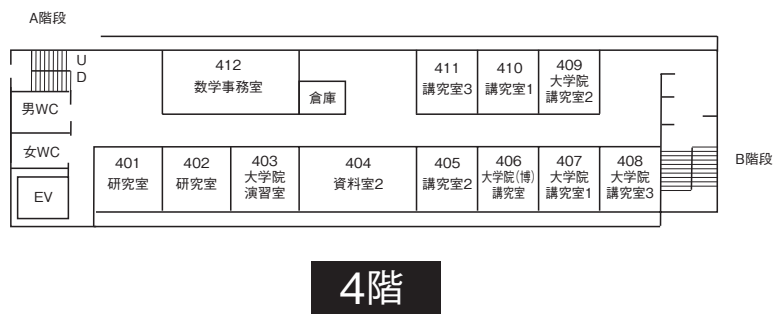
天白11号館 配置図



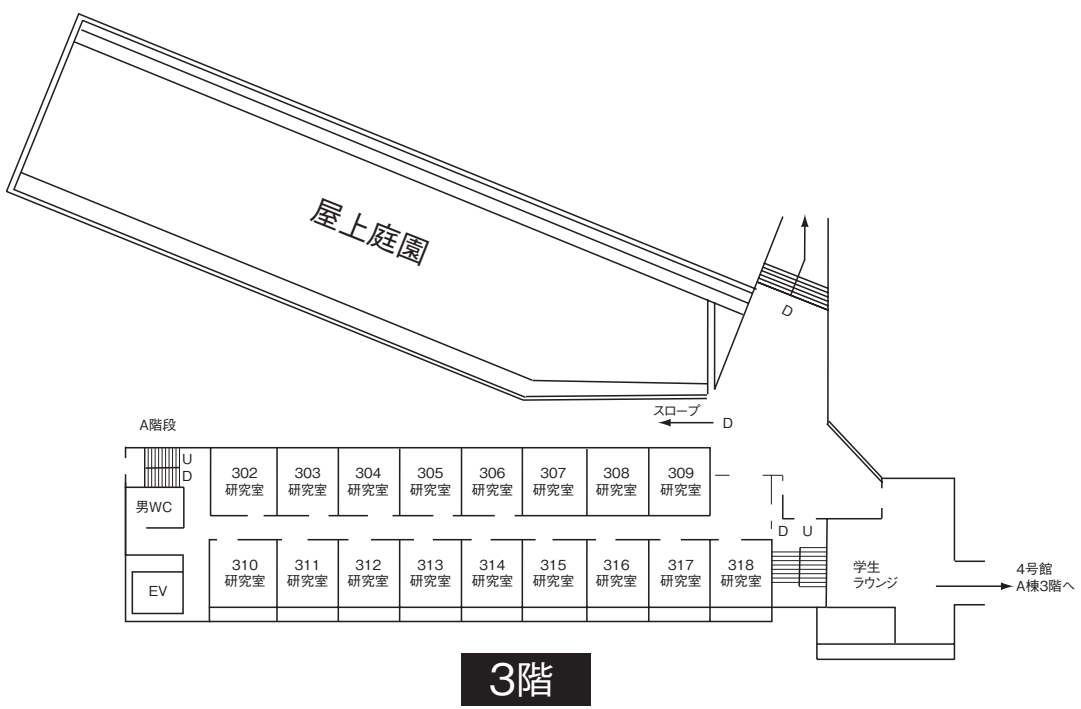
天白11号館 配置図



5階



4階



3階

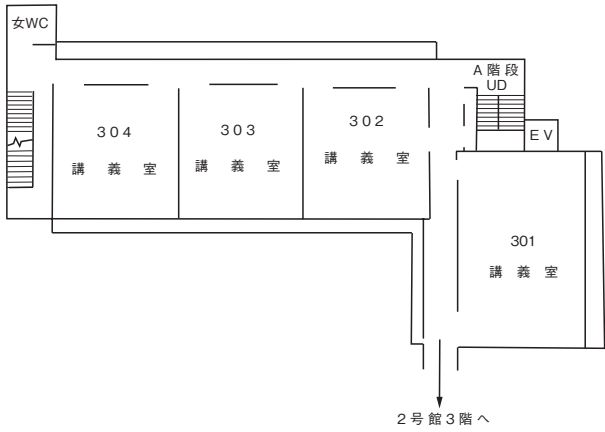
天白12号館 配置図

天白キャンパス

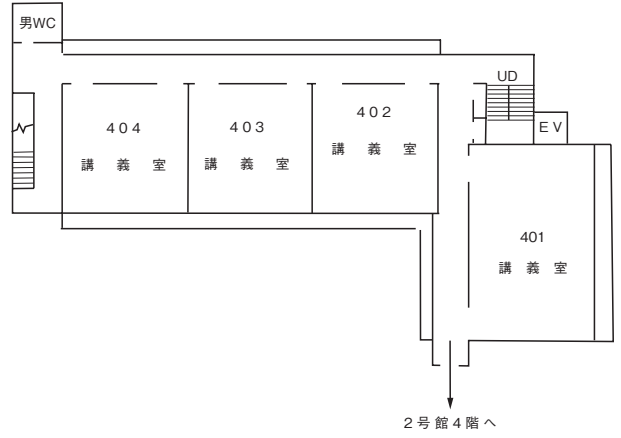
八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

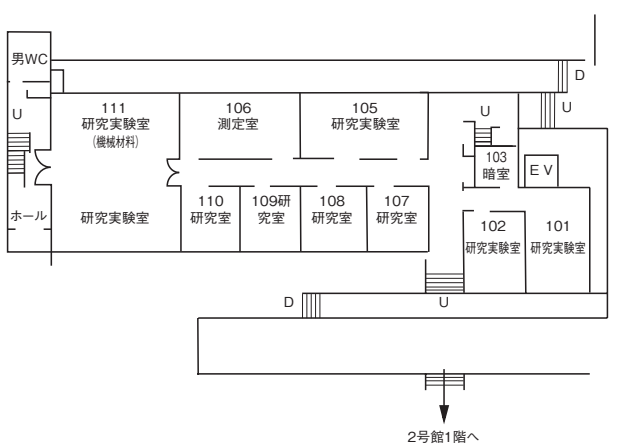
春日井(鷹来)キャンパス



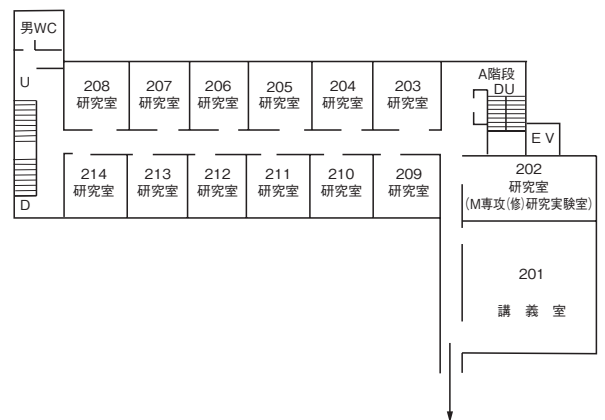
3階



4階

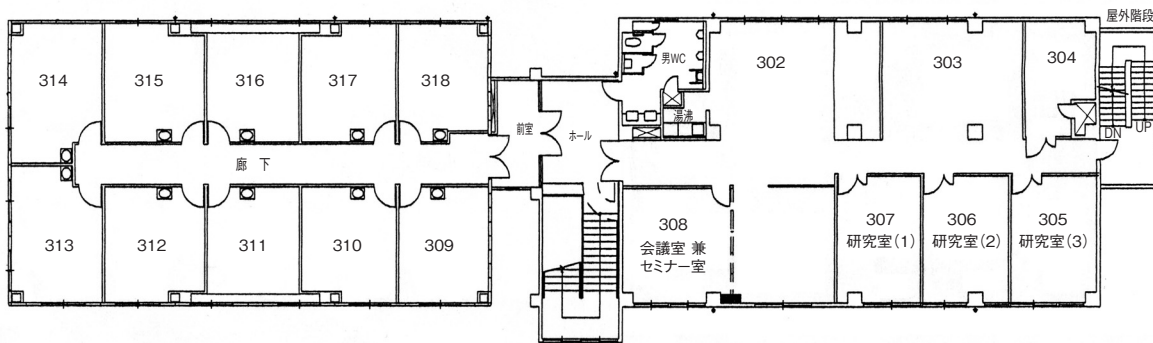


1階

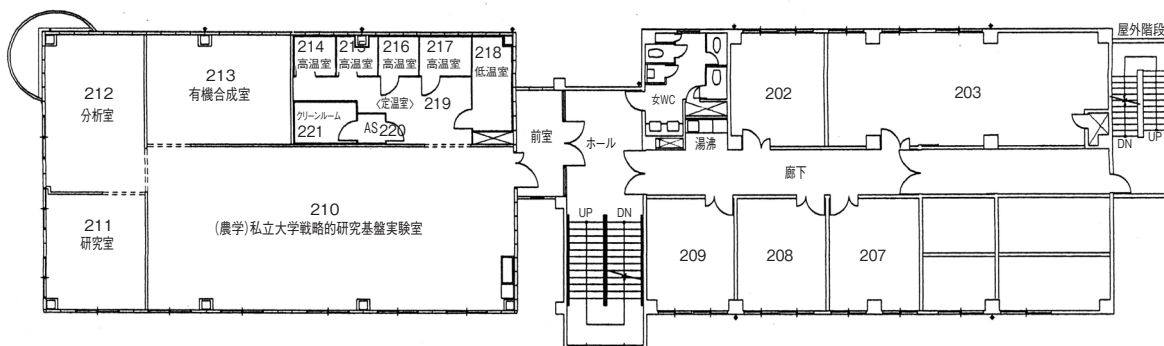


2階

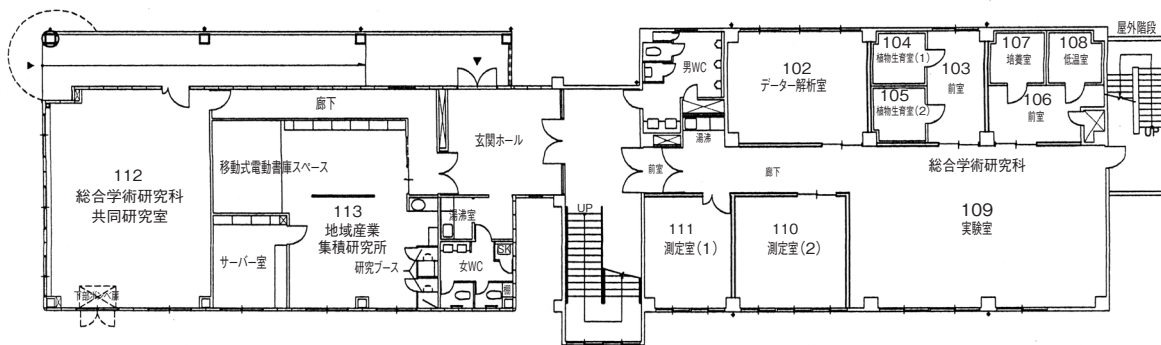
天白13号館 配置図



3階



2階



1階

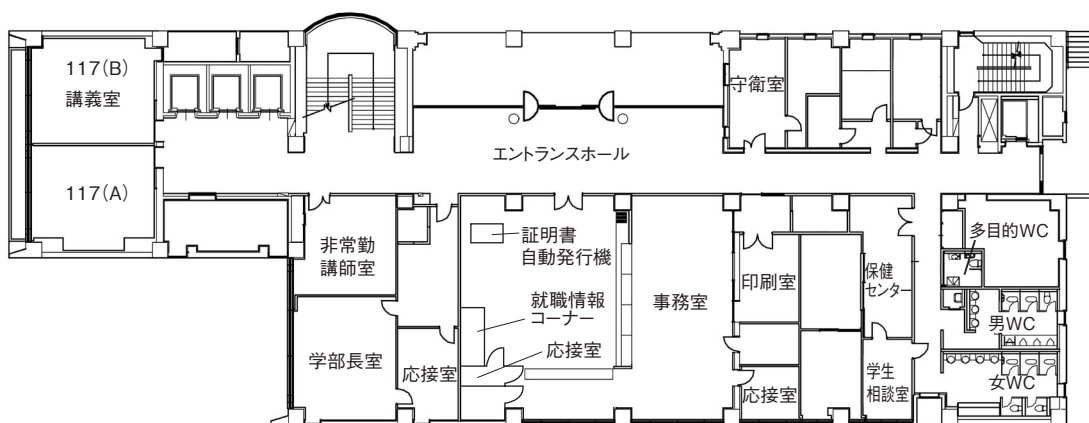
天白キャンパス

八事キャンパス

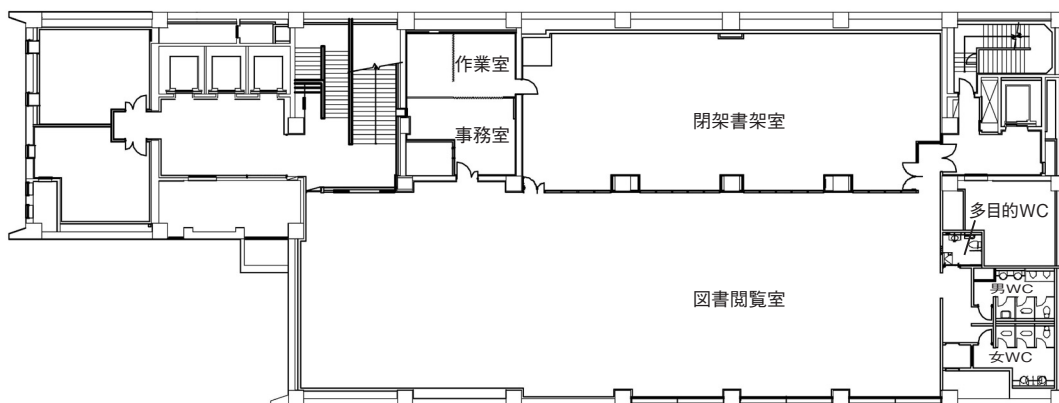
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

八事新1号館 配置図

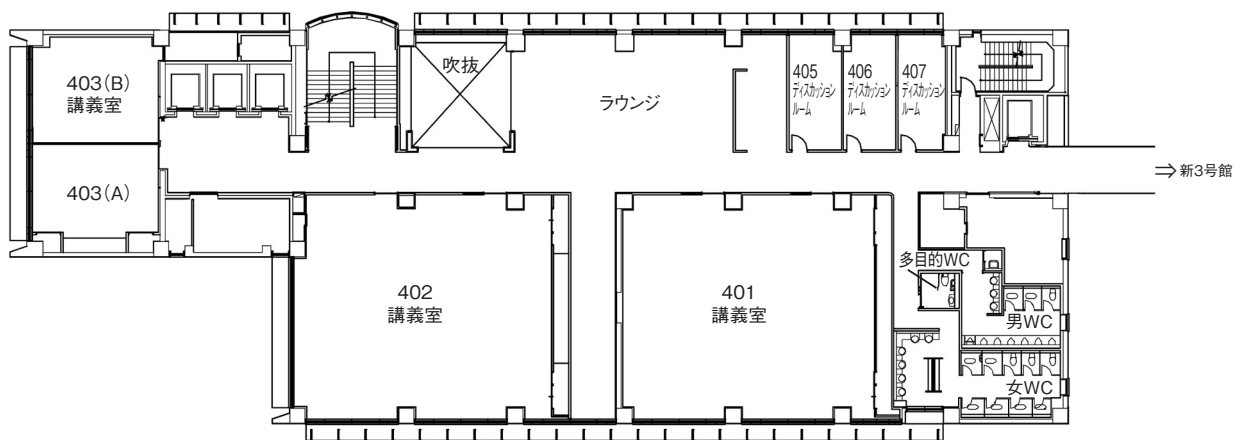


1階

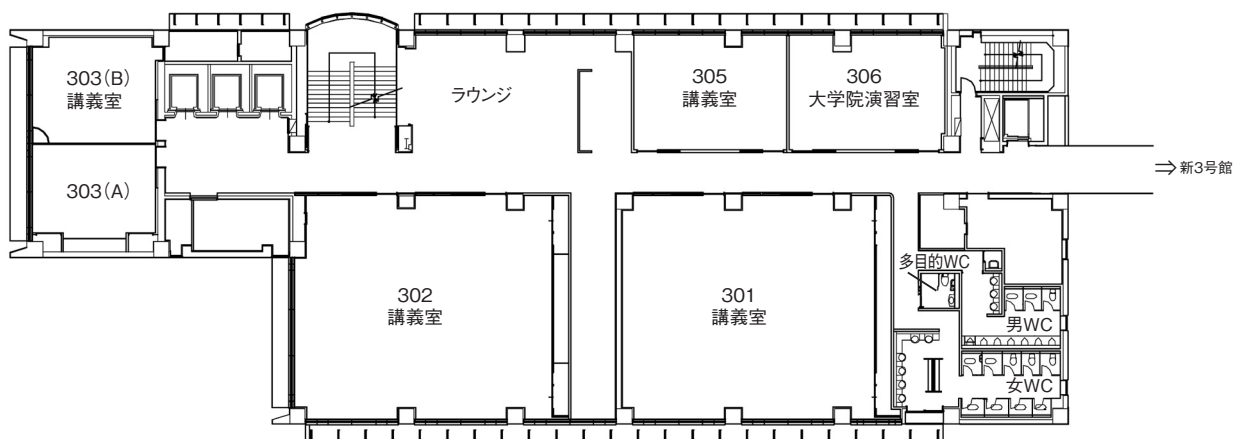


地下1階

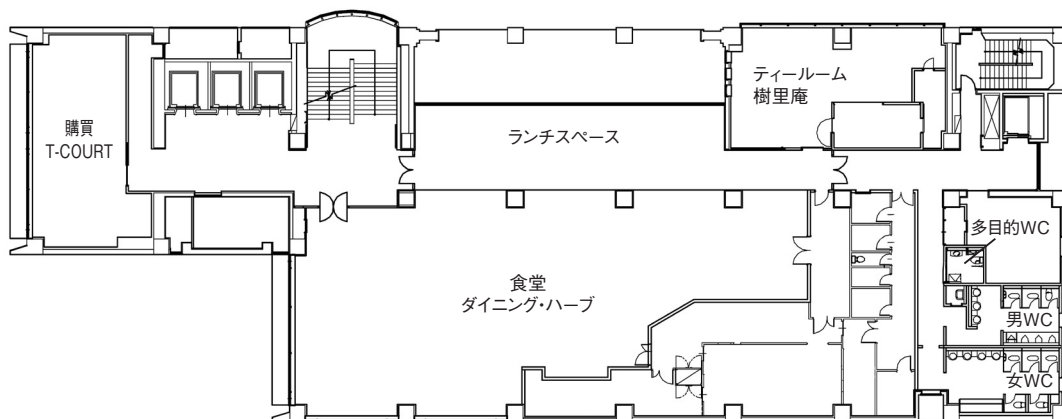
八事新1号館 配置図



4階

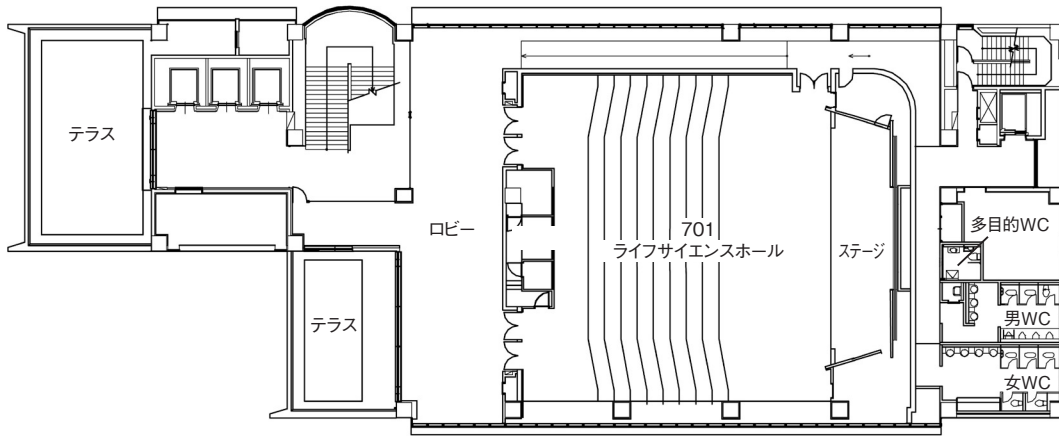


3階



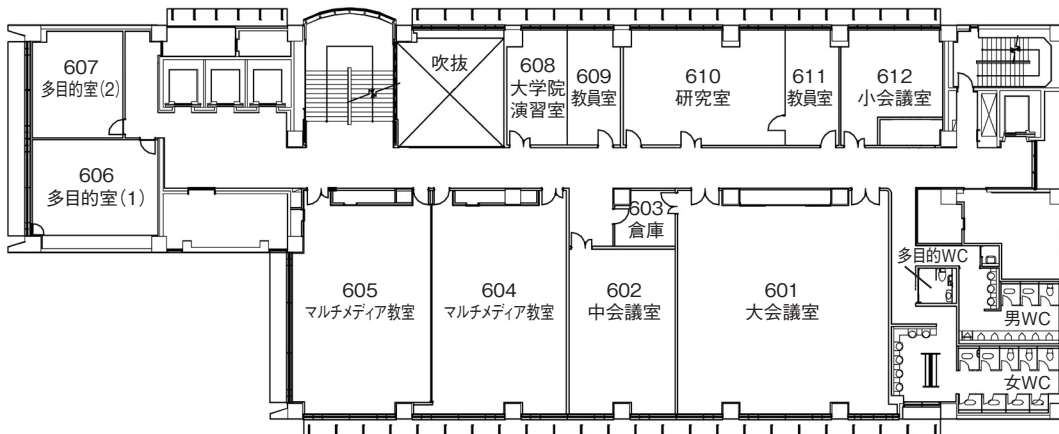
2階

八事新1号館 配置図

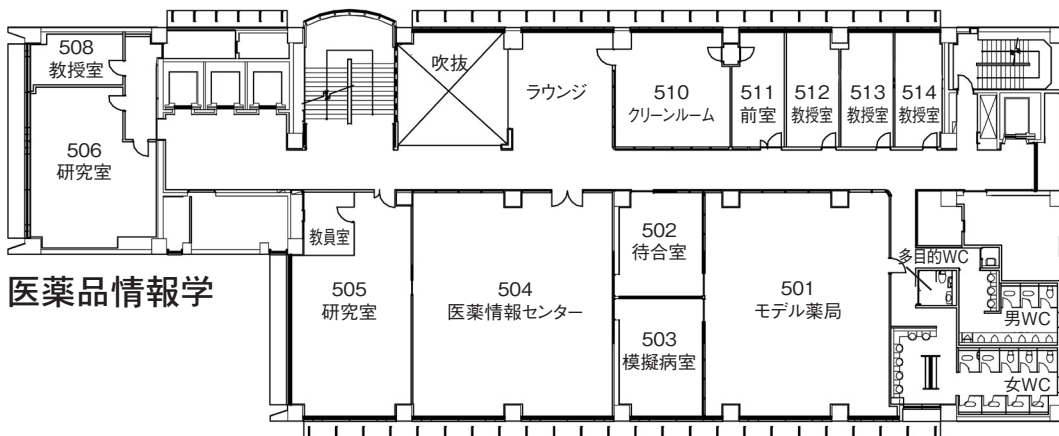


7階

病院薬学



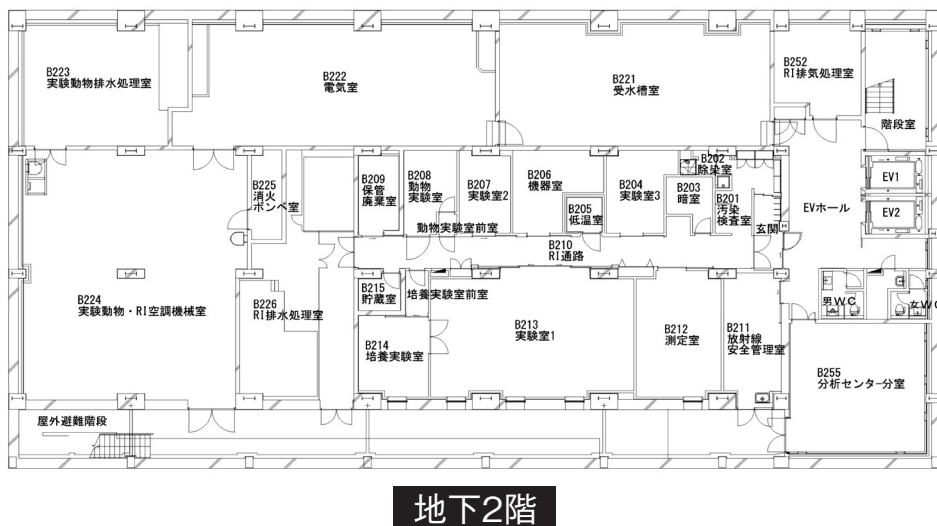
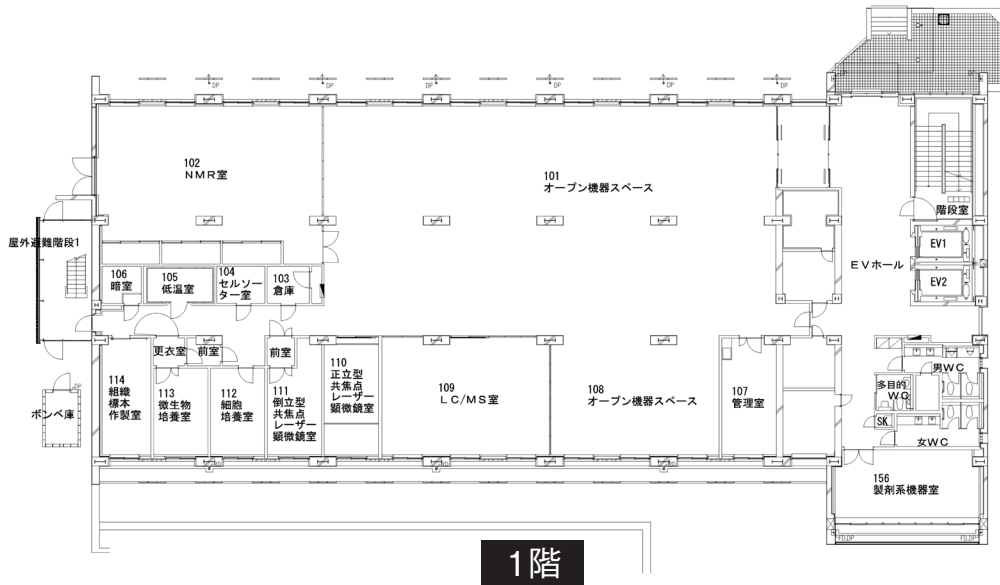
6階



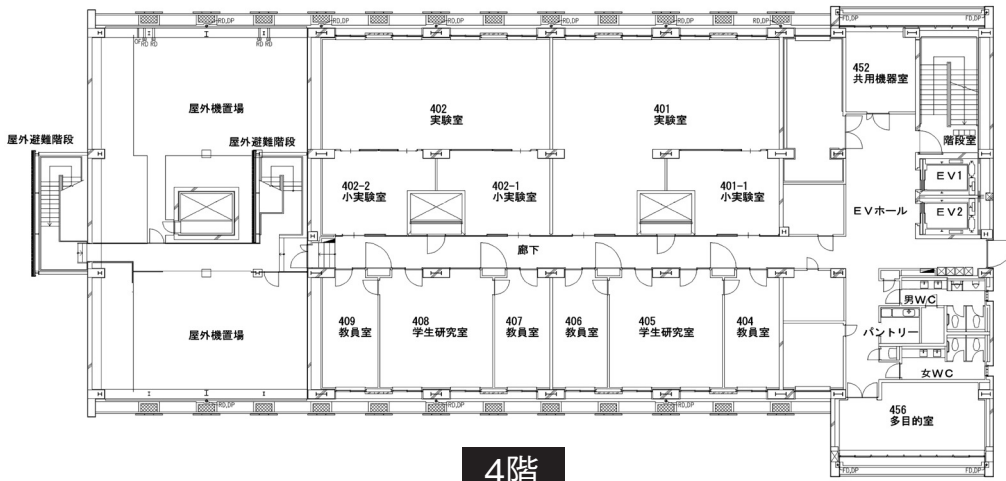
医薬品情報学 医薬情報センター

5階

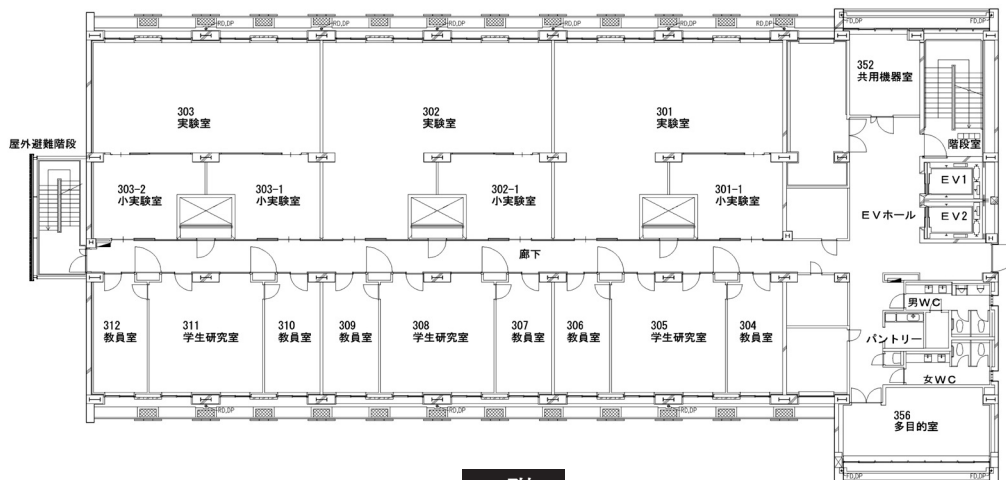
八事新2号館 配置図



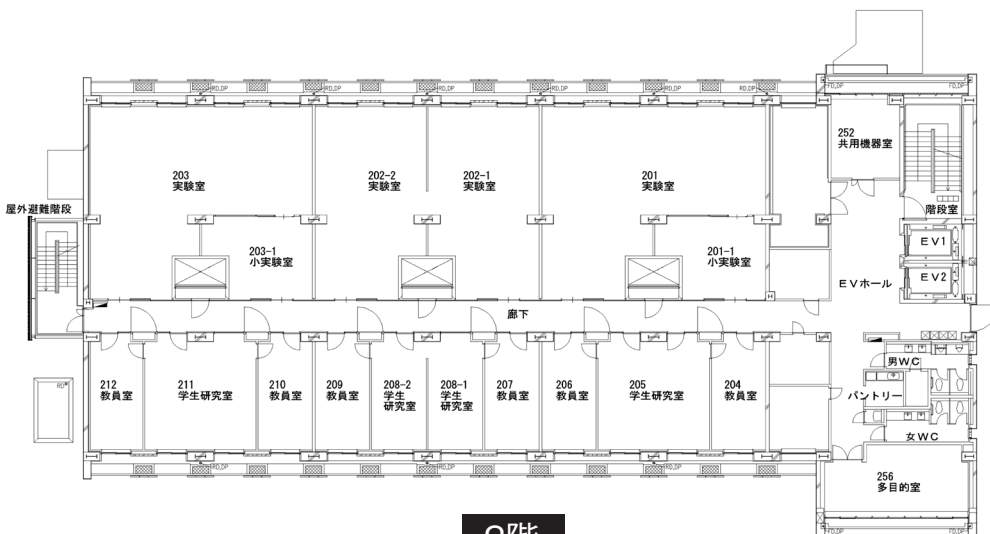
八事新2号館 配置図



4階

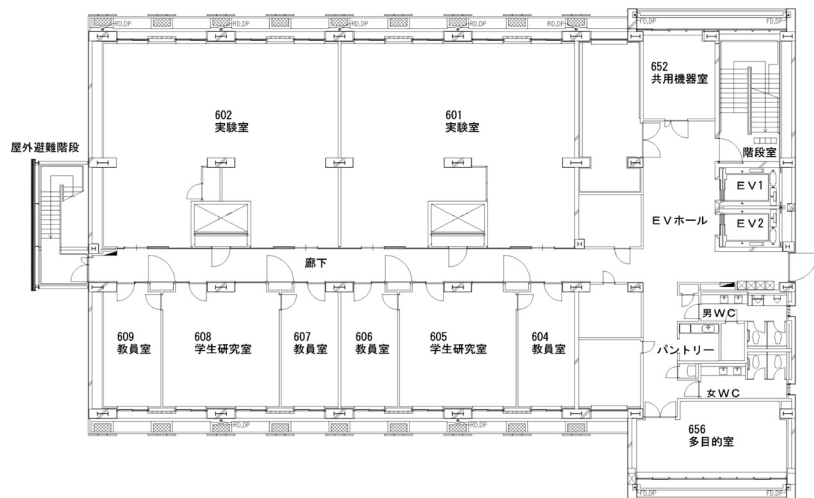


3階

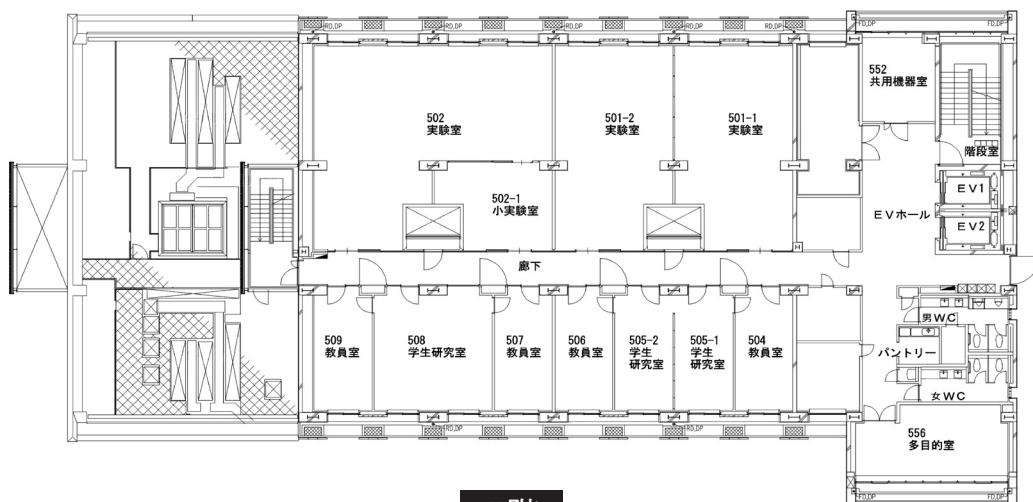


2階

八事新2号館 配置図



6階



5階

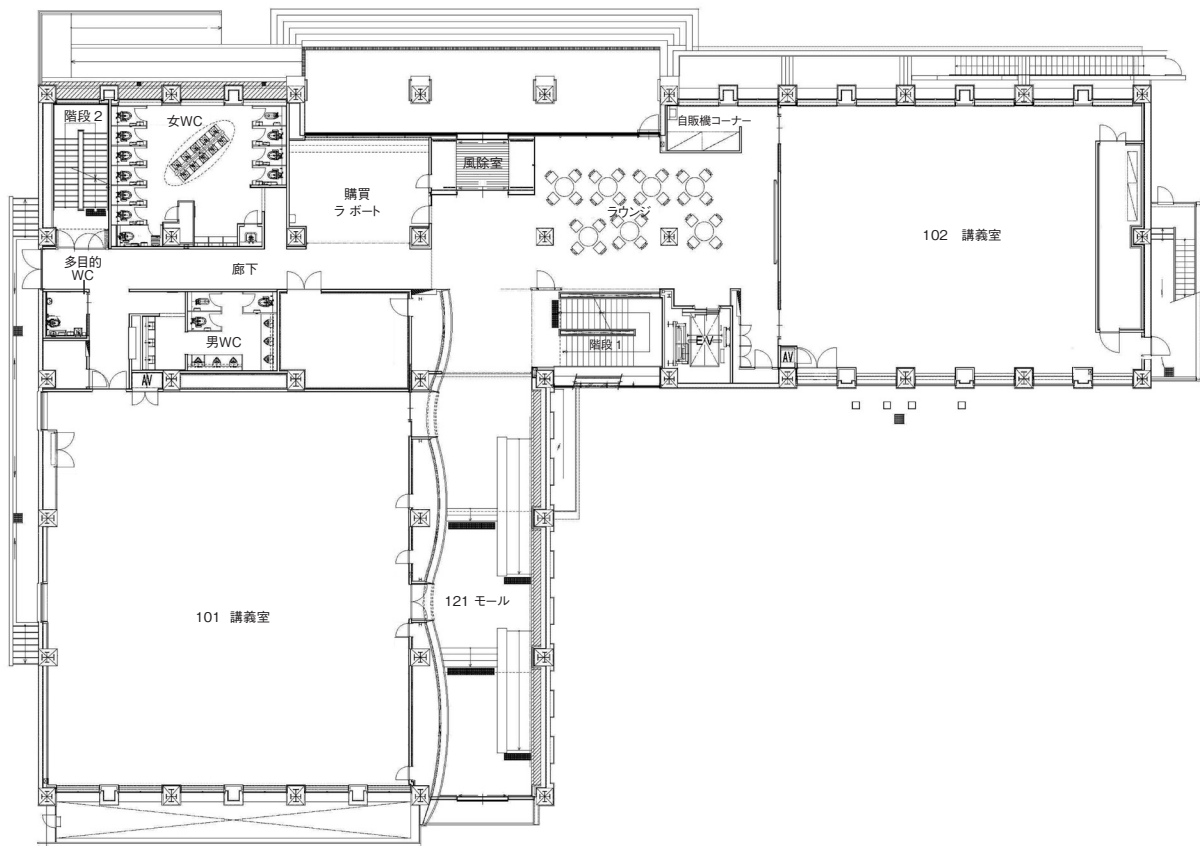
天白キャンパス

八事キャンパス

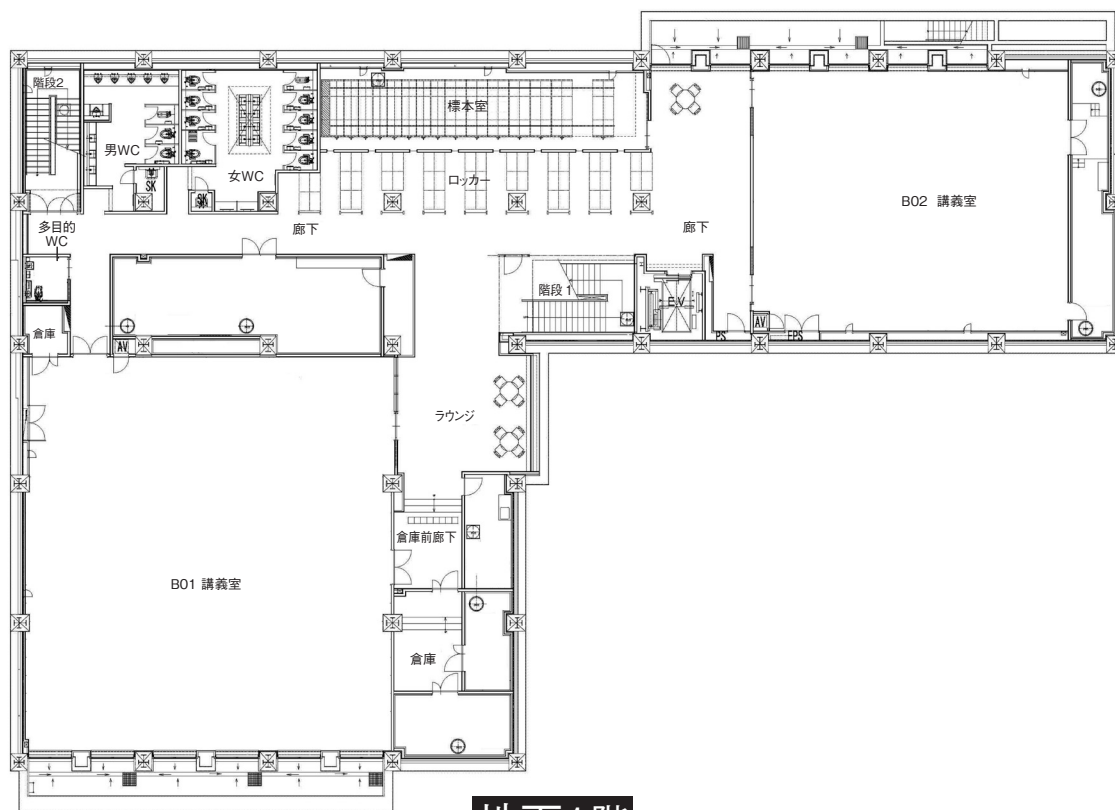
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

八事新3号館 配置図

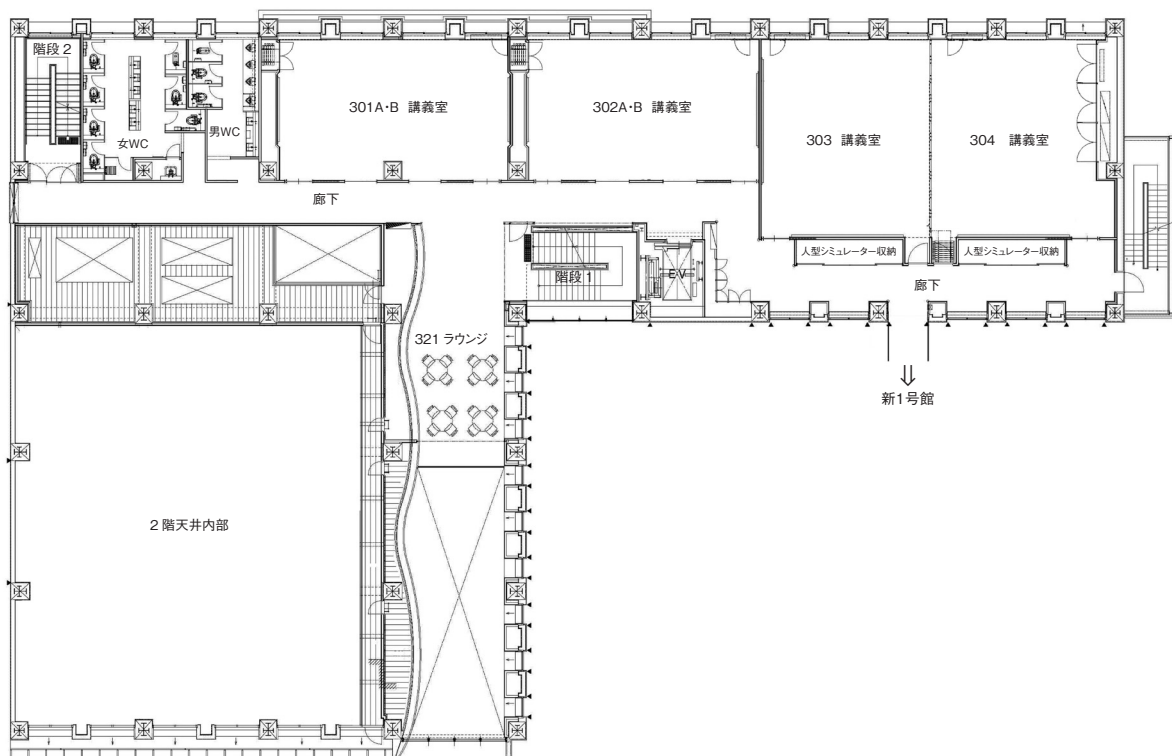


1階

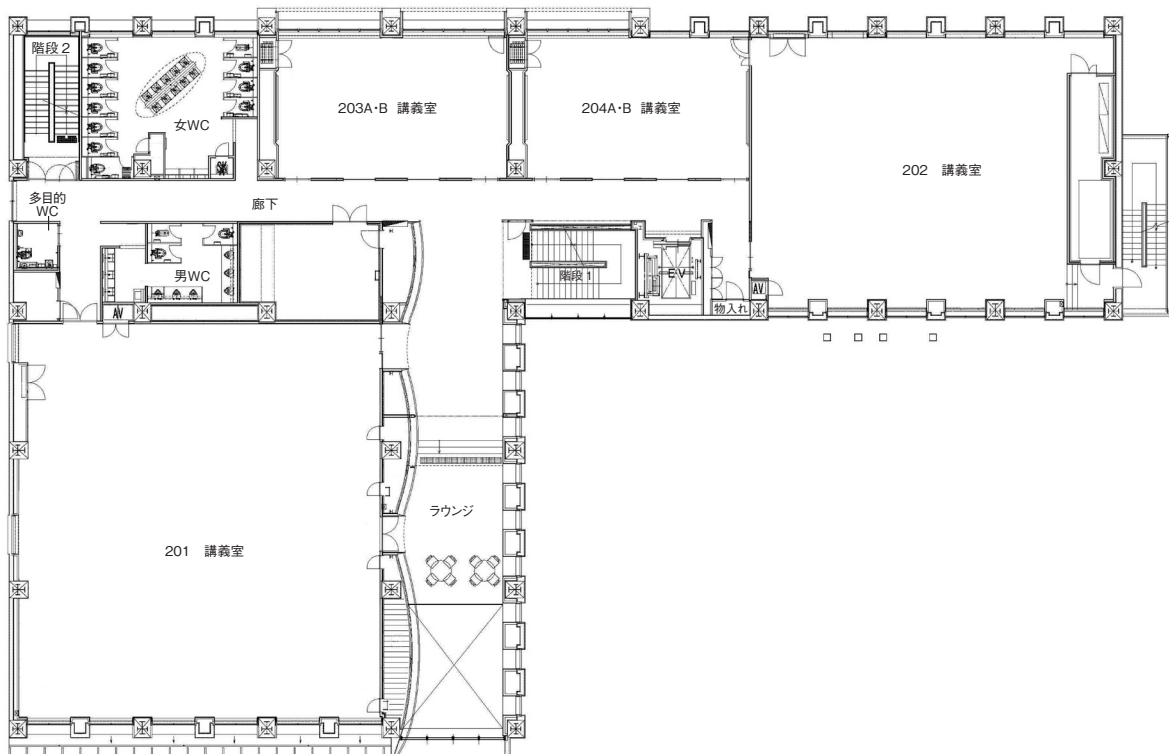


地下1階

八事新3号館 配置図

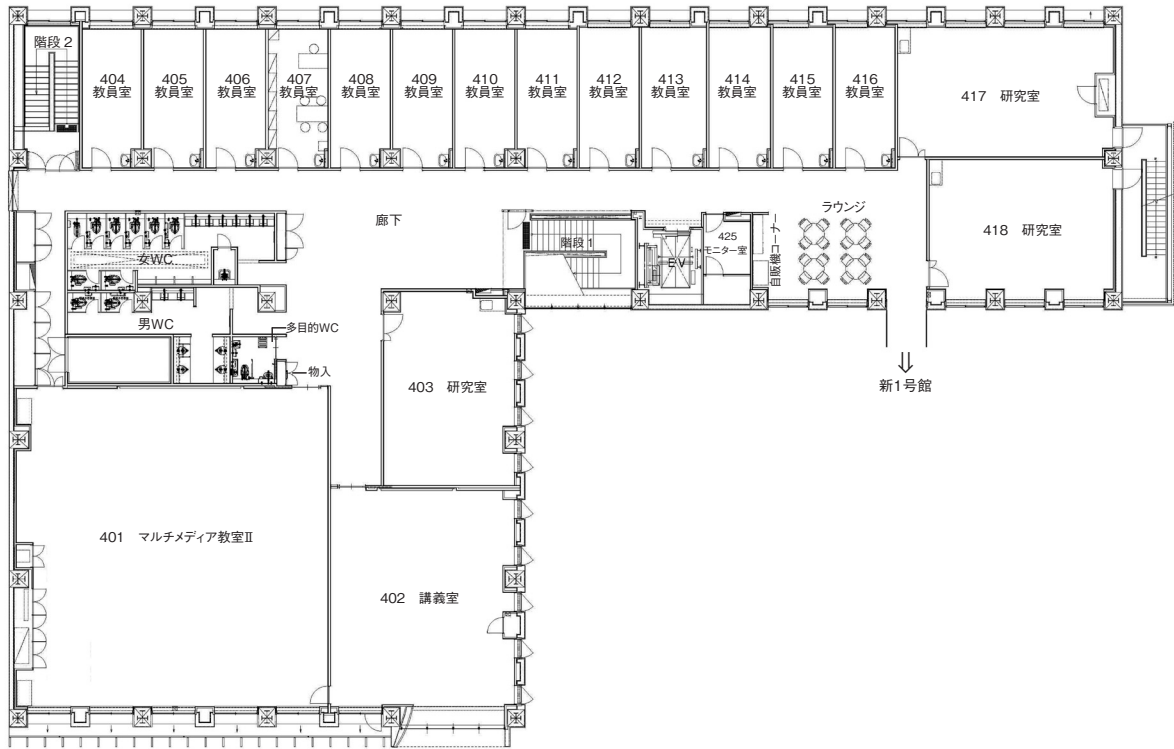


3階



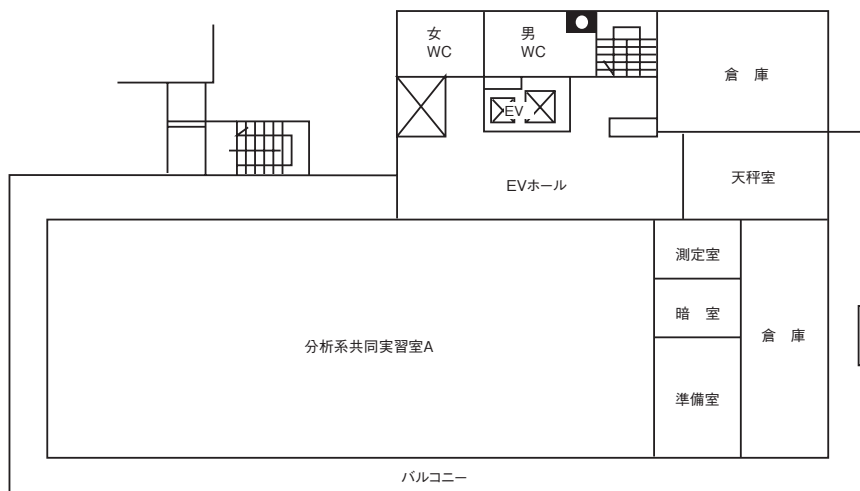
2階

八事新3号館 配置図

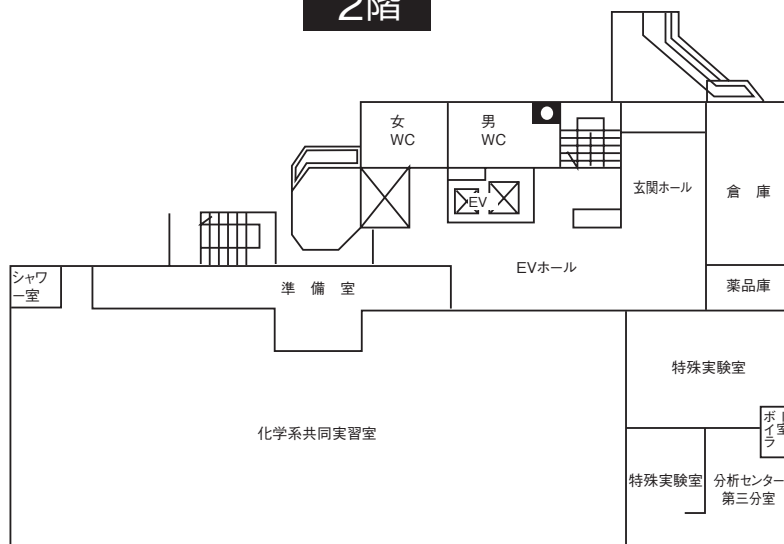


4階

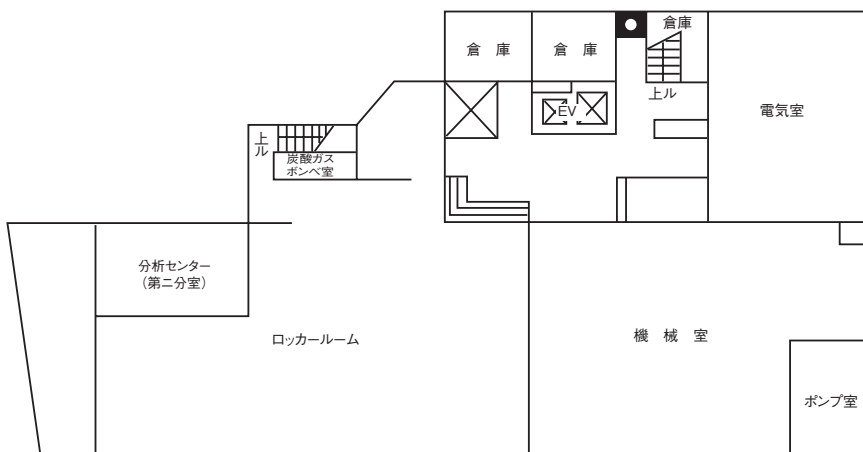
八事7号館 配置図



2階



1階



地階

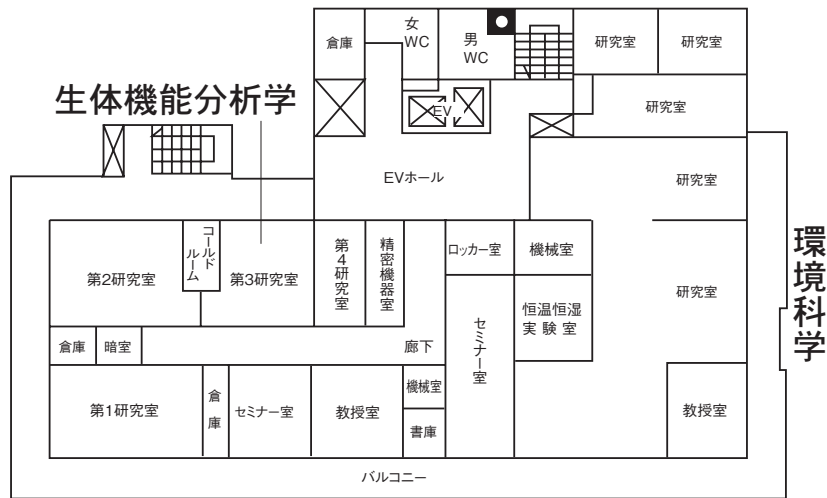
天白キャンパス

八事キャンパス

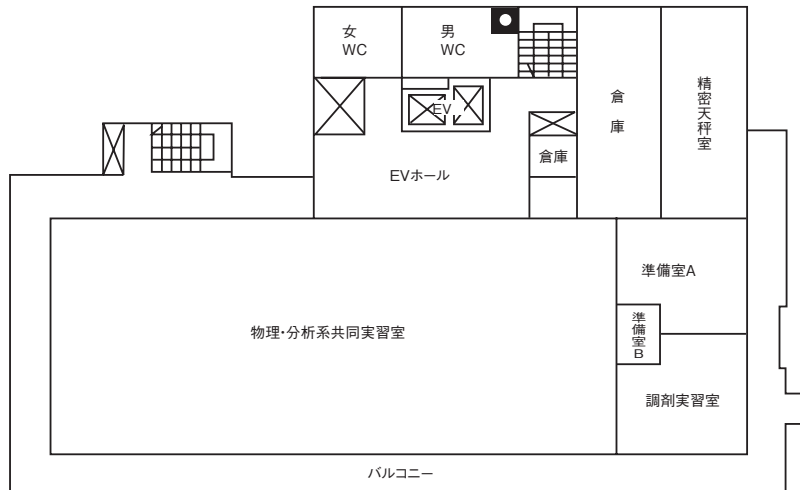
ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

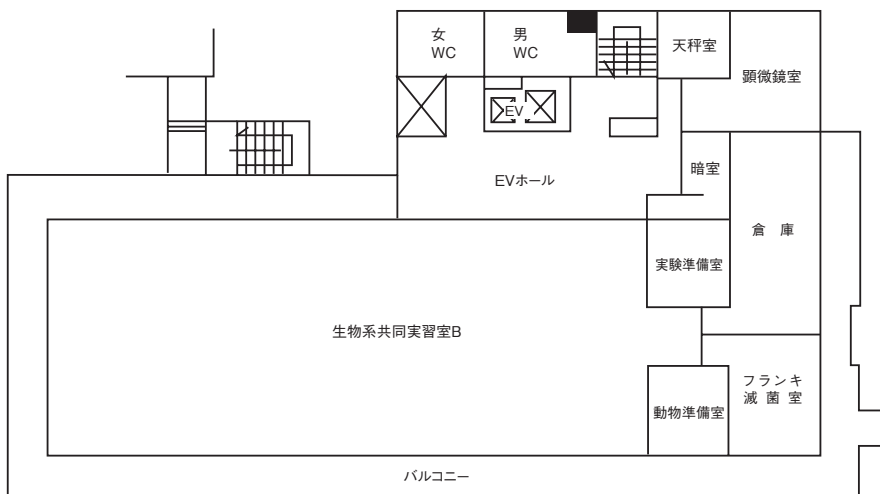
八事7号館 配置図



5階

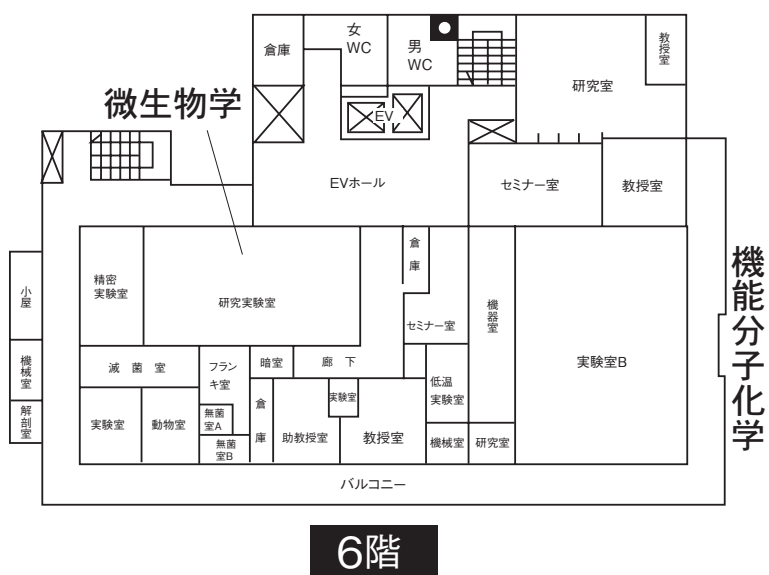
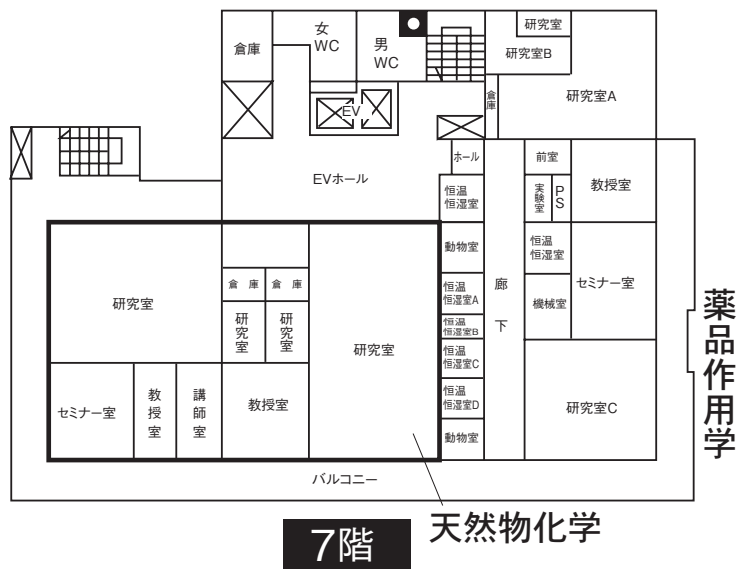


4階



3階

八事7号館 配置図



天白キャンパス

八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

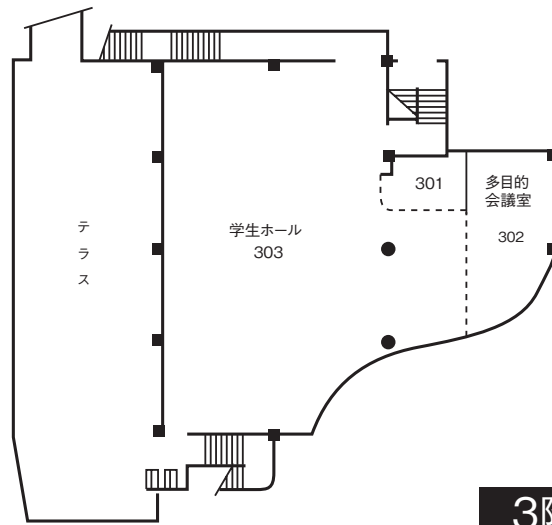
八事 学生会館城薬ホール 配置図

天
白
キ
ャ
ン
パ
ス

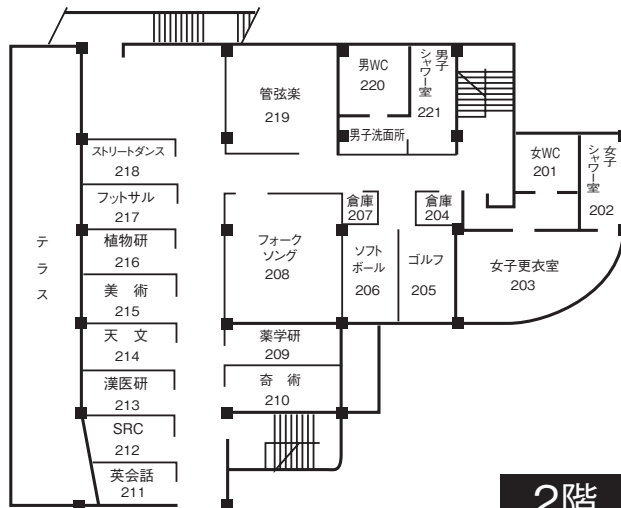
八
事
キ
ャ
ン
パ
ス

ナ
ゴ
ヤ
ド
ー
ム
前
キ
ャ
ン
パ
ス

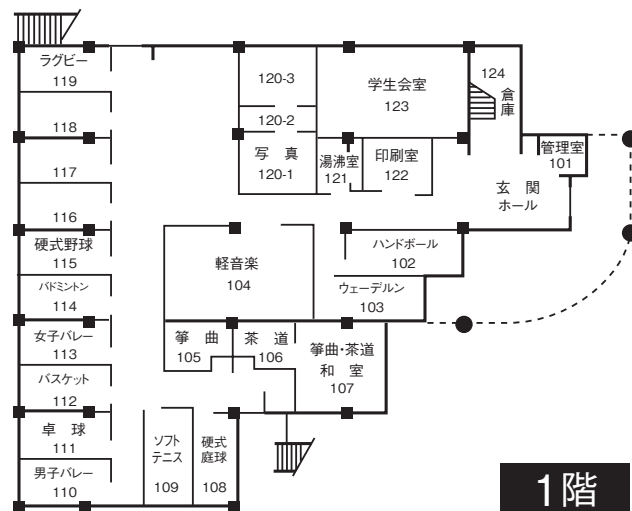
春
日
井
(
鷹
来
)
キ
ャ
ン
パ
ス



3階

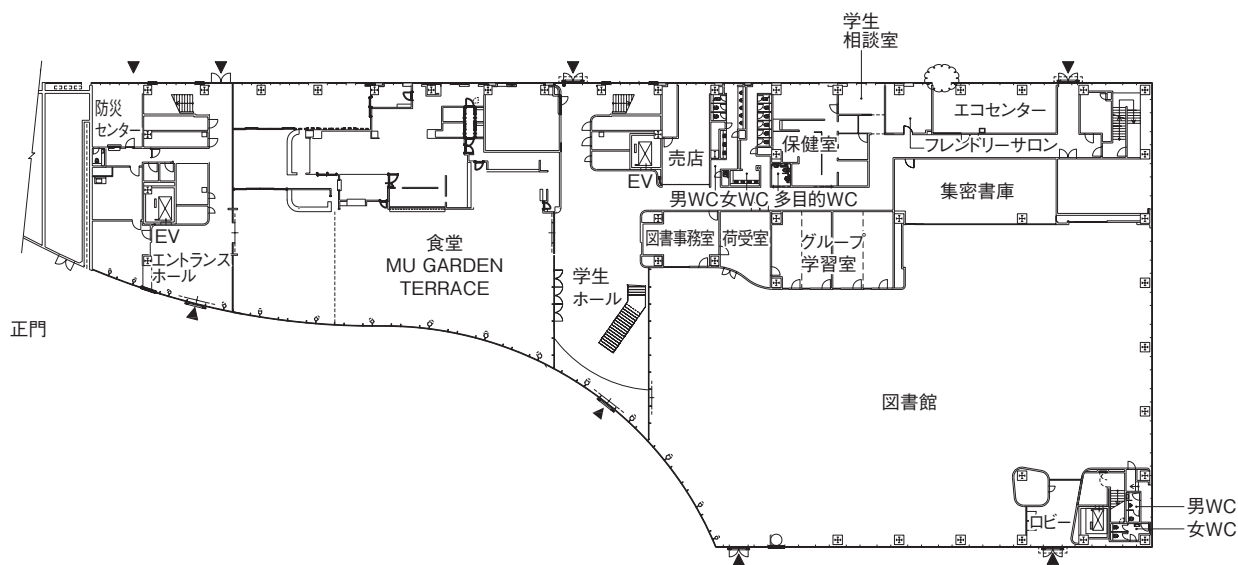
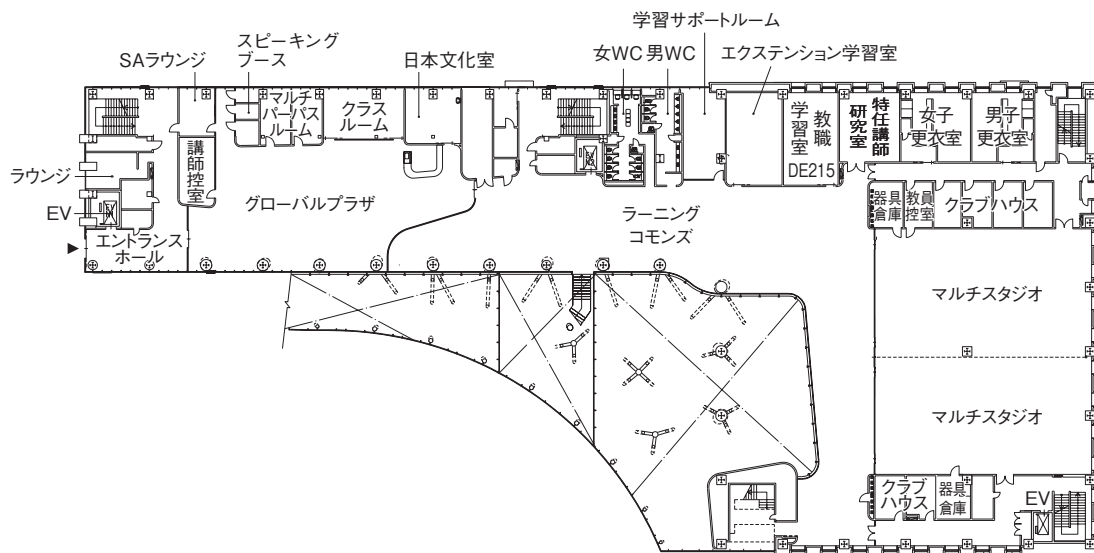


2階



1階

ドーム前 北館・東館 配置図



天白キャンパス

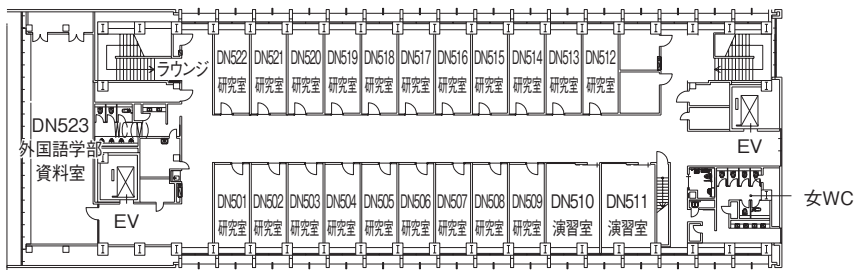
八事キャンパス

ナゴヤドーム前キャンパス

春日井(鷹来)キャンパス

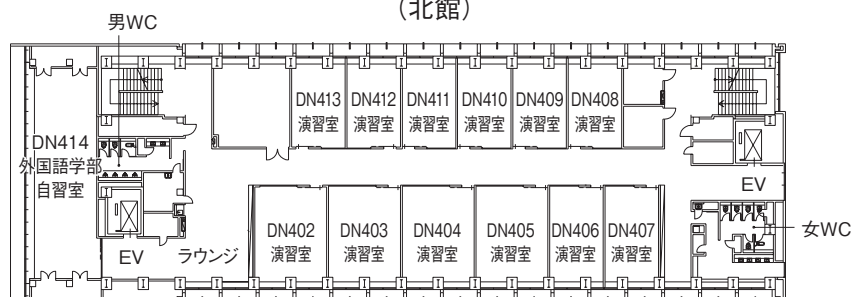
ドーム前 北館・東館 配置図

(北館)



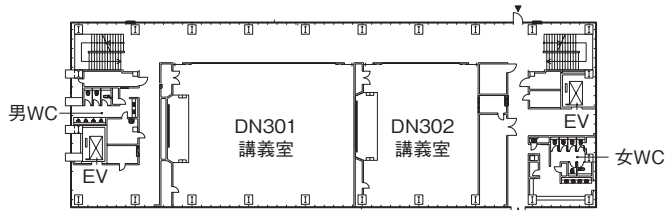
5階

(北館)

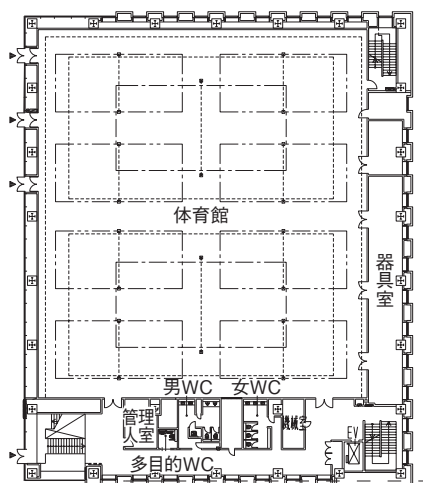


4階

(北館)

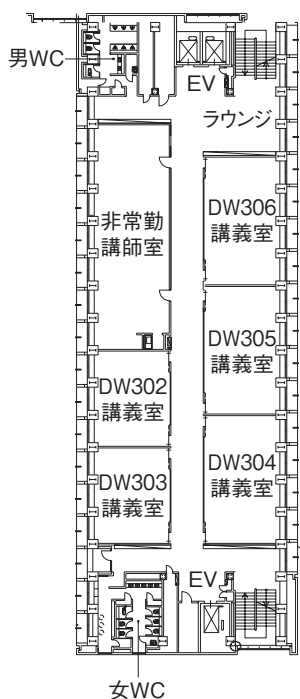


(東館)

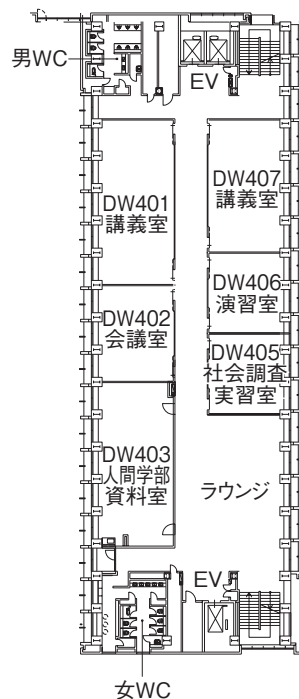


3階

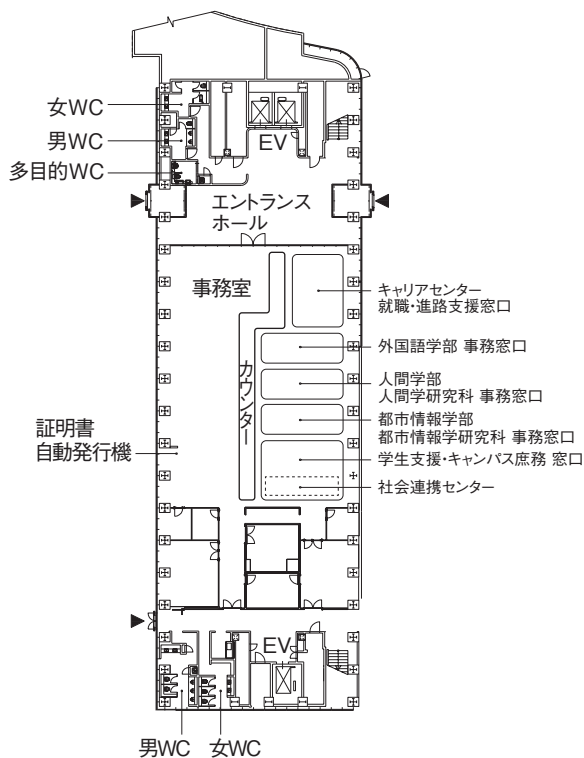
ドーム前 西館 配置図



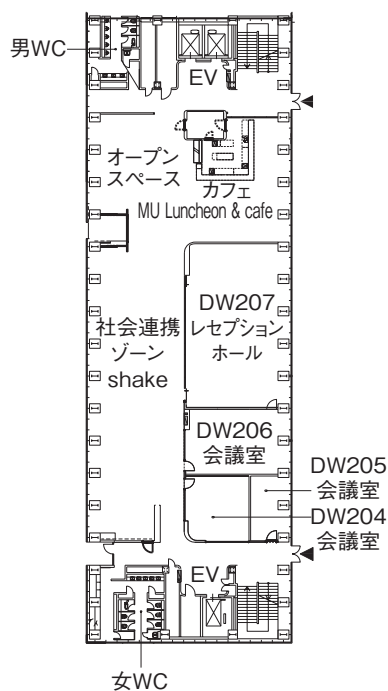
3階



4階

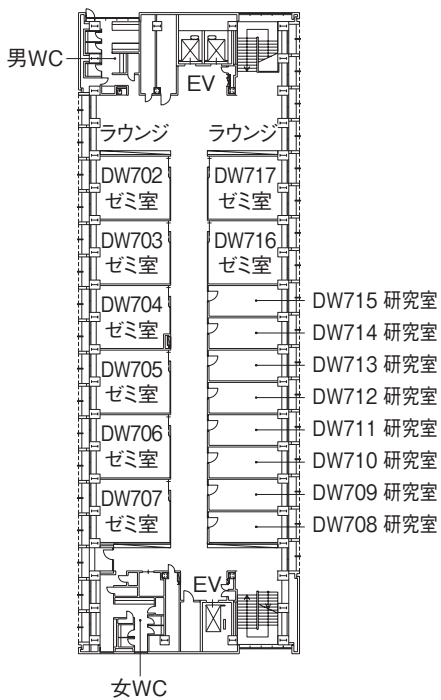


1階

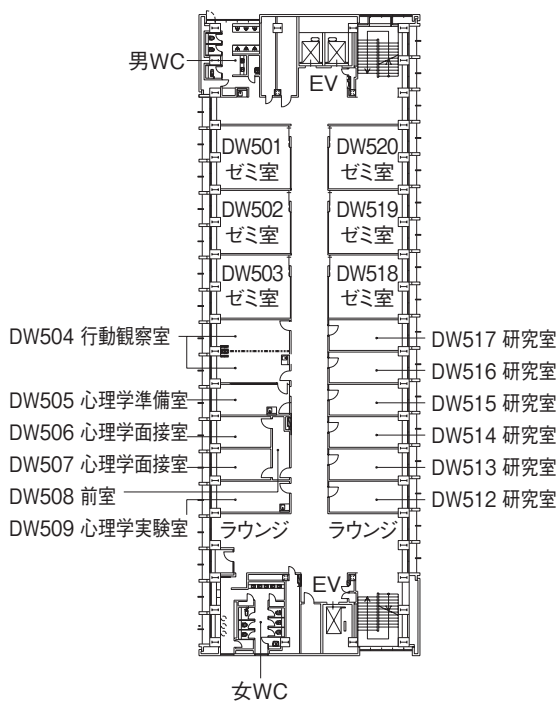


2階

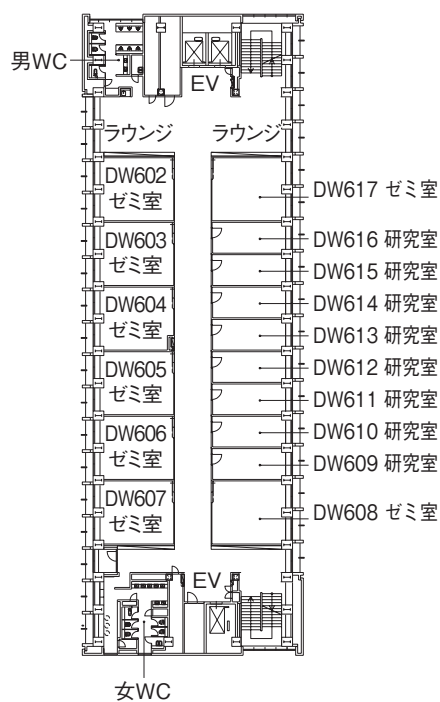
ドーム前 西館 配置図



7階

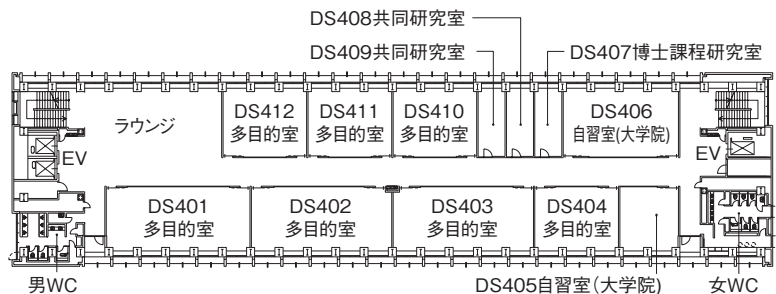


5階

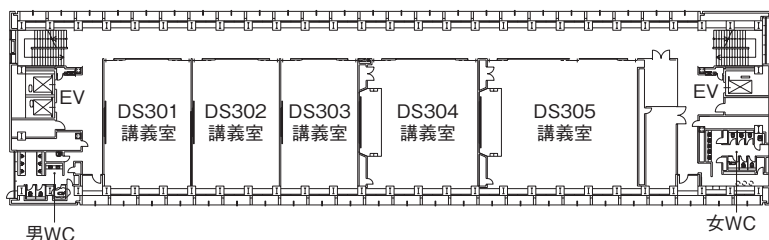


6階

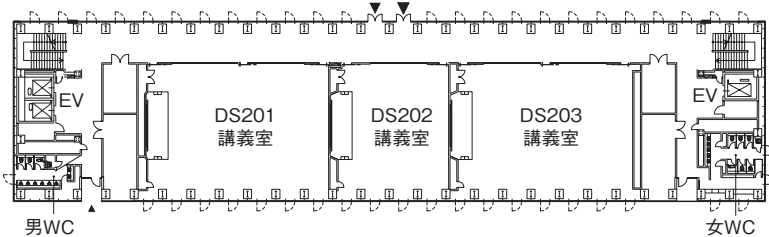
ドーム前 南館 配置図



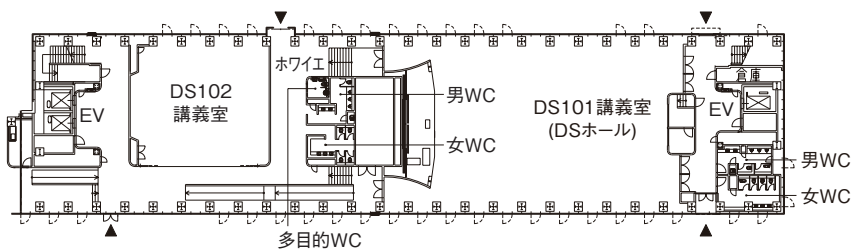
4階



3階

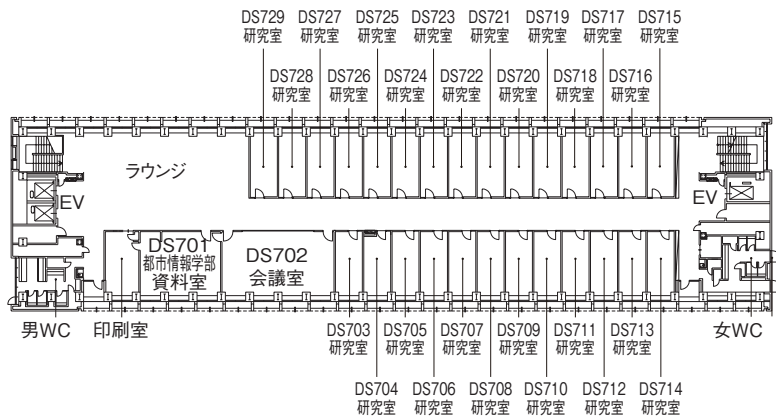


2階

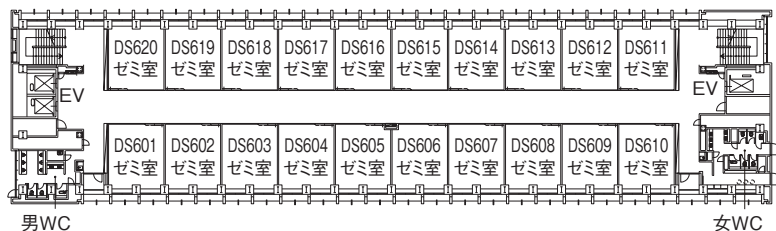


1階

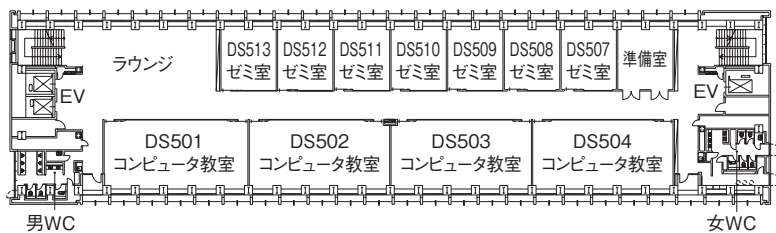
ドーム前 南館 配置図



7階



6階

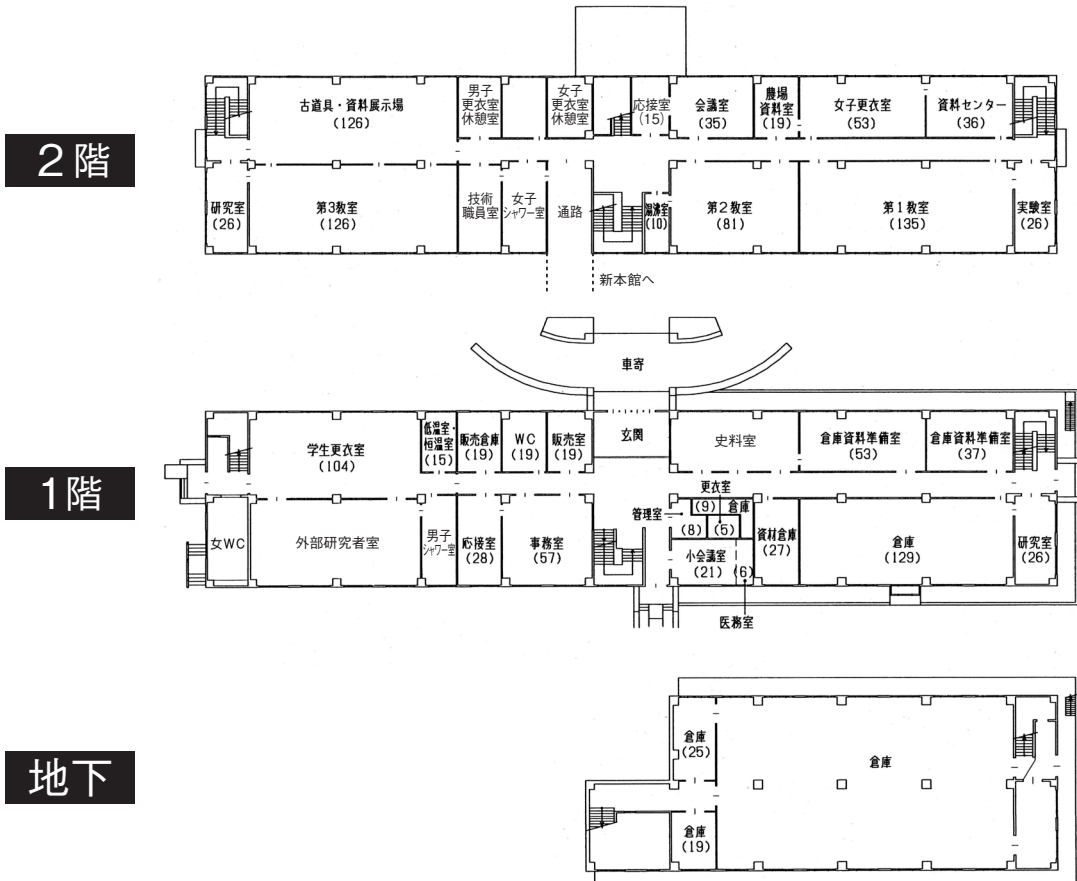


5階

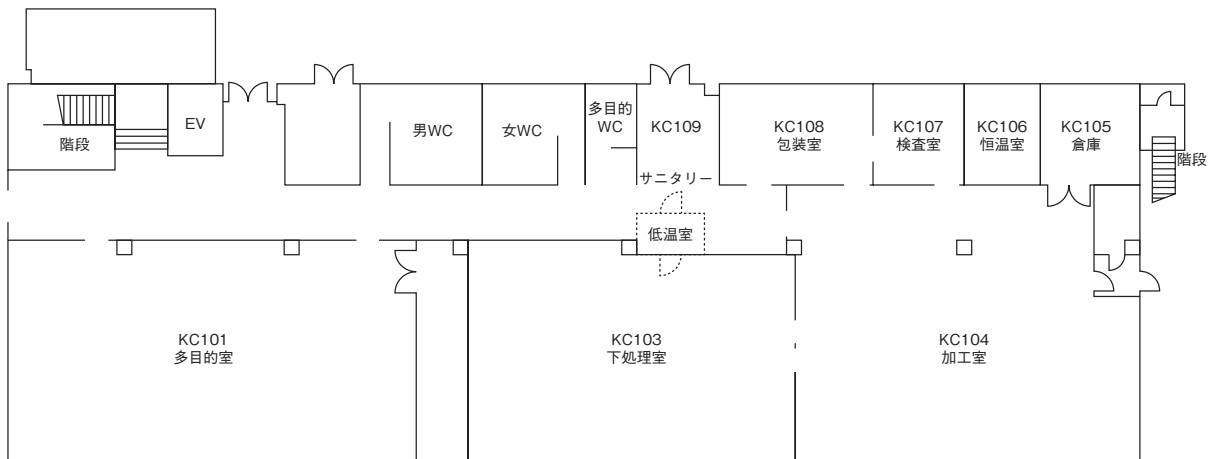
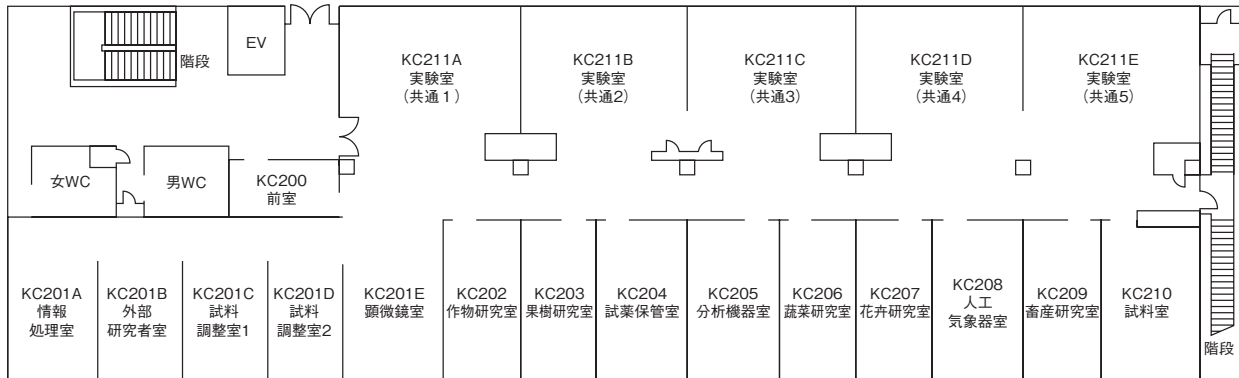
■ 附属農場圃場概略図



附属農場本館（農学部）



教育研究館 配置図



2020年度(令和2年度) 大学院研究科便覧

発行日／2020年4月1日

発行／名城大学学務センター

〒468-8502

名古屋市天白区塩釜口一丁目501番地

TEL：052-832-1151(代表)

印刷／常川印刷株式会社
